

330

49m

5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18

始



B164

330-41



海

錄

全





海 録

例 言

本書二十卷、江都の儒家山崎美成の著す所にして、文政三年六月より天保八年二月に迫る十八年間、群書涉獵の次で、難解の語句、俚諺の類の援據する所を鈔出し、また街談巷説の苟も奇聞異觀に屬するものは、見るに隨ひ聞くに隨つて手録し、審に考異を附したるものなり。

本書もと百卷、就中著者の考に屬するものの多くは、當時既に好問質疑讀書箋記に收めて梓刊せられたり。所載の項目總て一千七百餘を算へ、考證該博、異聞詳悉、上は神代文字の討究より、下は當時の街譚に逮んで啓蒙の照明鏡たり、寔に隨筆中の珍とすべし。原書名はもと前半を好問堂記、後半を海録と稱したるも、自序中海録と

稱せんと欲せるに據り、乃ち此書名を冠せり。東京帝國圖書館所藏本に據る。

著者名は美成^{とよむ}、字は久卿、新兵衛と稱し、後久作と改む。北峰逸人また好問堂或は耐煩居とも號し、下谷長者町に住し、藥鋪を世業とせり。性頗る讀書を嗜み、遍く和漢の書に渉る。天保四年業を其子に譲り、金杉の里に僑居して筆硯に親み、其室を三養居と稱す。常に交友と共に愛玩する古器珍籍を賞觀する事を好び、耽奇會を起して毎月相會し、迭に鑑賞の眼を娛ましめ、漸次之を揚寫輯録して耽奇漫錄二十卷を公にせり。當時之を樂翁公の集古十種に比すと云ふ。晚年落魄して飯田町の某家に據り、病歿せり。方に安政三年七月廿日、享齡六十一。著す所頗る多く、本書好問堂著述目中^{第十八卷}参照に記載する。凡そ三十餘部五百卷の外、疑問錄、金杉日記、三養雜記、有名家略傳等あり。うち疑問錄、金杉日記等數種は、收めて本會曩に刊行せる正

續新燕石十種中に在り。

本書の項目中、曾て公刊せる三養雜記、疑問錄に收められたるもの往々見ゆ。然れども今原本に隨つて存じ、標目に圈點を附して之を明かにせり。

本書もと隨録に係るを以て重出せるもの尠からず、また同項目の數箇所に別載せられたるもの多し。前者は一條を採りて他を削除し、後者は閱覽の際に便せんが爲め一處に蒐收し、新に鈔出歲次を註して原鈔錄の體に悖らざらんを欲せり。

本書假名書き亦頗る多し。今紙數の節減と繙讀の便とを謀り、漢字を以て之に換へたるものあり。然れども努めて妥當の文字を挿入し、原著者の意を愆らざらんことを期せり。

本書もと各卷目錄を置けり。今之を卷首に總括し、新に細註を施して索出に便せり。

以上三項の如き、漫りに拮据して原作を悞れるものありと雖も、一に閲讀の便を念ふの微意に出づ。深く故著者并に讀者に謝する所なり。

大正四年十一月

校訂者識

海録總目錄

卷之一

一	中國の稱	一	中洲の興廢	七	四四	死諸葛走生仲達(諺第一)	一四
二	國學國字の稱	二	十三經の目并孟子非經	七	四五	五材	一四
三	四萬六千日并さげ袋	三	豆日 綿日	八	四六	錢百文を十疋といふ	一五
四	常平錢	四	孝經	八	四七	シガといふ詞	一五
五	武野の歌	五	新吉野	九	四八	歌袋	一六
六	南部の私大	六	祇園精舎	九	四九	蘇民將來	一六
七	鷹	七	仇物語(第一)	九	五〇	きんとん餅	一六
八	醸酒を三國といふ事	八	オソカイと云ふ語	一〇	五一	卅三年開帳	一六
九	嵯峨の釋迦	九	米を疊牙と云ふ	一〇	五二	灸を何壯といふ	一六
一〇	深曾岐	一〇	石飛で八王子へ落	一〇	五三	三註	一七
一一	大和物語考	一一	久米の平内石像	一一	五四	毘沙門堂記	一七
一二	菩提樹	一二	僧家の隱語	一一	五五	永錢并乾何程といふ事	一七
一三	看板	一三	獅子の梵語	一二	五六	「かたわ車」と云ふ小歌	一七
一四	丸行燈	一四	桐葉篇	一二	五七	燭淚	一七
一五	武藏野といふ盃	一五	硯に物かゝぬ事	一三	五八	「身を捨て淨」と云ふ歌	一七
一六	うそ聲	一六	門札	一三	五九	み、す書	一七
一七	町火消并纏いろは組	一七	禹王廟	一三	六〇	吉原燈籠并植花始	一七
一八	天主教(第一)	一八	鷲大明神	一三	六一	彼岸	一七
一九	富者を腹脹といふ	一九	聖像	一三	六二	「いそがばまはれ」と云ふ歌	一七
			兩手をつきて首を下る禮あり	一三	六三	オチャナイと云ふ俗歌	一七
			地藏の前にある車	一四	六四	俊明	一七
			諸虛百損の藥法	一四	六五	ヒヤカス井マフと云ふ俗語	一七
			驛を聞と云ふ	一四	六六	かせ杖	一七
			切支丹の文字	一四	六七	雷ちこし	一七

六八	院本	三
六九	秀頼(湯桶小品)	三
七〇	枕をわる	三
七一	假名東鑑	三
七二	一里塚	三
七三	四十二の物語	三
七四	南都大佛蓮花座	三
七五	田樂法師	三
七六	田樂燒	三
七七	「いそがすば」の歌の事	三
七八	吾邦古書古器現存	三
七九	誤書傍云ト	三
八〇	白衣	三
八一	兩面年代記	三
八二	紅繪錦繪	三
八三	歳暮の和歌	三
八四	應永版法華經訓點	三
八五	はだし井蟲氣づく	三
八六	水伊乃	三
八七	天守井城制	三
八八	繪かき花結	三
八九	移入道	三
九〇	奉公人出替	三
九一	禁書	三
九二	採桑老の面	三
九三	お竹大日如來	三
九四	白拍子の名	三
九五	一石橋	三
九六	尙書百篇	三
九七	淺草觀音の繪馬	三
九八	天狗に誘れしといふ者	三
九九	梶原をげじくと云事	三
一〇〇	天子の別稱	三
一〇一	鳥思藏佛	三
一〇二	皇國忠經	三
一〇三	井田	三
一〇四	御衆といふ書名	三
一〇五	長頭丸	三
一〇六	光廣卿作の小歌	三
一〇七	杉田の梅	三
卷之二		
一	てにをは井ヲト點	三
二	古油の句	三
三	潮來の訓	三
四	紋を附る事	三
五	いもせ	三
六	相生松	三
七	老人舊瀉を止る藥方	三
八	梨本集の繪	三
九	唐本に字數を記す	三
一〇	二礙	三
一一	廿四孝并七賢人	三
一二	シガラアン	三
一三	丁嚮は鉦	三
一四	壬生躍り	三
一五	薩天錫の詩	三
一六	外國竹枝	三
一七	鳴鳥集	三
一八	すが鳥	三
一九	八十八を米とするの類	三
二〇	問三日本風俗之詩	三
二一	時鳥の落文	三
二二	夏草冬蟲(物化第一)	三
二三	熊膽の辨	三
二四	棹の歌	三
二五	新蘆面命と云ふ書	三
二六	遊女の片仕舞	三
二七	九月十三夜	三
二八	撰錢の古文書	三
二九	折枝の解	三
三〇	トクリ(陶器)	三

三二	キリコ燈籠	四
三三	西方聖人	四
三四	畫虎の心得	四
三五	左衽の考并辨	四
三六	人口に膾炙する歌	四
三七	三ツ日	四
三八	醫師髪を剃る事	四
三九	悲々	四
四〇	徹書記中々の歌附姥石	四
四一	刀差添	四
四二	馬の香	四
四三	萬歳	四
四四	雨奇嗜好の句	四
四五	高き屋の御製	四
四六	あやんが太刀(萬歳詞)	四
四七	吉原雀	四
四八	傀儡子	四
四九	ハマの圖	四
五〇	後深草院の稱呼	四
五一	道春點國人	四
五二	龜山復讐	四
五三	有馬侯縁談書附	四
五四	應永中下地狀	四
五五	長嘯子手簡	四
五五	半井下養事蹟	四
五六	大間書	四
五七	舞坂の春歌	四
五八	まいり音聲まかで音聲	四
五九	讀法并訓點	四
六〇	柿本大明神の宣命	四
六一	玉川及び眞野の歌	四
六二	回文の歌	四
六三	三寶鳥の歌附百首和歌千首和歌の初	四
六四	謎(第一)	四
六五	宗鑑の辭世	四
六六	人名に丸といふ事	四
六七	空也僧鉢扣	四
六八	尾州の大夫家例	四
六九	寶永の祭禮	四
七〇	治ニ口瘡ニ方	四
七一	亂脫	四
七二	反訓	四
七三	「梅は飛」の歌	四
七四	あやまり證文	四
七五	引出物	四
七六	生漆酒	四
七七	七なんがそゝ毛(謎第二)	四
七八	誹諧	六
七九	赤穂記類	六
八〇	書籍考類	六
卷之三		
一	神代文字(第一)	六
二	金澤本群書治要の跋	六
三	古き石卒都婆	六
四	實語教童子教の作者	六
五	參考盛衰記凡例	六
六	平家物語の異本	六
七	永久三年具註曆	六
八	牛夏生	六
九	ひめのり	六
一〇	日光道標の大樹	六
一一	日光道の童謡	六
一二	錢の沿革	六
一三	驛路鈴の圖	六
一四	タンボサンと云ふ流言	六
一五	和書異邦に傳ふ	六
一六	錢文の筆者	六
一七	うづは物語考	六
一八	魚鱗翅翼の陣(第一)	六
一九	「ほのく」の歌	六

二〇	夫婦互にツマと稱する事	七	四四	季鷹の狂歌	五	六八	土富店	五
二一	菖蒲草	七	四五	よい／＼といふ病	五	六九	杉森稻荷祭の提燈	五
二二	濁點	七	四六	伊丹池田の酒	五	七〇	西丸才丸同人の事	五
二三	尤草紙抄	七	四七	百ヶ日忌	五	七一	昆端友の詩	五
二四	童蒙先習の抄録	七	四八	淺草寺大原女の額	五	七二	金渡墨跡因縁	五
二五	かゝし	七	四九	こぼだ小平治	五	七三	老談記の作者	五
二六	錢の割考	七	五〇	續三王外記作者	六	七四	おでこ雙六考	五
二七	目出度 <small>かしく</small>	七	五一	蒔繪	六	七五	朝鮮人來朝の一枚摺	五
二八	廻文俳諧西行の贊	七	五二	春臺の號并田詞伯の詩	六	七六	市々谷抄傳鐘の銘	五
二九	ほや	七	五三	合卷并續本	六	七七	琉球の伺書	五
三〇	五字折句ものは附	七	五四	けいせいと云ふ長唄	六	七八	破切支丹	五
三一	兄のもじ	七	五五	ようてう、わきの文字	六	七九	子ひとつ丑みつ(一夜廿五點)	五
三二	古き俳書の抄	七	五六	後の難	六	八〇	いはやざうし考	五
三三	湯女の辨	七	五七	トの名	六	八一	任楓	五
三四	打毬考	七	五八	湯島天神	六	八二	賢問子 繼子君(佛工の名)	五
三五	十六島 <small>ラッセル</small>	七	五九	人間萬事塞翁馬の出處	六	八三	千壺(俗稱仲哀帝陵)	五
三六	紅さしゆび	七	六〇	勸進能の切手	六	八四	増山井	五
三七	俳諧の賦物	七	六一	天海僧正事跡考	六	八五	觀世太夫家語	五
三八	飛龍頭	七	六二	上野の二本杉	六	八六	茶おけ	五
三九	口を吸ふ事を呂字といふ	七	六三	善光寺印文	六	八七	靜女の舞衣の記	五
四〇	舟の軸をみよしと云事	七	六四	カハラケヒメツの寫真	六	八八	義經記抄	五
四一	慈惠大師と賜年月	七	六五	三社託宣	六	八九	拳譜しらま弓考	五
四二	地震にて陰晴を知る	七	六六	上野地名	六			
四三	淺井了意の著書	七	六七	鯨帶	六			

卷之四

一	俳諧百韻の始	一〇	二五	箱置	二〇	四九	旗の手并旗の圖	二九
二	人角	一〇	二六	目黒の餅花	二〇	五〇	弓の尺	三〇
三	人體塊	一〇	二七	日の字をカと訓す	二〇	五一	平山子龍日蓮の贊	三三
四	妙通尼	一〇	二八	蠶蛙の文字	二〇	五二	木牛	三三
五	曲亭小傳	一〇	二九	扇の骨の透圖	二〇	五三	古事記の誤字(死由)	三三
六	香琳院殿御廟	一〇	三〇	三絃	二〇	五四	亡命の文字	三三
七	チ、クリ合と云ふ語	一〇	三一	古近江の系圖	二〇	五五	造をミヤツコと訓む事	三三
八	道晴靈神	一〇	三二	琉球國の唄	二〇	五六	粟散偏地の國	三三
九	景清の墓并詠歌	一〇	三三	過所船	二〇	五七	笠懸の初	三三
一〇	吉原つれ／＼草抄	一〇	三四	白引藝	二〇	五八	木棒	三三
一一	江島の歌	一〇	三五	ヲヨツルと云ふ語	二〇	五九	氏神附氏子	三三
一二	法然上人諡號の宣命	一〇	三六	不破關を置く	二〇	六〇	鈔并紙錢附爐目	三三
一三	綯掃	一〇	三七	天地を袋に縫と云ふ歌	二〇	六一	天皇御謀叛	三三
一四	大字説	一〇	三八	諸葛琴烏頭の毒	二〇	六二	インギリス船并鐵砲圖	三三
一五	口宣 宣旨	一〇	三九	翰卷	二〇	六三	今昔物語抄	三三
一六	花園豊後掾	一〇	四〇	武徳大成記	二〇	六四	鷹を使に葉を用る事	三三
一七	グテと云ふ語	一〇	四一	懸袋	二〇	六五	彌陀手絲	三三
一八	日本永代藏抄	一〇	四二	家を里といふ事	二〇	六六	飛耳長目	三三
一九	枯るゝを舞と云事	一〇	四三	意馬心猿(諺第三)	二〇	六七	者をテイレバと訓する事	三三
二〇	頼朝公放し	一〇	四四	めりやす	二〇	六八	瑞溪周鳳傳	三三
二一	僧死を鶴林と云ふ事	一〇	四五	貞和版傳燈錄	二〇	六九	ゴラセイニイル	三三
二二	保元平治の作者	一〇	四六	名文圖解	二〇	七〇	亂れ箱	三三
二三	甲陽軍鑑の作者	一〇	四七	曾禰好忠の歌	二〇	七一	判事物圖扇	三三
二四	喜撰の歌(自怡堂詩の辨)	一〇	四八	費隱の書	二〇	七二	「よこさんしよ」と云ふ拍子詞	三三

六七	蜀山翁の詩	一八四	一一	詩韻珠璣	一八五	三五	大佛鑑名考證	一八八
六八	夜商人の印札	一八四	一二	麗人の詩(一雙玉手千人枕)	一八五	三六	對馬音	一八一
六九	水戸虚空藏の馬	一八五	一三	二門口月八三	一八五	三七	施行書	一八一
七〇	屏風に色紙を押す	一八五	一四	觸の訓義	一八五	三八	三浦大介の軍略	一八一
七一	文書封の紙	一八五	一五	蟹の誕生日	一八五	三九	讀書の要	一八一
七二	和琴の唱歌	一八五	一六	燠米糖をいやす事	一八五	四〇	博學	一八一
七三	鳥八白	一八六	一七	八景	一八五	四一	寺なかりぶきと云事	一八一
七四	常元蟲	一八六	一八	室中に鏡を掛る事	一八五	四二	三多	一八一
七五	石塚の銘	一八六	一九	鍛工の作字	一八五	四三	幼兒の詩	一八一
七六	遊子伯陽	一八七	二〇	二賢堂	一八五	四四	泥丸	一八一
七七	池魚の災	一八八	二一	子の不肖母に因る	一八五	四五	舟魂に采を祭る事	一八一
七八	無文禪師傳	一八八	二二	東叡山建立(第一)	一八五	四六	水母蝦爲目(諺第四)	一八一
卷之七				二三	八音の外三あり附漫筆	四七	雁書(陸那川)	一八一
一	麻姑手附木童子	一八九	二四	大同竹	一八五	四八	不二山	一八一
二	狂句	一九〇	二五	小田原古壘の瓦	一八五	四九	葉與世同	一八一
三	ウー山	一九〇	二六	三神香方	一八五	五〇	雌黃	一八一
四	清朝畫西湖圖	一九〇	二七	長沼流傳書	一八五	五一	佛足石	一八一
五	行堂	一九〇	二八	一錢切	一八五	五二	佛法	一八一
六	馬橋紀行	一九〇	二九	大龍寺縁起	一八五	五三	論語微の非	一八一
七	女髮結の觸書	一九〇	三〇	西行庵	一八五	五四	下の關與次兵衛塔	一八一
八	天水桶の原始	一九一	三一	兼良公	一八五	五五	さゝえ	一八一
九	幼兒孝經を讀む	一九一	三二	扶老(杖の異名)	一八五	五六	野馬齋詩	一八一
一〇	讀書須三虚心	一九一	三三	麻沙本	一八五	五七	石垣	一八一
			三四	蓮の絲の事	一八五	五八	教三婦初來	一八一

五九	筑後にて金を掘出す	二〇〇	一〇	矢鏃異製	二〇〇	三三	健爲九百一	二〇〇
六〇	二十爲念	二〇〇	一一	唯一兩部の神道	二〇〇	三四	參天台五臺山記	二〇〇
六一	雨の脚風の手	二〇〇	一二	世人と反對	二〇〇	三五	外道の三岐枝	二〇〇
六二	楯の始	二〇〇	一三	楠家菊水紋考	二〇〇	三六	ボス・シキテレイ・コンストの	二〇〇
六三	篆文	二〇〇	一四	ウタに歌の字を書く事	二〇〇	三六	奥書	二〇〇
六四	草體	二〇〇	一五	仙臺角錢	二〇〇	三七	高麗陣の援兵	二〇〇
六五	七夕	二〇〇	一六	學者の心	二〇〇	三八	筑紫長刀	二〇〇
六六	コサ笛	二〇〇	一七	時の貝吹事附幕を打貫く鐵砲	二〇〇	三九	颯風	二〇〇
六七	銃説(大野武規)	二〇〇	一八	目つぶしの方	二〇〇	四〇	先進後進	二〇〇
六八	絶句	二〇〇	一九	妹を弟と云ふ事	二〇〇	四一	楠石論の評	二〇〇
六九	一河の流一樹の陸(諺第五)	二〇〇	二〇	續紀の文	二〇〇	四二	蚊屋の考	二〇〇
七〇	武備祕書附五岳圖	二〇〇	二一	素本(白文)	二〇〇	四三	三味	二〇〇
七一	むかしくの物語著者	二〇〇	二二	万字 勿字	二〇〇	四四	郡國利病書の序	二〇〇
卷之八				二三	枚の圖	四四	起請	二〇〇
一	神道	二〇〇	二四	奸盜提灯	二〇〇	四六	梅山信日本茶	二〇〇
二	月見の團子	二〇〇	二五	阿須波の神	二〇〇	四七	神田明神	二〇〇
三	功德天 黒闇天	二〇〇	二六	鈴鹿山鬼神	二〇〇	四八	鳥居	二〇〇
四	口狀	二〇〇	二七	切支丹の器物	二〇〇	四九	しのぶ展摺の石	二〇〇
五	月夕	二〇〇	二八	薬の一字銘	二〇〇	五〇	造々の訓	二〇〇
六	乗物をカゴと云ふ事	二〇〇	二九	數の文字	二〇〇	五一	俱舍論	二〇〇
七	念佛無間禪天覽	二〇〇	三〇	採字	二〇〇	五二	歌人は居ながら名所をしる事	二〇〇
八	詩歌同音抄書	二〇〇	三一	コリと云ふ訓	二〇〇	五三	天満寶船	二〇〇
九	梧窓漫筆抄	二〇〇	三二	用のかな	二〇〇	五四	焼場へ板を賣來る	二〇〇
			三三		二〇〇	五五	茶園(大内裡)	二〇〇

五六	百鬼夜行	三三
五七	「雲はれて後の光」の歌	三三
五八	柳樹附歌伯	三三
五九	ひやし馬	三三
六〇	武器圖説	三三
六一	霞やけ	三三
六二	蟹蟲(馬の事)	三三
六三	氏寺	三三
六四	馬の寸をキと云こと	三三
六五	一文さなかの考	三三
六六	羅漢寺天王堂佛工	三三
六七	ヒモツと云ふ俗語	三三
六八	伯耆流居合	三三
六九	草茅危言	三三
七〇	古戦實録	三三
七一	鞍手形	三三
七二	前太平記撰者	三三
七三	御の字	三三
七四	貼黄	三三
七五	歳首馬を見る	三三
七六	代醉篇	三三
七七	逐禍の馬	三三
七八	倭人詩	三三
七九	無聲句有聲畫	三三

八〇	繪馬	三三
八一	大塔宮の稱	三三
八二	七つ道具	三三
八三	七き八ふんあけ六さい	三三
八四	石器考	三三
八五	弓手馬手	三三
八六	王子金輪寺什物	三三
八七	間滿寺開山傳	三三
八八	龍尾記	三三
卷之九		
一	鐵圍扇	三三
二	明珍響	三三
三	北越流兵學	三三
四	灰毛猫と云ふ談(談第六)	三三
五	聖物の射法	三三
六	三河後風士記	三三
七	論語夷侯の訓	三三
八	正雪桶の裔と云ふ説	三三
九	古將のものに逢す	三三
一〇	婆丹と云ふ鏡砲	三三
一一	今世名實の違(元服、忌服)	三三
一二	手邊及八幡座考	三三
一三	宵に銘切る事	三三

一四	大貳の辭世	三三
一五	葵の御紋考	三三
一六	七字口傳	三三
一七	狐矢	三三
一八	革包履	三三
一九	大坂陣古圖の説	三三
二〇	水學の書	三三
二一	殉死	三三
二二	徒然草考	三三
二三	清正題目の旗	三三
二四	手紙灸すること	三三
二五	十萬弓	三三
二六	騎射	三三
二七	百姓爲子	三三
二八	風俗古今の異	三三
二九	葵花	三三
三〇	經濟の字	三三
三一	蝶の訓義	三三
三二	清人の詩(人間生涯五十年)	三三
三三	梅に鶯	三三
三四	茶辭	三三
三五	唐土書有日光山事	三三
三六	倭銃	三三
三七	龜のさし櫛	三三

三八	卷舌三指張臂	三三
三九	大刑兵を用う	三三
四〇	偏旁	三三
四一	唐代の鬻行	三三
四二	血書の經文	三三
四三	錦の行賤	三三
四四	二麥	三三
四五	蓋斯	三三
四六	夢日孕	三三
四七	越後流 甲州流	三三
四八	亂韵の詩	三三
四九	取染手綱	三三
五〇	馬面	三三
五一	待問者如撞鐘	三三
五二	陰核	三三
五三	瓢箪	三三
五四	玄ば弦の音	三三
五五	養を置燈上避蟲	三三
五六	割字	三三
五七	先入爲主	三三
五八	疑事	三三
五九	異艦戦法	三三
六〇	地轉儀	三三
六一	歳旦之詩	三三

六二	紅楓の字	三三
六三	忠臣不事二君	三三
六四	關雪主人許氏詩	三三
六五	古人自愛文章	三三
六六	壽安鎮國山の碑	三三
六七	藏字	三三
六八	位署書	三三
六九	富士山の高さ	三三
七〇	陸子卓行	三三
七一	年玉	三三
七二	標榜字	三三
七三	萬はツタにあらず	三三
七四	蟬花(物化第三)	三三
七五	曲玉	三三
七六	書柱(一文挾或は文杖)	三三
七七	南無比丘	三三
七八	檜垣女	三三
七九	高尙が八島の歌	三三
卷之十		
一	敬乃	三三
二	ないら(馬病)	三三
三	鬮を俗に丸と云事	三三
四	東吳といふ手水鉢の銘	三三

五	桃尻	三三
六	鮫膚	三三
七	獲麟	三三
八	病名	三三
九	外郎透頂香	三三
一〇	南延	三三
一一	着帯	三三
一二	蘭湯	三三
一三	灸	三三
一四	しらがを染る藥	三三
一五	小便を止る良藥	三三
一六	蛭に血をすはする事	三三
一七	絲脈	三三
一八	騎戦の論	三三
一九	花山院の歌	三三
二〇	相廣の馬場	三三
二一	あがり馬	三三
二二	砲術流儀	三三
二三	大師入定の事	三三
二四	大江山討手の記録	三三
二五	嘉定	三三
二六	秋田杉直物語	三三
二七	鷹匠の小刀銘	三三
二八	ウのめ鷹のめ(談第七)	三三

二九	茶々興祭	三七	五三	神道碑	二八	一	犀皮	二九
三〇	小野照明神	三七	五四	類字函	二八	二	妙海尼	二九
三一	大磯虎ヶ石	三七	五五	款識	二九	三	竹細工	二九
三二	喧嘩笠扇勘當箱	二六	五六	大般若の札	二九	四	胡蝶	二九
三三	常陸海中の出鐘銘	二六	五七	天竺佛(圓淨檀金)	二九	五	首風書法	二九
三四	三騎射の書目	二六	五八	遊行の俗説を辨す	二九	六	トボスと云ふ俗語	二九
三五	遊行化盆の札	二六	五九	俄の初	二九	七	童謡解	二九
三六	談曲翁の考	二六	六〇	センゴリの詞	二九	八	敬月法師	二九
三七	三楠實録	二六	六一	雛屋立園が傳	二九	九	釋氏書目	二九
三八	鳩に三枝の禮あり	二六	六二	玉帶	二九	一〇	朱子像	二九
三九	咳嗽の藥方	二六	六三	刺の辭	二九	一一	島片ス厚板織、薄板織	二九
四〇	げぢになめらるゝ事	二六	六四	淺草寺神事古圖	二九	一二	泉州燒鹽壺	二九
四一	七里げつばい(諺第八)	二六	六五	土師舞	二九	一三	蒲團扇	二九
四二	熊野山中の大木	二六	六六	梅鉢の紋	二九	一四	郭巨の金釜	二九
四三	望夫石	二六	六七	御言葉の松	二九	一五	ナツコヘイ窟隠れ里	二九
四四	花しれ	二六	六八	格子、散茶の名義	二九	一六	笑暗排圍	二九
四五	眼瞼口標	二六	六九	柏餅	二九	一七	光次二百回忌	二九
四六	直垂フスマ	二六	七〇	墓碑の制	二九	一八	大黒	二九
四七	ものぐさ(履)	二六	七一	百人一首對句	二九	一九	耶蘇の唱文	二九
四八	地獄の沙汰	二六	七二	年の終りの魂祭	二九	二〇	繪馬心經	二九
四九	膝の看板	二六	七三	かんじき	二九	二一	島原	二九
五〇	暴風日期	二六	七四	提箱	二九	二二	新羅三郎奥州下向時秋	二九
五一	轉用の語附遊山舟	二六				二三	魁星	二九
五二	等身	二六				二四	蟲	二九

卷之十一

二五	花信風	三〇五	四九	答問書	三六	七三	三絃鏡	三三
二六	律令格式	三〇六	五〇	連歌の話	三六	七四	義士裁許	三三
二七	山伏	三〇六	五一	義經記考	三六			
二八	オツカナイと云ふ俗語	三〇六	五二	キセル	三七			
二九	國郡をよめる歌	三〇六	五三	人魚骨	三七			
三〇	古碑	三〇七	五四	文殊の従者	三七			
三一	古器を掘出し話	三〇七	五五	風潭が小傳	三八			
三二	天庵の城墟	三〇九	五六	六歳童の書	三八			
三三	常陸の舊跡	三〇	五七	濱田氏が異國を攻る圖	三八			
三四	杜若	三〇	五八	津輕俗に(ビヤボン)	三八			
三五	うがい	三〇	五九	廟碑を選べる事	三九			
三六	心經	三〇	六〇	ハスイ點	三九			
三七	能書同名	三〇	六一	者	三九			
三八	樽人形	三一	六二	酒ばやし(杉の葉)	三九			
三九	おさんの方	三一	六三	伊賀越復讐	三九			
四〇	龜井月天神	三一	六四	大成經	三九			
四一	白澤王	三一	六五	騙馬	三九			
四二	ほろ	三一	六六	熊野(謠)	三九			
四三	閏八月十五夜	三一	六七	海賊橋	三九			
四四	長者墓	三一	六八	名乗の反切	三九			
四五	石原の夫婦石	三一	六九	白石先生小傳	三九			
四六	火薬の分量	三一	七〇	正月ハセを賣ること	三九			
四七	古鏡の時代	三一	七一	兄部	三九			
四八	封牛の辨	三一	七二	紅毛婦人の飾	三九			

卷之十二

七三	三絃鏡	三三
七四	義士裁許	三三
一	五點具足阿字	三四
二	遊行十二世(後醍醐帝皇子文書)	三四
三	大多法師畫卷	三四
四	毀大佛一鐫錢	三四
五	大佛錢	三四
六	雷	三四
七	口よせ	三四
八	平家蟹附武文蟹島柯蟹	三四
九	慶元以後人物	三四
一〇	安宅丸	三四
一一	田家五行(晴雨の占)	三四
一二	詞花集逸歌	三四
一三	やうき	三四
一四	鳥杖	三四
一五	京の大路を詣する歌	三四
一六	林子平が辭世	三四
一七	謎(第二)	三四
一八	酒の異名	三四
一九	金魚	三四
二〇	方言	三四

二一	冠山公西行贊	三〇〇	四五	有明袋	三六	六九	カタジケナイと云ふ流語	三〇一
二二	燕に紅縷を附る事	三〇〇	四六	安德帝	三六	七〇	酔ムツカリ	三〇一
二三	寛算が日	三〇〇	四七	前の訓	三六	七一	誰袖 貝張 花袋	三〇一
二四	鈴奏(鳴子)	三〇一	四八	穂	三六	七二	武家高名の故事	三〇一
二五	質問本草	三〇一	四九	洒落本	三六	七三	十王經	三〇一
二六	田券の記號(神代字第二)	三〇一	五〇	盛衰記抄	三六	七四	高札	三〇一
二七	與保呂	三〇一	五一	雞蘇佛(茶之異名)	三六	七五	「牛の歩み」の歌	三〇一
二八	無盡錢(たのもし)	三〇一	五二	海市 山市	三六	七六	仇物語(第二)	三〇一
二九	正一位	三〇一	五三	寂	三六	七七	神君御書贊	三〇一
三〇	日本水土考	三〇一	五四	字	三六	七八	陣太鼓	三〇一
三一	九六の數	三〇一	五五	長錢短陌	三六	七九	天七地五	三〇一
三二	片岡山の飢人	三〇一	五六	鳥賊暴作(偽契)	三六	八〇	沛艾	三〇一
三三	蛇化(怪物化第四)	三〇一	五七	留客(不過三蔬豆)	三六	八一	書言故事抄錄(六條)	三〇一
三四	空白	三〇一	五八	羊肝 牛皮	三六	八二	さしこみ帶	三〇一
三五	道阿彌彌山岡圖書	三〇一	五九	赤鳥考	三六	八三	市村の桶紋(繩たらし)	三〇一
三六	諺の義	三〇一	六〇	血爲火	三六	八四	萬年橋(五本松)	三〇一
三七	車の原始	三〇一	六一	葦船	三六	八五	國體	三〇一
三八	クスグル(撰)	三〇一	六二	新撰類聚往來	三六	八六	長者教	三〇一
三九	稻荷の夢想	三〇一	六三	猫を賣ふに錢を附る事	三六	八七	キリムギ町	三〇一
四〇	針灸の原據	三〇一	六四	蠶の口よせ(蠶の手向)	三六	八八	車塚	三〇一
四一	吉原花植	三〇一	六五	短冊豆腐	三六	八九	爛	三〇一
四二	しゆみせん汁	三〇一	六六	大門先(杉森祭禮)	三六	九〇	元結	三〇一
四三	南部曆の笠鞋	三〇一	六七	小町針	三六	九一	別當 勾當	三〇一
四四	松竹梅	三〇一	六八	銀つぶし	三六	九二	つるのはし	三〇一

卷之十三

九三	掛畫掛字	三〇七	一八	甲冑着用次第	三〇六	四二	見附の松飾	三〇六
九四	曾我物語抄(管神雷となる事)	三〇八	一九	有暇無暇	三〇七	四三	金渡墨跡	三〇六
九五	龍尙舍小傳	三〇八	二〇	五百羅漢	三〇八	四四	職人盡歌合數種	三〇六
九六	淺草寺	三〇八	二一	重忠誓(四相)	三〇八	四五	赤鳥帽子と云ふ諺(諺第九)	三〇六
九七	イモリヤモリの辨	三〇八	二二	雁頭	三〇九	四六	東叡山建立(第二)	三〇七
一	三種神器	三〇九	二三	肝煎	三〇九	四七	鎖國論	三〇七
二	千字文	三〇九	二四	宗長歿年	三〇九	四八	南野日記抄	三〇七
三	銚延寺	三〇九	二五	新羅國	三〇九	四九	讀史論略	三〇七
四	菅公顯(雷安説)	三〇九	二六	西國札打こと	三〇九	五〇	繪繪	三〇七
五	壽老人	三〇九	二七	納子(刀鋸の具)	三〇九	五一	一圭が話	三〇七
六	我邦忠臣	三〇九	二八	墓祭の始	三〇九	五二	佛足石臺の銘	三〇七
七	拗體	三〇九	二九	白銅鏡	三〇九	五三	關説	三〇七
八	僧如竹	三〇九	三〇	四季	三〇九	五四	鐵砲の制	三〇七
九	龍門	三〇九	三一	黄金銀の始	三〇九	五五	鐵砲強弱行の事	三〇七
一〇	兵は食にある事	三〇九	三二	觀鷲百譚	三〇九	五六	赤國(朝鮮)	三〇七
一一	羊蹄	三〇九	三三	十二月の和名訓義	三〇九	五七	麻布の五石	三〇七
一二	アナと云ふ詞	三〇九	三四	報恩寺の鯉魚	三〇九	五八	汁講	三〇七
一三	馬上砲	三〇九	三五	立原氏展観會	三〇九	五九	由井正雪の記録	三〇七
一四	大鵬吞(駱駝)	三〇九	三六	墨うつり(乾打)	三〇九	六〇	葛岡宣慶卿	三〇七
一五	天狗の金印	三〇九	三七	獨無爲傳	三〇九	六一	宵落る時本鳥切し考	三〇七
一六	狐の怠狀	三〇九	三八	犬櫻	三〇九	六二	參考太平記の誤	三〇七
一七	三尺坊の書(火用心)	三〇九	三九	佐竹氏の事	三〇九	六三	鷹三百首誤字	三〇七

六六	丑の時参の詩歌	三六	一四	風食露宿	三三	三六	お初徳兵衛の墓	三九〇	
六七	彌生ノ前(本多善光妻)	三七	一五	上月記(神皇歸座の事)	三三	三七	蓮花茶	三九〇	
六八	風土記の偽辨	三七	一六	理非法験天の旗	三三	三八	鈴木正三の名號	三九〇	
六九	檀板	三七	一七	志貴山靈寶(正成の橋、大塔宮喉輪)	三三	三九	文訓ニモトローケ	三九〇	
七〇	見聞集	三七	一八	河州太子の鏡	三三	四〇	頼阿作人丸像	三九〇	
七一	紫雲	三七	一九	光悦の墓	三三	四一	舟がたの水盤	三九〇	
七二	樂山の歌	三七	二〇	護國八子圖	三三	四二	六百善	三九〇	
七三	本命的殺	三七	二一	飛鳥山	三三	四三	和蘭秤量	三九〇	
七四	葉延珪の海錄	三七	二二	癸辛雜識抄	三三	四四	遊仙窟(鈔錄)	三九〇	
卷之十四				二三	名詮自性	三三	四四	晝暗如夜	三九〇
一	仁和寺書目	三七	二四	ソソシユ	三三	四六	看病人	三九〇	
二	馬のきつゝの謎(謎第三)	三七	二五	白洲	三三	四七	怒ニ其室ニ色ニ於父(謎第十)	三九〇	
三	薩房廻鏡銘の質	三七	二六	さななぐるま	三三	四八	純子の上下	三九〇	
四	潭帖の石を砲とす	三七	二七	三絃起子奏	三三	四九	多賀城碑	三九〇	
五	ひばりの床豐前(地名)	三七	二八	三平二滿	三三	五〇	短册	三九〇	
六	藤堂家紋(葛)	三七	二九	「小鹿なく此山里」と云ふ歌	三三	五一	新見氏の墓(小傳)	三九〇	
七	大道二年	三七	三〇	住吉物語	三三	五二	止戈爲武の謬	三九〇	
八	蘆葉達磨	三七	三一	エウロッパの三帝國	三三	五三	龍鬚草	三九〇	
九	了阿問靜廣對十二條	三七	三二	ヒスパニヤの風俗貿易品	三三	五四	花園帝の宸翰	三九〇	
一〇	人日 穀日	三七	三三	靖獻遺言抄(六條)	三三	五五	十二關詩	三九〇	
一一	白石手簡	三七	三四	金石例抄錄三條(登假又は登霞、比肩、文章)	三三	五六	白石自書印記	三九〇	
一二	勅答	三七	三五	長雄寄附の風鈴	三三	五七	福惠全書曰はく	三九〇	
一三	ころび(切支丹)	三七			三三	五八	康熙帝の對聯	三九〇	
						五九	筆の絲の名	三九〇	

六〇	協律琴	三六	八四	松田迂仙の鈔錄六則	四三	一四	宇佐美流	四〇〇	
六一	妻の事を妻子といへり	三六	八五	鐵砲銘	四三	一五	われ衣	四〇〇	
六二	茂呂源藏の詩	三六	八六	三喜翁傳	四三	一六	周易兼義	四〇〇	
六三	岡本花亭	三六	八七	明畫風車の圖	四三	一七	藥師寺	四〇〇	
六四	北條條四郎の和歌	三六	八八	藤四郎焼	四三	一八	書言字考抄	四〇〇	
六五	菅太冲	三六	八九	酒轉童子畫卷	四三	一九	試味をナニミと云ふ事	四〇〇	
六六	長安の四竹	三六	九〇	進止	四三	二〇	論は俳諧の源氏	四〇〇	
六七	各留半座の文	三六	九一	斯文	四三	二一	伊勢音頭作者	四〇〇	
六八	烈女和歌集	三六	九二	謹空	四三	二二	木母	四〇〇	
六九	なぞくの和歌	三六	卷之十五				二三	薩摩曆	四〇〇
七〇	みらぶうなぎ	三六	一	七官青磁	四三	二四	桃青の狂歌	四〇〇	
七一	硯を左に置く事	三六	二	太鼓に十五石附る事	四三	二五	嫁が君	四〇〇	
七二	野寺のかれ	三六	三	川八	四三	二六	蛭鏡	四〇〇	
七三	きりかけ(垣)	三六	四	楠正成評	四三	二七	案山子萬八	四〇〇	
七四	なりはひ(業)	三六	五	詩仙堂六物	四三	二八	十里栗 八里半豆	四〇〇	
七五	河原院に怪出し事	三六	六	西遊記	四三	二九	楠正成夢に入に非ず	四〇〇	
七六	扇子を錢する事	三六	七	厭離穢土	四三	三〇	藤尾二洲	四〇〇	
七七	かく云ふ人誰とかけらる文	三六	八	故翁詩西行歌同趣	四三	三一	男女同體二首	四〇〇	
七八	過	三六	九	地頭	四三	三二	足水家藏品	四〇〇	
七九	本朝神仙傳(河海抄引)	三六	一〇	江漢著述目	四三	三三	王春庭	四〇〇	
八〇	海越傳書	三六	一一	狼尾筆	四三	三四	重一重二	四〇〇	
八一	櫻井氏の連歌	三六	一二	科斗文	四三	三五	築比地の桃	四〇〇	
八二	斷腸の故事	三六	一三	法華八卷	四三	三六	論語辨訓	四〇〇	
八三	忠義理平傳	三六			四三	三七	志賀隨翁桑華蒙求作者	四〇〇	

三八	源内墓	四一九
三九	熊谷蓮生寺	四一九
四〇	ものあら貝	四一九
四一	淳和辨學	四一九
四二	烏丸枇杷葉湯	四二〇
四三	南川文伯	四二〇
四四	那河宗助	四二〇
四五	橋鏡	四二〇
四六	扇鏡	四二〇
四七	郷學	四二〇
四八	能書不擇筆(諺第十一)	四二〇
四九	笨	四二〇
五〇	閑情偶寄抄	四二〇
五一	筑後五條家	四二〇
五二	琉球初通	四二〇
五三	ハチアサレルと云ふ(俗語忌るゝを云ふ)	四二〇
五四	笠を出して降を乞ふ	四二〇
五五	年號甲子の裁書	四二〇
五六	なっ巻	四二〇
五七	豆腐の始め	四二〇
五八	日でり傘	四二〇
五九	四月十七日	四二〇
六〇	八朔の白無垢	四二〇
六一	辻が花	四二一
六二	大小の稱(兩刀を云ふ)	四二一
六三	桑葉筆語抄	四二一
六四	いちめる かする(俗語)	四二一
六五	長慶院	四二一
六六	一石(斛)	四二一
六七	望帝杜鵑に化する事	四二一
六八	太公九府	四二一
六九	壽星像	四二一
七〇	もすの草ぐき	四二一
七一	永福(偽年號)	四二一
七二	乞索壓狀	四二一
七三	詩一首と云ふ事	四二一
七四	このしろ	四二一
七五	竹尾善筑著述	四二一
七六	一本さいかち(土物店番名)	四二一
七七	心經の解	四二一
七八	東七四三	四二一
七九	新葉集作者	四二一
八〇	かぶき	四二一
八一	發句の菓子袋	四二一
八二	はすは者	四二一
八三	丹前	四二一
八四	すゐ	四二一
八五	くわんくわつ	四二二
八六	わざくれ	四二二
八七	ほうさい念佛	四二二
八八	腰拔風呂	四二二
八九	進字説	四二二
九〇	西洋學原始	四二二
九一	越中宮	四二二
九二	物覺秘傳	四二二
九三	武后制字	四二二
九四	四當錢	四二二
九五	寛永通寶(四文錢)	四二二
卷之十六		
一	瓜瓠右臬	四二二
二	破竹之勢	四二二
三	故實の義	四二二
四	合縱連横	四二二
五	跋尾	四二二
六	姑息	四二二
七	先聲後實	四二二
八	作レ備	四二二
九	腹薬	四二二
一〇	人壽	四二二
一一	セイタラ島と云ふ諺(諺第十二)	四二二

一一	泉首	四二九
一二	叢林の文	四二九
一三	始皇坑レ儒焚レ書	四二九
一四	湯屋の看板に矢を出す事	四二九
一五	投扇興	四二九
一六	六音	四二九
一七	出ニ平爾一者反ニ平爾一	四二九
一八	關防	四二九
一九	仏の字	四二九
二〇	記	四二九
二一	鎌古	四二九
二二	往亡	四二九
二三	偏旁の例	四二九
二四	字舞	四二九
二五	合同契	四二九
二六	燕石	四二九
二七	風流罪科	四二九
二八	襪線之才	四二九
二九	査	四二九
三〇	銅漏	四二九
三一	銅漏	四二九
三二	貴耳賤目	四二九
三三	切韻 反切	四二九
三四	切韻 反切	四二九
三五	切韻 反切	四二九
三六	握ニ兩手汗一	四三〇
三七	鶴神	四三〇
三八	阿房馬鹿	四三〇
三九	窮鳥入レ懷	四三〇
四〇	千聞不レ如二見二(諺第十三)	四三〇
四一	讀書法	四三〇
四二	醫者意也	四三〇
四三	反切始ニ于高誘一	四三〇
四四	龍頭	四三〇
四五	鐵鞋	四三〇
四六	覆水不レ收	四三〇
四七	書名に濁點を記せる事	四三〇
四八	月の大小を唄ひし歌	四三〇
四九	ふところ脇指	四三〇
五〇	發語	四三〇
五一	唐書抄(四條)	四三〇
五二	追手搦手	四三〇
五三	選舉	四三〇
五四	文字の假借	四三〇
五五	墨子抄録(二條)	四三〇
五六	諸行無常	四三〇
五七	兵家茶話抄録(垂水廣信、立花氏紋、天下一、粟屋勝久)	四三〇
五八	孔門の人名の詩	四三〇
五九	悉曇の表金二家(抄録三條)	四三一
六〇	伎藝の妙	四三一
六一	觀應の文書	四三一
六二	蛻麻集抄	四三一
六三	一統志内府本	四三一
六四	關者待	四三一
六五	關城書歌	四三一
六六	鐘植	四三一
六七	戊戌	四三一
六八	鹽尻	四三一
六九	景教(天主教第三)	四三一
七〇	午牛	四三一
七一	連歌	四三一
七二	除貧鬼	四三一
七三	小春(潮熱)	四三一
七四	松原自休	四三一
七五	論唾符	四三一
七六	省文もと古字	四三一
七七	伊呂波	四三一
七八	拙速	四三一
七九	四教儀	四三一
八〇	女に大居士の法名を附くる事	四三一
八一	高林寺風外の墓	四三一
八二	なりびさこの歌	四三一

八三	火敵山并白山	四三
八四	止觀	四三
八五	四季櫛	四三
八六	窮冬	四三
八七	人萬物の貴	四三
八八	萬有森羅	四三
八九	日本の文字	四三
九〇	鈔語十二條	四三
九一	人身小天地	四三
九二	天色	四三
九三	徂徠の花押	四三
九四	多田滿仲碑	四三
九五	胡蝶夢の百年	四三
九六	親房刺の法名	四三
九七	千日に刈萱一日に亡ぶ(諺第十四)	四三
九八	ムネと云ふ詞	四三
九九	氷炭	四三
一〇〇	歌炭	四三
一〇一	錦織段	四三
一〇二	玉の浦	四三
一〇三	四季せ	四三
一〇四	戰國策抄出	四三
一〇五	埃飯	四三

一〇六	書の厄	四三
一〇七	魚の經文になりし事	四三
一〇八	逃水	四三
一〇九	詠露詩	四三
一一〇	修羅海邊に居る事	四三
一一一	天井に龍を畫く	四三
一一二	布袋	四三
一一三	官妓を九尾野狐と云ふ	四三
一一四	齋雜記抄(十三條)	四三
一一五	印書の初	四三
一一六	唐の四部	四三
一一七	書の染を煮す	四三
一一八	錢を刀といふ事	四三
一一九	榊樹の徒	四三
一二〇	橋隨長兵衛傳	四三
一二一	日本國車	四三
一二二	唐歲時	四三
一二三	文字	四三
一二四	露布	四三
一二五	幽海	四三
一二六	官衙	四三
一二七	焼尾	四三
一二八	長嘯	四三

卷之十七		
一	拔河	四三
二	羊虎	四三
三	文宣王廟樹	四三
四	竊蟲(今の茶立蟲)	四三
五	露塵	四三
六	千里面談	四三
七	因話錄抄(俗字)	四三
八	四方要記(天主十字)	四三
九	康富記中庸	四三
一〇	學識	四三
一一	日本雜詠	四三
一二	降福紅夷	四三
一三	樂は苦の種(諺第十五)	四三
一四	點水 烈火	四三
一五	斷圭碎璧	四三
一六	天學初函目錄	四三
一七	杉山集	四三
一八	詩式二南密旨提要	四三
一九	仙翁花	四三
二〇	一里塚	四三
二一	來處出處	四三
二二	トツタリ(捕手也)	四三

二三	入眼	四三
二四	慈光寺	四三
二五	有職(松、屋)の答	四三
二六	省庵藏古琴	四三
二七	紀効新書前後の事	四三
二八	本	四三
二九	吉記抄(六條)	四三
三〇	海路を更と云ふ事	四三
三一	若干	四三
三二	天授改元 永和改元	四三
三三	撰集に東宮と書きし事なし	四三
三四	獅子洞出の勢	四三
三五	滑稽	四三
三六	戦は刑也	四三
三七	雞林唱和抄(四百之琵琶、億丈之富岳、三山六海一分田、諺文、國朝詩刪、東諺傳、墨用添一首、小字)	四三
三八	當局者迷	四三
三九	格天井	四三
四〇	耐煩之説	四三
四一	十八般武藝	四三
四二	王莽時	四三
四三	法河步虛	四三

四四	倭學科	四三
四五	みんどろ豆	四三
四六	六書	四三
四七	馬辭	四三
四八	一辭	四三
四九	山水辭	四三
五〇	耽奇辭	四三
五一	麥秋	四三
五二	駱駝橋	四三
五三	天中記抄(十九條)	四三
五四	義犬	四三
五五	歌に隱語あり	四三
五六	天を天竺と云ふ	四三
五七	丈山尺樹、三山六海以下數則(諺第十六)	四三
五八	經帷子 倚廬 額の三角紙	四三
五九	大蟲	四三
六〇	上世の文字	四三
六一	殯宮	四三
六二	天武の亂の起	四三
六三	多田義俊傳	四三
六四	李杜の享年	四三
六五	錦納	四三
六六	問三禮老子	四三

六七	鐵券	四三
六八	梶川本藏	四三
六九	諺抄考	四三
七〇	枯樹に花咲く(諺第十七)	四三
七一	正五九月	四三
七二	人間五十年を四王天の一晝夜とす	四三
七三	智囊抄	四三
七四	虎符	四三
七五	達觀者可與語	四三
七六	如來出世の説	四三
七七	水魚	四三
七八	地獄	四三
七九	女の髪に象を繋ぐ	四三
八〇	釋氏	四三
八一	男色の誠	四三
八二	七々一周	四三
八三	盆(中元)	四三
八四	五个の五百年	四三
八五	夏	四三
八六	燕石錄抄(軸爐、猶與、杜撰)	四三
八七	滿文附古詩句	四三
八八	錦里文集鈔(送省菴、明律諺解、虎石、卯花、楠公、原茶)	四三

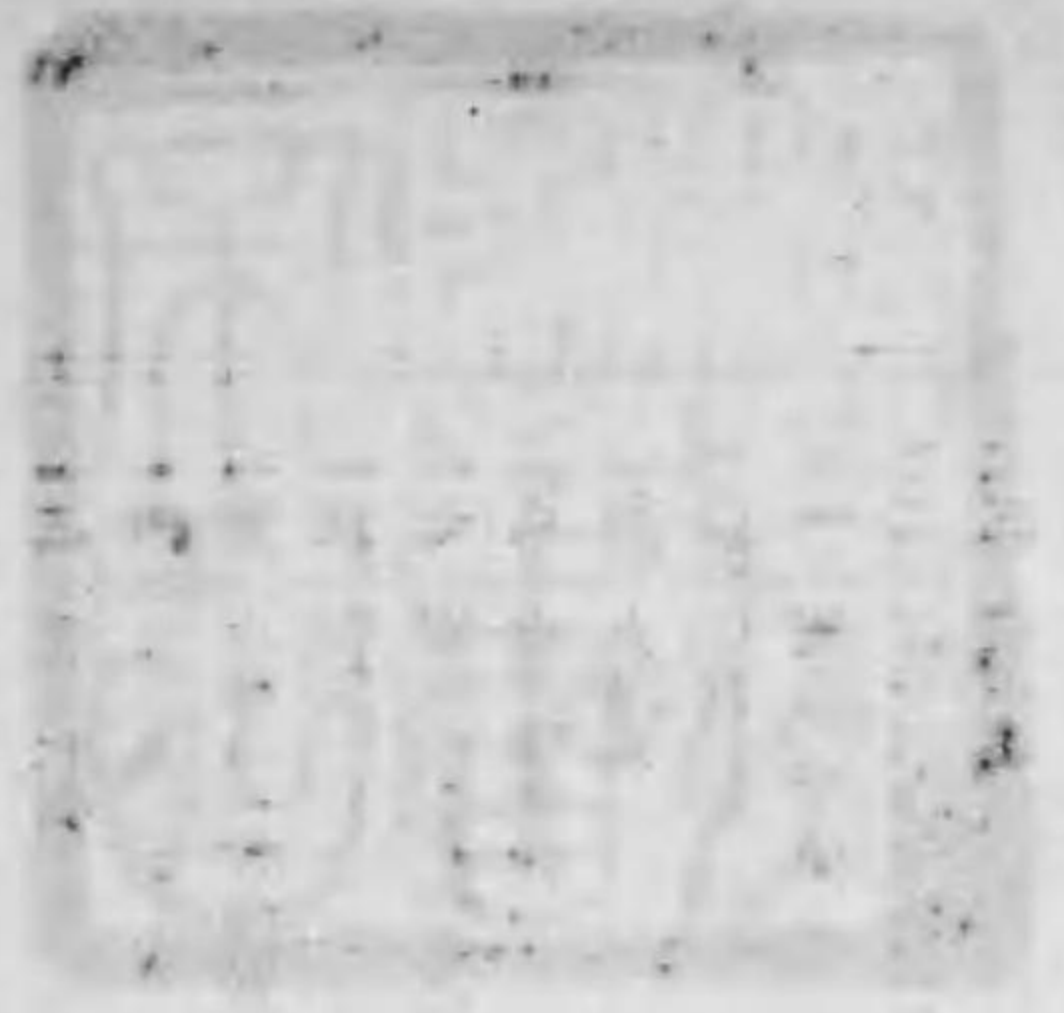
八九	奴僕の紋釘貫 うはまいとり	四五	一五	寶永以後改元の日	四五
九〇	十八)	四五	一六	關東のつれ小便(諺第十九)	四五
九一	精里文集抄	四五	一七	虎を山猫といふ事	四五
九二	鈔錄三條(交遊門荆棘を生ぜず、愛人情、韓伯傳)	四五	一八	流内流外	四五
九三	蒲鞭	四五	一九	火災の異名	四五
九四	律曆迭に治む	四五	二〇	堀氏の小傳	四五
卷之十八			二一	率社約の聯	四五
一	長將良醫	四五	二二	塞翁馬の詩	四五
二	吳三桂往復書	四五	二三	上州五月宵の圖	四五
三	大太坊の蹤	四五	二四	木中に佛像ある事	四五
四	陳洪經傳	四五	二五	九姑課	四五
五	往來(書札を云)	四五	二六	苦學	四五
六	雪月(十二月)	四五	二七	輔道小補抄(十一條)	四五
七	吉方まゐり	四五	二八	團圓	四五
八	士方の札	四五	二九	雪獅	四五
九	鎮江の詩	四五	三〇	日没播鼓の國	四五
一〇	正月十一日御拜始	四五	三一	大原の雜居寐	四五
一一	男子化粧	四五	三二	樂翁公	四五
一二	泰伯後胤辨	四五	三三	作	四五
一三	日蓮實名氏の辨	四五	三四	疊字	四五
一四	樂天日本へ來りし俗説	四五	三五	五分尻猫	四五
			三六	般若面	四五
			三七	喝食	四五
			三八	古代風見の圖	四五
			三九	貫高知行附	四五
			四〇	古陶殘缺の考	四五
			四一	土州河村氏續紀を註せし話	四五
			四二	衣錦夜行	四五
			四三	提醒	四五
			四四	抱竿羹	四五
			四五	忠岑硯	四五
			四六	月華日華	四五
			四七	一三并千萬の對角左右、難易の對句	四五
			四八	箕浦氏の詩	四五
			四九	翻刻世説に住本ある事	四五
			五〇	矢を爪よる	四五
			五一	神代紀の説	四五
			五二	確水峰の名義	四五
			五三	書紀の訓點	四五
			五四	字音假名の辨	四五
			五五	拙著書目(廿三部)	四五
			五六	御觸の本字	四五
			五七	論	四五
			五八	口遊抄(桃三栗四以下十三條)(諺第廿)	四五
			五九	はしなり、カミの兄弟	四五
			六〇	念佛寺の勝示(諺語)	四五

六一	ヨセ(淨瑠璃、落語)	五二	八一	二義一字	五八
六二	本居の狂名	五二	八二	五明扇	五八
六三	令義解抄(夫死婦殉、神靈劍鏡、者)	五二	八三	ガゼンボ谷	五八
	探湯誓、畫指、四至、飛驒匠、學生		八四	木練	五八
	試三帖、三關、挂甲、平岡、坂東、		八五	入梅	五八
	山東、數大字、墓碑、句合出九、四		八六	甲冑をカプトヨロヒと讀む事	五八
六四	季、六書日等四十八條	五二	八七	尺牘を雙鯉と云ふ事	五九
六五	見聞集評	五三	八八	植松自謙事蹟	五九
六六	磐城産物	五三	八九	默庵詩稿抄(文卯、赤松軍、穀日、文	五〇
六七	白澤	五四	九〇	成、和歌次句權輿、佛法僧鳥)	五〇
六八	隔生即忘	五四	九一	問佛決疑經	五二
六九	朽索御馬	五四	九二	山谷詩抄(固帯、鑊水、帳中香、浪江	五三
七〇	京師名家の墓	五四		入楚、百戰百勝不 _レ 如 _二 忍 _一 、孔方絕	
七一	大雅堂墓碑銘	五五		交、色蒸栗、沙畫維、置 _二 枕 _一 、枕太山安、	
七二	祝册	五五		嚼蠟、無聲詩、日月過 _レ 、箭疾、梅兄	
七三	堀氏の話	五六	九三	詠三宣和錢詩	五三
七四	日慎二日	五六	九四	白石像贊	五三
七五	混外の詩	五六	九五	土州の手々甲	五三
七六	「ちまつ白波」の歌	五六	九六	堅魚名義	五三
七七	部の略りに作る	五七	九七	同庚會	五三
七八	石花墨の製法	五七	九八	乙(カヘリ點)	五三
七九	泡盛の解毒	五七	九九	紋(藤堂家、大久保家)	五三
八〇	奇法	五七		川びたり餅	五三
			一〇〇	街談錄抄(天神のみこ、觀音開	
				帳、笠森おせん、明和伎鑑、鈴木	
				春信、頼阿四百回、吉原焼亡、お	
				かげ参り、投馬輿、放屁男、大川	
				橋いゝる、草雙紙の沿革、おこま	
				館、かぞへ歌、弘慶子、ふくわん	
				糖、霞糖與勘平膏藥、一枚摺、市	
				川八百藏死、角力晴天十日の始、あ	
				んげら、んげら糖、菩提樹實ふる)	
			卷之十九		
			一	祇園精舍	五三
			二	武藏坊の借用證文	五三
			三	事作 _レ 又	五三
			四	撫子 石竹	五三
			五	槐四雜志抄	五三
			六	シシと云ふ木	五三
			七	蕨のあくけき	五三
			八	支千を分註にする例	五三
			九	ヨモヤマの語	五三
			一〇	偏旁損益	五三
			一一	馬勃(一名地袋)	五三
			一二	ヒガイヌと云ふ詞	五三

一三	櫻の詩(宋/景濂)	五七	三七	一圭福惠全書口義	五五	六一	賦の詠歌	五九
一四	女醫の初	五七	三八	田畑邊の古蹟	五五	六二	摩三石人祈病	五九
一五	乳の粉の法	五七	三九	一蝶額	五七	六三	顧何羅金	五九
一六	手取釜	五八	四〇	陌頭楊柳に對する小歌	五七	六四	離家三四月の詩	五九
一七	寛永錢の筆者	五九	四一	義經を九郎と云ふ辨	五七	六五	禽獸草木の人名	五九
一八	兩頭四手の兒	五九	四二	古歌の稱	五七	六六	辯舌如流	五九
一九	僧阿彌系譜	五九	四三	五色の水	五七	六七	抱朴子鈔錄	五九
二〇	魚鱗鶴翼(第二)	五九	四四	踏繪師	五七	六八	通雅の鈔錄	五九
二一	淨瑠璃物語の解	五九	四五	淨ハリの鏡	五七	六九	朱硯に白石を用る事	五九
二二	スル、セルの語解	五九	四六	ナムカラタンノウの釋	五七	七〇	車に帆をかくる事	五九
二三	鴉鷺合戦の作者	五九	四七	足駄挾間	五七	七一	林東溪の傳(燈下書)	五九
二四	上總の古蹟	五九	四八	ウヅの義	五七	七二	琉人唐名に倣ふ事	五九
二五	雲和	五九	四九	聚三毒藥以供三醫事	五七	七三	スリコ木坊主	五九
二六	鈴木白藤の詩	五九	五〇	法華序品をかやく玉と云ふ事	五七	七四	道家	五九
二七	宗致様御事蹟	五九	五一	自然流入薩波若海	五七	七五	常陸國つの岡并しほ屋の考	五九
二八	羽織市三河東の事	五九	五二	佛所護念	五七			
二九	オノゴロ島の駕籠歌	五九	五三	走看板	五七			
三〇	小野於通	五九	五四	觀音十八日緣日	五七			
三一	四教寺潮音像贊	五九	五五	日なクサと云ふ事	五七			
三二	犬の足跡梅の花	五九	五六	根音義	五七			
三三	頼朝房	五九	五七	延喜の古蹟	五七			
三四	道南書院學規	五九	五八	明星坊主	五七			
三五	三浦淨心	五九	五九	ボンスの製	五七			
三六	全齋韓非口義	五九	六〇	「遠州濱松」の童話	五七			
						六一	一 巨口細鱗	五九
						六二	カザミ蟹	五九
						六三	秋坪新語(關帝義)	五九
						六四	尙古會所鐵器	五九
						六五	水滸傳諸名の考	五九
						六六	二朱金の狂歌	五九
						六七	青砥左衛門傳	五九

八	フクサの名義	五〇	三二	筑紫梅	五七	五六	百年に一とせ足らずつくも	五七
九	靈地野合の崇	五一	三三	醫者を馬にて迎ふ事	五七	五七	甲乙人	五七
一〇	申し子	五一	三四	藥筒銘	五七	五八	ナウシヤク門	五七
一一	宋版大明律	五一	三五	西國の方言	五七	五九	萬療送	五七
一二	仁は愛之理心之徳	五一	三六	杏園叟秘戯圖の跋	五七	六〇	六戀字の謎(謎第四)	五七
一三	醫仁術	五一	三七	サナへ月	五七	六一	釋殘夢が傳	五七
一四	キリ島 ツ、ウ、サツキ	五一	三八	江戸名所圖會抄	五七	六二	開元錢の爪痕	五七
一五	生姜三へぎ(諺第廿一)	五一	三九	異鏡(照心鏡、秦鏡、照膽鏡)	五七	六三	光陰如箭	五七
一六	酒濱	五一	四〇	ドロボツの名義	五七	六四	鮑貝を切る法并角をとす法	五七
一七	關索插槍歌(風北集)	五一	四一	龍の辨	五七	六五	翁草の歌の辨	五七
一八	太平御覽鈔	五一	四二	葱	五七	六六	烏帽子の假名	五七
一九	九尾狐	五一	四三	竹節人參	五七	六七	靈運院世代	五七
二〇	官爵	五一	四四	默老聞ま、記抄	五七	六八	國益(宮川東馬草案)	五七
二一	寶齋の丁子	五一	四五	京師教諭所	五七	六九	三奉行	五七
二二	工を何師と云ふ事并工と師との例	五一	四六	元日仲秋晴雨互に異なる事	五七	七〇	霹靂水銀の製法	五七
二三	花の義	五一	四七	孝經に靈應ありし例	五七	七一	須彌山の歌(ソメイロの山)	五七
二四	墓誌等の釋	五一	四八	日光金峯原	五七	七二	醉中謔吟の詩	五七
二五	血を碧と云ふ事	五一	四九	見聞軍抄	五七	七三	エビス紙	五七
二六	輓石柔陶の方	五一	五〇	ナクと云ふ詞	五七	七四	風占	五七
二七	六道錢	五一	五一	柳權抄	五七	七五	文武の語	五七
二八	鳥羽繪	五一	五二	煙草盆の銘	五七			
二九	長者町	五一	五三	粹神子の唱詞	五七			
三〇	「ちはやぶる卯月八日の歌	五一	五四	日光探勝記鈔	五七			
三一	「長き夜のとなゝの眠」の歌	五一	五五	カマツカの花	五七			

總目錄終



海錄序

海錄卷之一

江戸 山崎美成久卿甫錄



余有讀書之癖、翻閱不倦有年于此、會意者必抄
書名曰海錄 其書殆百卷、就中附予考一拔萃、或
曰好問質疑、或曰讀書箋記、已既刊行、其餘欲拾、
或浸不忍者多條、所謂屬雞肋者、今已爲冊子、
雖然詳如排襪線、無一條長者、終以爲此書名、

海錄卷一

一中國の稱 昔より名儒碩徳の、唐土をさして中
國と稱すること心えぬわざなれ、今更にはでも止な
ん事なれども、己れの居らん處をこそ中國とも中州
ともいはめ、さてあたし國を、異邦とも外夷とも唱へ
ん事なるに、さならぬはいかにぞや、我邦をさして中
州といへる證は、日本書紀神武天皇の紀に、「元年三
月辛酉朔丁卯下令曰、自我東征於茲六年矣、賴以
皇天之威、凶徒就戮、雖邊土未清、餘妖尙梗、而
中州之地無復風塵、試宜恢廓皇都、規摹大壯云
云」と見ゆ、これにて異論なし、〔頭書、中國の事、見聞私記十
にあり、時文摘批にもあり〕
因云、近來の人唐土を稱して唐山といへり、是はもと
黄檗宗にて、唐土より宇治へ住職し、唐土の黄檗山を
さして唐山といひしを、みだりに心得て、唐の唐山と
いへる也、これら皆唐土の人のいひ囀る程の事は、何
事もよきとひた心得に覺えたる故、何事の辨へもな

く云謬まれる事少からず、察せずんばあるべからず、
〔頭書、詩禮卷五の二十三云、「さて支那音の事、世多く華音と稱す、華の稱、栗山潛鋒保建大記之を辨じて曰、近・陸・平・市・井・文・不・振・乎・指・紳、情・乎・齊・典・而・不・之・顧、或・呼・元・明、爲・中・華、自・稱・東・夷、殆・幾・乎・外・視・萬・世・父・母・之・邦、而・無・蔑・自・王・憲・令・之・著・上・矣、中・彼・者・自・外・也、華・彼・者・自・夷・也、朱・孫・水、僧・即・非、儒・家・佛・家・の・歷・々・に・て、明・末・海・を・踏・ん・で、我・に・歸・化・せ・り、二・子・み・な・彼・を・指・し・て、唐・云・ひ・唐・山・云・云、今・長・崎・に・來・る・商・客・等・つ・れ・に・唐・山・云・云、人・の・國・に・居・る・の・禮・を・得・た・り・云・々。〕

二國學國字の稱 吾邦の典故を學ぶを、和學といへるはよけれど、國學と稱する事こそをかしけれ、
〔頭書、日本詩史四九、和 又平假名もて註解せるを國字解の詩題參考すべし〕
といへるも、亦この類ひといふべし、もと國學國字などいへる稱は、吾邦の人異國に行、さて吾邦の學及文字を、然いはんこそかなへ、その證は、陶九成が輟耕錄卷の十に國字と題して、蒙古字の事いへるをもて思ふべし、これ元はもと蒙古也、その國字、唐土昔よりあらざるをもて、然いへるなり、〔頭書、諺解の事、刊證正俗一の卷談文の條、○金石例卷十の三、蒙古古言語、有合書者、則云爲國朝語、〕
三四萬六千日并さげ袋 淺草觀音四萬六千日七月十日、
に、附子の粉を楊枝見世にて鬻ぐに、ふし袋の兩方へ赤紙にて封を付、軒へいくつともなく懸るをさげ袋といへり、昔は家ごとにありし由なれど、文政三年に

は僅に残り、一軒ならではなしといふ、何事も古き手ぶりのたえぬるこそ、世には多からめ、〔頭書、四萬六千文たり、觀音欲日の一なり、書肆社村云、「四萬六千日に昔は茶せんを多くあきなへり、田舎の老婆専ら求め行たりしが、三十年來さる事なし、玉蜀黍をうることは、十四五年前より始れり、おぼしといへり、己丑(○文政十二年)七月十日追記。〕
四常平錢 常平通寶といふ古文錢あり、何れの國の錢といふを詳にせず、中谷顧山、彩雲堂などの孔方圖鑑に、皆不知品に收めたり、さるを經國大典に常平錢の事見えたるにて、朝鮮の錢なる事明かなり、近く韓人の來聘せし時、輪池翁人に託して韓人の説をもとむるに、韓人おくる所の書を左にのす、
常平通寶錢 三國通寶に、朝鮮の條云、「其國常行の錢を常平通寶と云、(小錢十に當)と見えたり、
肅宗大王朝所三翔行、大小通用、
背文戸字、度支所鑄、
禁字禁衛禁、
紫字御紫斤、
江々原通、
統口統營、
賑々恤斤、
背後星點皆表耳、民家不許私鑄、犯者用二一件、
五武野の歌 清話抄、卷下四十一、續古今、秋、道房卿、

むさしのは月の入べき山もなし尾花が末にかゝるしらくも
むさし野は月の入るべき山もなし草より出でて草にこそいれといふ歌は、何に有るに歎、
六南部の私大 奥州盛岡、南部信濃守、此家之例、十二月小なれば、必元日を卅日として大とする事也、今にその通り也といふ、然るに先年連阿といふ僧、連阿名佐久間文治、森美作守家來之由、遊行上人に隨行云々、盛岡にて迎春歳末の和歌、あすの日の春をこなたへそへてだに惜むにたへぬ年はくれぬる
速見見聞私記卷の四に見ゆ、これを世に南部の私大といへり、沾涼の本朝俗諺志にも見えたり、〔頭書、蝦夷は一説にして、見聞私記に異なり。〕

七鸞 類葉集第四、「鸞、
てるうそのむれば、こがれて思へどもいすかのはしのあはぬ君説いすかの事、東涯の輜軒小録に見ゆ、
八醴酒を三國一といふ事 神代卷云、「木花開耶姬甚以慙恨云々、釀天甜酒、嘗之」と見ゆ、この天甜酒は、今の醴酒の事也、今醴酒の看板に三國一といふは、木花開耶姬を富士淺間にはひ祀りしにより、この故事にもとづきていへる也、梅鉢をつくるも亦この縁によれるなり、

九嵯峨の釋迦 世に嵯峨の釋迦といへば、三國傳來にて類ひなき像のよしいへり、その縁起あれど、元より信け難きもの也、實に天竺のものは、龜茲國に留まり、龜茲之像唐土にとまり、唐土の像吾邦に來れる事、論をまたす、〔頭書、空華談叢卷之三に、辨檀今開帳に來れる所の像の臺座に、唐國臺州開元寺僧保寧と刻字あり、其うへ嵯峨の像、一軀ならではなきよし云傳ふと雖も、然にはあらず、いつの比にや松平隱岐守殿より、同様の像一軀を寄附せらる、今の開帳佛是なり、又越後の何郡やらんに在りし像も、少しもかはる事なきを是も寄附せりと、今は三體なるよし、その他河内國西琳寺といふ寺は、蘇我の馬子建立にて、天王寺よりも古き寺なり、その本尊釋迦なり、是像清涼寺の本尊に寸分かはる事なしといへり、下谷坂本養玉院といふに、釋迦の本尊あり、清涼寺の像にまされども劣るまじき程の像なりと、さる御方の被仰し由也、こゝに云所の五軀、いづれも同木同作ともいふべしと也、
一〇深曾岐 田安悠然院殿御説に、深曾岐の事、萬葉十三卷に「歳の八歳叫鑽髮の吾固叫過」とあるを、

同八卷の「八年兒之片生の時從」とあるに合せ見れば、八年兒は、髪もはや頸の末に垂るばかりなれば、その末を頸の程にそろへて切たりとみえたり、後漢書鄧皇后紀「后年五歲、大傅夫人愛之、自爲剪髮」云々、後水尾院年中行事「五歳の暮ふかそぎあり、皇子は半尻前張を着す、皇女は栞を着、碁盤の上に立て吉方に向ふ、糺の宮の不二を取て、碁盤の上に置て兩足にふましむ」

一 大和物語考 大和物語大考、濱臣、この物語の大むねは打聞にして、作り物語にはあらず、歌を本にて文は末なり、すべて撰集家集ごものはし書に近し、されば撰集の歌とおぼしきはなし、皆古今の人々のうたを打聞にしろしたるばかり也、伊勢物語に文勢は通ひたる處もあれど、よく考れば、伊勢には事遠くして、中々に宇治大納言の物語のかきぶりに近し、されば作り物語にはあらずして、打聞物語なり、其打聞の歌を書とめんとて、はし書せる程の歌詞ごも多し、さればこそ歌はよくて文は拙なし、是まこと拙なきにはあらず、伊勢などのやうに、わざと作り構へしものならねば也、古今、後撰の歌を載たる中に、撰集に

は讀人しらすと有歌を、この物語に作者を確かにしるせる有、これはた伊勢のしひてひきあてし例とは違ひて、さる傳を打聞のまゝに記せしなれば、中々に古今、後撰にかくれたる作者をしるべきこと有、かのかつらの御子の御歌などは、古今に憚る所ありて、わざと讀人不レ知と擧られけんかし、よみ人しらすと勅撰にのするに、さまざまの例ありて、作者はしれながら、時にさゝはりて讀人不レ知と書る、一つの例なるべし、又この物語に、時の人々の古へ今まじれるも、打聞のならひなり、古へありし事ごもを、傳への儘に今物語さかする、その儘にかけるも有べし、文勢に巧拙ありて、一人の手にならぬやうに見ゆるも、打聞には人の書おける儘を、たま／＼筆にまかするもなき事ならず、よく／＼腹にあちはへて、作り物がたりにあらぬ、打聞物語なる事を辨ふべし、
一 二菩提樹 後撰和歌集に、右大臣師輔の歌に、
道なれるこのみ尋れて心ざしあると見るにぞ音をば増ける
この道なれるこのみといふは、菩提樹の實の事也、西陽雜俎に、「菩提樹出三摩加陀國、蓋釋迦成道時樹也」といへるによれるなり、又元亨釋書榮西が譜にも、

「蓋菩提樹者、如來成道之靈木也」とも見ゆ、（願書、ぼす、うつ）

一 三看板 商人の看板に、その業のかはれるによりくさ／＼ある中に、あるは鬻ぐものしな形により、或は賣物のゆゑよしを取そへたるもありて、いとしほらしき事にこそ、道明寺屋の鳥、醋屋の壺、湯屋の矢など今は絶て見ず、纒に残りたるは、みそ屋のせつかい、綿帽子うる見世の手ばそ舟、わたの看板のみなるべし、東陽子卷の四に、「昆布屋に不二の山の形を出すは、水からの看板也、富士はもと湖水より出現せし故、水からといふ意也、又みづからは不見辛なり、思はざるき山椒の人て辛かりし故、斯名づけしこそ、京都の白粉屋の看板に、「如レ斯白張の箱看ばんを出す、是は美貌の女子を中高なる貌なりと、古へより稱譽せし故に、凸の字の形を作りて看板とす、美成按するに、この看板の圖、好色三代男、（西）人倫訓蒙圖彙などに見えたるは、皆驚をるがけり、是白きに縁をとりてなるべし、雅筵醉狂集卷の六に、
おしろいの看板とす凸に凹しらぬ下駄や文盲
といへる狂歌さへ見えたり、軍法出口柳といふ院本

作者若竹常明、の九冊目に居合抜の、云たてをいへる條に、「この刀は家の目印、酒屋の帘、味噌屋のせつかい、萬病圓の虎の看板同前」といへる見ゆ、この虎の看板も今に遺れり、

一 四九行燈 山岡元隣寛文十一年の寶藏撰なりに、「三四十年以前、天が下のすき人の御作意に、丸あんどんといふもの好み給ひて、今は圓きも世にひろまりつゝ、
一 五武藏野と云ふ盃 吾吟我集、石田末「旅、むさし野より富士を眺めて、
盃の名にながれたる武藏野に富士をたぐへば蓬萊の壺」
武藏野といふは盃の大なるもの名なる由、その義は節用集大全に、「酒盃大者曰武藏野也、言野見不盡之意也」云々、（願書、吉原、世物語十二段に（上略）此座には「むさしのなけふはな出しそ大酒に つまらこまれりわれもこまれり」）
一 六うそ替 筑紫の太宰府に、例年正月七日の夜酉の刻比より、鶯替の神事といふあり、（願書、貝原の天誦に、正月七日の夜はまつ西の時ば、太宰府略記并參詣道案内に、うそがへといふことあり）太宰府略記并參詣道案内といふものに、「參詣の老若打つごひ來りて、木にて作りたる鶯の鳥を調へ、相たがひに袖に隠し、うそかへんと匂りて、雙方より取替ることなり、（願書、續風土記卷七の六）

○筑紫紀行にも、うそがへの神事あり、おのれも年ごろこの鶯鳥を得まく思ひ居りしが、文政元年友人伴豹自稱牧之藩に託して得たり、文政二年大坂天満にて、この神事を取行ひしとぞ、その比流行せし小歌に、

「心つくしの神さんが、うそを誠にかへさんす、ほんにうそかへおほ嬉し、」

江戸にても、今茲文政庚辰春正月廿五日、始て龜井戸天神にても亦この神事を行はれし、（願書、龜井戸にて驚が中行事を引用すべし。）

一七町火消井纏いろは組 大岡越前守殿御勤務役中、享保三年戊戌十月十八日、一町より駈付人足三十人づ、差出候様被_レ仰渡、其後一町より五人宛差出候趣に減じ方被_レ成_レ御免候、年月日は不_レ詳、亦其後右人数差出候ても、店人足ゆる消防にはたらし出来兼候に付、一町内一兩人より四五人まで、慮の者差出申候、

（願書、大名火消の初め、藩論諸大關諸云、慶安三年四月七日、大名六人をあらんで、城内城外に出火あらんに、其勢の甚しからんに、驛卒を發して速に救ふべきよし仰下さる、増親其一人にあらまると、註に、大名救火の事は初めす。）

私云、當時右之通之振合にて、纏も前々は太纏は一本、組合之町々に不_レ殘小纏有_レ之候處、寛政四年御改正之節、太纏一本に成り、小纏相止み、并銀箔も

無用、きら引に成り、太纏は組合之町々へ、毎日日送りに致、出火に持出、組合之者纏番にあたり不_レ申ものは手振にて出、火事場へ參り、組合之町之者、纏に付候て消防いたし候、町役之者は御定之人數外に、世話役に出役致し候由、又古き書留に、町火消いろは組に成り候は、享保四年と記し候、左候へば町内火消町役被_レ仰付候は、享保三年の冬にて、いろは組に成り候は翌年之事成べし、其實追て可_レ考、（右瀬名貞、恕答也。）

一八天主教第一 國禁至嚴矣、幽_レ其人_レ俾_レ不_レ與_レ外人_レ見_レ、卻_レ其書_レ俾_レ海舶不_レ貨、以_レ故實内莫_レ知_レ其教、所_レ云何者已、噫安知_レ其革_レ面_レ包_レ禍_レ或_レ潛_レ乎他教也、其書弗_レ存、將何以覈_レ之哉、亦有司之過也、尾藩津田太夫偶獲_レ崎人十篇、亦不_レ能_レ審_レ其爲_レ何書、適就_レ予問_レ之、予讀_レ之、始得_レ識_レ彼教之說、因嘆世肆_レ臆談_レ道而不_レ自覺_レ墮_レ者何限、遂俾_レ寫_レ一通、以爲_レ燃岸照怪之具云、

享保丙午七月初七日

物茂卿識

天主教の古く唐の比、唐土に傳來したる由の考、清の沈大成が學福齋雜著（藝海珠塵の中）に委く辨じたりと、近藤

大作話なり、

一九富者を腹脹といふ 俗に家富めるものを腹ぶくれといふ事も、古くいへる諺也、そは堺鑑（天和三卷の中、紙表、信長公の事をいへる條に、「一向武道には不_レ立入、堺の町人の腹脹共を召寄、數奇三昧を專とし」云々と見えたり、願書、信長記卷十三の九、「堺の町人のにて書ける」又唐土にも同じ心なるは、虞初新志（新安張潮卷の八王翠翹傳、余襄に、「翹兒雅談、顧沾々自喜、頗不_レ工塗抹、倚門街、遇_レ大腹賈、及僧父之多金者、則且笑_レ之」）と見ゆ、この大腹賈、町人の腹ぶくれといふによく適へり、

二〇中洲の興廢 江戸圖説云、「廢_三三侯新地_一中洲とも云、明和辰年、酒井家前通り川岸を埋立、安永四年未年全く築成り、家居建續、町銘三股富永町と唱へ、夏月涼の比至て賑ひ、其繁昌いはん方なし、天明五巳の夏、又築出さる、然るに寛政二戌年、元の海地と成、同時に兩國につゞき新地其外とも新規の地替、以前の姿とはなりぬ、

（明和八卯より寛政元酉迄十九年、間也、翌戊辰二月の比迄に、元の如く大川と成る、御船藏前の土を浚へ、これを築る、安永六丁酉の夏比より繁昌せり、

安永元壬辰年、馬込勘解由願にて、三股新地築立御用懸、御目付河野吉十郎安嗣、〇九千六百七十七坪六分、號三股富永町、茶屋九千（疑）三軒立、寛政元己酉年冬、大河凌に付、如_レ元堀之河と成る、御手傳立花左近將監、阿部伊勢守、秋元但馬守殿被_レ仰付候、此土を假橋を懸深川へ運せ、靈雲院其外お置る、

大橋三股築立地

榜示杭

大橋三股新地堀立御手傳

秋元但馬守新大橋

（願書、中洲を廢せしとき、其土をあたまたの舟にてはこびけるをみて、蜀山人、「屋根舟も屋形も今に御川船つちつんしやんで土つんでゆく」乙酉二月朔、曲亭云）

二一十三經の目并孟子非經 六經以下論孟を合せて十三經といふ事は、顧炎武の日記録曰、「宋時程朱諸大儒出、始取_レ禮記中之大學中庸、及進_レ孟子_レ以配_レ論語、謂_レ之四書、本朝因_レ之十三經之名始立」と見えたり、されど十三經の目、その以前已にこれ有、徐鉉の初學記に、「經之稱_三十三_一、自_三唐孔穎達爲_レ疏始也」とも見え、又五燈會元に、「余幼時讀_三十三經_一之注疏」

とあれば、明以前十三經の名目あること明か也、孟子もと經にあらす、證は後にいさるを宋儒論語に配し四書を立しより、經に入る、事とはなりたり、さて孟子を論語に配し、四書の名目をたてしゆゑよしは、孝經樓漫錄に、「朱子以道統爲一家學大經、故註定論孟學庸四書、而爲學者本業、其意以爲孔子得堯舜周公之道、而授之曾子、曾子授之子思、子思授之孟子云々、孔會思孟之書、(頭書、論語微里仁篇に、孔會思孟道統といへる事見たり)此外絶無之故、合輯爲四書、使學者知道統所垂也、この説極論といふべし、これ前人未發のこと也、按ふに、朱子みだりに孟子を經に列するにあらず、そのよる所あつて然なしたる也、後人察せず、遂に經に配して十三經につらぬ、(頭書、唐石經十二經にして孟子なきこと、文與可木板にて補ひ、石經の摺本に添へ行へり、陸德明經の典釋文に、爾雅ありて孟子なし、却て考註はのせたり)この論をもて考れば、十三經は宋以來のもの、如く見ゆれば、さにあらず、宋以前は孟子をもて子類に立、その證は群書治要(唐魏徵撰、この書我邦には傳ふれども、唐土には絶たり、近來尾州にて刻本出來てより、賈船にも賜りて、今はこの國にも)に、孟子を經に列ねずして子類にのす、又東晉の老子道德經附錄に曰、「聞昔者賈船十三經、有老莊一而無爾雅、孟子今正見、此方古書往々載其目よ

也、この説もて、十三經の目宋より以前ありて、孟子は宋以後經に入れしをしるべし、(拾芥抄上本二十九丁にもみゆ、十三經へ老莊を入たるさいふは誤なるよし、好古日録本(二十八丁)に見えたり、又桂林漫錄上の十二丁にも見ゆ)
二二 豆日 綿日 正月七日を人日といへる事は、誰も知りたる事也、荆楚歲時記に、「按、董助問禮俗曰、正月一日爲雞、二日爲狗、三日爲羊、四日爲猪、五日爲牛、六日爲馬、七日爲人、見えたり、これにて元日より七日迄の晴雨により、ものの成不成をしる事、東方朔が占書といふを引て諸書に見ゆ、正月八日を穀日とて、この日天氣よければ豊饒なる由、諺にもいへり、然るに清朝俗事式の年中行事をいへる條に、「正月七日を人日、八日を穀日、九日を豆日、十日を綿日と唱へ、この四日天氣和晴なれば豊年なりと云つたふ」と見ゆ、豆日綿日のことめづらし、(頭書、清十九表、七八八穀九天十地、人祝、此四日之陰晴、占終歲之災祥、)
二三 孝經 孝經といふふみは、孔子の曾參に授られたる由にて、いと尊くなん、さるを古人多くはこれを疑へり、朱子刊誤を撰みて、經一章以下は曾子の傳とせり、我芳澤先生(姓下田、名武卿、は、孔傳の孝經は、大自稱三藏、)かた管子弟子職の文にて註したるもの、由、常にの

給へり、又鄭玄註孝經とて、世に流布するものも偽書也、近比尾州にて岡田挺之、群書治要の孝經を摘刻して鄭註孝經と題せり、かの足らざるは御註をもて補へり、是ぞ鄭註の眞面目にはありけり、されど吾邦には玄宗の御註を用ゆる事故實なり、そのよしは、三代實錄「貞觀二年十月十六日壬辰、制、哲王之訓、以孝爲基、夫子之言窮性盡理、即知一卷孝經十八篇章、六籍之根源、百王之模範也、然此間、學令孔鄭二註爲教、授正業、厥其學徒相沿、盛行於世者、安國之註劉炫之義也、今按、大唐玄宗開元十年、撰御註孝經、作新疏三卷、以爲世傳鄭註、比其所註、餘義理專非、又稽之鄭志、康成不註孝經、安國之本梁亂而亡、今之所傳出自劉炫、事義紛沓、誦習尤艱、靡厭衆止、更招疑義、故玄宗廣酌儒流、深廻睿想、爲之訓註、冀闡微言、即勅學士儒官、僉議可否、於是當時有識碩德名儒咸集、廟堂、恭尋聖義、妙理甚深、常情難測、同共嗟伏、服請頌傳、侍中安陽縣男乾曜等奏曰、天文昭爛、洞合出微、望即流行、佇光來葉、制曰、可、然則孔鄭之註、並廢於時、御註之經獨行於世、而唯傳彼註、未讀此件經假之通論、未爲允愜、鄭孔二

註、即謂非眞、御註一本、理當遵行、宜自今以後立於學官、教授此經、以充試業、庶革前儒必固之失、遵先生至要之源、但去聖久遠、學不厭博、若猶敦孔註、有心講論、兼聽試用、莫令失望、右制書一篇は、清和帝の詔旨なり、
二四 新吉野 飛鳥山碑銘和解(元文三年夏四月、序云、今上仍開舊地、封山植花、號飛鳥山、世人呼新吉野)と見ゆ、その比新吉野といひしと見ゆ、今は花さへやうく枯うせ、纔に残れり、
二五 祇園精舎 長崎夜話草卷の二云、「長崎に甚兵衛とかや云々、中天竺にいたりぬ、今は祇園精舎も礎石のみ残りて、石碑も青苔に埋もる、唯昔を驚くしるしには、祇園精舎の跡より四日を過る道の程に、敷瓦一面に敷わたしたるが、今に残りて絶失ざるこそ、佛の有さま萬國の崇敬、思ひやられたれと語りぬ、
二六 仇物語第一 仇物語といふ物二卷寛永、あり、この物語は、鳥ごもの事を作物語に書きなしたり、うそ姫といふを、諸鳥の戀ひてよみたる歌など有、終にはうそ姫も身まかりしを、佛道に道引たるもの也、作者は紀伊殿の家老三浦長門守爲春也、扶桑拾葉集の中に

も、この物語の序を入られたり、◎第十二卷八

二七 おわかいと云語 今茲文政三年春の比、いつもおわかいといふ諺流行せり、南畝翁姓太田、名單、考に、全浙兵制の日本風土記に、「華蓋々々、長比少年、乃通國俗語也、〔頭書、武備志卷二百卅一、日本考の譯語人物の條に「年少華蓋」と見えたり、可併考。〕此ごろの諺に、いつもおわかいと云も古き事なり、但此比の諺は、西城にて御痘瘡ありし故、御側の者みな赤服を着たり、いつもおわかい〔赤〕と云しに始るごぞ、御醫者部屋にて云出したりともいふ、木挽町芝居四月文政三年のほめ詞に、「いつも御赤い酒きげん」といへり、

二八 米を磨牙といふ 東鑑などに、米を磨牙と異名せる事、輪池翁姓屋代、名弘賢の説に、磨は牙の弱きものにて、物をかますといふ事、古今註、本草綱目等に見えたり、されば白きに比喩せしにはあらず、米のもろきを云事也、其出所は白氏文集に、「祿米磨牙稻、園蔬鴨脚葵」といへり、これ滴居の作にて、菜といへばやせたる葵、米といへばもろき米といひて、嘆息せしなり、菅家のあられの詩に、磨牙米簸聲々脆と作らせ給ひしも、もろしと云字が字眼なるべし、紀略以下は誤用

三五 五尺程御座候、同郡口新田高喰、三藏丸さ成石、三〇 久米の平内石像 淺草觀音境内に、久米の平

内の石像といふあり、この像のゆるよしは、南畝翁の瀬田問答、京傳の奇跡考等に見えたり、おのれ曾て聞たる異説あり、彼地の古老言傳へしといふ話には、久米の平内は、三谷のほとりの石工の老父也、平生いとむづかしくこゝをいへり、歿後其子、親の常にこゝといへる像を石もてゑりたりし也、その石像のうしろに、久米氏の墓碑あるによりて、遂に久米の平内の名を冒せし也、上下を着たるにはあらず、袖なし羽織の姿也、それは腰のわき肩衣にはあらず、近づき見てしるべし、さてこの石工殊に上手にてありし由、その作れる所のもの、今玉姫稻荷の境内右の方に、出山の釋迦像ありといへり、右柳亭種彦ぬし話、

これは兵藤平内兵衛とて、鈴木正三門人にて、二王座禪といへる事を工夫して始めたり、かの石像は二王座禪の姿とぞ、寺は駒込海藏寺に墓あり、天和四年六月六日歿せり、

三一 僧家の隠語 酒を般若湯といへる事、東波志林曰、「僧謂酒爲般若湯、魚爲水梭花、雞爲鑽籬

なり、東鑑にも所々に出たり、

二九 石飛で八王子へ落 乍レ恐以書付御訴申上候、武州多摩郡八王子横山宿之内、名主彦右衛門、年寄半右衛門奉申上候、當月廿二日、天氣快晴に御座候處、未刻比空中雷鳴之様に地響震動致候所、當宿内地所之内、字上野原金剛院脇畑へ、其節空中より怪敷もの落候由に付、早速罷越見分仕候處、畑に處々有之候所五六尺之内、四方へ泥はね候様子に見え、地中四尺程窪り相成り候間、打寄掘出申候へば、大さ凡長三尺廻り、横五六寸、厚さ六七寸計の石にて、外廻は黒く、勿論落候節響にて割候様子にて、悉割有之、空中鳴響候後、空中に白氣二三間へ飛去り消失御座候、餘り不思議成儀に付、右缺石相添、此段御訴奉申候、以上、

當御代官 武州多摩郡八王子横山宿之内子安宿 文化十四丑年十一月 名主 彦右衛門 年寄 半右衛門

小野田三左衛門様御役所

同郡八幡宿百姓、鐵物屋多葉粉や商仕候安房屋太郎兵衛、同郡大北田村川原あさ川原と申所へ落候分、長

菜、人有爲不義、而文之以美名、與此何異、この隠語、また類書纂要卷の八にも見えたり、僧家の隠語に酒をどう茶、蛸を天蓋などいへるもこの類ひ也、身延山の僧徒の隠名に、女の事を花と云り、或時一寺の門前を女の通りけるを僧徒見て、よき花の通るはどいへり、一人の僧たてぬかいといへば、答て花瓶がなといひけるとかや、花瓶とは金の事なりとぞ、金なくは心にも任せぬといへる事なるべし、山岡阿彌の語一休談の十八云「千手觀音手多」といへる類あり、千手觀音、蛸の隠名なるもしるべからず、美成云、子のきつたるにも、これに似たる事あり、盜人の隠語に、藏の事を娘と云へり、譬へば某の親道によき娘あり、あたりて見ずやといへば、今一人然なり、おのれさつ比はゆきて當りて見たりと、この時あやにくにも、姑のいさやかましよういへば、折わるしと思ひやみぬといへり、是は姑といへるは、犬の事也と、かの藏のやじり切らんと思ふ比、犬のこましく吠たるに、便を得ざりしといふ事とぞ、こは作りまうけたる事にもやあらんかし、

大峯にて汗を醜酢と云ひ、焼飯をほら貝と云、是は方言なるべし、〔頭書、臥雲日伴錄にみえたる盜人の隠語あり、〇〔根無草一の五〕云「鬼を明神、葱を神主」〕三二 獅子の梵語 獅子、梵語にシャウギヤといへり、爾雅に「獅子爲三俊兒」といへるは、シャウギヤの轉語なるべしと、或人いへり、

三三 桐葉篇 桐葉篇三卷は、笠原玄蕃名龍麟、都西人の詩集

なり、その集のはじめに、武者小路亞相實陸の御歌をのす、今左に記す、

雲溪翁が集を見て追慕の心を

亞楓散人實陸

武者小路亞相君、嘗願三吾先生一也深矣、先生歿後

一二閱其集、賦三和歌一章一而賜レ之、於三家榮幸一何加レ焉、因併刻三諸簡端一云、

三四硯に物かぬ事 硯に物かぬもの、且竹の楊枝もつかはぬものなる由、古くもいひ傳へ、また菅公の御神詠とて歌などもあれど、御歌のよみ口いと信けがたきもの也、(頭書、夏山雜談一の十二、これは右記覺法親王、曰、「教重指歸抄云、彼抄者菅三品之撰也、其條條者、硯不可書文字事云々、以箸不用楊枝事云々、聖廟御遺誓之中有之云々、この心を後の世人の歌にも詠み、いひも傳ふるなるべし、

源氏物語橋姫卷云、姫君御硯をやをら引よせとて、手習ひのやうにかきませ給ふを、これにかき給へ、硯にはかきつけざなりとて、紙奉り給へば、はぢらひてか

き給ふ、河海抄云、「見る石の面にもつかはざりきふしの楊枝もつかはざりけり、菅家、硯は文殊の眼也、此故に眼石といふ、此聲をかりて硯石とは書也云云、仍ておもてにものはかざる也、菅原家の御日記にも、硯の面に不レ書とあり、(美成云、文殊の眼故に眼石といふは、そのいさ信けがたし、硯の字をわかつて見石と讀る也、咲花などの抄に、折ふしのいさめにやといへるは、右記の本文ある事をしらぬ故なるべし、

三五門札 今醫家儒家その外の人も、尋ねて知れ易き爲に、門に名札をいだせり、この事いと古く見えしは、楚玖波集に、

門ぶみやあそかひもなくまよふらん 源義長

こゝに門ぶみといへる、即ち今の門札の事なり、

三六禹王廟 雍州府志卷二神社門曰、「夏禹王廟、相傳人王八十五代後堀河院安貞二年、大風雨、鴨河洪水泛濫、使レ勢多判官爲兼防レ河水、爲兼茫然失レ所計、于レ時異僧忽然來、告レ爲兼レ曰、欲レ防レ此水、則於レ鴨川東岸一南建三夏禹廟一、北建三辨才天社一、須レ祭之、言終異僧入レ寺不レ見、寺今日疾地藏堂也云々、夏禹廟今不レ知其處、(頭書、中江暇筆、禹廟を相摸河川に建し事を載たり、○結語録にも、實茂川

に詛りいひ來りし也、これは曾て土師の社とて、陶工の祖神をいつき祭れる社也、(此、垂仁帝の時、野見宿禰初土師の姓を、はじを轉訛してわしと唱、なほ文字に寫して驚と書しより、酉の日をもて祭日となしたる也、

驚宮は幸手より半里也、有馬王子(其學安世)に來て神となる也といふ、右棟陰亭漫筆、(頭書、鹿島志に驚神社あり、祭神天日鷲命也といへり、上の二十三書紀神代上卷三十四、天德日命、此出雲臣、武藏國造土師連等祖也、)つれば土師を武藏に驚き祭る事、故なきにあらす、


三八聖像 江戸淺草御藏前、稱光山長延寺の本尊閻魔の像、(運慶の作と、)は、昔の足利學校の孔子の像なる由いへり、又今の足利學校の孔子の肖像は、孔明の像なるべし、手に羽扇を持て繪巾を戴けり、

三九兩手をつきて首を下る禮あり 隋書に、百濟をもて禮とせり、今の手をつく事は、もと百濟國の禮をうけしにやと、松屋(名與海、自稱、)いへり、(頭書、古事記傳皇國傳にも、傳レ辭說事、或謂或跪、兩手據地、爲之恭敬、)されば手をつく事、もとより吾邦の禮なり、甲申春日雨中追記、(成、○右國皇傳といへるは、東夷傳の事也、本居が思みて、)書けるにや、戊子初夏於三燈下一記、)

四〇地藏の前にある車 今諸寺院にある所、地藏の前なる願懸にまはす車は、もと奥羽の地方にある

三七鷲大明神 十一月酉の日をどりのまぢとて、千住の驛をすぎ、花又村といへるに、鷲大明神といへる社へ參詣あり、(頭書、東鑑、建久四年十一月、武藏國太田この酉の待といへるを按ふに、月待、日待、庚申待などに例していはし、鳥祭なるべし、そは鷲大明神といへるによるべし、さてこの鷲大神といへる神號さへ、も

あり、(頭書、事、)に目疾地藏といふもの、即夏禹の像を認り來るもの也、禹の廟の今所在を失ひしにはあらず、そのよしは府志にいへる如く、洪水を防がん爲に、夏禹のいさをしを仰ぎ祭れる所、年へてその像の何者たるをしらず、よて地藏に似たれば、その廟を地藏堂といひしなるべし、さりながらなほ水を防ぐの縁もて、誰いふともなく雨歇地藏といひし也、その後いよ稱へ誤りて、あ文字すらはぶき、めやみ地藏といひしより、人々目のいたづき療ん事を祈れるとか、友人鹿山(姓井山、名義敏、)京師に遊びし比、かの像を尋、つらく見られしに、いかに常の地藏にはあらず、袈裟十二章の服に疑ひなきもの也といへり、(頭書、菅笠日記上の廿八、水分神社、中古訛りて御子守と申、今は子守と申て、うみの子孫の榮をいぬる神とたり賜へり、同じ趣と云べし、)

しばさしなるべし、地藏を辻に置くは、道祖神の遺風也、柴さし形といふ燈籠あり、その形  かくの如し、

四一諸虚百損藥法

雞肉地黄方、雞一隻、大白砂糖一斤、地黄一斤、上好三年酒一升、上好三年味噌五合、右細末、地黄雞酒五合位入、文火を以て煮之、尤始終交廻し居、時々酒を入つぎて、其後糖を入爲膏、服之、療諸虚百損、及治古濕疾、この方朝鮮の方也、

四二颯を聞と云

聞といひ聴といふ、耳もてきける也、然るを世、香を颯をもて聞と稱する事、人々しる所なり、列子曰「易牙齊大夫、善聞味」と見ゆ、味も亦聞と稱すべし、「頭書、家語云、與善人居、如入芝蘭室、久而不聞其香、云々、」今昔物語卷三十一第一語、六丁子、丁子の香極く早う聞ゆ、三國傳記七の十四、鑿真和尚鼻にて聞き、經を講給ふ、西陽雜俎云、見顏主說、見梵僧菩提勝說、右詩檄六の四引、美成云、見の字をキクと訓るもめづらし、○品字箋に「俗以鼻審氣爲聞者借用也、乘禮錄下の四ツに見えたり、○棠陰比事、上の廿五、○聽、其手、遂獲盜、懲者、伏罪、○玉勝間、云「雅言にはカクミ云へし、キクは唐ミにて、却て俗言なり」云々、○香をキクと云ふは常也、酒を味ふをキク、酒ミ、味にも亦云へし、

四三切支丹の文字

寛永十二乙亥年十月、吉利死丹宗門無之旨起請文、案文を以て被仰出候、是則

島原一揆の二年前也、吉利死丹の字如レ此の處、切支丹と書改之、常憲院殿御諱之字を憚て改之、

四四死諸葛走生仲達

諺第一 死諸葛走生仲達、といふ諺、晉書宣帝紀、左、に見えたり、「頭書、具原翁の和漢古諺に、晉漢春秋及び蜀志、孔明傳を引用して出處せり」

四五五材

群書拾唾七、文武制度部、「將五材、有用曰勇、智仁信忠、とあるは、六韜論將に出たる、「大公曰、所謂五材者云々」とあるを載たる也、是武の五材なり、なほ五材といへる名目に、くさくさ、の心かはれる有、周禮考工記曰、「審曲面勢、執以節五材、以辨民器、鄭玄註云、春秋傳曰、天生五材、民並用之、謂金木水火土也、云々、玄謂、此五材金木皮玉石、美成按、傳卷三十八、襄公廿七年冬十二月曰、天生五材、杜預註云、金木水火土也、民並用之云々、又按、周官考工記註云、謂金木水火土之義、斯あれば、禮の五材すら猶一ならず、淮南子鴻烈解四、墜形訓云、位有五材、土其主也」とあるも、五材をいへる也、同書泰族訓云、「智伯有五過、人之材、高誘註云、智伯美髯長大一材也、射御足力二材也、材藝畢給三材也、攻文辨慧四材也、強毅果敢五材也、これはその容貌才智のさまをいへる也、昆陽漫錄曰、「進修楷範曰、記室新書曰、五材是宜、百工維敘、城廓都

鄙定ニ其規、士農工商得其所と、五材如レ此なれば、國を治る人第一心を盡すべき事なりと見ゆ、これはふと五材といふ事の、くさくさ、見あたりし儘記しぬ、四六錢百文を十疋といふ 武器考證に奇異雜談集を引て云、「唐には牛を一头と云、日本の詞に譯せば、湯桶文章にして、牛一牽といふべきか、馬を一疋といふいはれば、馬の目には絹一疋長の間を見る也、字註に云、一疋は四丈也、馬の光景一疋の長なりと云々、絹を一疋といふいはれば、一疋は二着たけ也、夫婦二人の衣裳となるゆゑに、一疋といふ也、夫婦二人相隨ふを一疋の夫婦といふ也、論語に、匹夫匹婦といふ是也、匹は配なり、物を一對といふが如きなり、疋の字同なり、犬を一疋といふいはれば、犬追物の時、河原者輪の内より犬を放せば、騎馬一矢犬を射る、若し二騎三騎をつかけていると雖も、本になる矢は唯一つなり、馬一疋に犬一なるゆゑに、犬を一疋といふ也、ことなる犬をば、一疋二疋といふべからずと雖も、世俗の辭みだりにして、常の犬をも一疋二疋と云、剩へ鹿兔、狸狐、猫鼠、小蟲にいたるまで云ならはしたり、料足を十疋廿疋といふ所以は、犬追物の

時、河原者、犬を百疋放てば一貫文と、五十疋はなば五百文取也、犬一疋は十錢にあたるゆゑに、十錢を一疋といひ、百文を十疋と云へり、是は犬追物より出たる詞なり、貞丈云、「犬追物は鎌倉實朝公之代より始めり、犬追物行はれし以來、俗の諺に錢の數を幾疋と云しなるべし、是鎌倉の時よりの俗語也、其證は東鑑卷三十三、延應二年庚子九月卅日、頼朝公の代なり、の記文云、御家人等の中、任官之輩不勤行役事、依有_三其恐、召進用途之由、今日有_三評定、所謂左右衛門尉分人別等也、不供_三奉行幸等_二者爲_三每年役_二可_三進濟_二云云、右幾疋と云事、錢の數の事也と雖共、其事なれば委しく記しおく者也、「頭書、白玉蟠の詩は、四の六十三の雲遊下有_三錢三百疋といふ句見えたり、錢を疋といふ事、若くは唐土よりいひ來れること、後考をまつ、文政六、三、九追記」右の考證れり、疋と書は足の譯也、三百疋也、足といふ事は長錢の事也、書むに百とていへる也、何百者といへる事もある也、「文政六、三、廿九又しるす、○和爾雅七の二十六、錢數稱疋、見_三子食貨志、又和俗錢一貫謂_三之百疋、近古射者、以_三鳥獸爲_二賭、以_三錢十文充_二鳥故百獸一匹、錢爲_三十疋、」

四七シガといふ詞

さいなみやといふ冠辭は、しがといひかくれど、しがといへる名義詳ならず、これは古來濁音に讀來れども、清みてよむべき由、そのゆ

系は、しかとは石のかわきたるをいへる方言也、今海邊の人まれくには然いへるなり、又すがは沙のかわきたる也、これは常にいふことぞ、〔頭書、東海道名所國の俗語に、沙の集りて高きを須賀云云〕左にあらざれば、しかすがの義解せずと、井上孫六説なるよし聞けり、〔所此方は石、彼方は沙なれば、かく名付し云云〕

四八歌袋 歌袋といふものありて、歌を詠じいるる料にするもの、大高檀紙にて作り、その表に夫木抄の歌、楚忽、藤原爲顯、

いたづらに鳴や蛙の歌ぶくろなるにもおもひいればや

この歌を書付事也、この歌おろかなるにもといへるてには聞えず、輪池先生藏むる所の古本に、おろかなる口もどあり、口の字をかなのに文字に誤れるなるべし、又冷泉家にて書けるに、おろかなるをもどしたるもあり、是にても聞ゆれど、口の方勝れるやうに覺ゆ、さて従來歌袋といへるは、田舎にて蛙の口のはたに、たましくふきいづる脹れたるものを歌袋といへり、是は古今の序に、水にすむかはづまで歌よめる由いふを取あはせ、さて詠じたるになん、かゝる事しらは、歌袋の詠何とも解し難き事也、

四九蘇民將來 御ゆごのうへの日記、慶長三年正月十九日條云、「はやしまご八郎、やくじん(鬼神)へ御代くわんまいり、又まいる、すみしやうらい(蘇民將來)あげまいらするいこの蘇民將來の事、もと籠篋内傳に見えたり、民間にはもは門戸に貼しおける事なれど、禁裏にもこの事行はるゝなるべし、〔頭書、蘇民將來は、釋日本紀に、備後風土記を引ける文に詳なり、蘇民將その文にもとづける也。拾芥抄上本廿二(一)の條を言下の廿一也。〕

五〇きんごん餅 きんごん餅といへるあり、或人いふ、公任卿この餅を好みはじめ給へる故、きんごん餅といへる也といへれど、さにあらず、御ゆごのうへの日記、慶長三年六月十六日の條云、「いつものごとくけふの御かづ(嘉通)ながはしより、あしたの物にきんごん(金飽)まいる」と見ゆ、

五一卅三年開帳 佛寺において本尊の帳を開き、終日衆人に拜するを、世に稱して開帳といふ、京にてはおがませといふ、此事三十三年に一度、公儀のゆるしを得て執行する事也、限るに三十三年を以てする事、其始詳ならずと雖も、増鏡内野の雪西園寺の下に、「瀧のもとには不動尊、このふごうは津の國より、生身の明王のみのかさうち奉りて、さしあみて

おはしたりき、その養笠寶藏にこめて、三十三年に一度いださるごぞうけ給はる」とみえたり、これや據なるべき、唐の世にては、法門寺の佛指骨を、卅年に一たび開くといふ事、資治通鑑二百四十唐紀、曰、憲宗元和十三年十一月、功德使上言、鳳翔法門寺塔有佛指骨、〔法門寺有護國真身塔之内、有釋迦牟尼佛指骨一節、〕相傳、三十年一開、開則歲豐人安、來年應請迎之、〔とみえたり、また開帳といふ名目、二水記に見ゆ、曰、〕永正十四年四月十一日、法輪院虚空藏開帳之間、爲參詣、當年開帳、應仁以後無之、〔云々、應仁より永正十四年までは五十年計なり、頭書、開帳の事、櫻陰廣談にも見えたり、可三參考〕

五二灸を何壯と云 醫書に、灸の數を壯といへる事は、宋陸佃が坤雅卷十七曰、「醫用艾灸、一灼謂之壯者、以壯人爲法、其言若于壯謂壯人、當依此數、老幼羸弱量力減之、〔この説、皇朝類苑及夢溪筆談にも見ゆ、これ灸を壯といへるを釋したる相傳の説なり、誰か問然すべけんや、おのれ楊子方言を讀むに、卷三曰、凡草木刺人、北燕朝鮮之間、謂策或謂之壯、と見ゆ、按ふに、鍼灸何れも人肌をさすものなれば、壯も亦さす事なるべし、これ復一壯の解に備ふべし、さしあみごの事、今按、名蹟考一の七に〕

海 録 卷 一

見えた

五三三註 下學集數量門に、三註といふ註に、「蒙求胡、會詩、千字文」と見ゆ、この三種の註をもて、そのかみ三註とていともてはやしぬる事也とぞ、上野の足利學校に掲げある所の札あり、それに長老に至らざれば、三註を讀事をゆるさずといふ事の記しある由、松澤老泉の語りき、

五四毘沙門堂記 毘沙門堂記廿三冊は家記なり、この書は、此毘沙門堂に藏せし所のものにして、無名の記なる故に、名づけて毘沙門堂記といへる也、毘沙門堂は京師宇治郡にあり、雍州府志に云、「毘沙門堂、寛文中門主公海僧正再興之」と見ゆ、さて又水府にては、この記を毘沙門堂所藏記と引けるよし、埜檢校名保の話也、

五五永錢并乾何程といふ事 今田地の積りをするに、永何程とて錢をつもる事あり、そは昔永樂錢にて通用せし時の格にて、今する故に然いへり、此の算計は誰もく、永樂錢渡來りしより、一兩に一貫文之定、鑿錢四文、永一文に當る積りをもて算計する事とのみ思ひしに、小出竹齋〔古河藩名重固、俗稱三太夫〕の許より問來りし

狀に云、「永金納と云事、昌より出す年貢は夏納むる也、依て夏成上納或は永金納など云、是烟の年貢金也、何百何貫文と云て、一貫文は小判一兩なり、百文はそれを十に割たる一つにて、餘は推してしるべし、扱此永と云名目は、もと唐山の永樂錢より出たりといふ事、皆人の云所なり、されど古河領中田宿光了寺縁起の末に、永何貫文之地云々とあり、是を考ふるに、唐山の永樂の年號以前の事とおぼゆ、此縁起は後より取付たるものとみゆれども、さすが傳來なき事を書べきにもあらず、不審の事也、水府小宮山楓軒翁の考を左に記す、

えい錢と云名は、永樂錢渡來以前よりありしならん、既に太平記青砥左衛門の事を記せし所にも、えいせんと云事見えたり、此えい錢、何時頃よりありし物か、猶又其前よりありし名目と見えたり、思ふに穎穀穎錢など云事あるを、音によりて永錢とかき來れるにもあるべくや、穎の字の義は、詩經大雅に、實穎實粟とある義にて、穎錢といふか云々」と云おこせたり、よりにて按ふに、永樂錢より出たる名目と云事、普通の説なれど誤なるべし、吉田氏慎之助、正、月晦來話、いへらく、

予がしれる鎌倉に神職にて大伴平翁、隱居せぬ前は主膳人になれ、この人相摸の一國に殊に熟しければ、林家の命をうけて、地志を撰まん事を企てりしが、半ばにて死去せり、その田租部に永錢の事あり、「永錢と云事、鎌倉將軍の比の文書に見えたり、穎は稻の穂の事に、穎の省文を禾と記したるが、（頭書、省文のこ、古事記よむ條（第八））永に誤まれるなるべし、音も同音なりしより、後は永の事とのみ思ひしものならん」と記したる由、いとおもしろく覺ゆ、（頭書、八幡宮本紀附録六、鶴岡の社の條に云一穎朝直判の書にも、社領のこあり、今猶神領永樂錢八百四十貫文ありと云、美成云、今猶こあれば、穎朝直判の文書にや、又後世の文書にや、考への便りにし美成按ふに、吾邦古來省字を用ゆる事少からず、民間書を巧にする者少きをもてなるべし、再按に、穎、和訓カヒ（頭書、爾雅云、禾穂謂之穎）延喜式の祝詞祭、に、「初穂平波千穎八百穎爾奉置氏、眞淵が考に、「穎は稻の穂なり、神に奉るには穂をのみ切、莖をば去て、その穂を束ねて竹に掛くめり、下に掛稅千稅餘とある是なり、頭書に、「江次第にも本穎、茹本謂之稻、切穂謂之穎、これなり、古書に多かれど引に及ばずい祝詞考上此等によりて按ふに、穎錢は穂のかはりに錢

を納むるにて、年貢金なる事しるべし、斯る古への名残はくさくさある中に、古手屋にて用ゆる尺は、俗に名をしかみといへり、常の尺より少しみちかければ也、これはもど利を射る爲なれど、その尺は私に作りもふけたるにはあらず、東大寺やらんに藏める古尺にあふどか、さらば古尺の傳たるを用居て、辨へざるにこそあなれ、又道具屋にて、器などその餘のものも、ケシにて何程といへり、これは文金以前、乾金通用の時の相場をもていへる也、これも乾金は位あしければ、今六十目銀なるは、その比は六十目餘にあたり、故に一匁といへるも、實は今少し價のくだれるもの也、是又利を射るの謀にはあれど、昔の手ぶりの遺れるこそをかしけれ、

五六かたわ車と云小歌 句ひ袋全部二冊、享保年間刻本、男女子どもの戯を書たる教訓、云、「古き小歌にうたふたるをきけば、
「君にどがなやうらみはせまじ、やぶれぐるまでわがわるい」
といへるは、かりそめの様なれども、よき言葉也、（頭書、誰が身の上（元隣記）に見えたり、明暦比の刻）

五七燭淚 ちうそくの流の事を燭淚といへり、唐

史に、「柳公權爲學士、每三王堂召、對三蠟燭、見跋、語猶未盡、宮人以三燭淚、濡紙繼之矣、これ蠟燭のかはりに、流れへ紙を浸して紙燭をこしらへる事をいへる也、

五八「身を捨て浮」と云歌 身をすて、こそ浮むせもあれといふ歌の下句、世人も口すさみ、劔術家にもいふ事也、されども上句は人知事少し、これは空也上人の歌也、空也上人繪詞傳卷の上に、
山川の末にながら、さちからも身をすて、こそうかむせもあれと見えたり、（頭書、枕草紙上十八、浮ぶものしな、いへこそうかぶせもあれ、もの、ふのやたけ心のひさすじに身を捨て流れながるゝ力も藻も、入口に云所は、河水にこそ云、諷也）

五九みす書 俗に手跡の殊に拙きを、みすのやうになごいへり、百八町記寛文四年卷の一日、「物は書ども蚯ののたりまはるごとくにて、筆法をしらす」と見ゆ、いと古くもみす書の名見えたり、長明發心集云、「紙筆たまへ、あらく書なんといふ、則とらせたれば、手もわな、きえか、す、わづかに書付たるは、たがはぬみ、す書也、榮花物語木綿四手の卷十三、曰、「ひめみやみ、すがきにせさせ給へる、これいかであての御もとに奉らんと給へば、するにつけて

もほとゝぎすにやつけましと、あはれに御覽せらるる
など見ゆ、又歌には信明集に、「返事にみゝすがきし
ておこしたれば、

わびしきに戀にまごへる心にはそのことさしもみえずぞ有ける」
さて唐土にも似たるは、姜蕙章が續書譜云、草體之條
に、「唐太宗云、行々若紫、春蚓、字々如縮、秋蛇、
惡ニ無骨一也」といへるも、同じ趣と云べし、〔頭書、陸放
翁の喜、小
兒輩到三行在云詩中に、阿綱學書、阿綱學語、阿綱學木、
みあり、驚筆詩集八十四の八、云一戒小童、蚓出學字、形、鴉飛類、
墨色、習語逐日増、
自然有得。〕

六〇吉原燈籠井植花始 吉原へ櫻をうゆる事は、
寛保元酉年より始れり、これはもと茶屋の家々に鉢
植の櫻のありしを、夜露にあてたきといへる願にて
こと起れり、後地へうるしも、鉢より地へおろしたり
といふ趣也といへり、さて又七月燈籠を拵ゆる事は、
享保十一年、玉菊が追善にはじまれる也、その比は白
張の挑灯に、だんだら筋を付たるを出せり、後いろい
ろ潤色して、今の如くなりしといへり、文政三年、吉
原燈籠を詠せし南畝翁の狂歌に、
追善になき玉菊の燈籠のんだら筋に年もふりにき
これはことし藤棚に挑灯さげし故也、又八月にわか

金剛般若波羅密多、按、波羅密譯レ到ニ彼岸、則彼岸會
名、依ニ般若經ニ而起乎、然延曆二十五年春分、中日、彼岸
會之始也、この説用ゆべし、曆林問答集、假名曆註な
ごいへるものにも、春秋何の故に彼岸といふ事を記
さず、始て曆に彼岸をのするのゆゑよしを詳にせり、
又半夏生といふ事も、今は竹の子くはぬ見合にのみ
なりしなれども、是ももとは七十二候を、悉く中段へ
書入たるが、たま〜半夏生のみ残りたるにこそあ
れ、

六二「いそがばまはれ」と云歌 醒睡笑卷の二曰、「
いそがばまはれといふ事は、もの毎にあるべき遠慮
なり、宗長のよめる、
武士のやばせの渡りちかくこもいそがばまはれ瀬多の長橋

六三おちやない 西川祐信の畫本に、女郎百人品
定といへるもの二冊あり、その中におちやないこと、
頭に袋を戴きたる女を畫がきたり、これは人倫訓蒙
圖彙作業部に、「おちやない、都の西常磐と云所より
出るとかや、女のかしらに袋をいたゞき、髪を落を
買、かもしにして賣買、世渡るわざとす、それをおち
やないかと云て町をあるく也、晝の八ツ時よりいづ

といふ事なるは、もと安永年間、玉姫稻荷の祭禮の
願にて始れり、故に十七八年以前までは、大門に笹の
付たる竹左右へ二本立、しめ繩はりてありしと、此
等の事人のしれるは稀なり、斯るにぎは、しき所は、
人々心のみ先ばしりて、門などにあるものおも心づ
けるはなし、起原さへしれるは少なし、〔頭書、南畝翁云、
計の事なりし、彼地せし發句に、大門へ車ではいるさくらかなといへ
り、これは大門より中へは、駕籠車馬一切に入るゝ事を許さず、櫻の
みは車にて引けるは、かく詠じたり。〕

六一彼岸 曆に彼岸をのする事は、あづからぬ事
ながら、中古よりの事也、白河燕談卷の二曰、「古老
有レ言、古者如レ今諸寺説法談義無レ之、故比叡山坂本
廿一箇所有レ號ニ談義、所々能辯僧出レ之、春秋二時説
法、令ニ在俗聽、諸方群參、因レ玆爲レ其時節令知ニ遠近、
請ニ之曆家ニ書載、到ニ于今同矣」と見えたり、昔は下
段に神よし佛よしといへる事のありしを、佛よしは
省きて、今神よしのみあり、彼岸はたま〜に残れる
事なるべし、日本後紀卷六、延曆二十五年二月官符、
應ニ五畿七道諸國轉ニ讀金剛般若經云々、宜レ使下國分
僧、春秋二仲月別七日、存心奉レ讀レ之云々、是爲ニ崇道、信
天皇一也、信
景云、春秋二仲一七日佛事、蓋和俗彼岸會權輿歟、讀ニ

る也、やうすある事にや」と見ゆ、髪のおちはないか
と云てあるくよりいへる也、元祿十五年印本笠付に、
ながみじか(長短)といふ初五文字に、「おちやない髪
をそろへうり」と見ゆ、その比京には専らありしと
見えたり、
六四俊明 瑠檢校云、「山岡明阿が實名を俊明とい
へり、その訓を世にする人稀なり、マツアケとよめ
り、としあきとはよます」といへり、
六五ヒヤカス井マフといふ俗語 吉原の遊女を見
物に行事を、俗にひやかすといへり、之は新吉原出來
し比、山谷に紙漉の多く住たり、それがかぞを水に冷
かし置て、その冷けるあひだ、いざ遊女見に行んごて
連立行たりし也、その方言今に残りて、人々いひもて
はやす也、友人老泉はなし也、又吉原など遊女場を遊
びあるくを、ぞめくといへり、これは若き人々など
のうちつれ立行事の、いと古き語也、萬葉集、
ますらをば友の體になぐさむる心もあらんわれぞくるしき

騷はさばく心かといへり、〔頭書、乘種録下の三、云一俗に茄
子に舞をする者多し、其地茄子を産す、茄子のあしき年は、加賀の邊
方に出て錢穀を求む、故に茄子の枯るゝを舞ふと云ふ〕といへり、
按に、茄子の枯るゝを舞ふと云ふ、古き俗さみえたり、醒睡笑にあ
りさて本文のひやかすと云俗語さちも同じければ記す、

六六かせ杖 盛衰記開書安齊曰、「かせ杖のふたま
たなるさきに、くろがね入たるをつきてとあるかせ
はかせぎの略語也、かせぎとは鹿の事也、鹿狩に勢子
のつく杖なるゆる、かせ杖といふ、如レ此と
見えたり、

六七雷おこし 淺草雷神門再建の時より、雷おこ
し初まる、雷神門にちなみて、かみなりおこしとはい
へる也、本法寺門前に店を出し、一つの價二文づつな
り、その後寺町へ移る、今雷おこしの見世のある所、同じころ近きあ
たりに、同じおこし見世を出せるものあり、ゆるに元
のみせより、この方元祖也、價二文づつなれば、その
方は一文にも三文にも賣べき也といふ事よりいさか
ひととなり、遂に元祖まけたり、今は藏前ちかくに、道
具やみせをいだしあるといへり、

六八院本 讀書會意云、「余少年時好院本、以レ今
考レ之、乖レ實者十而一二、皆存善惡之戒、迨近松
氏書行、據レ實者十不二三、使レ人不レ知レ倦、壞レ風俗、
亂レ倫理、不レ可レ勝言、經三十餘年、兒女好尚、大興
レ昔別、老婦撫レ兒女、絶不レ及古之事、無レ誦勸戒之
語、嗚呼近松之罪、不レ容レ誅也、この書は澁井孝徳が

著す所也、余この書を讀、この條にいたり、喟然とし

て長太息をなせり、實に世の習俗を紊るもの、この院
本に過たるはあるべからず、近く戯作者といふもの
の、洒落本、畫入讀本、草雙紙など作り出せる、殊に院
本に過たる事遠し、かつ謳ひものに、豊後節、新内節
など、鄭聲とも淫聲ともいはん方なき、無下になまめ
き心をころかすもの、之にしくはなし、故に宮古路豊
後の節一度御停止仰出さる、これその節行はれてよ
り、心中欠落など多ありし故也、古人の移レ風易レ俗
樂にしく事なしとは、確言にあらずや、且は世人幼き
時より淨瑠璃をき、なれて、みな實事と思ひ居る故
に、一言衆旨をひくの愁なくんばあらず、

六九秀頼 湖上朱國禎湧幢小品卷の三十曰、「日本
原六十八島、各據其地、至平秀吉始統攝之、及老
且病、子秀頼尙幼、託於婦父家康、代攝其位、吉死家
康止、以和泉河内二島歸頼、頼既成立、索其位於
家康、不與、忿還其女、致爭鬪、頼兵敗走、入和泉、
焚城而死、又逃入薩摩者、其位遂歸於家康、傳其
子、爲武藏將軍、」
七〇枕をわる 雅筵醉狂集戀部に、「寄枕戀、

しるもの四つ夜なにもあるなればしのお枕やわれを、こたん
この歌の下句、枕やわれと云ひかけたは、古き諺
に、思ひをこらすを枕を割といへり、これは肝膽を碎
くといふ隱語也、枕を邯鄲といふ意にて、肝膽にかよ
はせ、破をくだくといへるに通はせたる也、寛文享保
の比などの草子には、この詞あまた見えたり、

七一假名東鑑 吾妻鏡の平假名にかきたる版本あ
り、この事唱歌續塵集全部五册、といふものの巻の五曰、
「東鑑といふふみを、女もじにあらためて奉るべきよ
し、大樹より仰うけ給はりて、萬治年中より寛文五の
年迄にかき終り奉るとて、仰言つたへ給ひける人に
つかはしける、
うつし置あづまかみの曇りなき世のためしなも水蒸の跡」

これは中野等和の歌なり、この等和といへる人、台命
にて書改めたる也、

七二一里塚 元暦元年庚午、近江の國安土より都
迄一里塚を築き、道のふちに松をうへ申候、是一里
塚の初也、○天正十年壬午、鐵砲始めて奥州へ下る、
○天正十一年癸未六月二日、信長公本能寺にて御生
害、明智日向守天下の由相觸、京の町中諸役地子赦

免、今以て其通りの由、○天正十九年辛卯、家康公金小
判大判御作らせ被レ成候、夫迄は砂金又は吹貝を遣ひ
申候、○文祿二年癸巳、天下に隠れなき石川五右衛門
と申盗人大將、相從ふ小盗人十一人、三條河原にて釜
煎になる、○慶長九年甲辰、諸大名伏見より江戸へ引
移、○同年乙巳、淡芭姑初て奥州へ下る、○同年、家
康公仰にて、金の一步判作レ之、○同年、諸國一里塚始
て築き、道のふちに並木植申なり、○元和六年庚申、
東茆田の山底夥敷焼上り申候、トウシンワラヨク祭
りて留る、

右は笠井半人太田藤右衛門、若年より鈴木和泉に仕
へて、京伏見大坂江戸に至るまで度々往來致し、和
泉死去の後又半人に成り、大崎志田郡の内三本木村
に住せり、此人の寛文比見聞せし事ども記したる中
より抄出す、

七三四十二の物諍 中古の草紙に、四十二の物あ
らそひといへるものあり、似たるもの二つを題にて、
歌を詠せしもの也、右物諍ひ、活版整版等ありと雖
も、甚だまれ也、故に友人山本明清、これが考證をつ
くりて印行せり、されども四十二といへる數、何によ

りたるものによと思ひをりしに、たま〜遠碧軒記をよむに、人事の部云、「四十二年の禁忌の事、書物に見えず、雙六のさいの目、兩方に四十二あり、されば四十二までは、至老衰微の争あり、これを過れば法外の心にて、何事もたる、といふ事なしと云かとの俗説有、是おもしろし」と見えたり、これにて四十二の數によりて、諍ひをいへる事としられたり、考證に數の事見えざれば、見出し、記したるになん、

七四南都大佛蓮花座 道の幸^{輪池先生}に、「南都大佛殿炎上、再修等の事は物にも見えつ、蓮花座の葩ごに佛像須彌山堂塔の形を彫附てあるは、しる人もまれなり、これは草創の折の物ならんとおもへる、その故は、修造の度に鑄つぎし所さだかにて、さる物もなく、奉^三鑄繼^二蓮華八葉、高野山萬勝院金秀、奉行遍照院などいへる文字彫てあり、さてその佛像の筆意凡俗ならず、とほくもろこしにたとへば、李唐の世の人のゑがきたらんがごとし、

七五田樂法師 田樂法師由來は、小川新右衛門殿御代官所泉州和泉郡大津村に罷在候田樂法師一人、藤田松阿彌、藤田清阿彌と申、中古より此所に居住仕

候、上代者田樂法師本座十三人新座十三人、都合二十六人、比叡山之麓江州坂本村に居住仕候へども、段段衰微仕候て、諸國へ離散仕候、其時代は何比と申事、一向申傳も無^レ之候、乍去太閤秀吉公御在世、大坂にて御前へ被^レ爲^三召出、田樂能相勤候時分は、只今之通右大津村にて罷在候事、分明に申傳有^レ之候、其以前之儀は一切知不^レ申候、右仲ヶ間二十六人之内八人株、右二人之者相務申候、

一、毎年霜月、南都春日明神御祭之節は、廿六人之人數相勤勤仕、本座之一統御門主様へも御目見申上、祭禮場所にて田樂能五番相勤申刻、下行現米五十石、其外に廿六人之狩衣一通づつ拜領仕候、
一、毎年四月七日、紀州和歌山東照宮様御祭禮、人數六人參上仕、田樂相勤申候、四月中之日、比叡山日吉之社山王祭、人數三人參上仕候、五月廿八日、攝州住吉大明神御田植祭に、六人相勤申候、右何も相定之下行米頂戴仕候、
一、往古より日光山東照宮様御年忌御祭禮之節、廿六人相勤出勤仕候、道中御傳馬人足被^レ爲^三仰付候て往返仕候、正徳年中、御百年忌に御祭禮相勤候節、狩衣装

東一通りづつ、并御金二百兩頂戴仕罷歸申候、上代御記録等數多御座候へども、七八十年已前、紀州仲ヶ間之内にて焼失仕候、只今松阿彌方に致^三所持御記録之内二通、應永十三年三月廿四日、天台受業大法師澄寛之筆日吉雜記拔書一卷、文安三年姑洗下句、田樂能記一卷、執筆法師公意、黒艸大僧正實意と有^レ之候、荒増之様子相見申候、此外は一切記録も無^レ御座候、只代代父子口傳仕候て、古來之規式神謠、笛、鞆鼓、調、拍子杯覺申候祭禮田樂相勤申候、往古は御歴々様方へ伺候仕候て、富祐に繁昌仕候事、當世之四座能太夫之類と覺申候、然ども段々末に至、相定り候祿は無^レ之、右の祭禮下行米にては中々渡世も難^レ仕候故、只今平生は百姓相兼、農作にて渡世仕申候、夫故甚以卑劣にて、何之譯も覺不^レ申候、

一、京都室町通細山之厨子に、一人居住仕候泉原二徳と申候、累代之田樂法師にて、此のもの八人株相勤申候、

一、紀州伊都郡入江村に五人居住仕候、何も坂本氏と申候、此のもの十人株相勤申候、三ヶ國都合廿六人之株相勤申候へども、現在いたし候は八軒計にて御座

候、此外には田樂法師之末流、一切他國に無^レ御座候、右之者共京都に賈人に罷成候、紀州泉州は農業渡世仕候、勿論通例之百姓とは縁組も不^レ致、古來より格別之種姓にて、川原者之類と相聞申候、右之通藤田松阿彌に相尋申候處、口上之趣粗如^レ此御座候、右二通之記録も及^レ披見候、則肝要之處二段相寫差上申候、

日吉雜記神樂部 田樂

右攘^二天地之妖災、保^三神人之壽運、偏在^二茲舞樂軌事、守^二人情、無^レ過^レ之者、也、源起^レ自^二彼上土濃宮、而留^二眞影於未來隆、見^レ之則三障四魔驚怖、避^二萬里之外、聞^レ之則四趣三惡自然受^二萬德之樂、誠是鎮護國家之祕術、保運長久之妙曲也、八面留^レ籠奏^二八方鎮曲、四面安^レ峯衛^二四民本命、忝哉八面者、天照大神之五男三女神體、天璽寶、八王子三宮是也、貴哉寄^二世間之淺事、顯^二出世之除理、尤可^二珍重、也、

田樂名字之事

神代地神の始、八十萬之神達、五穀精氣を田地に下して、有情の壽命を續んと計給ふ時、即ち樂奏し、青田を植る時、舞樂を以て五穀を祭ることをなす、故に田

樂と申すと云々、社稷神の起也、又神と申は、佛菩薩の心體也、聖德太子佛意業神となすと云に始る、夫の一念より終り佛果まで更に無改、これを心を名く、此顯たるは佛の胸の字の字也、此字の字は神體也、故に神の事顯を田樂と云也、田の字是也、經論中に衆生の心田と云も是なり、

美成云、右田樂の由來は、上へ書上候書付の由、

憶云、田樂は辻祭より出來しことありし、其證は、明月記建仁二年四月八日條、天晴、午時許參上、未斜出御、此邊辻祭二社被渡御前、其中一方願副田樂等供奉、土民等毎年營此事云々、久備接辻祭といふは、田植の前に神をまつる也、扱其祭に俳優をなすをさして田樂と云しと見ゆれば、辻祭より出たりといふ説もよろしく聞ゆ、○一時隨筆、三の十六、刀玉のさりやうのこ見えたり、可合考、○今昔物語卷の廿八第七語、近江國矢野郡司堂供養田樂語といへる條下に、ヒタ黒なる田樂を腹に付て云々、又、様機田樂を二つ三つ物に請て云々といへる事見ゆ、可合考、○庭訓往來抄成扶翼云、田樂、貞丈、田の字は、田野の意にて、參考、云、散樂の故も田樂の田も、雅樂に對して其風の俚俗なるの名なり、七十三代堀河院の永長三年、禁中にて大田樂ありし事、古事談に見えたり、是新年穀の爲に行はれしとあるによりて、田島を祈る爲の樂と云説あれど、附會なるべし、さらば修法など行はれんをも、田法と云べき歟、さにはあらじ、美成云、田樂といへる稱は、雅樂に對し野鄙なるもの故に、いへり、田野の意なり、

美成按するに、右にもいへる田樂といふもの、古へより有しにもあらざるべし、されど永長の比堀河、行はれし事、〔頭書、百練抄、永長元年七月、殿上侍臣有田樂事、凡近日上下所々莫不歡田樂、蔡裡仙洞無他營、侍臣僧者至應日には、田樂能あり也、美成追記〕

七六田樂燒

因に云、豆腐の串に貫きたるを田樂といへり、〔頭書、古今夷曲集、牡丹花の歌をのするを參考、今上中の四十七、豆腐、短冊豆腐田樂燒を仰る、由きけり、○醒睡笑の田のく事あり〕これを閑田耕筆に、かれの木にのぼりて、れん飛とやらんいふ事するに似たれば、田樂となくよし見ゆ、〔頭書、歌舞妓事始一の三十八、淨るり名代をいへり、蓮の字は借る條に、蓮飛今はなし、唐人與左衛門と見えたり、蓮の字は借る條に、蓮飛今はなし、唐人與左衛門と見えたり〕又本朝世事談に、「田樂法師は、七尺ばかりの細き棒に、下より三寸上に小き貫をどほし、此小貫を足がかりにして兩足をのせ、兩手にして棒の上を握り、棒の先にて飛ぶ曲あり、此姿ひとへに棒に身を貫けるがごとく、さうふを申につらぬきたる形にひとし」と見えたり、〔頭書、日次紀事卷三、九、これ閑田耕筆にいへるれん飛の曲なるべし、この曲を舞し所の圖、八重櫻卷の六、〔南都の名所を記したる書、春日若宮御祭禮圖、松之下行列之部等に見ゆ、祭禮圖には高足の曲と記したり、洛陽田樂記にも、永長元年之夏、洛陽大有田樂之〕

官預此事、〔古事談卷一の四十四、云、永長元年大田樂事、或人記云、七月十二日參内、祈年穀奉幣是也、美成云、この下田樂のちむき甚詳なり、事長ければ不載、猶本書につきてみるべし、和事始卷五の三十二、オにみゆ、且常陸國志を引けり、○いさなさりの冊一、洛陽田樂記、大藏刑部房作、朝野群載に見え、建武の比、〔後醍醐もてはやせし由、太平記に見えたり、今傳はる事、京都、京の比叡、紀伊の若山なり、此等は大江戸に住みたらん人は、え見るべくもあらず、唯王子權現の祭禮毎年七月十三日なり、この祭に田樂能あり、これぞ古への手ぶりを見る名殘なれ、本社の前に神樂堂ありて、是にて舞なり、堂に番組を掲ぐ、〔頭書、王子田樂の事、江戶鹿子大、全七の八、〕

- 田樂躍 毎年七月、〔頭書、王子田樂の事、江戶鹿子大、全七の八、〕
- 若一王子宮典樂躍
- 一番 中門口
 - 二番 道行腰帶
 - 三番 行違腰帶
 - 四番 背摺同斷
 - 五番 中居同斷
 - 六番 三拍子同斷
 - 七番 默禮同斷
 - 八番 捻三度
 - 九番 中立腰帶
 - 十番 搗笹同斷
 - 十一番 笹流
 - 十二番 子魔歸
 - 以上七月 赤井得水書
- 右王子の田樂を、おのれ年毎に見に行しに、文政元年

事、不知其所起、初自三閭里、及三於公卿、高足一足、腰鼓振動云々之類、日夜無絶」と、この高足一足といへる曲なるべし、

七七いそがすばの歌の事

「いそがすばぬれまじものを旅人のあとよりはる、野路の村雨」といふ歌、人々しれる所也、この第二句てにはいかい、おだやかならぬやうに思へり、この歌は太田道灌の詠なり、群書類從卷の二百六十載する所の幕京集を閲するに、「勝元朝臣、短慮不三成功」といふ昌黎の作し詞など、消息のはしに書付て、このころばへを問ひ給ひしかば、

いそがすばぬれまじを旅人の跡よりはる、のちの村さめ」
是にて調さ、のへり、誰人のいつよりの詠り傳へけん、さるを彦山權現誓助劍〔作者梅野下風、近松保藏、寛政七乙卯年七月十五日賣出〕といふ院本第六に、京極内匠がお菊をかへり打にする條に云、「思はぬ俄雨ふると、日和に成が一時、急がすばぬれざらましを旅人のあとよりはる、野路の村雨、太田道灌よんだとつぶやきながら、あたり見まはし云々」、是戲場にていへる事にすらかゝる正しき歌をのせたり、小道も又觀べきものありとの聖言むべ

ならずや、
 七八吾邦古書古器現存 吾邦古書古器等の現存せるもの殊に多し、無_レ他、その質朴を守るによるのみ、吾邦もどよりある所のものはいふべくもあらず、異邦に絶えたる内外典之類も亦少からず、清の知不足齋叢書に論語義疏、孔傳孝經、鄭註孝經など收めたり、且林家に刻する所の佚存叢書五編、みな彼邦になき所のもの也、其外醫書に聖濟總錄、太平聖惠方、各百卷もあるものあり、經論に至りては、數ふるにいとまあらず、異邦も亦おもふに、文華盛なれば古書の亡も多しと見ゆ、分甘餘話卷の上_王阮_著、曰、「異聞錄言、宋太平興國中編_三次御覽、引用書一千六百九十種、以_レ今考_レ之、其無_レ傳者十之七八矣、姚鉉以祥符四年唐文粹、其序云、今歷代墳籍略無_三亡逸、觀鉉所類文集亦多不_レ存云々、當_三五代亂離板蕩之復_二而古書多存、歷_三北宋太平全盛之世_二而古書反亡、殊不_レ可_レ解、豈金源入_レ什、其兵火之厄、反甚_三於五代時_二歟、この文にて見れば、盛なる後は却て亡失する事、其いはれなきにあらず、昔人已に言、始皇書を焚は書を弘むる也と、豈然らずや、

七九誤書傍云レト 堅瓠集曰、「趙景安曰、古人書_レ字有_レ誤、即墨塗_レ之、今人多不_レ塗、傍註云レト、謂_三之_二ト、莫_レ曉_三其義_二、近於_三范機宜處_二、見_下司馬溫公與_三其祖_二議_三通鑑_二書_レ、有_三誤字_二、旁註云_レレ、然後乃知_三非字_二之半、後人又省作_三ト或點者_二、項氏家說亦以_三溫公_二爲_レ證、謂_レ勘_レ書之法、有_レ爲_三乙字_二、布_三兩字之間_二者、自_レ右勾上而使_三之下_二、蓋字顛倒當_三兩易_二也、今館中校書、格字有_レ誤者、以_三雌黃_二塗訖、別書_三於上_二、或衍字以_三雌黃_二圈、少者於_三字側_二添入、或字側不_レ容_レ註者、即用_三朱圈_二、仍於_三本行上下空紙_二標字、歐陽文忠公詩補亡後序、增損圖_レ乙、圓者塗抹也、乙者勾止也、史記東方朔傳、止輒_三乙_二其處、謂有_レ所_二絕止_一也、

八〇白衣 禮服を着せざるを、世に白衣といふ、〔頭書、頼氏家訓下十二ウ、これは佛家より云來れる事なり、齊講誦持_三諸白衣_二〕、曰、「雖_レ爲_三白衣_二、奉持沙門、清淨律行_二云々と見えたり、〔推古紀、天武紀に、俗人シヤ、續記の詔に、出家人毛白、衣毛〕以上詔詞解五の十九ウ、

八一兩面年代記 兩面年代記といふ一枚摺のものは、横山町三丁目燕屋彌七といへる書物屋の初めて作りし也、今は殊に行はる、

八二紅繪錦繪 世事談に、「淺草御門同朋町和泉屋權四郎と云者、版行のうき世繪役者繪を紅彩色にして、享保のはじめ比よりこれをうり、幼童の翫びとして、京師大坂諸國にわたる、これ又江戸一つの産と成て、江戸繪と云_レと見ゆ、この紅繪うりの圖、詳には京傳の骨董集に見えたり、又錦繪とて、今専ら翫びにすなるものも、また江戸の外他にある事を聞かず、是又江戸の一つの産也、これは芝神明前にて、江見屋吉右衛門といふ者始めて作り出せり、この繪雙紙屋、今は馬喰町二丁目に住せる由、

八三歳暮の和歌 續無名抄に、寛文丙午のとし、資慶卿の歳暮の御歌をのす、
 身ひとつはさもあらばあれたらちれの老にはつらき年の暮哉

八四應永版法華經訓點 應永版訓讀本法華經に、上を奉るといふ捨がな_レに用ひ、下を給ふと云かなに用ひたり、流布の何本にもあれ、捨がな_レにたまふと云時は玉フとかけり、さればこれも玉の字のかけて、下の字の如くなりしにやと思へど、然にはあらず、書紀に下サル、をたまはるとよめば、下と書て賜はるの意に用ひたるなるべし、

八五はだし井蟲氣づく 世にすあし(徒跣)をはだしといへり、これは布衣記〔群書類本四に、馬にははだかあしにてのるなり〕といへる事見ゆれば、はだしははだかあし(裸足)の約りたるにやとおぼゆ、〔頭書、うつば四、はだかつるはぎ〕 産の時既に催すを、むしけづくといふ、これは産靈命のむすにて、うまれ氣のつくをいふ也、

八六木乃伊 木乃伊といへる蠻藥、一名蜜人ともいへり、この藥名人口に膾炙して、みいら取のみいらとなるなどいへる諺さへありて、童子の夜話にすらする也、さて本草綱目にも出で、註に輟耕錄を引たり、その説甚あやしきは人の知る所なり、又本草綱目に質汗といへるもの、今かりに作り木乃伊といふ、これは乳香沒藥など合せ拵へしもの也、今世にある所のもの、この質汗なり、ざるを檜林雜話に、「木乃伊本名ミエウミヤア(蜜人)と云、イタリヤ、ハルシヤなどより出る、これバルサモと云藥を、人屍の腹内につめおく時は、何年を歴ても其容朽腐する事なし、先祖の形容を永く存せんとする者は、如_レ此して箱に入れて其屍を貯ふ、これを多くあづかり置く寺の如くなる館あり

り、其中に印記して見出し易くす、其中にも子孫絶て
入用のなき屍は、其館主山野に埋め藏す、後にこれ
を發するもの木乃伊なり、この説通事櫓林重兵衛長崎
の説也、されば全くうきたる事にもあらざるべし、
故に記して異聞に備ふ、(頭書、渡邊幸庵話に
も此事有、可併考)

八七太守并城制 吾邦城制古今甚だ異り、後三年
合戦畫卷などに見ゆる所のもの、古制見るに足る、今
の芝居にあぐる矢倉の如し、その外柵塙と見えたり、
今の如く石垣もて城を築くは、近く始まれる事也、先
石もて屈曲してあるは、是鐵砲出來しよりの事にて、
蠻制なること著し、そのゆゑは、北條家にて台命を蒙
り、蠻人由里室いふ者に、かの邦の軍法を尋ね問は
れし時の書、阿蘭陀軍法書とて一卷あり、その中に
かの邦の城制見ゆ、みな八つ花形の如し、これは城に
のぼるものを鐵砲にて打つ爲なり、古への如くにて
は、鐵砲うつ事叶はず、そのうへ城の中央に、殊に高
やかに矢倉をつくりなし、これを殿守といへり、これ
はもと吉利支丹の天主をまつれる所なるより、天主
といひたりしを、彼宗門御制禁の後、文字を改めてか
きたる也、そのよしは、織田信長切支丹の法を殊に信

仰され、その本尊を祭れる爲、安土城に立られたり、
これ殿守の出來し初なり、雜説問答多賀常政問、云、問を
「答、矢倉に四重は無レ之候、軍書に四を忌み候よし、
天守は信長より始て、石垣二重、其上櫓五重、合て七
重ありしと云、將軍家譜に見ゆ、總じて矢倉の在所は
不定候、土地の形勢、城の築様によるべく候、矢倉の
始め不レ知候、矢グラは矢座也、矢を射るべき座也、座
の字クラとよむ、されども通用には倉の字を用い書、
或筆記に「吾邦の城と云ものは、昔は殊にあまなりしを、信長の時
耶蘇宗の者差圖して、石にて築き建たること成たり、天守といへる
は、その宗旨の本尊を安置せし所なる由、談海に見えたり、(一)本朝通
鑑云、信貴城上建三層櫓、以候望、稱爲天守、又造長櫓於城上、稱爲
多門、此二稱、終爲築城平制、始此、」(二)室町紀略下永祿三年條引、大
友宗麟上落、秀吉公へ拜謁の條に云、「天主を見給へて、三重まで
升起給ふ、此天主と申は、昔はなき事なり、信長の時、安土に天主を建
たる、大閣又從て此の大臺を經營なり、」(三)信長記卷九の五、安土殿
守は、二重石垣に高さ十二間、上の廣さ南北廿間、東西十七間、石垣の
内を藏に用、其より上七重の殿守也、」(四)備後福山の城の天守の
棟札には、天主とよりし、これある由、全齋はなしにてきけり、」
蘭畫
に家ごとくに高く塔の如きものあり、みな天主を祭れ
る所也、今の殿守は、かの邦の制を移したるものなる
事詳なり、かつて要害にはならぬもの也、却りて害は
あるべしとおもはる、(頭書、天主の事、爰埃
隨筆參考すべし)


八八繪かき花結 中古の草紙に、十二段草子
わざをいへる所に、繪かき花結といふ事あり、是を京
傳が考に、繪は狩衣の繪をかく事にて、花結も同じか
ざりなるべしといへるよし、人の語りき、

○放免のつけ物と云もの、この遺風なるべし、○盛衰記卅九の四、
行、四十二、○花付たる大童子、参考太平記三十の四十四、○
盛衰記開書、源平盛衰記十二の廿一、繪書花付たる侍ども云
云、是にて狩衣の具なる事まず、明なり、十二段草子上の十二、
きくさちには日本めい、この花むすびたるさおほく、云々、○
體斷餘に「空色の水干、其時節に似合たる結花を菊さちにて、
あり、○類從本四百九十の廿一、寫本富士人穴草子に、繪かき
たれと云事あり、○花結の結やう、雅遊漫錄六の十二にあり、○
ふかき花結の事、盛衰記に見ゆ、二の六、(頭書、ふかき花結を
つくる事、その見えたる事の古きは、續世繼四字治行幸に、云々、
りぎめに風流などして、さある風流、即ち附もの事也、○日隆
遺繪かき花付たる童、結花、文祿四年御成記六十一、○あり、)

八九入道 京傳の奇跡考に、わらははべの戲に
がく、へまむし夜入道ふるきにや、(頭書、太田全齋云、へま
せしは一休也、左の
如し、)山の井に、望月の影をるによく似たる
哉と思ひあはせて、

繪に似たるかほや、(夜半の月) 籬屋立 圖
右は正保の比の吟なる由いへり、されどこのへまは殊
に古きよりいひし事なるべし、遠碧軒記に、「青蓮院

殿にへま入道の四百年以前の物あり、その筆者不レ知、
惜哉、寺田無禪話と見えたり、又ある古き寫本にて、
見聞集とかりにうはぶみしたる書に、葉室大納言殿
自畫自讀、

世の中をらくにへまむし
よ入道あればあるま、
なげりやそのぶん


九〇奉公人出替 今三月五日を奉公人の出代りと
定まれり、むかし、物語に云、「昔は家來衆の出が
はり二月二日なりしが、寛文八申年より三月五日に
成る」と見えたり、されども今にても越後あたりよ
り、冬の入る比江戸へ奉公に出くるを、世に冬奉公人
といへり、これは春になれば、二月二日に一統國へ歸
れり、是のみ昔の名残にはありける也、(日次紀事二月二
日の條に、雲嶺類
要を引く、(頭書、近世武家編年略、「寛文八年十二月十六日、新有
命、曰、舊例江戸士民之家、入仕之奴僕、以三月二日爲放遣之
期、來年以後、須以三月五日爲期、」(安齋隨筆、老人物語卷云、
「江戸奉公人三月五日出代り之事、其前は二月五日に出替りしが、

明曆三年丁酉正月十八日、江戸大火事により、其年三月五日に出代
りすべき由被_レ仰渡、松平伊豆守殿被_レ申渡し也。夫より毎年三月
五日成し也、武藏證云草子、
其外其比の記に見えたり。

九一禁書

禁書三十六種、美成云、この禁書といへるは、切
及その宗門の人著述せるものな
ごゆる、公より禁せられし也、

△西學凡一卷、
△渾蓋通憲門記二卷、
△簡平儀記一卷、
△天主實紀序、引、二卷、
△天主實紀一巻、
△泰西水法六巻、
△測量法義一卷、
△三山論學記一卷、
△崎人十編二巻、
△天學初函に載するも
のに△の印を附す、

△崎人十編二巻、

△三山論學記一卷、

△測量法義一卷、

△泰西水法六巻、

△天學初函目錄載、彙刻書目第
六冊、通計十九種、

十慰計開

況義

條罪記

△交有論一卷、

△七克七巻、

聖紀百言

天主實記續篇

△幾何原本引、刻序、
六巻、

稱撤祭儀

△二十五言一卷、

萬物真原

地緯

帝京景物略

〔頭書、西方要紀一卷、收_レ昭代叢書、○天學初函△ノ印ノ外ニ
收_レルモノ、天問略一卷、同文算指前編二巻、同通編八巻〕

九三探桑老の面

槐記この書は、近衛前攝政太政大臣家照
公の御話を、伴壽院法眼山科道安開

書に、「竹田某の申上しやうは、翁の面の齒に必ずか
ね附たる事、數十面を集て然り、先日の密書に書上た
る如く、相傳には探桑老の面を翁に用たるを、樂人の
方へとりて探桑老を仕立たる云、樂人は此方の面
をとりて、能に用て翁と云と云、互に云がち也、夫は
ともあれ面の齒にかね附たるからは、日本の具也と
存る也、御序あらば窺ふべきと、兼て願候と申上けれ
ば、いかにも探桑老の全體、皆日本の仕舞附にて、行
粧も皆日本の仕立、面にかざるべからず、たま／＼探
桑の老名あるから、仕立たる物とみえたり、文字もあ
ちのは探桑郎也、日本のは探桑老なり、丁ごあちの妾
夫蓮を、日本の想夫戀とした格也、又あたまから伽陵
などは、仕舞も行粧も皆天竺仕立也、みながみな迄天

△表度記一卷、

△異言蠶句二巻、

滌義儀記

福建通志

理主十編

お竹の石塔なるべしと云、今年^{文化}十二、淺草觀音奥山念
佛堂にて、お竹大日如來の開帳あり、
美成云、このお竹大日之事、世に新著開集にのみい
でたる事をしりて、玉滴隠見に見えたるをしる者
稀也、

竺のなりにも有まじけれ共、それ凡に仕立たるも
の也と仰らる、竹田某に下さる、御記録のうつし瀝
に拜見す、

九四お竹大日如來并墓

お竹大日如來とて、世に

もいひ傳ふるは、玉滴隠見卷の十日、「江戸大傳馬町
の名主の佐久間善八と云ける者の召仕なる竹と云け
る下女、去年三月廿一日に死したり、此竹事、主の
善八は問屋にて有ければ、大勢者の食餌にか、づら
ひけれ共、聊も穀三寶を糲抹にせずして、非人を憐
み、其雜火の餘り以、牛馬を飼杯して一生送りしが、
死して其儘羽州湯殿山麓に、金色の光を一度の内に
顯じて、竹は中尊、娑婆にての主也し佐久間夫婦は兩
脇立と成て、今に有と云々、この竹女の事、又新著開
集往生篇にも見ゆれど、少し異なり、主人の名佐久間
勘解由に作る、去る年もこの大日佛を、淺草觀音境内
にて開帳ありし也、

淺草堂前池の妙音寺裏通りに、善徳寺と云寺あり、此
寺に佐久間氏の墓あり、

「延寶八庚申天五月十九日、性岸妙智信女」
右は如意輪觀音の石塔にゑりつけてあり、是佐久間

九五白拍子の名 米仲の叢隨筆に、「昔の遊女白拍
子の名は、大かた釋語によせてつけたり、小野宮大臣
の愛し給ひし遊女は香爐といふ、或は佛、淨るり、熊
野、如意、觀音などなり、さゝら浪立やれこさつと
たふたる室の長者も、普賢といふたるなるべし、靜、
微妙亦そのうつり也、今も利生などといふ名はあり、
名義集に、摩登祇は女の總名とあれば、祇王祇女もお
もふべし、磯の禪師がめしつかひたるはしたものは、
さいほうそのあまといひしや、東鑑に、建久四年、里
見冠者義成を遊女の別當になすべしとあれば、すべ
て古今の異なることを考べし」と見えたり、遊女記
云、「江口、則觀音爲_レ祖、中君、口口口小馬、白女、主殿、
蟹島、則宮城爲_レ宗、如意、香爐、孔雀、三牧、神崎、則河
孤姫爲_レ長者云々、此時禪定大相國被_レ寵_レ小觀音こ
など見えたり、又下女に佛名をつくる事、砂石集卷の

五曰、「行基菩薩は和泉の國に降誕し、藥師と云下女の腹に宿り給へり」とあり、

九五一石橋 江戸一石橋といふ名義は、この橋の前後に、吳服後藤と金座後藤とあり、後藤に五斗を通はして、その間にある橋故、一石といへるとぞ、これに似たる事は、豊前の國小倉の方言に、空のくもりたるを一石日和といふとぞ、そのゆゑは、昔豊太閤の朝鮮征伐のみぎり、御渡海々々々として天氣を見合居しにより、今にこの方言ありとぞ、御渡海に五斗買をかよはせたる也、按ふに豊太閤渡海延引の時、そろり新左衛門といへる輕口の者の狂歌に、

太閤の一石米をかひかれてけふもこさかいあすもこさかいといへるとぞ、世にはいひもて傳へし、（頭書、一石橋の名考、）

九六尙書百篇 尙書は二代の史なり、そのかみ百篇ありしを、秦火以來殘闕して今の如しといへり、宋の歐陽永叔の日本刀の歌にも、尙書百篇今猶存とも作れり、然はあれど百篇の目知る人稀なり、群書拾唾に百篇の目をのす、そのかみの篇名にやあらずやしらす、

九七淺草觀音の繪馬 武州淺草觀音堂に古き繪馬

有り、俗に傳ていふ、此繪は狩野古法眼元信が所畫也、往年此繪馬毎夜板をはなれ出で、草を喰ふ事ありしと、又再版江戸砂子に、狩野玉樂が畫なるべしと云、予按するに、此說皆誤なり、伊勢平藏貞丈予に談て云、「元文の初、貞丈一日黒澤空助安部定紀の家に往、彼祖父空助定幸が編集せる所の相驥鑑及び驪黃物色圖并圖説を見る、時に定紀談て云、此驪黃物色は、狩野主馬尙信をして畫しむる所也、定幸駿馬の骨相并毛色を口授して畫しむ、依之尙信始て駿馬を畫くの法を覺ゆ、精妙を得たるを喜で、駿馬を畫て淺草觀音堂に懸たり、其繪馬今猶存せり、俗に其馬板をはなれて草を食しと云者是也といへり」と、又瀬名源四郎源貞雄談て云、「彼繪馬の縁に、寛永十九年十二月十九日炎燒之時、武州江戸之住木村市兵衛出之と記てあり、今文字薄く成りて明ならず、按、尙信は慶長八年癸卯に生れ、慶安二年己丑三月四日四十七歳にて歿す、寛永十九年觀音堂炎燒の時は、尙信四十歳、存命なり、當時存命せる人の畫なれども、其畫駿馬の圖なるを賞し、且俗に奇怪を談する畫なる故、是を愛

して取出せし者ならん、彼畫者の事異説有りと雖も、定紀祖父の時の事を談せしなれば、尙信が畫也といふをもて正とすべき歟、寛政元己酉年、觀音堂修葺の節おろし、狩野洞琳の寫したるを見るに、筆者左の如くありて、尙信とも思はれず、所椋筆、繪馬の大き寫の紙美濃紙卅九枚ほど、豎六枚、横六枚半、忠寄考、

九八天狗に誘れしといふ者 八月晦日^{○文政三年}下田直矢ぬしより、隙あらば來るべきとの手簡きたりければ、取あへず行しに、兼て話のありし池の端七軒町にすめる虎吉といへる者、齡十五にて、度々天狗に誘は

れ、天文ト筮等を習ひ來りし由、おのれ逢ていろ／＼問へども、言語半ばは通ずれどもわからず、先に人の菓子をくれける時しらす、故に傍の人、御心づかひ難し有しといへど教へければ、菓子を心づかひと覺え居けるなどの類ひ也、手のすぢを見せけるに見終り、その辨する事中々常人の及ぶ所にあらず、それより種種話をきしに、空中を飛行するに、上下四方ともに青み渡り、きら／＼としてまぶしといへり、歩む所綿を踏が如しとなり、又鶴にのりし老人にまゝ、逢事あり、或は歌など吟じ過るもありといふ、その師を杉山

の僧正といふとぞ、かたちを問ふに、常の老人の如くにて、丈け少し高しといふ、且その天文を談する所、その理實に得所あるが如し、これらの話漸くにき、とれり、

九九梶原をげじくといふ事 梶原をげじくといふは、景時の音よりいへる也、これは徂徠のなるべしに、「辨慶をむさしといへるは、弁の字を片かなにしてよみし」といへるに似たり、

一〇〇天子の別稱 天子の別號、

難波帝	仁 德	聖 帝	圓 融
高野天皇	孝 謙	小松帝	光 孝
田邑帝	文 德	寬平法皇	宇 多
柏原院	桓 武	水尾帝	清 和
天曆帝	村 上	天 帝	聖武 ^{又奈良}
桐壺帝	醍 醐 ^{又延喜}	佐渡院	順 德
隱岐院	後鳥羽 ^{帝共}	芳野帝	後醍醐
讃岐院	崇 德		
一〇一鳥思藏佛	天竺佛とて金佛まゝあり、その金佛の腹中に、舍利及び灰等あるもの也、それは鑄形の灰を入れしなり、世にはこれを釋迦の茶毗の灰な		

ごといへるは、大いなる間違也、維西聞見誌といへるものに、鳥思藏國天竺の國にて、唐へ渡すために作れる由、いはゞ買物也、又鑄がたの灰を腹中にこめ作ると見ゆ、近く祕傳花鏡にも、鳥思藏佛を几上などにおけるは、風流なるよし見えたり、

一〇二皇國忠經 下野國に住める人西野某といへる人あり、その家に昔より、屋の棟に一つの巻物ありて、いひ傳ふるには、和氣の清麿の書也といふ、それを開かば目つぶるゝなりとて、誰人もえ開かざりしを、この某の代にいたりて、何にもあれいで見んとて開きければ、忠經と上書したるものにて、彼邦も馬融撰と題せる忠經にはあらず、されども清麿などの書にはあらず、いかに古きものならんとて、皇國忠經と外題して印行せり、〔頭書、本條のはなし、さいつけるに、西野矢幹といへる人、老泉も知れる人なる由、その人の自ら作り、世にも弘めたき由にて、文の是非を或儒生に見せたりしに、いと拙しとて弁正もなきなりしを、紙數十丁にみたす、纒にその儘版行したりといへり〕 冊也、十九章ありて、十九章孝經に擬せしは奇なる事也、梅塙ぬしへさる所より贈れり、ぬし即又おのれにおくらる、今己に藏棄せり、ぬしの考には、清麿の代などに出來たらんものにしあらば、文辭殊に

拙きはづなれども、さ程にてもあらざれば、五山僧の比、文明あたりの人の偽造なるべしと見ゆるよし也、

一〇三井田 備前の國に井田村といふあり、これはそのかみ新太郎少將の時、井田の法を行はれし時の名の残りし也といへり、

一〇四御傘といふ書名 紀逸の雜話抄に、「俳諧さし合の事をあめる書あり、長頭丸貞徳の述作なり、此書を御傘と題號する心は、天子の御かさは誰あつて相傘する者なし、然らば此書を持てば、必句ごとくさし合なしとのこゝろにて、名づけられしとかや、御傘の書名いとおもしろし、且この書をおんからかさの唱ふべき由、辨疑書目にいへれど誤り也、俳諧御傘の自序に、「御の字さへあるならば、上のおがらかさといふ事はしらるべし、されば文字すくなにてき、もよければ、御傘をこゑによみて、御さんと名付侍るものならし」と見ゆ、これにて稱呼の事、異論に及ばず、

一〇五長頭丸 同書に、「長頭丸は老後に付られし名なり、句をいふ口はさがりて、句を聞耳は上りしと

海録卷之二

て、斯く付られしとかや、
一〇六光廣卿作の小歌 光廣卿御作のなげぶしとて、御自筆にかゝせ給ひし、

「おなじ空なる影かとおもて、見ればあやしや月さへサマと、ともに見ぬ目はかはるげな、

一〇七杉田の梅 武の荏原郡に杉田村と云あり、南に海をうけ北に山ありて、三村梅花あり、春時の壯觀他の及ぶ所にあらず、文人墨客常に遊ぶ處にして、世普くしれゝば、その土地の様はいふべくもあらず、おのれ去る文化十三年の春、彼地に梅の花見に行て、口すさみけるは、

春山二月尙微寒 萬樹梅花接碧瀾
誤入羅浮香世界 晴天十里雪漫々
雪の色にうづまぬ宿もなかりけりにはふはうめの花を見ゆれど

一にてをば井ヲコト點 一にてをばといへる事は、もとヲコト點より出たる事也、ヲコト點の平上去入を順によめば、てにをばとなる也、ヲコト點といふ事は、右の方を直によめば、ヲコトハといふ故也、或人いふ、論語にもとづきたる事ともいへり、それは子曰、學而時習之とよめる故、てにをばと云ふとぞ、因に云、ヲコト點といふ事は、貝原翁の點例などにも、詳かにいはれたる事故今いはず、又點の圖は、群書類從四百九十五に點圖部類あり、近き比いと古き寫本の朗詠を見たりしに、悉くヲコト點を付たり、その終にヲコト點附やうとて圖をのせたり、今左に記す、
〔頭書、ヲコト點の事、委しくは常磐日記に見えたり、○法家の點の事、年々隨筆に見ゆ、可三參考〕

又大須の眞福寺本の將門記には、朱點はなく、墨して切點反點をうちたり、□切點と見ゆ、これ又一體


といふべし、
二古池の句 芭蕉の「古池やかはづ飛こむ水の音」


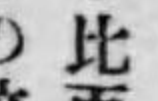
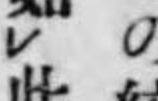
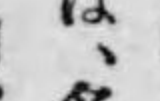
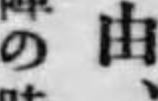
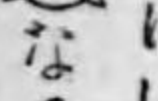
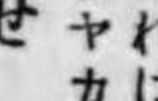
と云句、人口に膾炙せり、種々の説あれども附會に互れり、嵐亭俳話に、「古池の吟臆見を加ふるに、吳融の廢宅詩に、放魚池瀟蛙聲聚といふより、案を求め給ふ也しも知られず、此落句に、不獨凄凉眼前景、咸陽一火便成原と作れり、燒跡の深川に再び住給ひし比の吟なれば、此感ありしかとも思はる、やう也」といへり、

三潮來の訓 常陸國行方郡なつかたに潮來村といふあり、あそびなどありて、世人のよく知れる所也、潮來をいたことよめる故よしは、もと朝來と書たる也、それを約めよみし也、アシの反イなり、あしたをいたことはいへる也、後水戸義公の潮來の字に造らせ給ひし也、

四紋を付る事 越智爲久といふ人の書ける反古染といふもの一巻あり、これは染色、模様、紋などの事をいろ／＼考へ載たる故に、然なづけたる由序に見えたり、其中に云、「家々の紋の事、何のために家紋を定めたるとなれば、標的とするためにて、旌或は幕などに付る、是の家々の標的となるもの也、其中由緒ある紋もあり、又さなからずして、その家に標的とな

し用ひ來る家紋多し、堂上にて車に付る紋にて、これもその家々の標的なり、車の軸にその紋を付る也」と見ゆ、傍書、見聞諸家紋云、堂上方は車に紋を付るを、武家には幕に付る由、探意、(頭書、神書、白石筆記四の二十、云、佐竹扇紋つくる事、東鑑の九ノ二十九に見えたり、軍器考十一の四、幕に紋つくる事、併考二)新佐手簡三の十三、十四、十五、併考太平記卅一の三十二、に、旗の紋の事あり、○玉勝間巻五の七、云、一記書に、車の紋の事あり、のころ迄は、今の世のごとく家々の定紋といふものはなかりしやうに聞えたり、然れども車の紋の、人々大略定てつけけるやうに聞ゆ、○福窓自語卷六九、云、一紋成をつくる事は、もとは車の紋より起れりといふ事、人々さだする事なりしが、平戸記に、雑色常色、赤色狩袴、袴、以上、泊機車文押と云々、十寸鏡に、徳久寺公清もえぎの下襲、御家の紋のりくら云、おもふに家云あり、参考するに、車の紋より云事分明也、

家の紋の由緒、今は不知こと多かるべし、頭書、車紋、玉月十三日、○補正成、紋の事第八卷一三條集にあり、○家の紋の事、四季草の中、秋草衣服部にみえたり、○夏隆云、一扶桑拾葉集に入たる雲井の春に、大紋の紋付ることあり、今こゝに「なり」といへり、○關祿錄五の廿三、六の卅三、○遠碧軒記上の卅七、○遠藤抄卷三の卅一、云、紋の名目あり、○鳥原合戦の事を書たる、松平甚三郎覺書と云ものに云、夜討三千人出申候、何もつぶりの鉢巻合印のくるすを聖申候事と見え、先諸家紋帳に、古への武家の紋をのす、されどもその名目さへしれざるもの多し、その一つをいば、○、など也、これは上のほううごに手鞠、下のは一品といふ文なる由、羽繼原合戦記といふものに見ゆ、又曾我兄弟夜討に、家々の幕の紋を見廻りし事、幸若の舞にあり、余の藏する舞の本の夜討曾我とい

ふに、紋の圖を不殘載す、その中異なるもの今一二をあぐ、先一番にくぎぬきとて、如レ此もの也、うちわの紋、、二つがしらのみぎ巴、などの類ひ也、又近き比再版の明暦年間の武鑑なども、今の文政武鑑などの紋といは異やう也、薩州家の紋など、正しく、如レ此十の字に見ゆ、又云、今の中川家の、如レ此紋は、名をくるすといへり、これは切支丹の十字架なる由、翠軒翁筆記云、「キリシタン云は人名也、本名キリスは、朝鮮陣の時、分取の品に付てありしを、直に家の紋とするといへり、梅蘭話、○漂民御覽記云、十文字に致候ものを貴び候事見及び候キリストと申候、何の故といふ事は知らず、加藤の蛇の目は、竹の切口也といへり、按ふに、蛇の目はもと弦巻なり、然るを知らずして、蛇の目の如くなれば、弦巻といははずして蛇の目ののみいへり、山内家の紋の、なるは、内の字を表したるものぞ、猶此等にてえ盡すべきにもあらねど、思ひ出るまゝ、記す、頭書、佐竹の扇の紋の事、東鑑九の二十九、見聞軍抄二の十二、に見えたり、○赤鳥に云、保田家の紋オホスナガシと云、其形如レ此、これは蛇籠の楯ばかり付る也、古は、此、ジャカゴにクハを打し形を付たり、

長幼、女以レ男稱レ兄、男以レ女稱レ妹、また延喜式鎮火祭祝詞云、「伊弉奈伎伊弉奈美命妹妹、これにて吾邦の古へより然いへるを見るべし、唐土の古へも亦しか也、周禮、「聯兄弟、鄭玄註云、兄弟謂三婚姻嫁娶、疏云、是謂三夫婦、爲三兄弟也」と見ゆ、
六相生松 播州高砂に相生の松あり、世人浴く知る所にして、旅人の殊に尋見る名木なり、おのれ去る乙亥の年、かの地に遊びて尋ね見しに、土人のこれこそ相生の松なれとてさし教へけるは、根は一もとにて二本にわかれたり、その妄なる事甚だし、人みな欺かれてしらす、謠曲高砂に、「古今の序に、高砂住の江の松も、相生のやうにおぼえとありながら、此せう原本住吉のものはなるうへは、當所の人なれ」と見ゆ、この文にて事すめり、斯る事もて旅人をいつはる事、所々に少なからず、
七老人の舊瀉を止る藥方 蒼朮を赤土にくるみやきにし、生蒼朮、茯苓等分にして、煎湯になし服すべし、右醫方集略に見えたる由、友人梅塙話なり、
八梨本集の繪 戸田茂睡の梨本集といふもの、印本にて二冊あり、その中の挿繪は、九の榮花物がたり

の畫をいれたる也、いかなる故に然なしたるにや、書肆の何となくせしわざにや、

九唐本に字數を記す 唐本の折目の所に、丁數を記せり、その下に四百或は三百何程などといへる數字をしるせるは、一紙の字數を記したる也、

十二二癡

西陽雜俎續集卷四曰、「借書還書爲二癡、古諺云、借人爲嘍、借人書送還爲嘍」と見ゆ、後人この語により、書を貸またはかりる事を甚だ嫌へり、もと書物といふもの、限なきものにて、たごへ諸侯の富たらんにも集め盡すべきにはあらず、ざるを僅かなる財もて、中々集むるにもえ及ばず、互に書持たらん者、交易して見ずしては、生涯疑のはる程の事はあるまじ、さなくば孤陋は免るべからず、もとよりこの二癡といふ事のあやまりなる故よしは、唐土の人已に辨せり、野客叢書卷五云、「李正文資暇集曰、借書集俗、謂借一癡與二癡索三癡還四癡、又杜元凱遺其子書曰、書勿借人、古諺云、借書一嘍、還書一嘍、後人註其詞至三四、譌爲嘍、或曰癡、甚無謂、當作嘍、廣韻註、張孟押韻所載嘍字、皆曰借書盛酒器也」といへり、これは嘍は酒を盛

る器にて、昔は書をかりる時に、酒一瓶を贈りて禮とし、又還すにも一瓶をおくりて禮としたるなるが、嘍音チなれば、誤りて癡とせる也、本居宣長なども嘗ていへるは、書は互にかりて見るべき也、されど讀終るか、又は書寫の畢たらんにも、早く返すべき由いへり、
一一廿四孝并七賢人 廿四孝とて、大舜より山谷に至りて、孝行の行狀をのす、本朝昔より嘍び、三歳の童子も亦しれり、唐土の書には、典籍便覽に見えたり、又東見記に、元朝の郭居業の作なる由いへり、羅山隨筆云、「俗所謂二十四孝者、嘉語怪異、寔非有道之者所述也、昔程夫子謂十哲者、世俗之論也、餘於廿四孝亦同矣、これ羅山先生の卓見といふべし、又世に竹林の七賢人とて、嵇康、阮籍など晉人七人を稱する、これも障子などの繪にすらゑがきて、人知りて常とす、七賢の名後世の稱にあらず、晉書列傳第十八嵇康傳曰、「所與神交者、惟陳留阮籍、河内山濤、豫其流者、河内向秀、沛國劉伶、兄子咸、琅邪王戎、遂爲竹林之遊、世所謂竹林七賢也」と見ゆ、貝原翁和漢名數に、この竹林の七賢を評して云、「七人放曠荒醉、不可爲賢」と、豈知言にあらずや、古哲の事、盡管録、

十二シダラデン

假名手本忠臣藏といふ院本の五段目に、「鐵砲雨のしだらでん」といふ文句あり、梅村載筆に、震動雷電と書てシダラデンとよめりと見ゆれば、雨の殊の外強きを形貌していへるなるべし、又ひそめ草正保二年印本といふ草紙に、四季の句をのせたる中に、

さみだれや山鳥の尾のしだらでん

といふ句見えたり、

一三丁寧は鉦 國語曰、「戰以錙于丁寧、傲其民也、韋註云、丁寧謂鉦也、故人謂鉦爲三丁寧、此語相沿至今矣、これ韋註の謬りなり、我芳澤先生謂らく、戰以錙于、句、丁寧傲其民也と讀べし、丁寧を下文に屬して、其義初めて通ず、讀書活眼をもてなすべき事にこそ、

一四壬生躍り 京師壬生寺に、毎年三月大念佛を執行し、躍あり、これを壬生躍といふ、その來歴詳ならず、花洛細見圖に、「壬生にて念佛を申し躍る事、先に必ず猿の綱渡りをす」といへり、されば京わらべ及京師の事記したる書に、壬生寺の所には、必ず猿の綱渡りをゑがけり、不角が葦絨輪に、「財たらで念佛に

壬生も猿ばかり」といふ句有、證とすべし、

一五薩天錫の詩

「無常說法現神通、千里飛梅一夜松、萬事夢醒雲吐月、觀音寺裏一聲鐘」との詩載て新芳薩天錫雜詩妙選藁全集にあり、傳へいふ、元の薩天錫曾て吾邦に來り、筑紫の宰府にして詠する所と、東涯の盡管録卷二紀實篇亦載て疑はず、おのれ按ふに、今流布の印本薩天錫の集といへるもの一冊、右天滿宮の詩をのす、この書殊に疑はしきもの也、（頭書、再按の天滿宮詩もは古き事にて、前卷稿に、薩天錫吟宰府梅の句ありて、宋景濤が士峯雪に對せり、此前卷は元龜の比の備也）その故はその中に載する所の詠物の詩五十餘首は、皆元の謝宗可の詩なり、且四庫全書簡明目録を按するに、「雁門集三卷、集外詩一卷、元薩都抗撰、按、薩都抗原改、虞集作傳若全集序稱、進士薩天錫最長於情、流麗清婉、今觀其所作集、殆定許、薩都抗本色目人、其集稱雁門者、蓋其祖父以來世居是地、原本八卷、毛晉初得別本、併爲三卷、後得荻區王民本、乃錄三卷、所未識者別爲集外詩焉」と見えて、和版の如くいと少きものにはあらずかし、おのれ嘗て見る所の薩都刺集も三卷にて、紙數凡そ百五六十葉もあるべし、とにかく流布の印本こそいと疑はしきものにはあれ、唐土

始知良懷非眞王、而達平安城、謁義滿、歷年義滿、使僧中津妙佐赴大明、或疑嗜哩嘛哈者誤中津妙佐乎、然以中津集考之、則恐其不然乎、嗜哩嘛哈果是爲良懷使者、則我邦邊鄙之僧、作詩如此者可謂奇也、また月令廣義には、この詩異同あり、一二の句、君問吾風俗、吾風俗最淳として、銀を玉に作、錦を細に作る、宋眞宗朝、日本國人藤木吉朝獻詩といへり、本朝一人一首又云、或其傳聞藤木吉詩、改數字而出之乎、按宋史、藤木吉入宋者、眞宗咸平七年也、至洪武殆三百年、故明人偶忘之、以爲嘛哈所始作乎、これをもて見れば、藤木吉も又吾邦の人なる事明也、然るを異稱錦繡段に、〔頭書、異稱錦繡段に、書の機に思、嘛哈の詩をのせて、註に藤木吉未、知、爲、何人、といへるものは非也、再按するに、井澤長秀が撰する菊池佐々傳記卷の二廿、曰、應安四年、武政良懷親王の命を奉じ、故例を温ね隣好をもとめて、使僧如瑤藏主を大明に遣しけるに、高皇帝使僧に對面せられ、日本の風俗を問はれけるに、かの僧詩を賦してこたへける〕とて、右の詩をのす、これも又考に備ふべきものなれば載す、さて如瑤の事は、嘉良喜隨筆卷の五

十九日、「義滿の時、日本僧如瑤と云者大明へ渡り、彼國の大臣胡惟庸に逢へり、惟庸逆心ありて、大明の太祖を弑せんと匠み、如瑤をたのみ、日本の加勢千人を招て隠をき、行幸を催す、太祖許容し、惟庸が所へ行幸あらんとする所を、訴人有て惟庸殺され、如瑤流罪す、是より番船を置、日本人を唐の地へいれざる事也」と見えたり、猶後人の詳解を俟のみ、
 二一時鳥の落文 草根集卷十、長祿二年五月廿四日の條下云、「美濃國より藤原利永、栗の木の葉のうつくしく卷たるもの、あまたのぼせ侍り、これはほととぎすのおとしぶみといふもの也と、國の民ども申、かの鳥の鳴時、口ばしにくはへてひきまくととなり、中に蟲のあるもなきもありと申て、のぼ侍るなり、
 ほととぎす君に見せばや我名をも猶き、えんごらす文かな
 未だかやうの事きかざれば、めづらしくてかへりご
 と申つかはし侍し、
 正 徹
 かくふみのここのはよりは啼聲をさすくちらせ山郭公
 郭公かきあつめたるふみの文字鳥の跡は誰か見ざらん」
 右にいへる時鳥の落し文といへる物、曾て詳ならず、

〔頭書、二見眞砂の中、高野燈籠出口柳と云伊勢音頭に云、「みひやうのはしの板の間に文を落すは、その山のほととぎすのさなぶられて」云云、見えざるを岩崎ぬしの考られしには、漢名は結草蟲といふものぞ、古今註卷の中に云、「結草蟲、一名結葦、好於草木、折屈草葉、以爲巢窟、處々有之」と見ゆ、讃岐方言にはほととぎすの玉づさといへりぞ、今ある所のもの、草の葉をもて四角或は三角なごにたゝみ、其中に蟲あり、按ふに、これは四月比、蟲の蟄して蝶に化す前なり、それを時鳥の見出て、ついはむものなれば、さる名は付たるなるべし、その状は如レ此、



二二夏草冬蟲物化 物の化す程世にはふしぎなるはあらし、月令にも、田鼠の鶉となり、雀の蛤になれる、人常として疑はず、上總あたりにては、千鳥海に入りて貝に化す、これを世に鳥貝といふ、鳥の化したるもの故也とぞ、又三河の國あたりにて、蟋蟀の艾に化す事あり、稀々には土人の見る事あり、蛋の土にひたとつき暫くあると、その背より艾生るとかや、これ

に似たるは、西域聞見録卷の七物産の條云、「夏草冬蟲生雪山中、夏則葉岐出類、韭根、如朽木、凌冬、葉乾則根蠕動、化爲蟲、これは冬の蟲の、夏比その蟲より草の生出るを云也、故に夏草冬蟲の名あり、吾邦にもなきにはあらず、多くは蟲の頭より葉はでたり、
〔頭書、物化、亥集(第十二卷)蟄化蛇、○竹根化、蟬の事、東遊記三に見えたり、○巳集(第六卷)のこり貝の條可併考、○冬蟲夏草の事、醫賡卷下附録廿五を可併考、○申集(第九卷)に載する蟬花、亦、この類也、○長崎見聞録三の三に、冬草夏蟲の圖あり、一左、
 二三熊膽の辨 熊膽種類殊に多し、又偽造のもの少からず、尤辨せずんばあるべからず、世多くその鑑定をしらず、水をくみその中に入れ、絲を引くを良とす、されども偽造をする者も又知りて、絲を引く様につくる、益々辨する事難し、これは火に投じ見る、殊に詳なり、煮て滓のあるもの也、そのよしは草根木皮を煎じ作る故也、眞物は血なる故、火上にとゞまらず流し消す、これをもて眞偽をわかす捷徑といふべし、
 二四棹の歌 播州室の津にて、昔より謳ひし棹の歌といへるあり、今は四五十年もあなたより絶たり

といへり、梅鳩ぬしより贈らる、
「たちぬはぬく、衣きし人もなきものを、なに山
姫の布さらすらん、

「棹の山風のごかにて、日影もにはふ天地の、ひら
けしもさしおろす、棹のしたよりなるとかや、さる
ほごに、春すぎ夏たけて、秋すてにくれ行や、
時雨の雲もかさなりて、峯白妙に降つもる、越路の
雪の深さを、しるやしるしの棹たて、豊年月の
ゆく末を、はかるもさほのうた、うたひていざや遊
ばん、こゝとんでやく、室山かげの神かぐら、賀
茂の宮居は幾久し、

二五新蘆面命と云書 新蘆面命といふ書あり、こ
の書の題名は、後水尾院御製の「おのがま、しげらば
しげれあしはらやとて道なき世にしあらねば」と
いへるより名づけしとぞ、

二六遊女の片仕舞 吉原にて遊女のかた仕舞とい
ふ事は、昔よりは無し、扇屋宇右衛門號墨といふ人創
めしとぞ、

二七九月十三夜 九月十三夜月を賞する事、兼好
已に宿婁によるといふの非なる事、先哲の論あり、又

ば、罪科同左、

(花押) 裏書在列

右條々堅致定置訖、若有違犯之輩者、男は鎖をき
り、女はゆびをきるべきなり、恣にゑり又ゑらざる輩
あらば、町人として注進せしむべし、見のがさば同
罪たるべし、私けんだん、同爲町人可致注進之
由、所被仰下也、仍下知如件、

永正九年八月卅日

對馬守平朝臣
散位神宿禰
近江守三善朝臣
美濃守藤原朝臣

二九折枝の解 孟子梁惠王篇云、「挾泰山以超
北海、語人曰、我不能、是誠不能也、爲長者折枝、
語人曰、我不能、是不爲也、非不能也」と見え
る中、折枝の解まちくにして一ならず、趙岐註云、
「折枝、按摩折手、解罷枝也、少者恥是役、故不爲
耳、これは按ふに、古來相傳ふる所の説なるべし、後漢
書王翬傳の註に、「劉熙註、孟子曰、折枝若今之按摩
也」といへるにあへれば也、朱子集註に、「折枝以長
者之命、折草木之枝、言不難也、この説、朱子新意に

十三夜の起りは、寛平法皇の一時寂賞によりて也と
いへる事、和事始、秉燭譚等諸書に、中右記を引て證
せり、然はあれど輪池先生説曰、「皇朝十三夜賞月
起、延喜十八年、醍醐天皇勅具見躬恒集、稱寛平法
皇勅者、中右記蠶幽也耳、〔頭書、榮花物語、康平三年九月十
三夜月のよのつれならぬに御遊
あり、〇三益詩集曰、丁丑九月十三之夕、應某君佳招而詣閣下、
于時月色娟々、興殊不淺、予曰、今夜亦有明月之名、與仲秋同、
蓋有據乎、君曰、其事從吾邦醍醐天皇而始、其博識可歎賞云
云、美成云、三益は建仁寺の僧也、〇吾妻鏡九の六十二云、一九月
十三夜、天陰、名月不明之間、昔にも非成
夜のしるしには今夜の月に曇る哉、〕

二八撰錢の古文書 東寺文書の中に、永正九年の
撰錢の古文書あり、今左に載す、
定 撰錢事
一、百文内口ざしの外、ふるせに、十文、洪武、三文、宣
徳、二文、永樂、五文、已上廿文なり、
一地せにの内、よき永樂、六文、大觀、嘉定以下うら
に文字のあるせに、よき錢の内たるべし、
一、少分づつもこれをおほく用べし、
一、日本せにわれせにをのぞく、但少かけたるはよ
き錢の内たるべし、
一、口ざしの程、うらものをかうちきになす事あら

解する如く思へども、さにあらず、古經解釣沈に、「折
草拊枝、陸善經註音義と見えたるによりて、この解
をなすものならず、たましく陸儼山が解孟子折枝
を見るに曰、「枝、古通用、折枝猶折腰也、折腰敬
長、孩提常事、於長者、義親切」とあり、〔醫隱卷の上、按
見えたり、〕按
ふに、古註いふ所おだやかにしてよし、朱子の新意に
あらずといへども、折草木之枝といへるは、殊に似
つかはしからず、諸ならぬ註釋なり、積薪の喩のこと
にはあらねど、陸儼山説古人の未だいはざる所なが
ら、殊更におぼゆるに文政三年四月一日

三〇トクリ陶器 陶器をトクリといへれど、名義詳
ならず、〔頭書、トクリの訓義は、ある人云、涅槃經曰、「以
金鏝盛三入解舍利云々」といへる事あり、鏝、美成按に、
ならず、經には器にして、和名をくりといへり、播州あ
就て考へし、〕因に云、蛸壺をたこくりと
たりは土鏝なる事しらる、〔頭書、品字鏝云、鏝は酒器、亦作蟻
人呼、酒器曰鏝、〇二條名
物六帖、器財四の十六引、〕因に云、蛸壺をたこくりと
いふは、入道のいる物故に、くり(庫裏)といへる由、さ
れども證にはなし難し、
三一キリコ燈籠 都鄙となく、七月家々にとす

キリコ燈籠と云ものあり、キリコといふ事詳ならず、京傳が説とてきけるは、きりこといふは鼓の名也とて、古今註の記里鼓を證とす、〔頭書、古今註上云、「大章車亦曰、記里車、車上爲二層、皆以鐵、道里也、起於西京、有木人、行一里、下層擊鼓、」かつ近松門左衛門作の子持山姥といふ淨瑠璃に、きりこ燈籠、太鼓燈籠といへるなごをも引たり、さるを友人柳亭主人考には、コといふ事は、組子、はしごの子など、すべて組みたる物なる事おもふべし、もと子としもいへる由は、障子などの組子は、親骨に對へいへるもの也、きりこは組子の角を切たるさうらうなれば、きりこ燈籠といへるなるべし、

三三西方聖人 文中子に、「西方有聖人、曰佛」といへるより、後世西方聖人などいへば、佛の異名の如く思へり、〔頭書、文中子中說卷四の六、周公篇曰、「或問佛が程史八の九、曰、「余嘗得三東坡所書司馬溫公解、其精義深、實足以得儒釋之同、特表其語而出之、偶之言曰、文中子以佛爲西方之聖人、信如文中子之言、則佛之心可知也、」貝原翁かつて辨あり、自撰集卷の四に見えたり、「西方有聖人、辨云、世有一人之私言、而後爲天下後世之通論、人皆信之而不疑者、此迷之衆之言、不可不辨、坦齋通篇曰、列子述孔子言曰、西方有聖人、佞佛者以爲指釋氏而言、皆妄

也、國語註曰、周詩、誰將西歸、西方之人謂周也、孔子果有此言、謂文王也、於佛何與、篤信按、羅泌路史亦云、列子所稱西方之聖人者、蓋指文王也、今併按之、坦齋羅泌之言、恐可爲得之矣、莊子讓王篇亦曰、伯夷叔齊二人相謂曰、吾聞西方有聖人、似有道者、試往觀焉、分明是指文王、蓋周在西方、故文王爲西伯云々、〔頭書、牟子理惑論財外紀卷一の十、如德亞の謂、西方聖人、疑即指此也、〕○辨偽錄、辨偽錄五卷、至元二年元の沙門祥邁撰之、二の十二右云、「第四十八化云、中略、史志經云、孔子在魯、老子在周、以魯望周之洛陽、故在西方、蓋指老子爲西方聖人、也云々、辨曰、此夫子推佛爲西方大聖人之語也、未聞老子在周孔子在魯、故指老子爲西方聖人、眞註に、唐琳法師對太宗之表、張丞相作護法論、皆引此文、佛西方聖人也、夫佛法之入中國、也在後漢明帝之時、孔子未可不知佛之爲人、曷得有是其議論乎、是必後世佞佛者所附會也、

東坡集第三釋老上、「西方真人誰所見、註云、西方眞人被七寶、從雙狻、厚後倪師

三三畫虎の心得 庚辰冬十二月十二日、輪池翁にて朝鮮人煙洲といへる人の畫がける虎の畫を見たり、この方の人の畫がけると大に異り、そはこの方の人のゑがけるは、顔色殊に猫に類せり、且皮毛黄色

〔頭書、此左衽の像七種、圖考にみえたり、又古、瓦偶人の頸に、御統かまごひたる圖、桂林漫錄下の四、にあり、〕
甲州に傳ふる所、火燭翁の像あり、如左、



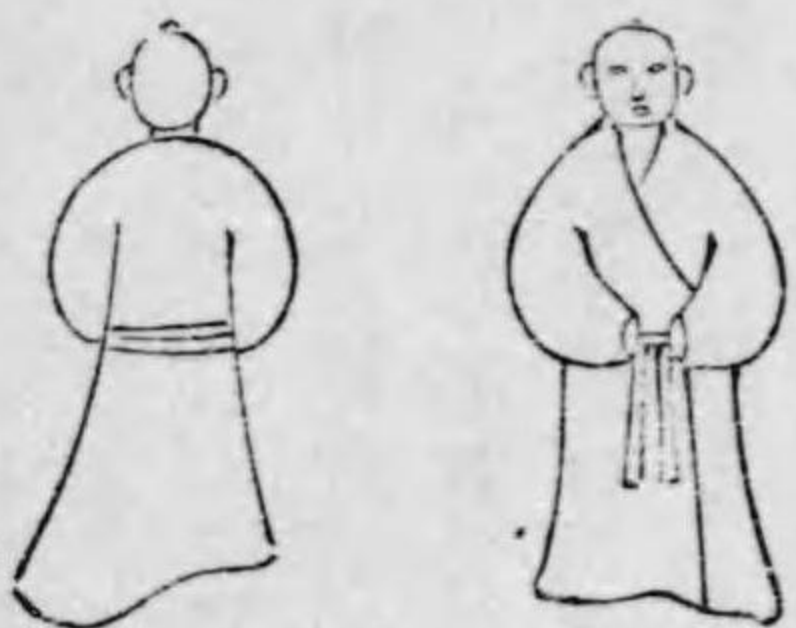
これも亦左衽なり、何れも上古の衣服を證するに足

れり、〔頭書、酒折宮に傳ふるといへる火燭翁の像は偽物なり、これは淺草に伊勢屋五郎兵衛といへる眞屋あり、その亭主山岡明阿門人にて好事癖あり、この人々欺んて、坂昌文といへる連歌師の偽作せしものとぞ、原本に酒折宮のほめに畫がきありして、三四尺計の像に作れりといへり、頼朝日記も同人の偽作なりとぞ、此像の偽物なる事、桂林漫錄の六、に説あり、〕

南畝隨筆曰、「楚養由基の像は、左衽左衽なり、右衽に畫くは誤なりと或畫工榮川、の語と、爲光註筆按するに、疑らくは今世左衽ならんか、如何とされば、日本は東夷なり、養由基周代人なり、養由基は右衽なれ共、日本の左衽を以て見るゆゑならんか」云々と見えたり、この論者、右衽左衽をかくいふは、左右をわきまへぬ人の如し、養由が事は姑く置て、唐土の俗右衽なる證は、論語にも、管仲なかりせば我それ衽を左にせんといへり、右なる事何ぞ辯をまたんや、本

に彩ざれり、朝鮮人の常にいへるには、虎は生ける時は黒みあり、死後にて見れば、黒み去りて黄色也と、この方の人死皮のみ見る故に彩色あし、といふ、朝鮮人は常にまのあたり見る故に、自ら精神ありといへり、
三四左衽の考并辨 吾國上古の衣服皆左衽なり、舳臚訓云、「我國上古の衣服の體詳ならず、文武天皇の御時より、唐朝の風俗を移し用られしより、朝服の體も變じ改りしが、常の衣服は尙元の、河内國石河郡山中の古墳に墳立たる石人の衣服の體、是我國上古の衣服の體ならんか、袖口窄くして、衽は右を上を重ねたり、其圖左の如し、

尺五四丈一人石



面 此圖六種、圖考にあり、
背 美成按、衛口發にも載云、「天智朝已前の物たる、察して知べし」といへり、

朝の左衽ならぬ證は、續紀に明か也、古くは左衽なりしを、改めて右衽とせし事、續紀養老三年に見えたり、且ふるく殉死にかへて埋めし、土偶人の左衽なるを見るべし、その圖、好古小録衝口發等にあり、唐土もいと太古には、左衽ならんと思ふよしあり、その故は、儀禮に、死人には玉を含まし、左衽にする由見ゆ、之をもて思へば、唐土にては、死人には古へを存せる禮なれば、葬禮に古俗の残れるならんか、これらを考ふるに、養由を左衽に畫くといふは、妄なる事しるべし、再按に、書經に一たび戎衣して天下治るといふも、鎧は左衽なれば戎衣と云也、また一證に備ふべし、

三五人口に膾炙する歌 世の中普くしれる歌にて、何の書に出たるも誰の讀たるも、詳かならぬがいと多し、その一つふたつをいはい、

つみの夜になかぬからすの聲聞ば生れの先の父ぞ戀しき

この歌は東山義政公の作なる由、長頭丸隨筆に見えたり、生下未分といふ草紙には、母ぞ戀しきに作れり、

物いへば父は長柄のひま柱なすば雄もいられまじきを
この歌は續狂言記禁野の中に見ゆ、安居院の神道集に見えたるを思へば、いと古く人口に膾炙する事しるべし、

下野のむろのやしに立煙たがのしろにつなし焼らん
この歌は、慈元抄に見えたり、ゆゑよしも見ゆ、道のべのし水ながるゝ柳かげしほしてこそ立ままりつれ

この歌、世に西行の柳かげに憩らひてよめる由いへども、これは未だ發心せぬその前、柳に流れのある像かける畫に題したる歌也、西行物語に見ゆるをもて知るべし、

樂みはゆふがは柳の下すゞみ男はて、ら女はふたのしめて

この歌専らいひ傳へて、萬葉集にありといへど、なき歌也、

目はかすみ耳に蟬なきはは落てかしらに雪のつもる年かな

この歌、渚松和歌集に見ゆ、讀人しらす、
ものゝふの矢はせのわたり近くとも急がばまはれたの長橋

この歌は醒睡笑に見えて、宗長の歌とせり、
ながきよの十のれぶりのみな目ざめ波のりふれの音のよきかな

この歌は、全浙兵制の附録、日本風土記に見えたり、

日本の琴譜なりと、萬載狂歌集に見えたり、
かゝる時こそ命のをしからめかれてなきみと思ひしらすば

この歌、太田道灌の辭世なる由いへど、誤り也、松田一者物語に、このうたをのせて、樂が武辭世とす、これより誤れり、幕京集を見れば、子の打死せし時の歌也、(頭書、梅花無盡蔵萬里に己に辭世なる由いへり、新安手簡五の三ツ)

白河燕談卷之二廿、云、「客問、延喜帝冥府詠三和歌、虛實如何、答曰、至愚俗談可笑太也、所傳和歌、弘法大師遊方記出、曰、弘仁二年九月、高岳親王出家、空海示親王二歌曰、伊布奈良久捺落乃楚古丹於知奴禮波、刹利毛毘舍毛邊陀天和和寸留、又清輔袋草紙載此和歌、爲三空海歌、(此は前の世にしれる歌に譯ありあるといふ條に引へし)

三六三日 世俗三三日とて、月毎に朔望及び廿八日をもて、互に相賀する事習ひにて、その何れの時より始ると云事をしらす、或説云、柳營秘鑑かど覺ゆ、(頭書、鳥卷十の一丁)に見えたり)廿八日の禮は、神祖三河に被爲入候みざり、朔日、十五日を賀し、さてそのあたり淨土眞宗の者多き故、廿八日祖師の忌に參り、その歸りに伺ひ奉りしが遺風となれる由見えたり、是俗説にして取べからず、然はあれども、神祖に事起りしにはかは

る事なし、山澄英貞卿の間に、伊勢祐阿真方が答られし條々の中に、「朔望は日のはじめ、月の最中故に、古くより祝し被申事也、廿八日のこと、往古は無之供節にて御座候、權現様南光坊へ御尋に、朔望之外、一箇月之内今一度出仕等も有之様に被成度候旨御尋候處、御答に、朔日は日の始、望は月の盛にて候間、廿八宿の星の運行によりて、廿八日に可被遊哉と被申、從是はじまり候様及承候」と見ゆ、この説用ゆべし、

三七醫師髮を剃る事 醫者の髮を剃る事、その始詳かならず、いとふりにたる世には、常の人にて醫療を兼たるなるべし、(頭書、僧の醫療せし事、古し、續紀養老五年六月戊寅の詔云、沙門法蓮心住三神枝、行居法梁、尤精醫術、濟治民苦、善哉云々、)橋且典藥頭など憲自語八の六々に、猶くはく論せり、可併考)いへる官あれど、姿にかはる事はあらじ、今の世の如くなりたるを考るに、和事始に云、「薩戒記、永享五年九月廿日、法皇御惱危急、醫師員能法眼祇候す」とあり、美成按するに、大石庄司が靈井壽知に被尋問條々の中に、(醫師僧形にたり候事、いつの頃とも不明に候、應永廿二年の薩戒記に、醫師法師申候、是も尊氏義詮の時分より存候と見えたり、(頭書、丹水子上の廿三)按ふに、永享五年よりは九年前なり、故に記是をもて見れば、此時既に剃髮して僧位に進む

事ありし也、和氣雅忠剃髮して、武家の醫に准すと、和氣系圖大系圖卷の十一(五十)にあり、これによりて考見るに、昔は武家の醫師、多くは僧のなせしを、雅忠始て武家の醫に准へて剃髮し、僧位に進みければ、是醫者の僧位に進む始ならん、本註云、雅忠は足利家の末世の人ならん又天野氏の志保之里卷の十三九オ、に云、「本朝の古、醫家も又剃髮の者なし、後世其家術衰微し、其人なし、僧家醫書をよみ刀圭を施す者あり、所謂洛域の九佛、及等、皓等の類是也、光明帝の時、九佛の孫十佛醫を能し、故聖詔を給ひ、上池院と號し、民部卿法印に敍す、是醫家剃髮して僧綱に敍する、士佛に始りて、古よりの風にあらず」と云々、遠碧軒記上百二十云、「尊氏の時には士佛云醫者あり、尤和氣丹波はもとよりの事也、鎌倉の基氏の時には、關東の醫者に、田代の住人に田代晴具と云人侍りて醫なり、その末田代流といふ醫になる、三喜なども久我にて醫をして住す、田代流とみゆい又云、「醫師僧官にて參内は、尊氏の時士佛が始なり、治部卿法印などと卿名を付て呼は、門跡の内治部卿を兼る法親王あれば、其内の坊官の法印は治部卿などと付て云なり、殿法印良忠などは、二條

殿下の子なるにより殿の字をつく、大納言律師などと云は、親の官を上におきて呼なり、これらを併せ見て後、其よし始て審かなり、不問談續篇などにも、「亂世の比僧徒の閑暇なる故、醫療を業として、終に之に倣つて、髮を剃る事なり」などもいひし也、さてそのかみの僧形ならざる醫生の趣は、七十一番職人歌合の醫者の姿を見て思ふべくならん、〔頭書、醫の史に見えたるを雜記す、日本紀、推古三十年七月、醫惠日福因等云々、○續紀、天平寶字二年、藥師難波、藥師奈良云々〕
三八 瑟々 拾芥抄卷之十第廿六條云、「五寶、金銀、眞珠、瑟々代三用無穴琉璃、頗梨代三用水精」と見えたり、この中瑟々の事、世に玉の名なるはしれれど、いかなる物ともしれず、詩にも瑟々天などいへるは、蕭瑟の義にはあらず、天の色の碧なるを形貌していへる也、正字通曰、「瑟々珠類、元仁宗時啓、金州獻瑟々、通雅曰、或曰、寶石緯略、確以爲三珠類、秦之則曰、今世所傳瑟々、皆鍊石爲之、智按、瑟々有三種、寶石如珠、眞者至寶透碧、番燒者圓而明、中國之水料燒珠亦借名瑟々」と見ゆ、〔頭書、並雅四十八の九の左、瑟々の説委しく見えたり、可併考、下に引けるは中より末の〕 輪池先生所藏に一種の

玉あり、名づけて子産玉といへり、大さあづきの如くにして穴あり、その穴より子をうむ事、舍利石の如し、青赤あり、一色にあらず、按ふに是瑟々なる事疑なし、拾芥抄をもて見るに、代用無穴琉璃をもちゆとあり、從來玉に穴あるもの故に、無穴のものを代用といへる也、後金石萃編を閲するに、卷四ウ、「百一無憂王寺寶塔銘張或撰、云、瑟々數珠一索、金欄袈裟一副」とあり、且註に、「博雅云、瑟々碧珠也、本草云、瑟瑟即寶石、碧者方以智、通雅、今寶石出蕃回鶻諸坑井内、雲南遼東亦有之、紅者名刺子、碧者名靛子、唐人謂之瑟々、即此也、唐書、于闐國得瑟々百斤、蓋瑟々爲三時所寶如此、是にて按ふに、ますく瑟々の形するべし、數珠に作るはもと穴あるもの故なれば也、且碧色紅色ありといへば、碧のみにあらずる事明かなり、
三九 徹書記中々の歌附、磁石、 百物語卷の下云、「徹書記の比は殊の外亂世なりしに、書記戲れに歌をよみ給ひしにより、さすらひ給ふと也、其歌に、
 中々に見ぬもろこしの鳥は出じ桐の葉をこせ秋の夜の月
 此歌の心は、今の世のまつりごとあしきにより、世が

亂れし、禁裏にうへ置く桐は、鳳凰の來儀をまたん爲なるに、此やうなるまつりごとにては、鳳凰のくるねんはなし、桐の葉を打落して、秋の夜の月を障りなく眺めたるがよし、みぬもろこしの鳥とは、鳳凰のこと也、此歌のそこ心は、君を誹れる歌なるにより、さすらひしと也、さる程に、書記の謫處へ歌友遠見まひけるに、〔頭書、美濃名細紀九寺院部、(十九右)臨濟宗(多摩郡大墳村)莊福寺(妙高山)南禪寺末寺也、表茂兵庫頭先祖提所なり、代々墓あり、近代丸度の城跡爲、寺地、昔徹書記の配所なり、〕 七月十四日によみし歌とて、かたり給ひし歌に、
 中々なき魂ならば故郷にかへらんものをけふの夕ぐれ
 此歌の心は、命あるがつれなし、死たらばしやうりやうになりて、この夕にはかへるべきものをと、古里を戀しく思ひつる心ざし、いどあはれ深し、扱この歌禁裏へきこえしかば、あはれにおぼしめし、かへされけるとなり、いどやさしき事ども也、〔頭書、多門日記に、「徹なみつればやがてかく月のいざよひのそらや人のよの中、此うたにて東山殿のさかめをえて、高野山へ禁裏せらる、こしをへてゆるされ、御所に召れみ給はりし時、老ぬれは猶くりこせ申さる、君こ八千よまで、日記の説右の如し、世に云傳ふるは違へり、〕
 の百物語といへる草紙は、元和の比にや出來ぬらんと思ふ證あり、さてこの中々にといへる歌、人口に膾炙せり、この事百物語より古く見えたるは、月刈藻集

卷の下にあれど、百物語の殊に委しければ、その方に載す、按ふにこの説に異同あり、傳への異なるにやあらん、佐野紹に云、「四の海をさまりがたきしるしにや雲の上までのぼる白波、招月、内裏へ盗人の入たる時よめり、此歌にて左遷せらる、中々になき身なりせば古郷にかへらんものをけふの夕ぐれ、流罪の内孟蘭盆によめり、寂聞ありてあはれにおぼしめし、召歸さるごなり」と見えたり、信濃名細記に「石あり、あやしき事ありければ、徹書記歌をよみ、あやしきこと止みぬ、其姥石は莊福寺にあり、」

四〇刀差添 刀脇差の事種々説あれど、清水赤城がいへるは、腰刀は帯どりにてはきたるもの也、首搔はさしたるもの也、腰刀は即打刀の事なりといふ、盛衰記卷廿に、石橋山合戦に、眞田與市の首搔刀のくり方されたるによりて、鞘ごとぬけたる由見ゆ、腰刀にくり方ある事なしといへり、布衣記にも、鞘巻の下緒は鎌倉下緒也とあり、重鑑三十とみえたり、又五頼綱將軍御元服條云「御刀」註に「鞘巻有下緒二證とすべし、

四一馬の杳 余問、今専ら馬に踏をうつ事をなせど、昔は如何なりやといふに、赤城云、「盛衰記、平家物語などには見えず、かつその後見も沙汰なし」といふ、按ふに治世以後のものなるべし、〔頭書、渡邊幸庵話云〕天正十八年小田原へ秀吉公御出陣の時、駿州津山にて、御馬の杳され申を見て云々とあれば、治世のものといひ難し、〇高麗陣日記上云「ハネツキ」云々云々、天正十八年よりまた後の事也といへども、その以前より杳ありしべし、蘭説には、かねにて爪の上に掩ふ具ありといふ、釘にて打付おき、五十日に一度づつ位どりかゆる也、太平記廿九、師直以下被誅事、長尾中間にきつと目くばせしとて、たれば中間二人鹿目が馬にひつ傍で、御馬の杳討て捨候はんと云々、

四二萬歲 初春萬歲といふ乞食の、都下田舎にも來り舞ふに、多く三河國よりいづ、故に三河萬歲と稱す、是は神祖江戸に坐せしより以後、東國は都て三河よりきたる事とはなりにける也、京都あたりは大和より出づ、故に大和萬歲といへり、そのいふ處の詞は、弘法大師の作といひ傳ふると也、三河よりいづるのとは詞全く變れり、按ふにこの萬歲といへる者は、いと古くより見えたり、古今著聞集興言利口部、長明發心集唐坊因條、臥雲日件錄文安四年正月二日條などに見ゆ、その初め何れの事より起りしと云事をしらす、一條禪閣の源語秘訣云、「末代に千秋萬歲などいふは、男踏歌の餘風なり、後嵯峨院の御時もはや

りしこと也、世説問答に東海不問談、白石紺珠第一、にも説あり、皆男踏歌の遺風なる由見えたり、扱そのかみの姿を寫せるは、三十六番職人歌合に見ゆ、

四三雨奇晴好の句 東坡詩云、「水光瀲灩晴方好、山色空濛雨亦奇、欲把西湖比西子、淡粧濃抹也相宜、僧の策彦の南遊稿に、「過西湖云、暗得雨奇晴好句、暗中摸索識西湖」といへるは、東坡の詩にこれる也、

四四高き屋の御製 高きやにのぼりて見れば煙立たみのかまごはにぎはひにけり 是は時平公の、日本紀竟宴によませ給ひし也、〔頭書、扶の六才、新古今和歌集などには、仁徳帝の御製とす、然れば謬り傳ふるも、また近來の事にはあらずと思はれたり〕

四五あやんが太刀萬歲詞 早春三河よりきたる萬歳の詞に、あやんが太刀をばくこいへる事あり、あやんといへる事詳ならず、友人柳亭云、「ある隨筆に、あやの小路の鍛冶某の、年ごとに太刀を禁裏へ奉る事あり、それをいひしもの也、あやんといへるは音便なり、その下に、はこんやのゆづり葉といへるも、貌姑射のゆづり葉といふを、音便にいひしなるをもてしるべし、いは常若也、太田蜀山翁いはれし也、あるまなこ

表題せる筆記に、「綾の小路に定利と云刀鍛冶あり、禁裏の御儀式に用ひらる、太刀は、此定利が打なり、綾の小路にすむゆゑに、俗よんで綾が太刀といふ、萬歲詞に、あやんがたちをばいと唄ふは是なり、是れ正説なり、

四六吉原雀 今吉原雀といふ事をいへるは、よしわり雀なる由、白石先生の紳書に見えたり、韻府に、「鴉鷄は青斑長尾、一名割葦、説文に、「割葦皮一食其中蟲」と見えたるによれるなるべし、又八雲御抄に、きりくすを筆つ蟲といへり、是は筆の化せる由見えたれども、是も韻府に、「朽葦化爲蛭」といふ事あれば、葦の字を筆に謬れるもしるべからず、もごあしつ蟲にはあらずや、〔頭書、筆つむしのこと、備女略言にみえたり〕

四七傀儡子 くだれかけ洛陽隱士江流の寛文三年の序あり、全部六冊あり、卷の一云、「根本傀儡子の在所は、野がみの里、鏡山などなるを、中古大内よりの召にしたがひてのぼり、紫宸殿の前にして、人形を舞しめてよりこのかた、近き比はことごとくしくもてなさせ給うて、今受領の身さへなり侍れば、花のみやこの住居をなし、百のつかさのかたはづれにもはさまりぬるをや」など見えたり、

これらそのいふ所正しき否をば辨へえねど、くわいらい子の事、世その由を傳ふる事稀なれば、今抄して後考に備ふ、又その唄ふ所の歌あれども、之もしれる人なし、古く謳ひものに、義太夫節、河東曲、其、小倉の野べのひと本すゝきなどいふ事見えたり、(頭書、温故要略四の三八オ、讀碧軒記上の三四五、嘉長喜隨筆)

四八ハマの圖 一話一言卷二抄出、「安永の年公より畫師住吉内記に仰せて、濱弓、羽子板、濱ノ輪の三幅對を畫かしむ、ハマ弓、羽子板は世に知る所なり、所謂ハマノ輪とは、



如レ此きものなる山、竹の皮にて輪をなし、木の十文字を入、丹にて彩る、尺二寸計の大きさ也、小兒の遊び物なる由、(頭書、備後の福山にては、今に正月はハマを射るといへり、その右にいへる福山のハマ、癸未三月八日、余全齋を訪ければ、その物を見せ且贈れり、今これを藏せり、○三國通覽に、エゾ兒の木の輪をこぼはして、射を習ふを可レ併考、圖もあり)

四九後深草院の稱呼 「歌書に、天子の御稱號に付たる後の字は、ゴと音にて讀、臣下の稱號に付たる後の字は、ノチと訓にてよむべきなり、但天子の内、ノ

チと訓にて稱するあり、後深草院也、是は御不孝と響の通へるを忌て、ノチとよむなり、臣下の内ゴと音にてよむは、後徳大寺、後京極の二人のみなり」と、埒勾當水母子の話也、

五〇道春點國人 道春點の四書に、國人をクニピトと訓ずしてクニタミとよめり、何れの帝の御諱にもありて、かくは訓せしやと水母子に尋侍りしに、後嵯峨院の御諱邦仁と申奉りし由也、(頭書、梨本集序六左)
五一龜山復讐 元祿十四年辛巳五月九日、勢州龜山城下板倉周防守殿家中にて敵討次第、
一、五月九日之朝卯刻過、本丸二ノ丸間石坂と申所に、敵討有レ之、

討手 七十石鈴木岡右衛門草履取 平盛二
森 二百石下村孫右衛門若瀧 十五
在澤津右衛門 十三
赤堀水之助

右水之助、八日夜城に泊番を考へて、水之助詰所より出入仕候所を心掛待候へ共、水之助出入不仕候故翌九日の朝、下り番の比を考、城へ參居申候、水之助草履取一人召連、從城下り申候得ば、津右衛門も跡に付

罷出、兄森平儀も草履一足持、追付跡より罷出、水之助より先へ掛けぬけ、板倉空右衛門屋敷の表迄參、立歸り申候、此節二三ヶ門之間、石坂と申所を水之助通申候、然る所津右衛門後より、水之助右之腕を切、漸皮少掛申候計、水之助左の手にて刀をぬきかけ申處、森平かけ付、左の手くび刀の柄まで切て、前後より兄弟はさみ立、七ヶ所切申留指、兄弟の者書置水之助帶に挟み置、青木門より京口大手へ逃ぬけ候、水之助草履取に、右之節の兄弟之者申候は、其方主人我々親敵にて如レ此討申候、少も腕立仕候は、其方共に討取可申由申に付うろたへ、右之草履取壁のかげにかくれ、兄弟の者共甘町も逃去可申比、水之助屋敷へ逃込、右之仔細申に付、即刻方々追手を廻申候得共、手に入不申候、

一、右草履取、敵討兄弟に被レ頼、右之様子在レ之候哉、左もなくば下々仕置のため、成敗可申付、この儀にて、手錠にて緊在レ之由、

兄弟之者書置寫 覺
一、赤堀水之助儀、我等父并兄重罪の敵たるによつ

て、討捨途ニ本望候也、則於江戸表等御公儀様へ奉レ訴、何方にて成共途ニ本望候様にと、蒙御免如レ此御座候、

一、右之望御座候故、當分は主人へ深く包、毎年渡り並の賤敷奉公人に身をやつし、今日の奉公を随分大切に務候故か、念比に召仕被レ申候段、忝次第に存候、毛頭主人方被レ存候儀にて無レ之候間、後日に主人たる方へ越度に思召候事も、蒙御免一度奉レ存候、

一、我々父石井宇右衛門と申、青山因幡守方に知行二百石取罷在候、因幡守大坂御城代相勤被レ申候時分、私共親も大坂に相詰居申候處に、此水之助其時分赤堀源五右衛門と申候、源五右衛門親を遊閑と申候、江州大津にて牢人にて居申候、此遊閑と私共親宇右衛門と由緒有レ之候故、源五右衛門事を頼越申に付、則かくまひ置、色々武藝はげませ、此者身體之事致苦勞居申候處、其時分源五右衛門、方々鐘の師いたし廻申候に付、父宇右衛門申候は、其方鐘にて師を致候事無レ心元候間、今少稽古致候は、尤候由申きかせ候へば、源五右衛門却て立腹、左様に無レ心許思召候は、しあひ仕見申度望申候故、無レ是非仕合仕、源

五右衛門は素鎧の竹刀、父宇右衛門は木刀にて仕合、何の手もなく源五右衛門に付入付、少も不爲レ働仕伏申、尙又異見申、其分にて事過申、其後源右衛門弟子一兩人程も、是を承申に付候故歟、無面目存候故歟、宇右衛門を恨み、夜中他所より罷歸候處を、くらがりより素鎧にて、言葉も不懸つき申、宇右衛門鎧たぐり申候へば、日比の働におくれ候哉、つき捨にいたし置のき申候、其時分私共兄兵左衛門、因幡守近習相勉、泊番にて居合不申候、尤我々年五歳と三歳の時分に候故落延申候、其節源五右衛門書置候は、宇右衛門妻病死致無レ之に付、縁組候取組仕、京より呼寄申候筈に致候處、父宇右衛門分別かはり、へんがへ仕候故申分無レ之、如此致置候など書置申候、定て御城にても左様之申成にて可レ在レ之候、從レ夫兄兵左衛門因幡守方を暇を取、ねらひ廻申候へども、深くかくれ行方知れ不申候に付、右遊園を討申候は、無レ是非行合可申と、私ども兄遊園を江州大津にて討捨申候、夫より互に相ねらひに成申候、八ヶ年過にて、美濃に兄よしみのもの存レ之、暫滞留仕候處を、源五右衛門承レ之、彼地へしのび入、後よりだまし切に仕、

漸兄ぬき合、源五右衛門も、をつき申候得共、深手を取無レ働、終に討れ申候、それより此様子を以、御家中へ被レ召抱、御城内被レ召置、町々領分より在方迄、彼者方人申様に被レ仰付候事、千萬無レ是非儀御座候、其後我々兄弟年立、仕寄ねらひ廻候へども、既密にかこひきびしく、或は商人非人の體に身をなし、爰かしたこと徘徊いたし候へども終に討不レ得、甲斐なくして、漸四五年已前より、一人は御家中之面々へ渡り並の草履取奉公人と成、深く包心掛候へども、今一人兄源藏一所に難レ成、漸今年迄相待一所に罷成、兄弟共に只今年來之本望を遂、雪ニ會稽恥を申候者也、愚筆あらまし此ごとく御座候、以上、

元祿十四年巳五月九日 石井源藏吉時
石井半藏時定

板倉周防守様 御老中御披見
一、在澤津右衛門儀、龜山へ參候事、八年已前水之助從弟に平井才右衛門と申者、在江戶に勤申候、此時節草履取に相濟、才右衛門召連罷登り申候、水之助一家之儀故、水之助方へ家來同前に心易出入仕候由申由、才右衛門死後、同家中方に草履取奉公相勤申候、

去年より下村孫左衛門方に相勉、此處にて侍に取立、在澤津右衛門と申候、家中に津右衛門相務候縁にて、兄森平も龜山奉公人に參候、右加藤重昌雜記中に見えた明和八年八十二にて下世す、然らば實録なるべし、新著聞集の所載をみるに是と同一、少々異同あり、

五二有馬候縁談書付
有馬中務大輔と申男、豐與宮縁談之儀、雖レ非二本意、被レ取組候、此段可レ被レ相達候、以上、

京 極 宮
關東代官依レ願、非二本意候得共、有馬中務大輔と申男、豐與宮縁談之儀爲レ取組候趣、可レ被レ相心得候、以上、

山城國青地島薙島事、早任御判之旨、可シ沙汰付、下ニ地於松橋僧正、雜掌之狀如件、

應永九年九月廿三日 (花押)
遊佐美作守殿

覃按、山城名勝志廿一未勘郡部、薙島、古文書云、「山城歟、雜談集云、「故金剛王院の嚴海僧正召仕ける承仕法師、老々たるが、薙島作りける、古文書云、「山城國青地島薙島、丹波國佐伯庄領家職之事、於レ彼所、松橋僧正舊領之條、實遠卿延文二年十一月廿五日避狀等分明上者、通堅僧正一圓可シ全領知之狀、下知如件、應永九年九月廿日、右の古文書、先に見たる古文書より四日前の書也、

經嗣相國寺塔供養記に、松橋僧正通賢、と云ふもの、散花人の内にあり、是ならん歟、

御口上
有馬玄蕃頭
京 極 宮
中務大輔中上候、姫宮様の結納御祝儀致進上候、幾久目出度奉存候、此段宜敷被レ仰上可レ被レ下候、

有馬中務大輔より
五三應永中下地狀 應永年中下地狀 此下知狀は俳諧宗匠蓼太所藏なり

五四長嘯子手簡
猶々よく御こし御うれしく、口と口つほねて、山崎の口りまいらせ申候、あぶらやよくぞや人よし、御つけこし候、此ほうだてうつ置候よし申候、返事參、

長 右は雪中菴大島蓼太の所藏なり、山崎のあぶらやと

は、宗鑑一とせ油をひさぎて世をわたりし事ありとぞ、則宗鑑の事なる由、雪中菴の物語なり、

五五 半井ト養事蹟

寛文六丙午年十二月廿五日、御番醫師被_レ仰付、半井ト養、

同七丁未年十二月廿三日、二百俵被_レ下_レ之、同人、

同九己酉年六月十四日、初て御目見、ト養半井ト仙、

延寶元癸丑年十二月廿八日、法眼被_レ仰付、半井ト養、

同六戊午年十二月六日、願之通隱居被_レ仰付、半井ト養、家督無_レ相違_レ被_レ下_レ之、半井ト仙、

右之通、寛文延寶年中御日記に在_レ之候、

右半井ト養の事蹟を、瀬名貞雄君五郎に問侍りし時の答書也、或祕書に、「元祿四年七月廿六日、奥醫師半井ト養不届之儀有_レ之付て、三宅島へ流罪、世倅ト仙小出大隅守へ被_レ召_レ預_レ之、同年八月六日、ト養并下人市場吉兵衛今日出船、三宅島へ被_レ差遣、同五年五月九日、嚴有院様十三回御忌御法事に付て、ト仙御預御免、十年四月廿日、被_レ召_レ出_レ十人扶持被_レ下_レとあり、湯原氏記に、「元祿四年未八月七日、半井ト養事、去月廿六日より昨六日迄、揚り屋に被_レ差置、今日乗舟にて

八丈島へ被_レ遣_レ之、新島金二十兩、米廿俵、味噌一樽、葛籠二、此分御免云々、共云、按、是二代目

五六 大間書

大間抄、保元四年正月廿九日、塙藏書、大間書は、除人の姓名を書上る書付也、（前書、今昔物語に云、今昔六十六代一條院の御時に、上東門院云々の條に、大間の事見えたり）

五七 舞坂の春歌

友人舞坂にてきける春歌、

「親をもたづねばつまさへやしむ、イヤシ、いきて下され百までも、

「忍び妻ほごあの夜妻ほど、親を思は末よかろ、

五八 まいり音聲まかで音聲 榮花物語にまいり音聲、まかで音聲とあるは、後世ののぼり樂、おり樂なり、（以上正月廿六日）

五九 讀法并訓點

古へ經傳をよむには、必ずその師に付て學びて、讀法ありて、今の如く己れくの心の儘はよまず、亂脱傳授などいふを見てしるべし、さるを今の如くなりしは、おもふに林道春四書の講筵を開かれし時、船橋家よりとめられしを、神祖の命ありて講せられし也、これより傳授といふ事、世にたえたるなれば、今の如くにはなりにける也、然はあれど古點道春點の古の詩經四書五經みなあれども、を見るに、古訓道春點の古の詩經今詩經の事なれば也、の訓年山紀文に、うらさびし猶なご歌によむは、心の事のこれり、裏をこゝろと訓じ

也といふ所に、たるなど見るべし、この外猶多かれど、其後この訓を引り、享保前後に至り、仁齋、徂徠の二人いできて、かゝる古訓だにたえにたり、その甚しきに至りては、徂徠の説に、目と心とはかるなどいふは、世にいふ百姓讀だに、恥るにたえぬやうに成行くめり、豈あさましからずや、扱古へは、讀法明經家より出たれば、その讀をき、たらんにも、衆口一音の如くなるべく思はる、その一つをいは、おのれ論語古訓本を藏せり、おもふに清華の點なる事明かなり、足利本皇疏の論語とそ

の點一般なり、且賢賢易色といふを、古訓かしこきよりかしこきとよめり、さるをつれく、草に、かしこきよりかしこきうつらざらんやといへるなど、その比の讀法異らざるを見るにたる、大車無_レ輓、小車無_レ輓といふを、上の車字をばきよの音によめり、これもおのれ古寫本の論語を、三四通目撃したりしに皆然なり、又今の常にいふ古き讀の存りし書物をとりてよむ時、却てその讀法を失ふ事あり、その一つは、物の上もなく見事なるを、善つくし美つくせりといへり、本をとりては、子謂韶盡_レ美矣盡_レ善矣と、をの字そへてよむはあし、をの字を除きよむが古法

也、その由は好古日録六十二にいへり、又のこり多き事を殘念といふべきを、ざんねんびんしけんと言語す、これは顔淵閔子騫をいへる也、これも思ふに、顔淵を昔しはガンネンと音便にてよみしを、今は本をとりて、字音の通りによむは謬り也、これら猶あまたあるべけれども、思ひ出るまゝ記す、文政四正廿六

六〇 柿本大明神の宣命

仁木隨筆、一冊、廿三紙、寫本、之夜記、撰者時代不詳

この書歌學雜類などに屬べく思はる、也、

一、享保八年二月一日、正一位柿本大明神階宣下、

上卿中院大納言殿、奉行業室辨殿、大内記清長殿、少

納言西洞院殿、中務大輔岡崎殿、使吉田侍從殿、於陣

被_レ行_レ之、位記を吉田侍從兼雄朝臣に被_レ下、兼雄朝

臣外記に被_レ下伊位記、從三石見國一社司社僧令上

京一申預、歸國言_レ之、宣命同申預之、女房奉書は播磨

國明石社納_レ之云々、

宣命之寫

天皇我詔旨止、柿本神乃廣前爾申賜倍止申久、時波千歲乎

歷多禮、道波百世爾崇久、公私爾敬禮坐須靈德彌高久、神

位猶卑爾依利天、殊爾有所念行天、正一位乃御冠爾上奉

利崇奉波、因茲從四位下行侍從卜部朝臣兼雄乎差使

天、御位記乎令捧持天奉出須、此狀乎聞食天、天下平安爾
詞林繁榮爾、天皇朝廷乎常磐爾堅磐爾護賜比助賜倍止申
賜止久申、

享保八年二月一日

一、播州柿本社別當月照寺、三月上旬京都被_レ爲_レ召
奉書傳奏中御_二渡之_一、

女房奉書寫

今度柿本社神號神位の事、一事のさはりもなく御さ
だごげらるゝは、いよゝゝ天下泰平寶祚長久、ならび
に歌道はん昌の御きさう、せいゝをぬきんすべき
よし、はりまの國社づかさに傳られ候べく候かしく、

中院大納言ごのへ

中山大納言ごのへ

右檀紙一愛御立紙切封じ、宛所の上上紙の方、筋違に
折_下の紙に、仰、享保八癸卯_二月十八日_一、

一、石見國高角社別當人丸寺と號云々、
六一玉川及び眞野の歌 同書、玉川之歌、

陸奥千鳥武藏手作近江萩山にやまぶき津の卯紀のこく

眞野之歌、

大和萩津國小菅繼橋や近江尾花に陸奥の萱原

うつしもの、 歌がた、
わかみごり、 へうたん、

ごらのめ朱に似たり、

又古くより黃絹幼婦孫壘白の八字、蒙求卷
灸せり、されど詩に贈_レ之以_二芍藥_一、詩藻の章上、を、古今
註に、一名可離とあり、又當歸也とも見えたり、何れ
にも謎のその來れる久しと云ふべし、それとは異な
れども、詩に離合こいへる體あり、宜將_二愁字_一作_二秋
心_一なごいへる類にこそ、文體明辨など、其外瑯琊代
醉篇にもみえたり、和歌にもかゝる體あり、康秀の
「むべ山風をあらしと云らん、友則の「木ごとに花ぞ
咲にける」の類按ふべし、〔頭書、夜の編笠に「山にも松のみ
へるさか、〇綴に、「土の口をよしと云ふ、そ
れにもそむく」云々、これは吉の字を云へり。〕

六五宗鑑の辭世 同書、宗鑑辭世、

「宗鑑はいづくへゆく人とは、ちとようありてあ
の世へといへいようを煩て死けるにや、俗名志那彌三
郎源範長、佐々木の一族也、近江にしなごいふ所あ
り、東近江、

六六人名に丸ごいふ事 同書云、人の名に丸ごつ
く事上古の風也、まるは不淨を入る器也、不淨は鬼魔

六二回文の歌

をしめごもつぬにいつもさゆくはるはくゆさもつぬにいつもさ

六三三寶鳥の歌附、百首和歌、 同書云、

我國の御法の道のひろければ鳥もさなる佛法僧哉

うき事をきかぬ深山の鳥だにも鳴音はたつ三つの御法に

松の尾の峯靜なる階にあふぎてきけば佛法僧なく

下野國黒髮山に佛法僧有と、藤敦光記に見えたり、

山城國宇治醍醐山に佛法僧有と、寺の鐘銘に見えたり、

〔頭書、三寶鳥の圖、書史會要五の七、耽奇漫錄にもあり、〇繪餘
雜錄二の三、三寶鳥の詩あり、湖亭漫筆、四の卅五、性靈集〕

同書云、百首和歌は堀河初度始也、千首和歌は爲家卿

より初也、

六四謎第一 同書云、充長在京中、堂上方にて承侍る

謎左に書付、

山はまされり、圍城寺はをされり、むしやなきゆゑ、

やうじ、 あひぐち、

なのよし、 けむり、

墨繪のしらすぎ、 香づつみ、

梅のつぼみ、 水引、

ひがた、 くし、

十三、 みゝかき、

も嫌故に、かれ近づかざるを祝し、又は人徳圓滿の意
を兼て號也、古今作者尿と云、貫之幼時阿古屎など云
も此意也、〔頭書、貞丈漫筆卷の
下にも見えたり。〕

六七空也僧鉢扣 この比空也堂再建の由にて、町

町を鉢扣のありき勸化せるあり、或人の云、その唄
ふ處の歌八百首ありと、皆和讃の如くにして、長きは
なしごいへり、おのれ或時、畫手本の群蝶畫英といふ
上下二卷あり、を見たりしに、鉢扣のゑありて、その衣に
紋つきたり、衣に紋つくる事わけある事にやと思ひ
をりしに、池田勝躬ぬしいへるは、「風俗文選卷の一
鉢扣辭去來、に、紋つくる由見えたり」といへり、され
ばまた是も一の風俗といふべくなん、〔頭書、後撰曲集、
勝、鉢た、きちまたに古きへうた
んのしはく、むなし中の八木。〕

鉢扣辭云、「かれの修行は、瓢箪をならし鉦打た、き、

二人三人つれてもうたひ、かけ合ても諷ふ、其唱歌は
空也の作也云々、常は杖のさきに茶せんをさし、大路
小路に出て商ふ、業變りぬれど同じければ、たゝかぬ
時も鉢扣とぞ曲擧は申されける、あるひはさかやき
をすり、或は四方にからげ、法師ならぬすがたの衣引
かけたれど、それも墨染にはあらず、おほくは萌黄



〔頭書、政徳曰、「茶釜をかたぐる時は瓢をもたず、瓢を持時は茶釜をたげず、是れ空也堂の法也、畫者其委細を不知、茶釜と瓢を畫きし也、又曰、「空也堂八十一世空梁は、おのれが和讃の師也、空梁曰、是は衣に非ず、小素襖の如きもの也、色萌黄、紋鷹の羽打違也〕
 に、鷹の羽打ちがへたる紋をつけて着たれば」と云々
 見えたり、〔頭書、是は空也堂にはなし、此筋平貞盛の流にて、雲州其外に有、空也上人の弟子の筋の子孫也〕
 六八尾州の大夫家例 尾州家の大夫山邊某の家に、例年節分の夜、家來のもの主人の前に出てとなふる詞云、「ヤツかゝしも候、ながくも候、隣のおはばのおへ、のくさ、が、ふ、らふんのふん」と、笑はずにいふ事とぞ、
 六九寶永の祭禮 友人老泉云、「寶永の祭禮殊に美觀とす、その比の童謡に、寶永まつりは見事のまつり、たれも見にゆけゆきなばいざ、ちと又この世のうさはらしといへるとぞ、

七〇治三口瘡之法 祝允明蘇諱云、「口瘡無問新舊、遇二夜臥、將自己兩掌丸、以手握緊、左右文手揉三五十遍、每夜睡、夜覺輒行レ之、愈於服藥、」
 七一亂脫 古へ書をよむの、今の如きにあらざる事、前條已にいへり、その條に爛脱といふ事ある由はいへど、その事をさだかにはいはずしが、再び按ふに、釋日本紀卷の三、「亂脱第一、亦曰、葉木國野尊、亦曰、見野尊云々、師説、見野尊之次可レ讀ニ葉木國云云、亂脱是也、或又直讀レ之」と見えなれど、そのさまやかなる事を審かにせず、さて今年正月廿八日、輪池先生において、官庫御本古寫卷軸、群書治要の裏書を摹刻せるを見しに、「爛脱一説、先讀ニ經元年一、更返ニ讀傳惠公元妃、孟子至隱公立ニ而奉レ之、次讀ニ傳元年春王正月以下云々、故定安説也、信俊真人説、云々、此説可レ奇、序云々、故傳或先レ經以始レ事、或後レ經終レ義、正義之先レ經者、若隱公ニ不レ書ニ即位、先發仲子歸ニ于我衛州、吁殺ニ其君定、先發庄公娶ニ于齊、如レ此之類、是先レ經也云々、註無ニ其意、正義又如レ此、以レ之知ニ此説非一矣、予又不レ傳ニ此説ニ耳、いざあり、本書のまゝ、一字按ふに是はそのかみ、國史及經傳などもめやすから

しめんがために、かくの如く讀せしなるべし、佛經に科をきりてよめると同じく思はるゝ也、古へは經書にも科をきりてよみしと、或人はいはれたりき、
 七二反訓 文字に反訓といふ事あり、論語に亂臣十人とある註に、亂治也といひ、又離をつくとも汗をそゝぐともいふなど、その字の本義と反對せり、和語にも又然なり、はやすといへる詞、物を切る事をはやすといへり、さて又爪をはやす、月代をはやすなど、延長の義にも用ゆ、保元物語三の「崇徳院の天狗にならせ給ふくだりに、「爪をはやす」といふ事は、切ざる事のやうに思はる、猶本書に付て考べし、〔頭書、詩經の我私といふ、汗を註に治汗曰汗を見たり、讀詩記の九、○字彙、乞字の註云、「去魚切、音氣與也、又欺吉切、音詰求也、○秋草、祝儀の部元服の條に、「柳の板をあて、髪を手束中はかり置て、髪をはやす、ハヤスは切る事也、〕
 七三「梅は飛」の歌 玉勝間九云、「世俗にいひつたへたる、梅はとぶ櫻はかるゝよの中に何とて松はつれなかるらんといふ歌、源平盛衰記には、菅原大臣こちふかばといふ御歌をよみ給ひしかば、紅梅つくしへ飛行ければ、同じ御所にならびてありける櫻の、御言の葉にかゝらざる事をうらみて、一夜が中に枯にけるを、源順が歌に、梅はとびさくらはかれぬ菅原

やふかくぞ頼む神のちかひをとよみけるよししるしたり、此歌をつくりかへたるにやあらん、されど此順の歌と云も、本末かけあはず、いとくつたなきうたなり、
 七四あやまり證文 同書九云、「今の世にあやまり證文といふ物、昔は怠狀といへりき、同じ書西宮に過狀とも見えたり、宇治拾遺物語には、おこりたり文ともあり、
 七五引出物 同書九云、「引出物といふは、もと馬を牽て贈物にするより出たる事也、北山抄大饗條に、次尊者牽出物馬二疋、若尊者好鷹者、鷹一疋、加レ犬、など見えたり、
 七六生漆酒 御撰資治通鑑三編卷十五、萬曆元年大臣入ニ乾清宮伏レ誅の條云、「保懼以ニ生漆酒ニ瘡ニ大臣云々」といへる生漆酒は、唯のうるしにはあらざるべしと思はる、しからざれば瘡とはなるべからず、その由は、「豫讓の飲灰て暗となる」といふものは、岩乾漆なりと、詹々言にいへり、これも按ふに乾漆ならん歟、
 七七七なんがそ、毛諺第二 尤の草紙、長き物のしなぐに、「七なんがそ、の毛といへること見ゆ、〔頭太田全齋翁云、ソ、ケ揃毛とあるによる、書時、ソロヒ毛の轉訛にやといはれし、〕されどその何物たる

を辨へず、本朝國語卷の三云、伊豆國箱根權現の什物の中に、悉難が揃毛あり、は何物といふ事をしらす、又下總國豊田郡石下村東弘寺の什物の中にも、七難の揃毛と云物あり、〔頭書、市井雜談卷上云、「下總國豊田郡石下村東弘寺の什物に、七難の揃毛と云あり」云々、下文猶考あり、今事長いろ五色にして、長さ四丈有餘、いまだ何の物の毛たる事をしらす、相傳ふ、江州の竹生島、信州の戸隠山にも又是あり、以て什物とす、往古異婦あり七難と名づく、その人の陰毛なり、けだし塵塚物語に四、竹生島七難の毛を載す、是又けものたまをもて寶玉とするの類、たゞし奇品をよろこぶのみと見えたり、これらの事世にいひもて傳ふるによりて、長さものの條にいへるなるべし、再按に、七難揃毛の事、本朝國語より已に龍宮船の二十三及齊諧俗談卷の二十三に見えたり、〔頭書、開見小錄卷下、佛髮之條可併考、扶桑略記廿八の三、治安三年、入道前大相國、詣紀伊國云御本元興寺、三養雜記に御本尊寺あり、開寶倉令覽中、有之此和子陰毛、註云、宛如髮、不知其尺寸、美成云、此七ナンソツ、ケの類にや〕

七八誹諧

誹諧の字、もと漢書東方朔が傳に見ゆ、今俳諧といふものあり、守武、宗鑑以來行はれ、芭蕉に至て一變す、その字上は人篇に従ふ、是俳優の俳に

て音ハイ也、又誹は音ヒにて俳にあらすといへり、〔頭書、隋書、侯白字君素好學有捷才、爲儒林郎、通說不持威儀、好爲誹諧雜說〕余按ふに、この論その理なきにはあらねど、また泥める也、その由は、誹諧といふ名目は、もと和歌の誹諧體よりうつりて、ざれに興するをもて名を負せし也、已に古今和歌集に、誹諧の字に作りて言にしたがふ、是を人或は言の草體と云いと混じ謬るなどいへど、それはしひごと也、古人の結體扁傍似たるを借り、或は上によりて下をならひ、下によりて上を倣ふなど常の事也、まづ義之が蘭亭に、倦情といふべきを、倦情に作るをもてしるべし、その餘これらの類枚舉に遑あらず、竹を以て作り、〔を〕に作るなどの類、干祿字書を見てしるべし、誹諧の字も亦下をもて上に倣ふものと云ふべし、扁傍を以て論するは後人の言のみ、

七九赤穂記類

余嘗て赤穂義士の事跡を委しく搜りもどめん事を欲す、そのゆゑは、家にもとより大石義雄の眞跡一幅を藏す、それに付て余が祖父の易水連缺録、誠忠武鑑の二書を購ひ求め、かの掛物に添おかる、家君も亦印本精忠傳神錄是は享保中に絶版の書也、十巻を募り得て珍翫せらる、余是により家祖及先人の志をつ

がん事を欲して、叨りに諸家の珍藏を乞ひ、及書肆をさぐりて幾許の書を得たり、その中義臣傳十五卷是は精忠傳神錄の原本也、刻本絶版のもの、及内侍所赤城盟傳、義士後鑑録等は、その書數冊にして世にしる所也、その奇編奥策數十紙に滿ざるもの如きは、湮滅する事無きにしもあらず、故に藏弄する所のもの三十種を併せて、乃ち二十卷とし一叢書をなす、名けて赤城義典と云、その目左の如し、

- 赤城盟傳一卷、雄庸手簡一卷、大石手簡一卷、原惣八郎手簡一卷、義士書翰一卷、涙襟集一卷、清水正徳編、其角手簡一卷、寺坂吉右衛門覺書一卷、堀部氏手録二卷、妙海話一卷、佐治爲總、中村彦五郎記、義臣對話二卷、堀内傳左衛門筆記、介石記七卷、義人録一卷、室直、義人録後語一卷、大池昌言纂、烈士報警録一卷、三宅箱、明撰、忠義碑一卷、栗山原撰、元祿十六年記一卷、易水連缺録三卷、新撰大石記四卷、義臣傳實録二卷、義士傳附録二卷、備承天、魚躍傳三卷、内野正方撰、泉岳寺住持物語一卷、船談義一卷、天野屋利兵衛傳一卷、鹽屋伊兵衛錄、四十六士論一卷、太宰純撰、續四十六士論一卷、松宮俊仍撰、赤穂四十六

士論評一卷、赤松國、義臣解難一卷、松村良總計三十種四十七卷、合二十本、猥撰、

八〇書籍考類

世に書目録くさくあれど、何れも足れりと思へるは、曾て一部だにもあらず、唐土の四庫全書提要の如き、正且詳なりといふべし、故に余大成の書目を作らん事を思へる事、茲に年あり、こたひ文政二年、友人老泉とはかりて、和書の總目提要を作らん事をくはだつ、こゝにおいて雜書隨筆と雖も、書籍の事に及べる條は、必抄して提要の考に備ふ、その中殊に一書を辨論するあるものは、必書寫してこれを藏す、その類已に集まる所十餘部、猶洽く募もめて、一叢書として世にも傳へん事を欲す、かつ題して典籍考彙といふ、先得る所をもて左に記す、

- 日本書紀撰者辨一卷、河村秀典、類聚國史考一卷、河村撰、同秀根撰、吾妻鏡異本考一卷、榑原長、舊事本紀偽書明證考一卷、多田義俊撰、舊事本紀剽僞一卷、伊勢貞、舊事紀文段考一卷、小野高、疑齋一卷、日下、風土記概論一卷、山中信、勢語七考一卷、賀茂眞、宇津保考一卷、桑原兵、紫女七論一卷、安撰、榮花物語考一卷、安藤爲、三議一統大雙紙辨一卷、

伊勢貞 偽類聚三代格考五卷、曾我物語考一卷、山崎美
丈撰、大和物語考一卷、清水濱 臣撰、參考太平記凡例一卷、江源
武鑑遮中抄一卷、

海録卷之三

一神代文字第一 楊鳴曉筆追加云、「神代の字は非
漢字には、聖德太子舊事紀を被撰時、鈞を漢字に成
給ふ也、四十七字の伊呂波を弘法大師初めて造る、片
假名は吉備大臣が初むる也、又云、「神代の文字の數
は一萬五千三百七十五字有て、字の姿は聲明のはか
せの如く上り下り有り、何共難知、
出雲大社左側、文島窟中石面所、神代五十字文、

井 品 ち 苅 卩 ㄇ ㄐ ㄌ ㄆ ㄇ
弁 々 旭 卍 非 邦 呂 且 茅 𠂇
𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇
天 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇
𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇

同數量、
如 兎 兎 兎 兎 兎 兎 兎 兎 兎 兎
𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇

一 二 三 四 五 六 七 八 九 十
𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇
上 二 王 田 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇 𠂇

右の文字眞偽を知らずといへ共、或人の示せしを茲
に寫して、他日考訂して之を辨せんのみ、蜀山翁麗の塵
見文た

抑神代文字の有無、種々の書己に論あり、余も亦別に
説ありて記しおきたり、結駝録卷下二に、日本の文字
の今残れるものとて、左の如きものを載たり、
もの、好古日録上の廿一、○又かなぶみ云書一册あり、
又寫本にて一册あり、○成形圖説にもあり、○神字日文傳二册神
代文字聲明のふしの如き、楊鳴曉筆
追加にあり、○神代卷兼俱抄上の四



按ずるに、この文字といふもの甚だ疑ふべし、その由
は、古社舊刹に傳ふる四十字ばかりあるは、朝鮮の諺
文なり、其これかれ神代文字といふものに、ト兆にや
と思はるゝもあり、然れども此に載する所のもの、さ
る類ひにもあらで、文字とは絶て異なり、よりて按ふ
に、林羅山の神道傳授に、陰陽萬物出生の次第といへ
る條に、●天地陰陽わかれざる處、●陰神陽神出生
の處、◎陰神陽神相まじはる、⊕土火陰陽分れて五行
となる處、✳五行變化して萬物を生る處、○萬物皆
一理の處、右の六圖の義みな一心にそなはる」と見え
たり、かゝれば事を解せざる神道者流の、右六圖のみ
記しおけるものなどの傳へたるを、ひが心得してや、
神代の文字杯いひて、愚夫を誣ひけるものならんか

と思はるゝはいかなるべき、されど六圖と、右の文字といふものは稍異れど、寫しひがめたりや、傳への異なるや、何れにもこの類ひなるべしといはんは、あたりやあらずや、

二金澤本群書治要の跋 金澤文庫本、群書治要與書云、「文應改元之曆、應鍾上旬之候、清家末儒白地上洛、蓋是及三六旬之後、加三八儒之末、雖無三面目、不得三默止一也、爲三進三上勘文、愁所三催三長途旅行一也、以三此便宜、依三越州使君敎命、申三出此書蓮華王院寶藏、修三校點之功一者也、此御本之外、諸儒家無三此書點本一云々、尤可三祕者歟、

直講清原名未詳、難讀、教隆なるべし

右は官庫の書の奥書也とぞ、辛丑の歳、尾の世子より官本を拜借遊ばされ校合ありし時、寫し置る由、尾藩の某の物語也、按、羅山丙辰紀行、金澤文庫の條に、越後守平貞顯、この所にて清原教隆に、群書治要をよませける、同前、

三古き石卒都婆 去る文政三年秋九月八日、小石川九段坂の土手の石垣殊の外壞れたり、これはその少し前より雨ふりつゞきたる故也、その所を修復に

取かゝりしに、ことし文政四年の春、古き板碑五枚を掘出したり、同二月十二日、輪池先生に於てその寫しを見たり、嘉吉元年八月五日妙言禪尼、三百八十一應永三年に成三十年十一月蓮性、三百九十三年に成曆應元年二月日、四百八十四年寶徳二年四月廿日道阿禪門、三百七十一至徳三年十月十一日西住、四百五十二年に成右おのゝ青石なる由、形

取、如レ此、皆上に梵字發如レ此をかきたり、

四實語敎童子敎作者 實語敎は、世に大師の作なる由いへど、信難きものなり、然はあれどそれもいと古くよりいひもてきにける事とぞ思はる、そは長門本平家物語に見えたり、又寶物集、今より六百四十四年、「弘法大師は玉みがかざれば光なし、光なきをば石瓦とすとぞ仰られける」と見えたり、この書は康頼の撰なればいと古し、證とすべし、三國傳記（今より四百六十

柳賣の子に小文を作り、童子敎と名づけ給ふ由見えたり、（頭書、乘經二篇下十七）雜談集云、或人實語敎を誦してみよ、いへるを引て、無住國師以前の人の作れるものぞ、又童子敎は安然の作なり、三國傳記に見ゆ、永享二年十月廿九日に

書し了出法師落書といふ弓の書に、童子敎明詠など敎へける見えたり、類從本卅丁

五参考盛衰記凡例 余嘗て盛衰記、平家物語の、そ

の同じく似たるを疑へること久し、故にその考を著はさん事を思ひ居たりしに、参考盛衰記水戸にて著すの凡例に、大むねこの二書の事見ゆ、今左に記す、

参考源平盛衰記凡例云、
「一、源平盛衰記、不詳何人所撰、其所記年代事實、大抵與平家物語相類、而同異詳略互有得失、蓋平家物語一本而異其名爾、比三校諸本、質諸實錄、次序本末整而詳者、皆不レ及三盛衰記、故以三盛衰記立爲三本書、以三平家物語十一部一參互考訂、補三闕漏一正三訛繆、逐レ段註記、以便三覽者、」（頭書、盛衰記、平家物語は、この頃那須家の参考を撰まるゝ事を手に託せられしは、彼是見合するに、源平盛衰記の三十三問堂の條に、異説にはいへる條は、長門本をさしていへり、これを按ふに、盛衰記は長門本を節略布演せしもの歟、庚寅八月記、○安齋翁盛衰記聞書にも、源平盛衰記作者の事見えたり）

六平家物語の異本

「一、平家物語、撰人姓名亦傳者不レ一、卜部兼好徒然草云、後鳥羽帝朝、信濃前司行長有レ故通世、後作三平家物語十二卷、葉室系圖云、藤原時長、平家物語作者之第一也、羅山林子以謂、時長所撰蓋盛衰記、而行長所レ作乃平家物語也、日件錄載三替者最一語云、昔

菅原爲長卿作三平家物語、留在三播磨國、後世性佛者、被三之音曲一而歌詠焉、又載三替者薰一語云、如三將士戰略、惡七兵衛景清記レ之、如三縉紳歌詠者、平大納言時忠記レ之、而爲長卿摺摺集錄、玄惠法印裁制爲三書、名曰三平家物語、相共評論者三十四人、由レ是觀レ之、撰者蓋非一人也、今不レ可三考究一矣、
一、本書與三諸本一異者、不レ論三章句多寡、或直分三註其下、或別三標書圖外、只要三便覽一也、又編三次先後一者、註三本書云、某本載在三某事上某事下、其不レ妨三實蹟一者、不レ在此例、如三理義確的關三係事實一者、雖三小異一必採レ之、而作者夸飾、摸三寫情景、文藻詞華、無レ益レ于レ事者、雖三大異一不レ採、このあひだ不用の所二三箇條省けり、さてその次に、平家物語の異本十一部をのする事如レ左、

「一、印本者、所レ行三于世、所謂一方本也、
一、八坂本者、城元所レ傳、所謂城方本也、
一、一本者、不レ知所レ出、世之所レ祕、亦異本也、今以三一本一稱レ之、
一、鎌倉本者、問註所上野介三善康豊所三自書一者、得三之于鎌倉、

一、長門本者、長門赤間關阿彌陀寺所藏本也、
 一、如白本者、江戸處士温井桐陰所藏本也、卷尾書曰、
 如白所_二手書_一之本寫_レ之、因稱_二如白本_一、
 一、伊藤本者、伊藤友嵩所藏本也、
 一、佐野本者、佐野在綱所藏本也、
 一、南都本者、於_二南都_一得_レ之、此本自_二第二_一至_二第五_一、
 一、南都異本者、亦於_二南都_一得_レ之、此本唯存_二第十卷_一、
 一、東寺本者、東寺執佛法印權大僧都榮増所藏本也、
 此本唯存_二第八_一第十_一第十一_一第十二_一、
 なほおのれ平家物語につきては考あり、委しくは歌曲考に載せたり、
 七、永久三年具註曆 世に古物を好むは、今に用なきいたづら事の様に思ふめれど、それには心あると無きとのわかちこそ本なれ、茶人といふものの如くならんには、あるべくもありたからずぞ思ほゆる、今年二月十二日、友人中山平四郎_{名信名}ぬしの、鳥羽院永久三年の具註曆を見せらる、おのれ此をほしく思ひ、遂に乞得たり、實に七百餘年のもの、その古色愛すべし、且これを通曆に校するに、異同あり、永久三

年正月小、二月大なるを、具註曆には正月大、二月小なり、前後一日の相違といへども、當時をまのあたり見るこゝちこそすれ、通曆もと曆法をもて、推測れるものなればなるべし、古物豈事實に益なしといはんや、只その選としからざるにあるのみ、（頭書、古來は曆その裏にものをかく由、日件録に見えたり、これは紙の乏しきによるものならんか）本の不用なるに、
 八半夏生 扱半夏生を曆に入る、事は、七十二候を悉く書入たりしより移りて、半夏生のみ残れる由前_二第二_一條_二にいへり、再按ふに、前段にのする永久三年の具註曆に、七十二候を悉くのす、又天文年間の具註曆をも見たりしに、これにも載たり、具註曆これより近きは未だ見ず、七曜曆、假名曆のいと古きには、載るや否やをしらず、好古日録卷の上所_レ載貞應二年かな曆、慶長元年活字曆日にも七十二候は見えず、
 九ひめのり ひめのり_{和名}、ひめのり_{義詳}かならず、是は按ふに、和名抄水漿類云、（和名）糲_{和名}、煮_{和名}米多水也と見ゆ、米を煮て柔かに糊になしたるものなれば、糲糊のいひなるべし、
 一〇日光道櫻の大樹 日光街道中田驛の中程より、右へ十五六町計もいり、大山村といへる所に、大光院

といふあり、その所に平親王の御社あり、大光院は即別當也、この社の傍に櫻の大樹あり、その樹幹は枯れ、かたへより若木生出たり、幹の徑り四尺ばかり、左右へ十間計もや廣がりたり、制札あり、其文云、「平親王將門之四男傳眞院親王、右當社神木、爲_レ置_二御植櫻_一之旨、曾而枝折間敷なり、月日、別當香龍山大光院執事」とあり、又この櫻の事に付たる詩歌など、旅人うち詠むるを、筆のまに_レ書記したるあり、これを乞て見るに、そのはし書に云、
 「兼てより、此大山の櫻のことを聞傳へしより、折もがなと願ふこと年久し、ことし卯月初つかた、誹友晤海の兩子にいざなはれ、此あたりを一見するに、誠にこの櫻き、しにまさる大木にして、根本は八か、へ餘り、枝は十二本左右へわかれ、正面には香取明神の靈社あり、いと尊し、別當を光龍山光福寺大光院とかや、其ぬしに茶などこひて、此樹のいはれをこふに、別當のいはく、さればこの樹は、むかし承平二年、平親王將門とやらんの四男傳眞院親王、大光坊、大聖坊といへる僧に筈おはせて、戦國の中を落給ふとて、此所に来りて此櫻を植給ふとぞ、今年まで八百有餘年と

かたりぬ、頃も卯月はじめなり、餘花さへ今はちり過たれど、其葉櫻の風情いふばかりなしといひすて、思はずもつたなき一句を、發句にてあらはにをかし、
日のもまにまたさあを葉のさくらかな 東都東川舎 調 宇
 此はしがき書し人俳諧士と見えたり、猶委しき事とはまくほしく、大光院主に此かれ尋ねしに、舊記は皆焼失しぬ、今は何の傳へもなしといへり、これはおのれ文政己卯の四月、日光の御祭を拜見に罷りし時、尋ねみたりし趣也、
 一一日光道の童謡 おなじ比、日光街道にて、童のつき纏ひて、錢を乞へるまに_レ唄ふ歌に云、「お日光おまわりおめでたいヤア、お宮の前でつんまりやつてもけへねやう、はやく御下向めされや、いつんまりとは、御宮の前にて御祭の時、大勢こみあひつまるをいふ方言也、けへねとは、けがのなきといふ事とぞ、土人いへり、
 一二錢の沿革 皇國錢ある事、元明天皇和銅元年、和銅開珍を始とす、然れども續日本紀第一、文武天皇三年十二月條云、「庚子始置_二鑄錢司_一、以_二直大津中臣

朝臣意美麻呂爲長官、これより先、日本紀顯宗天皇二年に、
 鑄し事猶と見ゆるをもて思へば、和銅の前已に錢あり、
 和銅は續日本紀、「元明天皇和銅元年正月乙巳、武藏國秩父郡獻和銅」と見ゆ、この瑞により錢を鑄られし也、
 其後萬年通寶、太平元寶等數種あり、天德二年三月廿五日乾元大寶錢を鑄る事、拾芥抄に見えたり、
 この後寛永十三年寛永通寶を鑄しまで、錢を鑄し事を見ず、
 その故に錢殊の外に少なりしや、異國錢のみ用ひしと見ゆ、
 〔頭書、玉勝間一の四十六云、むかしは錢九日、おなじ書に、上品八丈箱六匹、代百廿文、各廿文、紺布二反、無代、代四文ありむかしは錢のいさくすくなかりしは、これにてしる〕
 故に永樂錢多きなるべし、今も田地等の算計に、永何程といへり、永樂錢皇國へ多く來りし由は、應永年間異國般漂着の時、船中永樂錢殊に多くありしといへるは、
 武家盛衰記卷二十上總介忠輝の譜及び里人談、南嶺子等に見えたり、然れども寛永以前、殊に永樂錢のみ通用せし程の事、いぶかしく思ひ居たりしに、
 明成化十四年、將軍家明の禮部に咨銅錢を十萬貫求めし事、善隣國寶記に見えたり、
 〔頭書、善隣國寶記下云、成化十四年云々、抑弊邑久承焚蕩之餘、銅錢掃地而盡、官庫空虛、何以利民、今差使者入朝、所求在此耳、聖恩廣大、願得二十萬貫、以滿其所求、則

賜莫大焉、諸錄奏上、嚴容惟望、右春禮部」むべなり永樂錢の
 多き事、怪しむべからず、〔頭書、式目追加云、北條五代記二の
 年天下飢饉して、會津米價一升百錢、此時の錢は大觀通寶なり、この
 比奥州にて大觀通寶ばかりつかひし事は、他書にみえず〕と草履雜談
 〔あり、〇創製記卷十七、慶長十三年十二月二日條云、此冬江戸永樂
 錢を捨て、薄錢を可用之由、大御所の給ふ、〇南嶺子云、後陽成帝慶長
 十一年十二月八日、慶長通寶錢を鑄て、永樂錢の通用を禁ぜ、扱又寛
 永年間の前、慶長通寶、元和通寶等ありと雖も、通用
 する程の事はあるべからざりしなるべし、樂永年間、永
 樂錢をつみた
 所すべしと、西正八夕屋代來話を出
 一三驛路鈴の圖



右は、隱岐國周吉郡總社村總社大明神之神司職、隱岐
 國造從五位下隱岐臣某、從古來、相傳之神器なり、
 達天聽、寛政二戊年、鷹司殿より御内意によつて差
 出候處、還幸御用にも相立、無比之古器之由を以、御
 下げ之處、其後社中之雜物取調之節、同物同形寸分
 無二相違一品取代、寛政七卯年四月五日備上覽、白銀

五枚被下之、

一四タンポサンと云流言 去る文政三年霜月比よ
 り、小歌殊の外はやれり、その囃し詞に、タンポサ
 ンといへり、これはもと飴うる商人の、町々をう
 たひ呼ありきしが、はやり歌とはなれる也、タンポサ
 ンといへるよしは、寺は且方あり、その目を送れり、
 おのれは子供達に商ひするをもて世を渡れば、子供
 達は即ち己が且方なりといふ心なり、さて再び按ふ
 に、奥羽のあたりにては、常に且那といふ事を且方
 といふ、且那方といへるの略也、方といへるは、殊に
 うやまひ貴める事也、公方（是は公家方也）など思ひ合すべ
 し、ことし春いでたる續膝栗毛十一篇卷の下、新町驛
 にて田舎客の酒もりする條に、「こいつめがだめこく
 な、あしたは男も女も正月だから、居つゞけにしてか
 つてやる、且方（だんぼう）さまだ、下直にするな」云々と見えた
 り、斯れば上州あたりにも、この方言ありと見ゆ、
 一五和書異邦に傳 我邦國史撰集、家記以下物語、
 草紙及詩文、雜書少からず、されど今嚴にして異邦に
 傳る事なし、然りとはいへども、彼邦へ渡れるもの、
 多くは高麗これを我邦に得、唐土これを高麗に得る

にあり、〔頭書、知不足齋の中、全唐新逸の跋文に、吾邦の書彼への
 邦の書に、たりし目みえたり、又七經孟子等ありと雖も、皆もこの
 こそあれ、我邦の書は、いさ稀なり〕その書には、東鑑、集賢堂文
 記、年代記（齊然所）等數種あり、扶桑略記、「延長四年、入
 唐求法僧寬建奏請、菅大臣、紀中納言、橘贈中納言、
 都良香等詩九卷、菅氏紀氏各二卷、橘氏二卷、都氏一
 卷、但件四家集仰進可給、遣風朝臣行草書名一卷、
 付寛建令流布唐家、許之」と見えたり、又四季物
 語に、「もろこしより菅公の文を乞ふ事あり、即文章
 よりゑらみて二卷とし、延喜四年五月二十一日、かの
 邦に渡すよしあり」といへり、近くは橘窓茶話云、「韓
 人索白石詩草者陸續、不己可見、異邦人猶且玉
 之」と見えたり、これらの事、誰か我邦の美事にあら
 ずといはんや、

一六錢文の筆者 日本紀略、「天德二年、鑄乾元大
 寶錢、右大臣於仗座、仰外記、令因幡介廣兼、圖書
 允行保懷之、令書新錢文、被用懷之字樣、抑當時
 能書、木工頭道風朝臣、大内記藤原文正也、道風眼暗
 不堪細字、文正觸穢、仍懷之書錢文、
 國朝舊章錄云、「寶永五年戊子に、寶永通寶の大錢を
 鑄させらる、此錢の表に寶永通寶、裏に永世久珍の

文字は、大久保加賀守家人にて、林大學頭門弟樋口彌門書し、錢座より謝禮として、彌門へ黄金一枚を遣す云々 寛永錢の筆者、關祕録五の二十オに見たり、(頭書、玉勝間十の三十三ツに、四宮記の改錢の事をのせたり、○卯花崗漫録卷の四云、「永樂通寶は、明の太宗皇帝永樂九年に鑄る、我朝の僧中正を著し、此頃中華へ至りて、異國天子の勅命に依て永樂通寶の錢文を書し也、僧中正は相國寺の僧、○右永樂錢の文字を中正書し事、筆のすまじ中の十四にも見えたり、連珠集を引けり、○本朝通鑑に、永樂錢は日本の僧中正が筆なるよし、リ撈海一得下の一オに引く)

一七うつば物語考 うつば物語六の卷と十の卷に、同じ事重れるを考るに、今有る卷の次でいと亂れたるを、その儘に木にえり、又題の名をも漫りに書しもの也、それが中に、此六と十は殊に亂れたり、その由をいはん料に、先五より十までの次でをあら／＼擧るに、(頭書、玉勝間二の廿二ツにも田中道)

五の卷、二月廿日、左大將殿春日詣あり、

今の六の所

八の卷、是を六に置べし、そのよしは、始に紀伊國吹上へ中忠など

の君の琴ひきしてふ事あり、其下に吹上の櫻の盛の事ひて、三月十日の巳の日、三月晦日、四月四日ばかり宮内卿殿に、(へり着し)へり、然れば是

は右の春日詣の次なる事明けし、

七の卷、賀茂祭、次五月五日競馬あり、次六月

今の九也

八の卷、八月吹上行幸、其後神泉のみちの御賀有、此時紀の源氏

すらしに左大將殿の九君中忠に、内親王を給べき宣旨あり

美成云、右は賀茂眞淵考なり、その上眞跡摸寫のものをもて寫せり、

一八魚鱗鶴翼の陣第一 燃犀錄云、「徂徠が鈴録に

云、和軍に魚鱗の備と云は、車輪陣を古の博士がギョ

リンと讀傳へたるより、魚字を付替たるか、又魚虎陣

を誤たる也、鶴翼は虎翼陣の唱誤なり、車輪、魚虎さ

へ、もと妻緒、李笠が杜撰なれば、ましてこれを誤り

たるは、論に及ばざる事なり、按ずるに、唐太宗帝範

序曰、余以弱冠之年、懷慷慨之志、思靖大難、以

濟蒼生、躬擐甲冑、親當矢石、夕對魚麗之陣、朝

臨鶴翼之圍と、(頭書、武英殿原本帝範序には魚鱗あり、註に

漢書を引用す、詳には本書第十九卷にあり)

しかれば鶴翼は、古の陣の名にして誤には非ず、且魚

鱗は魚麗の訛轉なる事明なり、魚麗は左傳にも見ゆ、

其陣法こそ傳はるまじけれ、名稱は誤あるに非ず、然

るに徂徠、何がな和軍者を誇らんとて、牽強附會の説

を妄作して、反て己が不學を見はす事、捧腹にたへ

ず云々と見えたり、この論是なり、徂徠の説往々如

此の誤多し、英勇人を欺くといふべし、(第十九卷二〇

條參看スベシ)

一九「ほのく」の歌 今昔物語云、「小野篁が隱岐

國へ流さるゝとて、明石といふ所にやどりて、九月計

り、

今の六、今の六に、初めに「かくて左大將殿に、(へりあるじし給ふ)

九の卷、(有て、次に「八月に成て」とあり、然れば是はかの七夕の

會のへりある(蟲喰)の外な

し、さらば是は八の卷とすべし、

○次に中納言殿左大將殿へ来て、春宮の花の宴の席にて、まさきか

言を、かんつけのみ子のさめ給へりし物語せし、花の宴といふは、

はるの事をいまいふべくもあらず、九月菊の花の宴の有しよしなる

べし、それより下に、九月廿日に春宮文人などつごへて、詩作り給ふ

事有て、次に左大將殿参り給ふに、九君の事をたまへり、是は十卷

に有る殘菊の宴と、九月菊花宴とまされて、かく成しもの也、仍て此

六卷の此言どもは除くべし、かれば此花の宴といふは、其

九月廿日をいふ也、然ればこの上に云し事ども落たる也、

△十一月殘菊の宴聞しめす時、左大將殿も参り給ひて、九の君の

事御物たり有、且又かの神泉にて、すらしに九君を給ふ宣旨有し

しを申せり、(る時は、右の中納言殿のかり

し花の宴は九月の事也、(頭書、此一段下にあり)

○十一月神樂、又さかの院の御賀のあらましなど有、

末に正月御賀にまいり給ふ事有ば、次の卷に入べし、

十卷上下、なごをばじめすべし、

右の如く卷の次でをなして、六の卷にある春宮にての事は、必誤りなれば、今の六をば略て、今の十の卷へ合せて、不足を補、重り餘れるを捨べき也、然する時は、春夏秋冬の有し事どものつゞき適へり、今の六を立る時は、其次第甚紊る、也、仍て六をば十に合すべき事疑なし、(六を省きて十に合する時は、卷(蟲喰)くせれ事は、別に考あるべし、

の明鏡に、ねられすして詠居たるに、船の行がくれするをみて哀と思ひて、ほのく」と明石の浦の歌はよめることなむ、

美成云、ほのく」と明石の歌、古今集羈旅部に見えて、歌の左に、「ある人の曰くかきものもどの人丸がなり」とあれば、誰疑ふ者もなく人丸が詠とす、今昔の説亦一證に備ふべし、

二〇夫婦互にツマと稱する事 玉海云、「後拾遺問答、問經信、經信難三和式部歌けさはしもおもはん人は問てましつまなきやどのうゑはいかにぞ一曰、妻とは稱レ女也、以レ男不レ可レ爲レ妻云々、多引三其證、又説三由緒、通俊施三才學、陳レ之兩三度問答、遂通俊伏レ理、出三件歌三了、先賢所レ爲、又以雖レ可レ被レ信、清輔檢三萬葉集、男女共有三稱レ妻之證、彼人臨レ期不三覺悟、歎、尤遺恨事也云々、此外多吐三才學、道之長誰人比レ肩乎、可レ貴可レ褒、東海談下云、「夫は婦をつまと呼び、婦も亦夫をつまと呼、日本紀の仁賢帝の本紀に曰、弱草之吾夫とあれば、夫婦互につまといふ事誤にあらず云々」と見ゆ、この二書にて妻といへるの稱呼明かなり、

二一菖蒲草 今菖蒲草といへる、小紋三角なる物

ほやといふ義は火屋の意にや、香爐なり、その香爐を
見たて蓋置にしたる也、茶百首寛永刻本、藤重男藤好詠の中に、「甫
や香爐印のふた置蟹榮螺荷葉經筒伍德隠れが」と見
えたり、扱この歌を詠せし藤好が父の藤重は、細工人
にて、今専ら用うる中繼といへる器を作り出せり、毛
吹草にも藤重中繼と見えたり、

三〇五字折句ものは付 今専ら行はる、五字折句
ものは付など云あり、その中に秀句、

これもゑん 鴨でうるがんび、鴨伊兵衛云書肆、雁皮紙をうりし也

扱こそ おぼこの腹を黒鯛でさぐる、黒鯛にて懐妊を、こゝろむる也

そのはづ 萬筋の八丈、萬引をしたる筋にて、八丈島へ流されし也

なしても三百 藥湯のふた、しつをかけるものす、つぼんなくふを云

三一兄のもじ 兄方とかくなり、例へば橘の諸兄
の兄の如し、弟を略してトと訓する也、十干を兄弟と
す、甲は兄、乙は弟のごとし、歳徳はいつにても兄弟
にあればなり、

三二古き俳書の抄 北村季吟湖春正立花千句、延寶卯臘月の印「ところ／＼に戸をあげや町、春ぬめりたる本なり、

ふしもよねぶつ物やりて、吟、降にあはて、き雨合羽、

立、龜山庄野過て草臥、吟、晝ねせん枕ごろなるこの
俵、立、飛雁は祇園林に木がくれて、立、矢は三錢の的
場まぢかき、春、驕てはわらはあそびもいらぬ物、吟、
なごま、ごこの餅の皮むく、立、清瀧すぎで茶屋はみ
ち／＼、春、ちどやすめ再進坂にほうごした、吟、晝ね
ぶりてはいらぬ身體、吟、真妙の休み時とぞ夕月夜、立、
ぼつ／＼と切てけづりて竹のへら、春、かくしてつく
るおどり脇差、吟、いれこの竿のつりに世捨る、吟、折
のふた花も開ける松原に、立、むまはかせと妹がり行
は歩よりぞ、春、關山三里忍び編笠、吟、鯉よとてたれ
し鈎脱ア引袖に、吟、麥飯にてや獨たのしむ、立、名計
は猶埋もれぬ壬生土に、春、寒竹といふ竹あめめる窓、吟、
波に柳のさばくぬれ髪、吟、富士垢離は堤のかたへ一
かまへ、立、和尚のむかし物語する、立、法を開祖びい父と
祖母とがあつたとき、春、船若坂いそぎ馬より飛でお
り、吟、こらへかねてはかたいと棒うち、立、うらなし
も何足されてかよふらん、吟、日あしは晝ぞひる休み
せよ、吟、腹は春につくべき宿は程遠し、春、慳貧の辨
當ひらく花の陰、吟、鏡の穴のぞけば天に夕霞、立、か
か様と尋るこゑの身に入て、吟、見よとや月をあれの

のといふ、春、霧晴て繪馬の餘もおも黒し、吟、なまく
たびれを休む拜殿、春、起てさぐればわが夜の物、吟、敷
ごたつ紙蕉くさゝに驚れ、春、あせらす猫に面影ぞた
つ、吟、耳にあるかの三線の三筋町、春、あん太郎もや
来てむつみ月、吟、やすらひ花に小袖かしぬる、春、す
りこぎよ後妻いかてのごむべき、春、杓子顔とて見捨
しはうき、立、げに花はひとへなるよし八重は猶、春、
はやる躑躅のいろ／＼の色、吟、かげみればたつ文月
の廿日過、立、まつれやとしの矢田の御地藏、春、小鍋
もむなしはす貧學、立、蚊屋をつらせて一ねいりせ
ん、春、うき世御座浮世を思へばはてしなし、吟、春な
かばたつむすび線香、春、頓作はさてをき日ごろなら
ぬ詩に、吟、旅の道つきにけりまで馬眠、春、見るも夢
やらうつのやの月、吟、辻を越行行燈の影、立、さらば
やと門あげながら見送りて、春、

女、湯女、下ゲ重も、大概は一種より出で、位階の高下
は金銀の多少に起る、さのみ貴からぬ身の、貴人の傍
に侍るゆるにや、多く古みに落たり、そも湯女が生涯
をみるに、たま／＼行歩不レ叶の病者の手を引て、い
ごまめやかなるも、ゆふべの儘のぬくたれ髪に、朝げ
の給事するこそをかしけれ、晝の日さしか／＼やく比、
兩肌ぬぎての大けはひ、首筋もごより燕の舞あがる
様、目覺る心地ぞせらる、あるは幕湯客の泊りを請
ては、新しき堅島に、京染の帯結びさげて、鬢の雫の
露ながら、湯場の案内する風情も、彼が一世の勢なる
べし、いかなる人かやごりを求めて、いか計の仕合す
らん、又は田舎客の手拍子に、輕忽の聲して答へ、油
火搔たつる指も、己がつむりに拭ふなるべし、青天に
塗木履を引すりありく様には、必秋の鹿もよるべく、
只纒の銅臭に紅粉を施し、旅客の心を慰め、果は雲助
の妻となりて、瘦子あまたうみすて、爛鍋の間に餓
て、一生を終る女郎花の類ひにもあらで、江湖行脚の
獨坊主をおとさんよりは、光明皇后の垢を舐りて、そ
の餘澤にあづかれ、

右湯女の辨 弄花子述

三三湯女の辨 傾城傾國は漢名にして、白拍子、流
れ女は我朝の和らぎ也、古より品目多し、其所々にて
蘆も濱萩といふにや、當世の白人、太夫、く／＼つ、出

右一篇、箱根七湯圖繪に出たり、圖繪は即ち弄花山人の作也、

三四打毬考

劉向別錄曰、「蹴鞠、黃帝所造、本三兵勢、練三武士也、韓詩、韓文第三、汗酒交流、汗酒交流郡城、附三張僕射の詩也、角、築場千步、平如削、短垣三面、練三透迤、擊鼓騰々、樹赤旗、新秋朝涼、未見日、八名也、早結束來、何爲、分曹決、勝約、前定、百馬攢、蹄近相映、毬驚杖奮、合且離、紅牛纓、絨黃金罽、側身轉、臂若馬腹、霹靂應、手神珠馳、超遙散漫、兩閑暇、揮霍紛々、爭三變化、發難、得巧意氣、讙聲、四合、壯士呼、此誠習、戰非爲、劇、豈若安座行良圖、當今忠臣、不可得、八馬莫、走須、殺、賊、此詩の外、集中、諫、張僕射、擊毬、書の書あり、

三五十六島

もくづ、みるの類に、ウツブルイといふ海苔あり、文字をば十六島とかけり、その義何たる事をしる人なし、島の傳へにいふ、もこの海苔のいづる島を十六島といふ由は、此島に十六善神を祀りあるより、十六善神島といふべきを、略して然いへるとぞ、ウツブルイといふは、この海苔を海よりとりい

でたる時は、殊の外砂多く付て、食料にたへず、よつて幾度となく打ふるひ、漸々砂を去る由、ウツブルイは打ふるひの音便也、（頭書、十六島をうづぶるいといへるは、うちふるひの義、また十六は十六善神なる由、委しく讀橋談下に見え、○毛吹草三の卅二也）

讀耕齋文集卷六九、十六島藻贈、金節、書、萬治三年、自雲州、到、東武、之一輩、贈、余、以、十六島海苔、告曰、入、之、水、中、挑、出、而、浸、以、醋、漬、之、或、點、以、醬、且、熬、酒、冷、汁、亦、可、也、十六島倭訓鳥都不流比、此是雲州之海島、依、其、所、出、以、名、之、余、素、聞、十六島之名及訓、矣、其、品、味、乃、始、見、之、其、色、紫、黑、如、三、脩、髮、之、垂、結、如、三、束、幣、之、亂、披、因、以、爲、盤、之、貳、輕、滑、淡、脆、頗、含、潮、氣、可、謂、之、藥、之、珍、也、箸、之、助、也、倘、有、不、識、之、者、則、唯、察、十六島之、可、爲、地名、而、豈、解、其、爲、海、苔、與、俗、訓、也、哉、夫、絹、之、於、八、丈、島、也、鰻、之、於、三、竹、島、也、鰯、之、於、三、五、島、也、銃、之、於、多、嶺、島、也、皆、今、世、就、其、所、產、之、島、而、爲、其、物、之、稱、十六島亦此例也、海月之訓久良介、海松之訓美留、梅保師之訓保也、淡菜之訓宇美多介、皆海味、訓釋之最難、讀者也、豈、獨、怪、十六島之得、問、而、後、知、之、也、哉、十六島固是非、八、割、八、別、之、相、遠、也、惟、其、小、洲、曲、汀、淺、灣、直、抵、離、々、累、々、偶、有、三、二、八、之、數、乎、所、謂、八、十

不足之限、及八十瀬室、八島等之類乎、且既是雲州之地也、試援雲州之往蹤、認之八重籬之八雲、可併擬十六島之算者耶、非耶、余性嗜清談、故凡海藻之所適、口多矣、今遠境之物、新味之興、頗不淺矣、去冬余得東奧松島邊畔十五島之石硯三塊、分其一以贈金氏節、今又得十六島之異味、不以可獨賞、迺揀少許、以寄之、況於金氏好嗜之與、余概相似乎、十五十六之及、此亦奇哉、安知、後、不、有、三、七、島、十、八、島、之、名、物、也、哉、投筆一策、全文、文政五、八、十二抄錄、

三七俳語の賦物

難屋立圃の空つぶてといふ俳書

二卷あり、その巻尾に賦物の事をいへるが、おもしろければ、左に全文を記す、「賦物さま、くにとる人あれど、古き人のとりたるは、連歌の用やう同事にて、文字はかはれり、先こゝにて俳言の一興あり、されども一字露顯、二字返音等は、かはる沙汰なし、予此類

をも替べきやうを案じて、一字露顯を一字重轉とかへ、二字返音を二字除篇ととり、三字中略を三字上略、と二やうにとり、四字上下略を四字中二字略、五字中三字略、六字中四字略と取也、先一字重轉とは、一字にてのをくり字也、日々、木々、世々等也、二字除篇は、文字の扁を除て、つくりばかりの儀也、松の字扁をのぞけば公也、梅は母也、嶋は鳥也、三字上略は瓦島の類也、三字下略は乾瑩鳥等也、四字中二字略は雷紅也、五字六字も同前也、發句には何たる物を仕出すべきやらんしりがたければ、小賦は書つくされず、何にても興ある字にて取べし、賦物の字面八句の内犯ぬ也、二字二字三四五六の略字は、十句の時一二箇所用べし、百句の俳諧にも、たまさかにとるべき也、發句の字ふたつにわたる賦物取べからず、假令ば小梅とある句に壺とはとらず、小にも梅にもわたるゆゑ也、みつにわたるも同前なり、

三八飛龍頭

紅毛雜話卷の二二云、

「此邦にて云油揚の飛龍頭は、ポルトガル國の食物なり、其製左の如し、ひりやうづは彼國の語のよしなり、

粳米粉、糯米粉、各七合、

右水にて煉合せ、ゆで上て油揚にしたるもの也、

三九口を吸といふ事を呂字といふ 同書卷の二八

に、くちをすふといふ事を呂字といへり、

四〇船の舳をみよしと云事 柳亭云、「船の舳をみ

よしといふ事、西鶴が二代男に水押さかけり、みはみ

づの約、よはおこそこの横行のかよひ也、和名鈔舳の

註に、漢語抄を引て、船頭制水處也と見えたり、此説

に、水押の字よかなへり、制をおすと訓するは、俗

に主人の制の行とよかざる事を、だんなのおしがき

かぬなごいふ類おほくあり、俳諧深川集に、

みよしの房の雙ぶ川口

水つきの稻の葉に肩重し

心よからざる附かたのやうにおもはる、今の俳諧師

はいかにさばくか問べし、

四一慈恵大師と賜年月 南畝翁乙亥掌記抄録、「日

本紀略、丁亥、一 永延元年二月十六日己酉、定故天台

座主大僧正良源、慈恵大師之號胤海所著東叡山慈恵

應仁三年、叡山雪樵景菴の撰する慈恵大師傳云、「永延元

年丁亥、慈恵大師、この傳は四大師傳の一なり」

康富記、「文安元年九月三日、安和二年粟田左大臣(左衛門)申沙汰之尙

齒會御繪一卷被取出、彼詩可談、申之由被仰下(中略)、彼一卷之

内、慈恵大師御詩兩

三篇在之、(下略)」

人首首書、二、清明占記、七、本朝女鑑、十二、

四四賀茂季鷹狂歌

山寺のさくらくさきて見ればつめさへたうかくのはる

四五ヨイ病 今世俗にヨイ病といふ病あり、

俄に中風の様になるをいふ、是も蘭書にあり、東方百

年來有奇疾、べりくといふ由玄厚の話、内科選録

四六伊丹池田の酒 恥庵詩草、黄葉夕陽村「蘆屋洋頭

春光河、海門運酒候晴多、大編峩舸三千石、臘釀春醅

十萬駄、

標註云、伊丹池田之釀、運諸江戸、一馬駄三二罌、

到三神崎云々、小舟接達浪華、乃船運焉、以故造酒

之額、以駄數之、此事竹山爲余説、

南畝云、「此言未可信也、明曆已前、伊丹池田之酒、

駄馬而來于江戸、明曆中船運盛行、大井河渡夫訴

駄酒之不至而渡夫之不利事、見計府中簿書、至今

稱酒二樽而曰一駄者、蓋因駄馬也、

四七百ヶ日忌 南畝翁戊辰掌記鈔録、「覃友夏岳歸

堂集云、百日詩、笑仲弟小米作云、今日是百日、吾弟去

不返云々、是今の所謂百箇日の忌也、

四八淺草寺大原女の額 五月十日、淺草觀音に詣

名匠略傳上の廿九右、慈恵二さばかりあり、日本大師先

徳明匠記云、「慈恵大師を私大師の中に入たり」(東海道名所記)

四二地震にて晴雨を知る 中華にて地震にて日和

を知るは、

日風疾雨 日風疾雨 日風疾雨

明六五四 晝九 八七 暮六夜五 四九 八明七

疾といふはくもる也、屋代弘賢の話也と、篠本氏にき

けり、「頭書子は雨よ丑降にくし寅まだら卯は晴とみな順におるべ

し、○子降、丑晴、寅卯雨、辰らんとし、巳雨、午晴、未申晴る、酉

不定、戌亥、この一條は、栗津文三

の話なり、疾風日雨と可併考、

按に、俗に九は疾ひと云ふ、地震の歌あるは、疾の

クモリを疾と云ひひがめしなるべし、

四三淺井了意の著書 淺井松雲了意、如偏子、瓢水

子とも、元祿四年元旦寂す、

百八町記、五、いせ物語抒海、十、賞花吟、はなひ草大

全、一、法花利益、松雲了意、おとさばふこ、十三、可笑記、五、

同評判、十、堪忍記、八、新語園、十、延寶九年辛酉、格之本性寺

連歌初心抄、一、うき世物語、五、江戸名所記、七、鎌倉

名所記、觀經鼓吹、三十、了意 愚迷發心集直談、六、本照

り、犬張子、六、元祿六年癸酉二月義端序に、「洛陽本 三綱行

實、九、源氏雲隱抄、九、淺井 武家根元、三、孝行物語、六、百

けるに、新に額かくる者あり、葱賣黒木うり二人の小

原女を、木にて彫り上て彩色したる也、額の表に奉

納とばかり記して、背に名あり、文化五年辰五月吉

辰、細工人神田邊初二郎とあり、額かけはてぬれば

見えず、不圖も額かくる時に行あひて見しゆゑに、

誰ゆゑに名を忍ぶうり黒木うり田邊の細工見るは初二郎

四九こはだ小平次 閏六月二日、廻向院にて、歌舞

妓役者尾上松之助施主にて、直幽指支信士、俗名こは

だ小平次のために施餓鬼をなす、役者ども參詣すと

き、て人々群集す、小はだ小平治が傳未詳、旅芝居

をありきし役者也といふ、

吉田雨岡云、雨岡は、元興力吉田忠藏、桃樹、御暇に「こはだ小

平次といへる旅役者、伊豆の國に行て芝居せしが、は

かくしきあたりもなく、江戸にかへりて面目なし

とて自滅す、友なるものにいふは、わが妻ふるさどに

あり、われかく死すときかは、かなしみにたへざるべ

し、必我死せし事かたり給ふなといひ置て死せり、そ

の友ふるさどにかへりしに、その妻小平次が事をと

ひしかば、程なくかへるべしとすかし置しが、月日へ

てかへらねば、その妻いぶかしく思ひて、その事をせ

めどひし時、まこと死したりといふことをいはんとせし時、屋のむねに聲ありて、それをいひきかしてはあし、といひしとなん、夫より小平次の話をすれば必怪事ありとて、芝居ものことわざにはなしにもいひ出す事なしといへり、

又一説に「小平治旅芝居にて金をたくはへしを、友達しりて、窃に殺して金をうばひしが、その人もしれざれば、江戸にかへりて、なくくその妻にその事をかたりしに、小平次はまさしく昨夜家にかへりて、蚊屋のうちにふせり居れりといふ、あやしみて蚊屋の中をみれば、その形をみずといふ耕書堂の説、

又一説に、「小平次は下總國印旛沼にて、市川家三郎といふ者に殺され、沼の中に埋みしといふ、もと密婦の故なりとぞ、未詳、按、京傳丙寅のさしの合巻に、淺香沼後編の沼の縁に、お六くしといふに、こはだ小平次をかきしは、これるにや。

五〇續三王外記者 石井條太夫、名義、字、館林の臣也、續三王外記、東都着時記を著す、

五一蒔繪 蒔繪と云は、描金繪の音の轉なるべし、イツカケは沃懸也、象眼は象嵌なるべし、

五二春臺の號井田詞伯の詩 信州高遠に、春のうて

などいふ所あり、春臺の號是より起る歟、稻村氏來話、田氏家集は、島田達秀忠臣の集也、田詞伯とも云

自勸閑居

人生百歳誰人得

縦得全生又易除

衰病豈無閑退日

健時閑退是閑居

五三合卷并讀本

繪草子の畫工、古は價百文にて一枚を畫きしが、北尾重政より二匁たりし也、今は五百文位也、文字の書入も一枚十文位也しが、今は中々左にてはあるまじ、彫刻料も一枚古は五百文也しが、今は一貫二百文なりと、尙左、堂話、

此比坊間に行はる、敵討のよみ本のさしる、北齋、豊國などの繪がけるは、一枚金一步二朱位也、作者へ料を以て謝禮せしも、近比まで五冊物にて五兩づつ也しが、今は京傳、馬琴など七兩に至れり、十五兩と迄なりしと云、古今の變之にてみるべし、昔は總て讀本三百部程すりしが、今は千も二千もする也、昔は畫草子を青本といひ、今は前編後編ある故に、合卷物といふと也、辛巳(文政四年)七の六抄之、

五四けいせいと云ふ長唄 坂東三津五郎が所作なせし傾城といふ長唄印本、杵屋勝五郎述とあり、本て

うし門にたてそふ吳竹に、松の位のしごけなく、合まぶはつごめのうさはらし、こなん故ならわしが身を、合するも二重三重だすき、かけてもほんにかはるとは、いふてもおくれなつくと、おもや勤のうれしいるにし、こよりほかでぬしにいつ、合、二上り、あわれぬ中にかきかはす、合うへく様のちわ文も、別にかはらぬ様まいる、ついたらされて女氣の、しんきく空ながめ、霞む夕べに見渡せば、土手を合四ツ手の通ふ神、合淺茅が原の月の夜も、合待乳にぬる雪の日も、くるとは梅に合うぐひすの、ほうほけきやうのほの字とは、しつていながら水に住、ア、はづかしのはつかはず、ア、しよんがへ、三下り、ふけてぬるよのねやの戸を、扣くは夏の水鶏か、うつとは秋のさ衣か、袂にのこるうつり香を、しめてふせごのうづみ火に、あたりの春のうら若な、七種そへていく千代も、さかふるためしかな全文、

この唄の文句の中、うへく様のちわ文も、別にかはらぬ様參るといへる文、殊に宜しく覺えしが、これは上方歌のなほよりこれり、その初は近松の作に出たり、これは近松門左衛門作寶永四年九月九日、酒吞童子枕言

葉といふ義太夫ぶしに見えたる文を、その儘に用ひたり、

五五ようてう、わきの文字 腫物のようてうは瘰疔の文字也、わきの下のわきは腋の字なり、脇の字をかはるは謬なり、

五六後の雛 院本敵討襷袢錦中の口云、次藤六郎左の節句「母に預ておく霜といふて、十五の妹のきりやうもようて、かしこうて、しらぬは男の肌計、縫針讀書琴も引、すがたは花の菊がさね、菊の節句の雛かざり、召つかひの女の童、出入の者の嫁娘寄たかり」云云、是後の雛也、

同書下云、非人、ヤ士の心を志とよませ、士の口を吉とよむ、それにはそむく宇田右衛門云々、

五七トの名 増續韻府、三十三の「屋韻云瓦ト、巫俗擊其文理分拆、定、卯ト、續表凡小事必ト、名、雞ト、鼠ト、米ト、著ト、牛吉凶、曰、瓦ト、骨ト、雞卯ト、田螺ト、篋竹ト、(雷國雜編)

雞ト、見、漢郊記志、鳥ト、唐西域東女國、以、歲初、詣、山中、割、鳥腹、有、穀、者、世、豐、否、則、有、災、名、鳥ト、基ト、見、西京雜記、響ト、夜、靜、酒、掃、鑿、室、置、香、爐、祝、之、手、撥、鑿、水、置、杓、水上、自、旋、隨、柄、所、指、抱、鏡、出、門、密、聽、聞、第一、句、即、是、響ト、應、後、方、言、油花ト、池、陽、上、巳、日、婦、人、以、之、元、旦、占、二、歲、休、咎、(鬼谷子)、藥花ト、點、油、祝、而、酒、之、水、中、成、龍、風、花、卉、錢ト、京、房ト、以、錢、擲、以、之、狀、則、吉、(圖經)、甲子起封(類聚)

五八湯島天神 湯島天神の建立、神社考及其外皆云、太田道灌文明十年の創造の由いへり、是は殊の外あやまり也、道灌諱、家譜には資長に作、文明十年六月廿五日、城内平河内天満宮を創建す、資長或日一室に假寐す、夢に菅公に見ゆ、覺て甚怪しむ、其翌人來て、菅公自ら寫せしといふ畫像を贈る、遂に祠を建て其像を安置す、今の平河町平川 數十頃の祠田を封じ、數百株の梅樹を栽しむ、之によれば湯島の事にあらず、五日は津久戸明神を建し日也、是年又山王祠并に三十番神堂を城中に立て鎮守とす、山王は今永田馬場に在、番神堂は今谷中本行寺に在、是は神社考詳説の頭に、也。

五九人間萬事塞翁馬 人間萬事塞翁馬の詩は、貞和集に見えたり、無所見、丙戌三月二十九日記、塞翁馬の故事は淮南子に見ゆ、さてこの詩の事、秉燭談七の十に委しくあれども、詩を江湖風月集に見えたる由いへるは謬れり、六〇勸進能の切手 文化丙子年秋九月勸進能興行ありし時、町々へ切手渡れり、日によりて各異り、余が住めるあたりは、十日目なりければ、

右之札なり、紙は奉書にて、その間へなん天の葉をすきいれたり、これも日限によりて、くさくありて變れりといへり、



この時の番組及茶札等は、短書俗記に收めたり、六一天海僧正事跡考 天海僧正事跡考、慈眼大師、諱は天海、南光坊と號す、叡山の南谷南光坊に居るを以て稱する也、參州松平御系圖大全に曰、「天海は古河の左兵衛高基の四男、天文十一年壬寅生る、天正十七年六月、蘆名義廣會津没落の時、天海會津稻荷堂の別當也、四十八歳、寛永二十年十一月朔遷化、歳百二歳、和漢三才圖會曰、「慈眼大師、諱天海、號南光坊法印、姓三浦氏、奥州高田郡人也、寛永二十年十月二日

逝、其壽未詳、九百餘歳云々、武家舊説集、北越軍記、並曰、「東叡山の開山南光坊大僧正天海は、京都將軍法住院義澄公の末男也、永正七年京都に生る、母は會津の城主蘆名盛高の女也、翌年父義澄公薨去の時二歳、母儀同道して會津に下り成長す、故に外祖の氏を冒して蘆名氏を稱す、寛永十九年十月二日東叡山に寂す、享年百三十四歳なり、勅許して慈眼大師と諡す、世に三浦氏の子と云るは、此故を以誤る也、蓋し蘆名氏は、佐原十郎義連の後胤にして、平姓三浦氏の支流なり、本書百三十四歳に作る、然れ共永正七庚午より寛永十九壬午に至て、凡百三十三年なり、附して考に備ふ、寛明事蹟錄に云、「寛永十九年十二月、南光坊天海遷化、則被贈慈眼大師云々、于時百三十三歳、東叡山吉祥院の庵主法雲坊圓海所藏慈眼大師縁起、其略に云、「慈眼大師、諱天海、奥州會津郡高田郷にて生る、蘆名盛高の一族となし、或は將軍義澄公の御末男と云る人もありと、天文年中初て叡岳に登て、宿學する事數年、甲州武田信玄台教を敬ひ、禮を厚くし請じ申て、權僧正豪盛と共に甲州に至り、信玄の尊敬を受る事年あり、慶長四年武州僊波喜田院に入、同八

年野州長沼宗光寺に移り、同十二年初て東照大権現に謁し奉り、是より恩寵を蒙る事甚厚し、同十四年正僧正となり、同十八年野州日光山を賜ふ、寛永元年台徳公の言を奉じ、江城東北に廣地を賜り、一寺を開山し東叡山寛永寺と號を賜うて、當山の開基となる、同二十年十月二日、安然として東叡山に寂す、容貌生るが如く、平日にたがふ事なし、大猷公大に歎せ給ひ、其病中にも老臣酒井讚岐守忠勝、堀田加賀守正盛、松平伊豆守信綱、阿部豊後守忠秋、同對馬守重次、御近臣を使として其病體を問せ給ふ、誠に奇妙の思遇なり、大師在世の中、俗氏の事杯人々問之しか共、氏姓も享年も皆忘れたり、一度空門に入ぬれば、何にもあれ知りてよしなしと、答へられざりき、故に其實しれがたし云々、按するに、武家舊説集、北越軍記、寛明事蹟錄三書共に、大師縁起に合せて、頗る實説に近し、故に今此三説に據て、年歴を推て考るに、天海永正七年生る、事實説なる時は、慶長五年關原御陣の時九十一歳、元和元年大坂落城の時百六歳、同二年東照宮御他界、御遺命を奉て専ら神事を掌る、此時百七歳、寛永廿年十月二日寂す、百卅四歳也、(頭書、新藤而命上の四十九云)

「天海は本字都宮の人、蘆名の家に住、足輕大將也、後に出家し、百三十餘歳にて死す、近世武家編年略、寛永十九年十月朔、僧南光坊天海寂、百三十三歳、天海性船木氏、奥州大沼郡高田人、天海安元年六月、爲東照權現追願、大板獄中之(蟲喰)於慈眼大師」

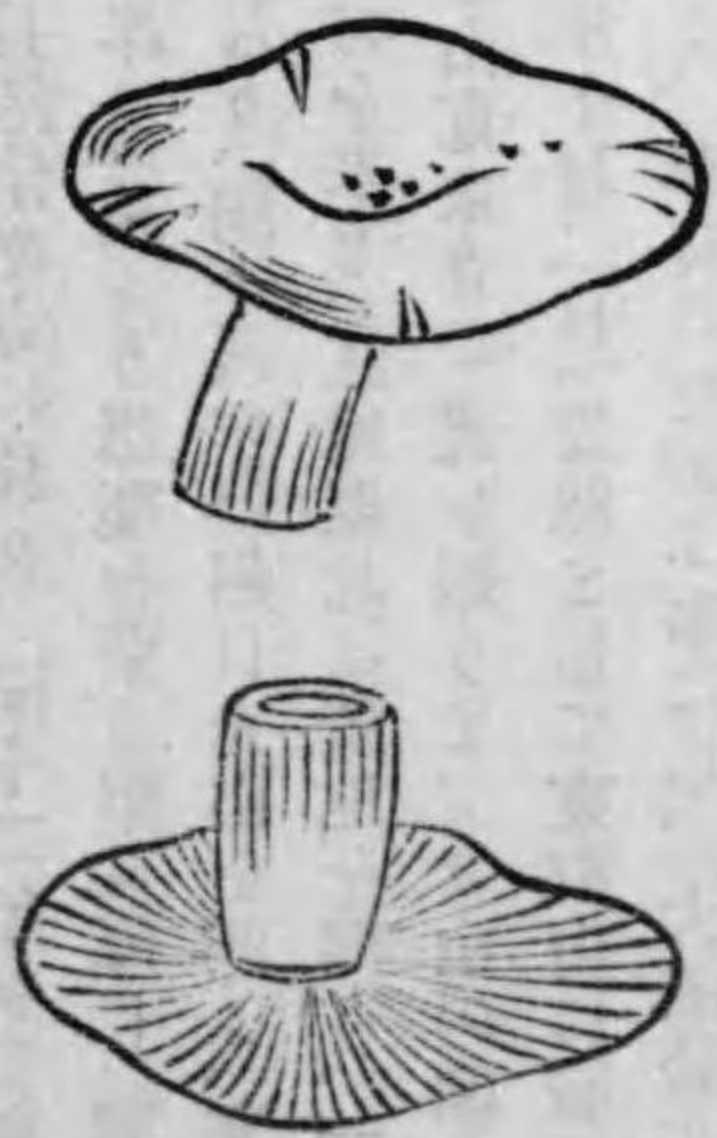
六二上野の二本杉 東叡山の内寒松院の前の原に、二本杉とて垣をゆひ廻したる杉の木二本あり、是は古昔此所に凌雲院ありし由、凌雲院は堀家の開基檀那なり、右の杉は堀家の先祖の墓標なるを、その家にていひ傳へたり、故に今以玉垣は堀家より修造の由、凌雲院へ紀伊侯來る時は、必ず堀家とさしあひなき様にき、合せ、堀家の還られし後へ來るといへり、六三善光寺印文 參考源平盛衰記卷之九、善光寺燒失事條下云、「按、日本紀、欽明帝十三年、百濟聖明王獻釋迦佛金銅像一軀、安置蘇我稻目家、既而物部尾與、中臣鎌子奏請、棄之難波堀江、敏達帝十三年、從百濟來鹿深臣、有彌勒石像一軀、佐伯連有佛像一軀、蘇我馬子請其二像、營佛殿安置之、明年物部弓削守屋大連、中臣勝海大夫、奏請投棄之、天皇奏可、於是、守屋自至燒佛像及佛殿、既而取所燒餘佛像、令棄難波堀江、外國獻彌陀像一者、無所見、以下善光撈得子難波堀江之佛像爲彌陀一者、妄謬而已、善光寺如來真像、嘗藏在府下士栗田寛

大家、見之乃釋迦佛也、又有銅印二枚、其文皆楷書、一云本師如來寶印、二云本師如來驗印、蓋寛大曾祖父寛安采邑在信州、而善光寺其管内、而寛安慮有盜賊兵燹之難、移置佛像於其家云、

參考は常陽水戸府魯齋今井弘濟將與甫考訂、著軒内藤貞顯仲微甫、砥齋栗山平坦叔甫重校とあり、六四カハラケシメジの寫眞 菌の類、民間鬻ぐ處たま、カハラケシメジといふ藪あり、木にも生ずれど、多くは竹藪より生ずといへり、八月念七日、見たる儘に寫眞して、左に押おけり、これら本草を補ふ程の事もあまじけれど、亦名物をしるの一端なきにしもあらずかし、

かはらけしめじ

辛巳八月念七 美成手撰



六五三社託宣

三社託宣、先哲已に議論いと多し、近き比高田與清と云ものの松屋棟梁集といふ書を著し、その中に諸書を引用して辨せり、されどその辨たりに託宣の文字にのみ泥みて、託宣何たる爲に出來し哉、三神何たる故に並べ稱せるといふ事をいはず、余按ふに、本朝高僧傳卷之五十八に、「聖尋僧正住南都東大寺南院、徐步庭際、忽見伊勢春日八幡三神宣文燦然印於池面、援筆記之」と見えたり、棟梁集此一事を引、又新蘆而命下云、「三社託宣は、垂加仰られしは、非託宣、贊也、中は嵯峨天皇の贊、八幡は弘法大師の贊、春日は吉田兼延の贊也、(願書、修學院享保十年長月十六日の記云、「三社の託宣は、如意、嶽にて、嵯峨天皇、弘法大師、惠美慶三社の神託をのへしと也」宸記は靈元法皇也)又嘗聞く右託宣を立ち止り、紅の衣の袖にかき給ふとなり、(周遊奇談)の七、後此衣を託宣の衣といひて、今に醍醐山三寶院の什物にありといへり、これ即託宣の縁て起る處なり、この説をもて按ふに、八幡宮は此寺鎮守なり、春日の神は此寺奈良にあれば也、天照太神は神明の宗廟なれば、この三を併せて三社とし、且つ託宣の文も、聖徳太子などの語をとり、佛語を雜へ記せしは、いかにも聖尋僧正の趣向と見えたり、世に誓紙起

請の前書といへるには、必ず伊豆箱根をいへるも、鎌倉の御代の習俗なり、此三社の宣文、爲にする事のあつて、東大寺には作り設けしものなれば、その近きあたりの神々をもてせる事疑なし、(願書、老語集卅〇本朝東大寺沙門聖珍傳云、「釋聖珍伏見帝季子也、自幼冲日、投醍醐寺聖尋僧正、三論三密、學兼長、敘任無品親王、住南都東大寺、建武貞和之間、三任東大寺、文和三年秋、補東寺長者、任大僧正、又住高野之金剛三昧院、在東南院、徐步庭際、忽見伊勢春日八幡三神之宣文燦然印於池面、援筆記之、常書與之、世俗所謂三社之託宣者也、」)

六六上野の地名 東叡山のある所を上野といへるは、諸書に釋義あれど、皆附會にして信じ難し、小野篁の居所といひ、藤堂侯の屋敷といへるなど皆謬也、友人柳菴云、「上野と地名せるは、天海僧正以後の事也、その以前は矢野といへり、その比この處に居住せる士ありて、矢野をもて姓とす、今も感應寺のわたりに矢野甚右衛門とて有之よし、その後寛永年間東叡山御建立之砌、彼地を天海大僧正に賜によつて、天海の氏上野といへるによりて、地名に負せしと也、その由は、石川主殿頭様御わかれに、水道橋に石川家あり、もと上野をもて氏とす、その系圖に、この先祖を忠總といへるが、天海僧正の猶子となり、

彼僧正の氏を冒せり、後本姓に改むといふ、今も石川主殿頭様藩中に上野六郎といへる人あり、是にのみ上野の氏残り、この系圖によりて、前條の譯もしれし也」といへり、然はあれど今茲^{◎文政七年}秋比なるに、松平冠山侯の御許にて間宮庄五郎主に逢ひぬ、その日上野の事に話及べりしが、古き文書に證ある由いはれしを、その文を見まほして堅く約し置ければ、その後老侯の御もとより、事の次でに手簡來れり、左に記す、

先頃冕嶠老公之御許にて物語之次に、及約諾候上野地名考料、手録中より見出し候間、左に認進申候、

今晚蟲狩に可罷出由存候、貴様にも籠御持參候而、上野へ御出合候べく候、いそぎくかしく、七月廿二日 松庄二郎

此文鷹のぬき書次第と題せし冊子、料紙に反故を用ひ候裏面に有之、冊子奥に天文二十二年八月十日富永善左衛門と記す、殊勝のもの也、富永善左衛門事、永祿二年改小田原役帳に、八貫六百三十二文之知行、江戸鳥越村と記す、（願書、小田原役帳に上野の地名あること、江戸方角註解に）

辨せり、可併考、○東國紀行の末に富永氏と見えたるは、此人なるべし、時代も所もよく叶へりし様に覺ゆ、○紫一本祭禮の部淺草觀音の條に、北條家の侍に富永三三されば此人今の淺草邊に即左衛門と云人の事見えたり、住して、上野に蟲狩といふ事、今の上野なる事しるべし、伊賀の上野の地名うつりしと云俗説を破るに足べき歟、霜月念後、

此文書による時は、前の天海僧正の本姓といへる説をも破るべき也、とにかく上野といふは、古き地名なるべし、

六七鯨帯 今専ら行はる、鯨帯とて、片面づつ變りたる布帛を合せ拵へる也、是はもと安永七年の比、黒天鵝絨と白縞子とを合せたる帯、殊の外流行す、その比黒白を合せたる故に、鯨帯と此をよべり、同じ比手拭などにも、半幅は花色、半幅は白く、花色の方へ細く鯨の目をそめたるがはやりしといへり、今の鯨帯の稱の縁で起る處なり、されど古くこの物の見えたる證は、六月廿四日^{◎文政五年}、柳亭主人を訪うて、談この事に及ける時、柳亭主人云、題林一句といへる江戸の俳書^{天和}、に、調利の選べるあり、その中夏部に、鯨帯と題ありて「鹽吹やあせのうらさのくじら帯」といふ句あり、又延享廿歌仙の中に、附合「あすか川帯さへ

今はおもてうら」と見えたり、美成云、俳諧名物鏡^{明和七年}印に、両面帯といふ題に、「夜の晝の帯もどけつ、閨の月風船」といふ句みゆ、その頃両面帯とも晝夜帯ともいへる故也けり、柳亭主人又云、ある宗匠の、右の題林一句の句を、汗ある故夏の部にいりたるならんといへり、されどそれならんには、汗の題なるべきを、帯にて入れたれば、按ふに、そのかみ黒き帯のうらに、汗をさくる爲麻衣などやつけたりけんといはれたり、今のにては鯨の義をなさずといふべし、

六八土富店 今淺草に土富店といふ所あり、此所古くは新地といへり、その比は今の和泉橋通代官屋鋪といへる所を、土富店といひし也、又南畝翁云、^{政文}四、九、舊記に、土富店を醜醜店とかけり、此字おもしろしといはれたりき、

六九杉の森稻荷祭の提燈 杉森稻荷の祭禮、毎年四月十六日なり、その時人形町通より、入口に轍二本立あり、その下に高張提燈二つを出す、その提燈に、紋所のやうに森といふ字をかけり、向ひの方の下に、大門先とあり、この所昔吉原のありし時の大門の前なりし時の儘、今に習俗をかへざる、いと面白し、

七〇西丸才丸同人の事 西鶴門人に西丸といふ人あり後、に才丸と改めたり、貞享版江戸鹿子及び江戸圖鑑等に、みな西丸に作れり、さて此西といふ字を改めたる故よしは、或時田舎人らしき中間體の人、西丸方へ手紙の遣ひに來り、西の丸様は此方にやと尋ねしより心付て、西の丸とよむも尤なる事なれば、恐多き事とて、才丸と書改めしと、素外といふ俳士の老人の物語なる由、柳亭主人いへり、

七一晁端友の詩 贈餘雜錄卷之一云、「晁端友宿西門外詩、寒林殘日欲棲鳥、壁裏青燈乍有無、小雨愔々人假寐、臥聽疲馬乾殘蕩、黃山谷喜誦後二句、所謂馬乾枯其喧午枕、蓋本于此也、」

七二金渡墨蹟因縁 參考源平盛衰記卷十一云、送金育王山事といへる條下、「金渡墨蹟因縁云、隱岐守中藏本此一軸者、宋朝經山萬壽禪寺德光禪師之墨蹟也、昔日高倉院御宇、平氏朝臣小松内大臣重盛公、爲求菩提於宋朝之經山、被贈黃金三千兩、一者爲吾朝天長地久、一者平氏爲靈魂祠堂也、誠日域之名譽、至後代、欲揭扶桑之威光於萬里之宋、之有厚志、被施入經山佛照德光禪師并千餘人之衆僧、黃金千

兩、相殘而二千兩者、被奉天子、然間帝王御威不
 斜、被寄附五百町之田代於經山也、我朝之美譽無
 如之、其時佛照德光爲住持、如此作頌偈、以被
 贈和國之相公内大臣、其以後鹿苑院相公祕之、至
 東山慈照院相公相傳之、自慈照相公、細川持賢公
 少年之時有御寵愛、被贈此一軸於持賢公、持賢發
 大誓願、爲普廣院御菩提所、嘉吉二年當寺御建立也、
 然故可有當寺御寄進旨被仰下、則裏判被書也、
 日本無雙重寶、永代之家珍、寺中不出云々、周乘判、
 文安二年三月吉日辰 持 賢(書判)

盛衰記本文、送る所の金千二百兩とす、然はあれど平
 家物語の諸本、及人口に膾炙せるもの、三千兩をもて
 稱せり、蓋し實に近からん歟、(頭書、大草公滿筆記に、金渡の
 墨跡は、細川幽齋の遺物に獻上
 せし所也、世に知る所なり、普内府重盛唐土へ砂金を贈
 りし時の請取也、いへ共、文面に其趣みえず、霖宵夢談)
 七三老談記の作者 老談記二卷、是は小早川隆景
 が孫、小早川式部能久といふ人の作なる由、赤城子
 いへり、
 七四おで、二雙六考 おで、二雙六年代考、按す
 るに、此雙六は、正徳享保の頃の物なるべき歟、此中
 に團十郎もぐさ云あり、今淺草東本願寺の門前に、

この艾を鬻ぐ家ありて、其店の招牌に、此雙六にある
 所の畫にひとしき艾賣の人形を出し置り、昔此艾う
 り始の頃、弘めの爲俳優の名家市川團十郎なる者、
 二代目團十郎、幼名九藏、寶永六年己丑の秋、傾城雲雀山と
 後に改て海老蔵と云、實永六年己丑の秋、傾城雲雀山と
 いへる狂言に、久米八郎の役艾賣の姿にて艾盡しの
 科白ありし事、其家口碑に傳ふ、是團十郎艾の權輿な
 りといへり、とぞ申けりとある下に、角前髪的人物
 上下を着し、手に三絛を携へたる圖あり、按に、當時
 の物貫なるべき歟、予先年或人の家にして、英一蝶
 の戲畫にかける人物の圖あるを見たり、仍て考ふる
 に、一蝶其先多賀朝湖と云、寶永六年謫居より歸りて
 後、名を英一蝶と改むるとぞ、然れば此畫も實永以降
 のものにして、團十郎艾と時代を等うすべし、故に此
 雙六を、正徳享保の頃のものと云いへり、
 文化乙丑初冬 江戸 莞 齋 藏
 右はおで、二雙六を、さる處にて再版せる時の上袋
 に記しありし文也、莞齋何人といふ事をしらす、(頭
 書、莞齋は、江戸名所圖會
 の作者齋藤氏歟)

七五朝鮮人來朝一枚摺 余嘗て、朝鮮人來朝御犬
 名方御馳走御固場所附といへる一枚摺を藏せり、其

年代を審かせにす、然るにこの比、南畝翁の故紙堆と
 いふ巻軸を見るに、其中にも亦この一枚摺あり、而し
 てその上袋まで添有之、其上袋に延享五歲辰二月と
 あり、
 七六市谷妙傳鐘の銘 市谷柳町袋寺町妙傳寺とい
 ふ寺に、天正十一年の銘ある鐘ありといへり、
 七七琉球の伺書 九月十六日、鍵や半兵衛方より、
 珍しき由にて見せられし書付の寫、
 清國皇帝代替に付て、琉球中山王より、先格之通慶賀
 使差渡筭候、其節皇帝へ進物之内、太刀を學候て相贈
 儀御座候、無鋼鐵一作調、見分計太刀之形にて、用方
 には不罷成、禮式太刀同然候、從前代皇帝代替之
 節、舊式之進物御座候間、中山王申越候、先例伺來候
 間、此段申上候、以上、
 八月三日 松平豊後守
 附札に、先例之通可被申付候、
 七八破切支丹 鈴木正三の著したる破吉利支丹と
 いふ書は、正三存生の比島原合戦起り、その比佛學に
 も殊更正三達せし故に、彼所に被遣、一寺を御建立
 有之と云、その砌著述したる書也といへり、其後正

三石功によつて御褒美被下候處、其御褒美をもて右
 一寺に寄附し、寺料とせしと也、(九月十九日赤城話、(頭書、
 十四年十月廿五日、肥前島原耶蘇内賊群衆、起兵構城、十一月八
 日開江、公命三諸將一攻之、一寛文四年、今年肥前大村耶蘇
 宗徒發難、凡六十餘人、於長崎、悉達刑、美成云、かく後々迄も、
 の徒ありし故に、正三にも命せられしなるべし、○島原陣の事、寛
 永日記に
 委し)
 七九子ひとつ丑三つ 子ひとつ見大和 といへる事、
 時にいへり、或は丑みつ、又寅の一てんなどいへる
 數、何にいづる哉と或人いへり、おのれ情々按ふに、
 右やうの事夜にのみいひて、晝には決していはず、そ
 の故は、夜は五ツに分ち、戌の刻を初更といひ、二更
 は亥、三更は子、四更は丑、五更は寅にて、その一更を
 五點に別つ定め也、一夜二十五點也、(頭書、廿五點の事、
 文海披沙に見えたり、
 此數にて思へば、子ひとつは三更一點、丑みつは
 四更三點、寅の一てんは五更一點といへる事なるべ
 しと思はる、一更五點の事、續谷響集二の二(頭書、辰の一てん、
 唐六典、鐘、二百八十八人掌、故詩有云、促漏遙鐘動靜聞、其漏五
 五相、通二十五、故李鄴詩曰、二十五聲秋點長、)劉氏鴻書九の四(事
 あり)

八〇いはやざうし考 いはやざうしといふもの、
 印本と寫本と二通ありて、文章異同あり、何れも古代

の本の傳はりしはあらず、其疑は、風葉和歌集にのせたる歌、この本に見えざれば也、

風葉和歌集卷十、賀、

鹽焼中將の袴き侍るによめる

いはやの按察大納言

常磐山おひそふ松の末のよは人よりこえて木高かるらん

卷第十一、戀一、

つれなかりける女の、はるかなるほどへまかりけるに、近きほどまでおくりて、ひさへの袖のぬれたるをひきは、るばして

いはや兵衛佐

おもふこそげにおろかなる涙かこか、る涙をみてもしらなん

又 いはや兵衛佐

我ならぬ人にもかくやつれなきこと、るみかてら身をやかへまし

女のもまにつかはしける

いはや左兵衛督

花すもき末こそす歎風のほかにもそよまことふる聲を聞ばや

卷第十八、雜三、

いみじきまにてあさのいはやに侍ける比、あまのひさしく見えざりけるに、ちいさきふれをかれにあらんさ見やりて

いはや内大臣北方

此五首の歌一首も見えざれば、後人の古名を襲て、偽作せる物なるべし、右輪池先生考、十月六日、

八一任槐 任槐といへるは、大臣に任せらるゝを

いふ由、公事言葉考十七 及有職小説下の廿 等に見えた

れど、槐何たる義をいはず、按、周禮、秋官、「外朝之法、

面三槐三公位焉、吳澄註云、槐之音懷也、懷、來人於

此也、王安石釋云、槐黃中懷其美、故三公位之春秋、

元命包云、槐之音歸也、古者樹槐聽訟其下、使情歸

實也、この故事によりていへる也、

三禮攷註五の十二、

周官精義十の十五、

花營三代記中の十八、康曆元年七の廿三、「武家任槐、御參内、

則奏賀、三光院實枝公、天正七内大臣正二位、同年正廿四、

武家御任槐之後は云々、

康富記、應永廿七閏正十に云く、「左大將公光朝、來十三日

可被任槐之由治定、云々、又寶徳二五二條にもあり、

東觀漢記曰、「光武信、以王梁孫、成三名、

圖機、越登槐鼎之任、駢語龍一の四十五、

天正本太平記、元弘二年十一月十三日、大嘗會行はるゝ條に云く、「其

頃左大臣職を辭し申けるに依て、望申さるゝ人多かりき云々、右

大將藤道教祖父禪關忠教舉し申されけり云々、今は老耄の上、近年

大略病弱に沈て、後を期すべきに非ず、餘命の中に、任槐までの昇

進御覽じ度思

召ける云々、

〔頭書、三槐の事、職原抄四、に見えたり、○夏山雜談一云、「周の世に、外朝に槐を三本植て、三公その下に班列せしなり、是故に我國にても、三公を槐門といひ、大臣に任する事を任槐と云なり、異國は朝廷に限らず、諸侯卿大夫も家門に樹を植しなり。」○太平記天正本八、參考五の十一、引〕

八二賢問子 繼子君 佛工に、賢問子、繼子君とい

へるあり、繼子君は賢問子が子也、誓願寺縁起に見え

たり、

南北二京靈地集上の廿三、瑤囊抄、○繪餘雜錄四の四、○續古事談下の九、○稽文會、書言字考四の十三、春日條、○河内名所圖繪、○退私録上の十八條、○俗說辨十三の廿三、○大和鑑を引、○三國傳記二の廿三、

稽文會稽首二人は佛工の名、世に春日佛師といふ是也、事委しくは葛井寺資財帳等に見ゆ、美成云、賢問子行狀記五卷あり、稽文會稽主勤と云も、河内春日郡の人、佛工也、世に春日作と云は、稽文會作なり、面にも春日作あり、同人歎と見ゆ、貞丈漫筆卷の下、

八三千壺 播磨國明石郡に、仲哀天皇の陵といへ

るあり、土俗千壺といふ、山上に壺數々埋めあれば

也、余乙亥の夏彼地に遊びしなり、按、延喜諸陵式云、

「惠我長野西陵、穴戸豐浦宮御宇仲哀天皇、在河内國

志紀郡、兆域東西二町、南北二町、陵一煙、守戸四煙」と見えたり、「明石郡亦有仲哀天皇陵、此廣坂王、忍

熊王所興然二王子滅、不能葬于此、神功皇后二年

冬十一月、葬於河内國長野野陵、日本紀曰、神功皇后伐

新羅之明年春二月、皇后領群卿及百寮、移于穴門

豐浦宮、即收天皇之喪、從海路以向京時、廣坂王、

忍熊王、聞天皇崩、亦皇后西征并皇子新生、而密謀

之曰、今皇后有子、群臣皆從焉、必共議之立幼主、

吾等何以兄從弟乎、乃伴爲天皇、作陵、詣播磨、

與山陵於明石、仍編船紐于淡路島、運其島石而

造之、則每人令取兵而待皇后、山といふに、古墳

にも、瓶を多く布列したり、

八四増山井 増山井といへ俳書あり、その書の末

に北村季吟の名を記す、されど此書季吟の撰とせし

は偽なり、その由は、季吟の山の井殊の外に流行せし

かば、戸倉屋といへる書肆の、この書に漫りに名を負

せし也、舊名は俳諧水鏡と題して、浪花の紹運といへ

る者の著述なり、その尾に「享保十五年九月下浣日、

浪花書肆吉文字屋市兵衛、大塚屋惣兵衛、燈口太兵衛

版行」と記せり、右の書肆等が好工、いと悪むべき事に

こそ、文政四十二廿四夕、得俳諧水鏡、(頭書、柳亭再

八五觀世太夫家譜 結崎治部泰清次、泰氏、本服

部、雅名觀世丸、落髮して號三觀阿彌宗音、應永十三年丙戌五月十五日卒、行年五十二、

元清、清次男、左衛門大夫、雅名藤若丸、後三郎、落髮して號三世阿彌宗全、康正元年乙亥七月廿二日卒、行年八十一、

右世阿彌の口授せし申樂の書に、世子六十以後申樂談議といへる書あり、右世子の花押を左に記す、



八六茶おけ 茶おけとて、今茶の口取に菓子を食べするを然いへり、茶おけは茶うけ也、茶受の意なるべし、甘味をもて一段茶の味ひをませる也、今も能の狂言に、茶おけの事を皆茶うけとのみいへり、螢隨筆上二にも、「茶うけの口をきよめ」と見えたり、(頭書、茶言の詞にも見えたり)

八七静女舞衣の記 文化改元九月、下總中田驛、觀三古衣一領、傳言、此舞姬静之舊物、而後鳥羽帝所賜者也、姫追三源五位豫州將之與、到此驛、聞三高館之變、哀痛慟哭曰、噫豫州逝矣、今生緣休矣、復州三會于黄泉三耳、言訖而死、土人葬之房河之上、樹三老

雄真數奇、恰類三江東扛鼎勇、塚下夜起歌三虞睢、脱綱纒託三藤秀衡、思三君行李出三盛京、萬山千水幾辛苦、到處總州路不平、忽傳三豫州高館難、君臣埋骨衣川寒、哀痛慟哭心肝碎、秋霜無情枯三芷蘭、堪三憐紅顏誤三其身、又愛三貞烈絶三常人、如今只見三墳土草、年々歳々爲三誰新、 杉本良仲温稿

右詠三光了寺古衣一詩一篇、文政四年十一月八日書寫了、

八八義經紀抄 義經記

「貝吹てぞにげにける」三「屏風一よろひ」三「こまがた(胸形)七」三「ほりかねの井」三「下さへい」地名、二「遠侍」三「すみだ川」地名、二「竹のすいがき」九「菓子を取出して酒す」三「ひたれ」三「ちぎり木、さいぼう」三「ちうじちうようにあふ」三「なれての後はそるぞくやしき」三「つゝ、じのをか」三「水食を止」三「引こみ」三「わうばん」三「砂金」三「大くはしよくの者」三「眉どり」三「るんちの大將」

杉一株、以表三其墓土、良既感三其貞烈潔白絶三於尋常女子、又惜三形管軼三事世罕三知者、信三腕走三筆作三爲古詩一篇、以紀三其事、

驛路偶尋三光了寺、古衣一領藏三篋筒、住僧嘆三息知者稀、向三余爲說三當時事、君不三聞後鳥羽帝在位時、亢旱連月歲將三饑、公卿僉三議祈雨術、舞姬百人集三神池、流三輪令三舞三法樂曲、庶三幾風伯與三雨師、沛然瀉三下傾三盆雨、龜土生三潤活三焦萎、車駕親三臨神池東、千人萬人侍三下風、九十九人曲已闋、天意未三屬三事徒空、第一百名是靜娘嬌々徐步三苑一方、訝看仙女降三塵界、人間堪三比三漢王嬌、須臾嬌喚發三妙聲、宛似三深林聽三黃鶯、一轉三轉白雪遏、觀者神旺聽者傾、商音清亮徹三九天、輕體柔婉孰爭三妍、忽見青冥雲霧起、一陣急風雨沛然、天顏有喜賜三御衣、年豐財阜民熙々、何圖妙舞感三天地、初知聲音通三精微、又不三聞、源君豫州命世雄、登三壇幾度建三奇功、可惜燕安晚三色陣、與三姬戀々深閨中、姬亦嘗慕三豫州才、春花秋月陪三酒杯、共期三偕老同穴約、月明易三暗玉易三摧、一朝讒言來三猜疑、兄弟不三守三春令詩、被三枉三叛人、何所適、大物海上狂風吹、吉野山中潛匿日、尙且相攜不能三遺、事急勢迫方棄去、嗟乎英

二十「かねまきしたるからひつ」三「いしやう(異姓)他人」三「四間」三「るんちをこそ仕習」三「をいなく」三「るんちの大將」三「はいろ」三「願はごき」三「きりへの王子」三「はつたん(自歌)して」三「ふしづけ」三「はつたん」三「戒名」三「かはりのなければ」三「こつじきを食」三「甲聲乙聲」三「利根庄、すみだ川」三「大福長者」三「王子、板橋、いまる、くり川、かめなし、うしじま、石濱」三「ふさる、すんだい」三「六所」地名、三「申盡難悦入候」三「八幡大菩薩託宣」三「うしろみ」三「牛王寶印」三「酒のむかたくち」三「はつ物を物」三「さかわの宿」三「看病」三「白川の印地」三「大引兩のひたれ」三「さかおもだか」三「月丸」三「吹かはず風」三「やばの柱」三「縁日」三「なれ」三「かもめじり」三「しんせい作りの太刀」三「つかみざし」三「るぼし引立おしもみ

て、六の「かやい女名六」「あいそつもつきて、六の十一「錦の経袋六の十一「かたづをのむ八の十一「いやく」の弟九の十一「あみ笠六の十一「うらなし七の十一「血忘五十一日六の十一「ぎごつなき一六の十一「今様催馬樂六の十一「しらうちでの笠八の十一「とはすがたなり七の十一「ためいき七の十一「頭かくして尾を出す七の十一「三十三枚の櫛七の十一「十五より以下にて子を持事九の十一「かたなの六寸五分ありける七の十一

八九箏譜しらま弓考 箏譜しらま弓といへる唱歌考

「しらま弓の、ま弓のそるべきはそらかいで、八十の翁の戀に、こしをそらいた」といへる唱歌あり、この歌を昔より、人みな志賀寺の上人の、京極の御息所をみそめ奉りし事なる由いへど、さる事ながら、彼上人の故事には、弓につきたる事更になし、按ふに琴唄といへるものは、一首の中に此彼とり雜へ作りしものにて、耽としたる旨趣ある事なし、この歌も亦然なるべし、その由は、初めのしらま弓云々といへるは、義

經記卷の二十四に、「實方の中將の、あたりの野邊の白まゆみ、をしはりすびきし、かたにかけなれぬほどは、何れをそれん、なれての後はそるぞくやしきとながめけん、あたりの野邊を見て過云々」とあるをされるなるべし、按、あたりの野邊物語、活版義經事皆同の歌を見、扱この實方の故事は、續後拾遺和歌集雜五「かたらひ侍りける人のもどに、みちの國より弓をつかはすとてよみ侍ける、

藤原實方朝臣

みちのくのあたりのま弓君にこそ思ひためたるこそしかたらめ」といへる也けり、右の實方の事を、義經記に記したるをとり、次に志賀寺上人などの事などを、おぼめかし雜へて作意せしものなるべし、再按するに、貞徳淀河に、寛永廿年「頭書、寛永十三年の印本はなひ草の跋に、地蔵頭に「護すりこぎさあり、この跋光廣卿と云ふ」

地蔵がしらの飯なくはらや

たゞ参れたてひや汁のかうだせん

琴の唱歌であそぶ夏の日

宗鑑が句

とありて、貞徳が自註に、「琴のしやうかに、からだせんの地蔵が、こひにこしをそらいたといふこと有」と見えたり、されば斯る琴の唱歌もありけるにやあら

ん、彼此謳ひ傳へしを、今の組といふものにせし比、作りかへしものなるべしと思はる、按に、からだせんとい由、「頭書、砂石集一の廿七、地蔵の頭にたてすりなんごしけり云々、隣の家地蔵は、既に目の下まですりつぶしたるぞや、〇東海道名所記一の三十五、げけ地蔵の事をいひて、「地蔵はまつ神通をうしなひ、くびをきられて、からだせんばかりの、こり給ふ」とあり、地蔵にからだせんといふ事、そのかみの謬にやありけん、〇伽羅陀山は、地蔵の淨土なる由は、延命地蔵經に見えたり、この經爲經なれども、古く世に行はれし物なれば、常に云來れるなるべし、一、伽羅陀山、地蔵經十輪經一の右曰、「在伽羅帝耶山、諸牟尼仙所、依住所、慧琳音義十八の三右曰、「伽羅帝耶山、上羌伽反、梵語、山名也、或譯爲羅林山、十寶山之一山也、亦是七金山之一歌也、接近須彌、高四萬輪轉那、光味仙人居住、習禪辱、所傳支象列宿法、大集經、第卅の十七右曰、「爾時一切諸天龍王、悉皆集會法羅抵山、先聖住處、〇延命地蔵經の抄之七卷五葉左曰、「在伽羅陀山與大比丘衆萬二千人、俱」

俊頼無名抄卷之下云、「むかし京極のみやす所と申す人は、時平の大臣の娘なり、ゑんぎてい王の女御に奉り給はんとせられけるに、日比よくくいとなみて、すでにその夜になりて、だしぐるまなどよせて、女房などのるほどになりて云々、みやす所の、昔は三井寺のかたはらに志賀とて、ことの外にけんじ給ふ所ありけるに参り給ひけるに、かの寺ちかくなりて、こののさまこのましくおぼえたまひければ、御車のみをひろらかにあけて、水海の方など見まはさせ給ひけるに、いとちかく岸の上に、あさましげなる草

の庵のありけるが、ことの外に老おそろへたる老法師の、白き眉の下より、目を見あはせ給へり云々、しばばかりためらひて、志賀にこの七十年はべりて、ひとへに後世菩提のこといとなみはべりつるに、はからざるほかに見参をして、いかにまたの思ひなく、いまひとたび見参せん、心はべりて、念佛もせられず、ほとけにも向はれざりつれば、としごろおこなひのいたづらになりなんことのかなしさに、もしたすけもやせさせおはしますとて、つゑにすがりてなく参りてはべる也」云々、

海錄卷之四

一俳諧百韻の始。むかし伊勢の守武、山崎宗鑑俳諧を弄てより、玄旨法印、貞徳翁に至ても、只十句二十句のいひ捨にて、定りたる會席もなかりしに、寛永六年十一月下旬、貞徳翁の門人西武といふ者、京都寺町妙満寺に於て初めて會席を設け、連歌の式に倣ひ、床に聖像をかけ香花を供し、文臺をかまへて百韻満尾す、これ俳諧會席の濫觴なり、其面八句、

つみ綿のぬり桶なりの庭の雪 松永貞徳
火ばちめされよ雲のころもて 山本西武
天人や寒さをこらへかれぬらん 野々口親重
満水清きまつ岩が根 妙満寺日如
いづくとも泊り定めぬ獲師船 未台道節
月いでてしるやまの方角 本正寺日能
竿なりにに羽うちかばす雁の聲 雞冠井令徳
糊つけ碓ゆふべころく 馬淵宗時

執筆は須賀庄三郎といふ者也、西武は三條梅忠の町に住て綿商賣せし故に、發句にあいさつありしにや、後に貞徳翁の祕書悉く西武へ譲られしは、西武亭主

にて始て俳諧の會席を催たるなるべしといへり、又云、隨流があらはし衣といふ書にも、此趣にのせたり、

二人角 文化庚午藥品會、
一人角 箋註李義山文集九の二、論語撰考、顔回有三角額、似三形、

薩州伊作地士黒川傳左衛門、額生一角、得三歳八十七、元祿三年庚午夏五月十四日卒、
陸奥國言、安積郡所産小兒、額生二角、
六の右、額有三角の事みえたり、
四年辛亥秋、備後國田郡常村の農夫八十餘歳、額に一つの角を生ず、翌年正月十七日解脫せり、
下密の年七十餘、角を生ず、
同産の條に、額に角一本ありし子をうみし事あり、

三人體塊 大隅國肝屬郡垂水郷中俣村有二婦人、歳五十有三、茲二月臥病垂死、乃令予診、血虛體勞、腹中有塊酸痛、婦人曰、年甫十有六而嫁、月信未到、二十有七而始見紅潮、即孕焉、當三閱月、悞不守禁忌、其胎頓墮矣、以後經候不到、翌年經水來、亦復孕焉、當六閱月、攀峻之處、歸家、其夜痛患如愈、然而下血、更其醫來投末藥、服之數月、不覺有驗、逮翌年、少覺復矣、從是以來、經候遂閉而莫

復孕矣、時々腹中酸痛、醫藥無驗云、予意、兒骨刺子宮、而似乎作患也、因與利劑、嘗無其驗、反小使不利、或時急痛、再診其脈、弱而無力、於是用補元之藥、者既久、同年九月、一塊物出、婦陰、瘞之簷下、予歷二日、而聞其言、即穿瘞處、檢其塊、兒胎全備、質如軟骨、則知往昔攀峻、五内震轉、臍帶斷絕、乃兒胎元々之氣正竭爲塊、其結腹中者殆二十餘年、于此而今下之、嗚呼人身之怪病、豈可量哉、乃記其因、併其塊、以傳子姪之考鏡云爾、于時延寶六年戊午之歲秋九月也、

有村紹甫識
四妙通尼 辛未文化、正月十三日立春なり、天氣よし、晝つかた宿をいでて小石川御簞笥町をゆく、左の方に徳雲寺の裏門あきたり、立入てみるに、

明曆元乙未歲
圓通妙通禪尼
霜月十八日

といふ慕あり、
茲有圓通妙通者、死後作赤蛇、驚人、作靈鬼、苦人

矣、有二時施主、召而撥亂心肝、良甚也、又有于一家初瀨婆子者、誅之終迷紀、因緣、則翌日、在初瀨肚裡通言、諾及談愁、良久曰、只願教我脫來、下苦輪、何人、曰、若恁麼得、何人留給齋也、渠曰、就江南禪寺、爲我伸齋、最可矣、中略、不移時、目忽瓦解水消、又來日夢、妙通入來室、自題名詠和歌、向予謝恩、故證之以石碑二韻也、
其一日、
作靈惡發作蛇攻 濁世界中現大功
是其觀音三味事 出圓通又入圓通
其二曰、

圓通三昧妙通時 初瀨肚中吐強詞
夢裏題名呈一句 圓通三昧妙通時
寬文二壬寅歲九月九日 別山叟一翁誌
一翁禪師は此寺の開山にして、その側に開山塔あり、
一翁碩誓禪師
寬文十三癸丑孟正十三日 歳五十八

辭世の偈もあり、妙通尼の事、近來の稗史のよき料なるべしと思はる、猶寺主に尋ねて和歌をも傳へたら

ましかば、記しおくべき也、

寺傳に云、「德雲寺の境内圓通妙通尼の墓は、松平遠江守の妾を葬し標なり云、かの妾死して後、妬氣執着の心解脱せざりしにや、松平家の奥局に祟をなし、或は蛇となりてはひ廻り、人を驚してやまず、かの家の局初瀬といふ者のれがひにて、此寺僧の供養をこひける時、遠州も布施物なごあまな寄進せらるるぞ、かの怨靈解脱の時の歌も、池魚の災にかかりて傳らずといへり、德雲寺初は解脫寺といひしが、明暦の頃は江南寺と號せしといへり、かの禪尼の碑陰にも、江南寺といへる是也、後今の名に改めしとぞ、近頃百年忌の時も、松平家より厚く布施物引出ものなごありと寺僧いへり、委しき事は、かの家へはかりて他へかたる事を忌なるべし、

右間宮泉君記する所なり、
辛未閏二月八日記

五曲亭小傳 それより巢鴨五軒町染井花屋十軒の梅を探るに、未だ開かず、西ヶ原田畑の道に大なる古木連りしをも、みな切盡して根をも穿つさまみゆ、道灌山をへて日暮の里に至る、青雲寺の山船繁松の碑の傍に新碑あり、曲亭馬琴が神史をつくりし二十年來の退筆を埋めし也、瘞筆家銘は掖齋狩谷望之篆額にして、碑文は鵬齋龜田興撰なり、文長ければ追て寫すべし、碑陰に、文化六年己巳春

翁名解、字瑣吉、稱馬琴、曲亭其別號也、姓瀧澤氏、江戸人、世仕某藩、爲武弁之家、父諱興義、性長、技擊、而射御之術無不悉究、其奥一矣、有子數人、翁其季也、翁以多病、故去而隱市、其所著詭詞

冊子、巧寫、憂樂愁啼嬉笑怒罵之光景、使閨人稚子、估客村農、不能不爲解頤酸鼻、千般萬般之狀、是以名噪一時、坊買捷利者、獲翁之新著、以爲居奇、而得其贏餘、者有年矣、今茲坊買等、與翁嗣子興繼、相謀而建之、蓋飲水思源之誼云、

鵬齋興再識

六香琳院殿御廟 上野瑠璃殿の西なる野中の梅みんと立入りてみれば、梅のかたへにあな、ひ(麻柱)して榜あり、

「上野香琳院殿御廟普請小屋場」ごありて、木の下に材木なごよせかけしは、張功甫が花の屈辱の一條をも補ふべし、されど世中に惜み參らせし夫人の御たまやならば、かの羅浮山の夢のたぐちに、月明林下美人來ともいはまほしく心の裡に思ひて、

香にはふふ靈のありかをかけまくもかけてぞしのぶ梅の下蔭
秉燭の頃すきて廬にかへりぬ、

右一條の記は、南畝翁記し給へるを見せられければ、その儘うつしたる也、
成形圖説に、「都て女の男七チ、クリ合と云ふ語

翁返し

心だにすめる景清水がらみにこらすすめる世こそ久しき

景清の戒名は水鑑景清居士、建保三甲戌年八月十五日なり、

一〇吉原つれなく草抄 新吉原つれなく草二卷、元祿二年の印本なり、その中に見えたる事一二條を抄す、○唄來は金山言葉なり、役に立ぬかねの出る時をぞめきといへり、○女郎定つてのうる日を、江戸は役日、京は物日、大坂は紋日といへり、○太夫七十五夕夜晝也、格子五十二夕同斷、散茶金二分夜晝也、はし女郎、つばね買二十目也、○淺草川に近年かの里へ通ひ舟を拵へ、大かた櫓を二挺たてける也、此賃二、五分、極めて目ふるうちにおしつけ侍る、○善七、江戸中の乞食の頭也、若い時より居足なれば、其時の車、名字になりぬ、

一一江島の歌 江島、これは御本丸の女中衆也、の歌とて、人の傳へしは、

世の中にかゝるならひはある物さゆるす心のはてぞ悲しき

廿七歳のときは、信州高遠へ御預け也、(頭書、諸家大祕録、江島が事の條には、正徳四年十二月十三日、江島事内藤駿河守へ御預、依之同月廿六日信州高遠へ赴く、騎馬二騎、同勢五十八人、召仕の女

選むには心をば見よ、人をな見そ、必しも男定めんは父母のはからひに従ふべし、我とち、くひ合つる中は、いかにもくやしきことこそ多かりなると、十訓抄にしるし給へり、この文をもて見るに、今も男女の密事するをち、くり合といへるは、いと古き事なり、八道晴靈神 本所柳島平河山法恩寺の寺中に、仙榮院といへるあり、其内に道晴靈神の宮あり、右表に、寛政十二庚申二月下旬二日とありて、疾病を患ふる者願をかくるに、小き率都婆に願主の名を書て、宮の内に納むる也、又側に古き石表あり、いかなる人によき寺僧にとふにしらす、「松庵道旬日誠靈、承應二癸巳年十一月十一日」とありて、大きな石也、
右の如き願かくる所、猶所々に多し、谷中に人頭靈神、橋場に白雲靈神、俗に痔佛、永代橋に眷腫地神、俗に明神、など、數ふるに遑あらず、

九景清の墓井詠歌 日向國宮崎下北村妙法寺惡七兵衛景清墓へ、御代官池田喜八郎、寛保三年の秋の頃参りて、歌一首詠じければ、いづくともなく翁一人出現して、返歌致し候由、
よなへても曇りやはせん水がらみ景清かれこころ心は

一兩人相添て發足あり、江島も是れ武江の名邊とや思はれけん、斯
ぞ、ぐさまれける、評世には人歸らめや武蔵野の月の光りの影は
しづ、一生嗜のよき女にて、廁へ行に用の音せん事を恐
れ、ねち手水鉢の口をねち置て、その水の音のやまぬ
中に小用をせしといへり、

一二法然上人諡號の宣命 法然上人六百回忌智恩院
に當りて、上より諡號を給はれり、
宣命之寫

勅、朕聞、道不_レ自弘、弘必由_レ人、物不_レ自覺、覺必待
師、緬惟、故吉水源空和尚少在_レ叡峯、博學之名夙彰、
老居_レ吉水、專行之德彌高、戒珠明朗、博學之名夙彰、
慧刀銳利、干莫愧_レ其鈍、難_レ易_レ於_レ聖淨、棟_レ優_レ劣_レ於_レ
正雜體、二尊之大悲揚_レ三師之徽猷、於是若善若
惡、揖_レ若_レ域_レ而_レ長_レ別_レ無_レ賢_レ無_レ愚_レ、望_レ樂_レ邦_レ以_レ高_レ馳_レ、貴
賤歸嚮、化風扇_レ於_レ一時、緇素信服、慈澤流_レ於_レ百世、
嗚呼如_レ和_レ尚_レ、其弘道之哲人、覺物之良師乎、三朝先
皇既賜_レ佳_レ號_レ、以_レ旌_レ盛_レ德_レ、玆_レ丁_レ六_レ百_レ周_レ之_レ忌_レ辰_レ、朕亦
更加_レ以_レ弘_レ覺_レ大師_レ之_レ諡_レ、
文化八年正月十八日

一三劔掃 醉古堂劔掃二卷、松陵陸紹珩湘客文選、
兄陸紹璉宗玉父閣と題せり、雅語を輯めておもしろ

き物也、右の書、長坂老侯増山雪齋君、家藏のよし、その原は
官醫杉浦玄徳の藏本なりしと云、上巻印本、下巻は清
人の書寫にて有_レ之_レ由、いと珍しきもの也、

一四大字說 大字說太田翠

岩田可山於_レ湯_レ島_レ菅_レ廟_レ、席_レ地_レ而坐、書_レ二_レ鸞_レ字_レ、大_レ盈_レ百
席、觀者如_レ堵、嘖_レ々稱_レ歎_レ不_レ已、或難_レ之_レ曰、古人作_レ大
字、結構有_レ法、未_レ嘗_レ聞_レ如_レ此_レ之_レ大_レ也、實_レ永_レ中_レ有_レ一_レ僧
父_レ井_レ上_レ孝_レ以_レ者_レ、書_レ一_レ整_レ字_レ、其_レ大_レ六_レ七_レ步_レ、藏_レ在_レ富_レ國_レ、至
今_レ笑_レ其_レ無_レ用_レ也、明_レ李_レ淳_レ論_レ大_レ字_レ結構_レ八_レ十_レ四_レ法_レ曰、
鸞_レ鸞_レ鸞_レ鸞_レ、上_レ下_レ占_レ地_レ步_レ者_レ、要_レ上_レ下_レ寬_レ而_レ微_レ、中_レ間_レ窄
而_レ勿_レ長_レ、今_レ此_レ所_レ書_レ不_レ知_レ合_レ其_レ法_レ否_レ、予_レ笑_レ曰、是_レ何
謂_レ也、是_レ何_レ謂_レ也、天_レ下_レ有_レ有_レ用_レ之_レ用_レ、有_レ無_レ用_レ之_レ用_レ、子
知_レ有_レ用_レ之_レ用_レ而_レ無_レ知_レ無_レ用_レ之_レ用_レ也、且_レ子_レ知_レ其_レ字_レ之
大_レ而_レ無_レ知_レ天_レ地_レ之_レ大_レ也、若_レ夫_レ大_レ鵬_レ搏_レ於_レ九_レ萬_レ里_レ、鳳
凰_レ翔_レ于_レ千_レ仞_レ、今_レ下_レ視_レ四_レ大_レ洲_レ、則_レ惡_レ知_レ亞_レ細_レ亞_レ地_レ上_レ有_レ
一_レ鸞_レ字_レ乎_レ、縱_レ有_レ西_レ洋_レ顯_レ微_レ鏡_レ、莫_レ之_レ能_レ視_レ也、然_レ則_レ此
字_レ之_レ大_レ、亦_レ是_レ芥_レ子_レ中_レ一_レ須_レ彌_レ耳_レ、何_レ問_レ結_レ構_レ點_レ畫_レ之_レ爲_レ、吾
輩_レ一_レ生_レ所_レ書_レ九_レ行_レ十_レ七_レ字_レ、果_レ爲_レ何_レ用_レ也、亦_レ唯_レ饒_レ中_レ脈
望_レ、終_レ屬_レ無_レ用_レ矣_レ、金_レ聖_レ歎_レ不_レ云_レ乎_レ、看_レ人_レ作_レ擘_レ窠_レ大
書_レ不_レ亦_レ快_レ哉_レ、雖_レ是_レ無_レ用_レ之_レ戲_レ、亦_レ升_レ平_レ一_レ快_レ樂_レ事_レ也、

子何難_レ之_レ之_レ深_レ也、或領而退、遂書_レ斯_レ言_レ以_レ爲_レ贈_レ、辛
未莫春蜀山人題、

文化八年 三月十日、於_レ湯_レ島_レ喜_レ見_レ院_レ庭_レ、興_レ行_レ、此_レ日_レ朝_レ小_レ雨_レ、晝_レ晴、
日出_レ、下_レ筆_レ書_レ二_レ鸞_レ字_レ了_レ、急_レ雨_レ震_レ雷_レ、不_レ能_レ書_レ鳥_レ字_レ
而_レ止_レ、墨_レ汁_レ淋漓_レ、紙_レ破_レ而_レ難_レ書_レ、更_レ卜_レ十_レ九_レ日_レ云_レ、十
九日又雨、遂以_レ廿日一書、

一五口宣 宣旨 官職備考卷の二五云、凡勅命あ
れば先づ職事を召て其趣を宣ぶ、職事は承て文案
を認め上卿に達するを、口宣と云ふ、上卿亦口宣を以
て外記に達し、外記是を記録するを、宣旨と云ふ、仍
て口宣案の奥には職事の名を署し、宣旨の奥には外
記の名を書す也、これにて口宣、宣旨明かにしられ
ぬ、

一六花園豊後掾 堺町にすめる花園豊後掾といへ
る淨瑠璃の太夫いできたり、其原は富める家なりし
が、今はいと貧しくなりてけり、確執に及び、こころし
文政四の春京師に行て、受領して掾になり、新たに花
園豊後掾と名のり、杏葉牡丹の紋をつけ、來正月より
葺屋町市村座へいづる由、扱これ迄は、富本常磐津の
太夫も年に三十兩づつの給金にていでたるを、半太

夫河東などの如く、少しも給金なくといづるとぞ、併
し四季せは芝居方より致さると也、これは年に七
兩入用のよし也、その淨瑠璃の文は、柳亭種彦ぬしの
作文にて、來るとし段々いできにけるとぞ、十一月廿
七日柳亭主人來話、

一七ダテと云ふ語 今世に華奢なるをだて者とい
へり、その由は、仙臺侯の行列、殊に寛永御上洛之砌、
道中筋華やかに装給ひしより、〔頭書、仙臺侯の事、諸家
深説録にみえたり。〕伊
達といふ名目はいできにけるといへれど、それよりも
いと古き物に見えたり、殊更に古今著聞集に、西行法
師の事をいへるくだりに、その心だてくしくといへ
るも見ゆ、是今の華奢をだてといへるに、その心同じ
ければ也、〔頭書、魚取巻三云、だてははでの轉語、今衣服の美
はえは夕ばえ、美しきをばえといへり。〕はてははえの轉語なるへし
のばえに同じからん、

一八日本永代藏抄 日本永代藏抄録、「きりうりの
手拭、然も三月廿五日はじめて、下谷の天神に行て手
水鉢のもとにて賣出しける、〔二の十〕横手ぶしといへ
る小歌、〔四の十〕紅染云々、近年砂糖染の仕出し、〔四の
四の〕五人より世をわたるとはいふ事也、下人一人もつか
はぬは、世帯持とは申さぬなり、〔五の〕鳩の目といふを

かしげなる鉛錢、錢也、四の九「或年は形のをかしげなるを便亂坊と名付い、四の十玉川千之丞、女がたして河内がよひの狂言、四の十宗祇法師云々、木樂屋にて、連歌しけるはなし、四の十高野山にて何院とかやに、一度に胡椒三石蒔れしに、此内より二本根ざしはびこりて、今世上に多し、五の二書物好の權六は、神田の筋違橋にて太平記の勸進讀、五の十

一九枯るゝを舞と云事 「尤草紙」まふ物の品々をいへる條に、「島にまふはなすびの木、かきほにまふはかたつぶり」といへる事あり、是は茄子の木の枯るるをまふといへば也、醒睡笑卷の七に云、「總別茄子のかるゝをば、百姓みなまふと云なり、和泉にての事なるに、みちのほごりに茄子をうふるものあり、へたらしき舞々どほりあはせみれば、大なる土くりに盃をそへてあり、ちと是をなんのぞみにや思ひけん、島へ立より、さらば一ふしまはんどいふ、百姓かごいであし、と、大に腹立しけれど、とかくいふより、酒をのみませけるが、立て行ざまに、さきの腹立は互にねもはもおりにい、はなぬりをしき」云々と見えたり、今もこの言葉あり、多葉粉に舞といへる名目あり

り、是も末葉の枯たるをとりたる也。
二〇頼朝公放鶴 源頼朝公由比の濱にて、鶴に金の札をつけ放ち給ふといふ事、世俗言傳て常の事とす、されどこの事、東鑑、盛衰記を始め何れの書にも見えず、頼朝日記といふものあり、それに見ゆれば、彼書は無下の偽書なればとるに足らず、本朝食鑑卷の五云、「源二品之放鶴、亦暨五六百年、來往于駿遠之田澤、偶觀之者謂、翼間有金札、記年號支干云云、云々、食鑑古書にあらずと雖も、亦以て徴とするに足れり、

二一僧死を鶴林と云事 僧の死をいひて鶴林といふ事は、涅槃經曰、「爾時世尊娑羅林下寢臥寶林、於其中夜入第三禪、寂然無聲、於是時頃便般涅槃已、其娑羅林、東西二雙合爲一樹、南北二雙合爲一樹、垂覆、寶林蓋覆如來、其樹即時慘然變白、猶如白鶴、枝葉花菓皮幹悉皆爆裂墮落、漸々枯悴、權朽無餘」云々、夫木集に殷富門院大輔の歌に、「限あらじ鶴の林のかたみをばとめおきけるいかるがの里」と見えたり、
二二保元平治の作者 保元物語、平治物語は、二條

院の御代に多武峯の源喻僧正の作られし由、旅宿問答、赤鳥卷五十一丁、永平治の軍は二條院の御代なり、保元の軍はその前年なり云々、見源家八


二三甲陽軍鑑の作者 「甲陽軍鑑」は近世の書にて、小幡勘兵衛景憲が作なれども、己が作といひては、其頃人の信すまじき事を恐れて、高坂彈正が作なりと偽りこしらへたるもの也、されば軍鑑に載る事、其時代違へる事ども妄説多し、信用し難き書なり、同上、頭は小幡が作る由は、老人物語の巻にも見えたり、美成按るに、右の説も伊勢家の説なれば、さる事ながら、佐渡土産といふ書に云、「甲斐の信玄の家臣高坂彈正といふ者、常國へ來り新穂村に住して、甲陽軍鑑を綴り、満すして卒す、其時一封の書翰を残し置けるを、幸ひの通傳をもつて甲州へ送りければ、彈正が甥となん春日惣次郎と云ふ者渡海し、是はいかなる結縁の地にや、竹田村に禪宗大運寺に籠居し、軍鑑を書續き終て、享年四十歳の春三月死去せし也、云々と見えたり、是も亦一説に備て可なり、
頭書「南留別志云、高坂彈正と云者、高野に書あり、香坂彈正左衛門虎綱といへり、されば甲陽軍鑑は他人の偽作なる事、いふも明なり、明花園漫録卷の二に見えたり、○常山紀談に、甲陽軍鑑の偽妄を辨する事甚委し、其文殊に長きをもつて略して茲にのせず、なほ本書に就てみるべし、○甲陽軍鑑の辨駁は、見聞軍抄の附録を以て確説と云へし、

二四喜撰の歌附、自怡堂詩の辨 喜撰法師の宇治山の歌に、都のたつみしかぞすむといへるを、稀々には謬り解て、鹿の住むにいへるもあり、しらざる事は強てなすまじきもの也、自怡堂詩稿越前文學平安伊藤榮吉著に、孟夏席上賦喜撰法師と云詩に、「避跡棲遲兔道阿、青山深處少人過、自道警嚴長作伴、世上猶傳一首歌」とあり、これ「しかぞすむ」といへるを、鹿を栖といふ心に思へるなるべし、しかは詞にて、しかも、しかするなどの類にて、然なり、自讃歌に、後京極攝政の御歌に、和訓栞に云ふ、しかぞすむ、然ぞ住むの義なるよし顯昭也、しかぞはさぞと云ふ詞にて、心はかくそといふに通ず、契沖の説なり、

かす山都のみなみしかぞもふ北のふじなみ春にあへとは
この歌をもて異論に及ばず、頭書、和訓栞に、「しかぞすむは、かしこにすむと我居にいふ辭なり、しと云ふ辭は、しかり、しかも、しかりのし、○太宰が紫芝園漫筆四に、如宇治喜撰有「我鹿歌、一首以不朽其名、」如此世人我鹿の一首に限る事と思ふ事也、されど玉葉集に、「木の間に見えゆるは谷の螢かもしさりにあまのうらにゆくも、」古今六帖に、「雨ふりに道はまごひぬ山科の、かさり山は、づなるらん、」此等の外六帖に二十三首をのす、本朝歴史に「按に、倭歌古今六帖載、喜撰所撰、其我鹿都巽之外有三十三首、貫之何不知之乎、貫之受後、彼遺歌彰聞乎、蓋二十三首者、別人之喜撰而混入之乎、抑或悉他作、而我鹿都巽一首之次、偶詩人もとより吾邦に味し、遂にこの脱三落作者之名乎、」

謬ある所以なり、和歌者流も亦彼に疎し、袋翁の涙闌干といへるを、歌に「涙たばしる玉のをばしま」とよめるは、闌干を檻の事と思ひ訛れるもの也、闌干は涙の二すじ流れたる痕の、闌干に似たるを譬へいへるにてこそあれ、をばしまと心うるはいと僻事なりけり、

二五 鞆畫 池北偶談曰、「西洋所製玻璃等器、多奇巧、曾見其所畫人物、視之初不辨、頭目手足、以鏡照之、即眉目宛然姣好、鏡鏡而長如卓筆之形、云云、照按、今西洋畫有初不辨何狀、以光景刀鞆照之、即人物鳥獸宛然如生者、俗謂之鞆畫、此王士禛所謂以鏡照之者也、見于源之顯藝苑、鞆畫、見于見聞雜輯乙集第三十一條、在下、

二六 目黒餅花 目黒村の不動尊の門前にて餅花といふ物を商ふ、それは何の故ともしらざりしに、鹽尻云、「修行者吉野の花見んとて、此春かしこに行歸りしに、藏王堂にて、花とも御福とも云て賣物あり、よそにて見なれぬ物故と歸り侍るとて、予におくりぬ、實にも竹を割、扇の如くにして、末々に黄色したる餅を付たり、 久備按するに、目黒の餅花も

是なるべし、鯨魚取卷の三に見えたり、〔頭書、第九卷天、神花可併見〕
二七日の字をカと訓す 見聞雜輯卷の一云、「日の字をカと訓事、二日、三日の類の日をカと唱るは、けさと云假名を反しつめてカと唱ふ、〔歌學者說、空了〕

二八 蠶蛙の文字 「孝謙天皇天平寶字二年、和州城下郡神山生藤、其根有蠶蛙文字十六、其文曰、王大則并天下、人此内住、太平臣守、〔以上十六字、見于續日本紀、〕

二九 扇の骨の透圖 末廣橋透圖



鎌足透 上二同 如此重ても

右末廣親橋のすかしの圖也、
三〇 三絃 三味線は蠻樂の絃にて、琉球國にて甌び、蛇皮にて張たる故にじやびせんといふとなん、文祿年中、盲人石村檢校、其弟平兵衛と共に琉球國に渡り、兄は其曲を習ひ、弟は其造る事を習傳て日本に歸り、始て石村平兵衛日本にて三味線をうつ、尤寸尺定りなし、石村檢校琉球にて習たる唄、
「チャウリヤウ、フリヤウ、ソレヒヤウニ、リヤリヤ

ニ、イヨアリヤヨイ、ソリヤウ、ソレルリヒヤウ、フリヤウ、

此唄の三味線の手にて、石村檢校日本にて始て作る唄、
「ちよの始のてんに照、月は十五夜か盛よの、あの君さまはいつも盛りよな、

石村檢校日本にて新に七組の曲を作る、琉球組なども其内なり、此時は三味線寸尺定まらず、一二三ともの上に駒をかくる、其弟子虎次檢校新に六組を造る、其後柳川檢校、三味線棹の内二尺一分と寸尺を始めて定む、其弟子淺利檢校、佐山檢校、市川檢校は、三味線の名人と稱す、佐山檢校は七組を作り、手事と云ふを始る、二上りの調子を始て引出す、若みどり云唄、二上りの始なり、其後連川檢校一下りの調子を始て引出す、

本手組十三組、はで組七組、合て廿組、當時京大坂にて法師〔四分の事也〕といふ旨どもは覺居て、叡聞に達し、又は神佛の奉納ならでは引ず、人の爲には引て聞する事を曾て許さず、しるて所望すれば、ふくすこと引也、芝居狂言、淨瑠璃等の小唄を引事を、此法師は禁

する也、江戸にて當時廿組習覺居るは、四ッ谷に住河村檢校八十有餘の聲旨、江戸に於て三味線本手組はで組傳來の唯一人なり、別條右本手組、はで組の唄はいとの節と云ふ版本あり

元祖・石村檢校——虎澤檢校——山野檢校
元祖・石村平兵衛——柳川檢校

淺利檢校——伊豆田檢校——岩崎檢校
佐山檢校——市川檢校——河村檢校

右三味線始祖より傳來の系迄は、天明六丙午年四月河村檢校に尋問て記之、
絲の節と云雙紙は、先年京都にて、成烈古本を求めて所持の所、長谷富檢校乞に任せて與る由話也、はで七組の内の唄に、

「くれなるの三尺手拭を、形見にみよとておいて行、紅はよしさむるとも、君とわれとは一期ちぎるべい、
「甲斐のくに成信玄様は、おちよぼしのぶに六の苦が候、先一番に雨に霰に、夜露に霜雪犬のあだ吠、

三一古近江の系圖 三味線の作に古近江と稱するは、三味線師二代目善兵衛が事也、三絃師近江系

初代 源左衛門 二代目 善兵衛 名人隱居して鬚髪となり、真心と號す、世俗ガツソウ近江、ガツソウ善

兵衛共云、三絃 源左衛門 源左衛門 源左衛門 兵衛共云、三絃 源左衛門 源左衛門 源左衛門

一、がつそう古近江善兵衛真心三絃の銘、

出雲、八重垣、妻籠、以上稱三絃、

ひいさ、山彦、是を二絃三絃、

大瀧、鳴戸、鏡山、松蟲、常磐、雲井、はるか、籬、にしき、百とせ、十二段、いかづち、以上十二絃三絃

三三琉球國の歌 琉球國には、當時も専ら三味線を翫ぶ也、皇都堀川住橋東市、天明三癸卯年春薩摩國にまかり、逗留の間、鹿兒島城下島津家の家來大浦何某が亭にて、琉球國醫喜屋武筑登之顔鴻基、三味線を引き、當間筑登之紹達道、唄うたふ、其章、「やよのはいらじやな、おれがなたてろ、つぼておるはなのつゆけたこと、此うた、祝儀にて始終にうたふ、日本高砂の謠の如

く、酒興の上兩人うたふ、

「こゝのへのうちにつぼみとつゆまちよ、うれしも菊の花やゆる、

「ときはなる松のかはるもなきまいつも春こりばいるぞまさる、

「うれしさよ庭の竹の節々に、君が萬代の齡こめて、

「むかしうらのたろん曉のどりん、今としにならずしらなあなや、

「月やむかし月やすがかはてゆくや人心、

「月日かさぬれば、年やよられどもゑりなげる、いそぐ旅のそらよ、

「旅やはまやどり、草枕心ねて忘れんぞがおそば、右三味線の唄は、紹達道、顔鴻基が謳ひしを聞て、東市書付侍る也、日本の三味線よりは三四寸も短く、棹は紫檀黒檀にて、皮は海蛇の皮也、鱗黒く逆立て松笠の如し、調子甚高く、聲に合せず引也、甚せはしく繁き手也、然ども日本の如く妙なる聲にあらず、伊勢のお杉お玉の三味線に似たり、以上七條、見聞雜註に見ゆ、三三過所船 自遣往來に、過所船といふ名目見え

たり、通鑑註、「唐制天下關二十六、度關者、從司門郎中給過所、猶漢時度關用傳也、古書之帛一爲一編、刻木爲契、二物通謂過所也、

唐定を引ける過所あり、名義考上の七、○合義解一の五十四條、七の二十一、關市令に數處みえたり、可併考、○湖亭漢筆卷之四の十六丁、○太平策下云、「三代の時諸侯の國々に關所ありて、關所をこゆるには偏と云もあつて證據せず、日本いにしへも關所國々にあり、關所を通るに過所と云切手あり、今も京に過所船といふものあるは、元來通事を致し置て、關所の往來を自由にさせる舟を言、いまは舟の名となれり、○山勢問答云、「過書之事、日外御申被下候、今世關所手判と申、こに候半哉、關所手判にて御座候、尤關所にかざらず船などにも有之候て、過書を所持いたし候へば、何方にてもそれを證據にて滞不申候、此書は、山澄英目が問を伊勢貞丈答し也、○制度通五の四十四丁、又五の四十六丁、○空華談叢一の廿、制度通五の四十四丁、又

三四白引藝 瑣言曰、「偽蜀韓昭琴棋書畫射皆涉獵、李台瑕云、韓藝如拆、襪線無一條長者、これによりて襪線之才といへるもあり、俗にいふ白引藝といへるが如し、

三五ヲゴヅルと云ふ語 棍の字、字鏡集にヲゴヅルと訓ず、可洪音義云、「應和尙云、轉レ絃者也、然字宜作レ棍、結反是轉絃、關子也、慧林音義云、「棍轉也、謂篋篋上轉繩也、和訓栞云、「をこづる、日本紀に誘字をよめり、招列る義成べし、源氏にをこづりたらんの心と見え、賀茂保憲女集に、をこづり竿にかゝれる事をつく

ゆると見えたり、日本紀に、わかづることも見ゆ、わをは通せり、弘賢按に、棍の義によれば轉レ絃の義にや、

三六不破關を置く 源平盛衰記卷十四 印本二十云、「白鳳元年壬申、印本、參考本共、始て不破關を置て、美濃國にて軍構し給へり」云々、按に、美濃國不破關を置事、日本書紀に載せず、一代要記卷之一丁、云、「白鳳元年壬申三月、初置不破關」と見え、又帝王編年記卷之十二丁、云、「白鳳二年癸酉七月、始立不破關」とあり、一書のする所各異なり、史徵卷之十四丁にも、編年記に依て二年七月の條に載、

の年を紀する一年を差へり、按ふに、この銘史の編年記に先だつて、その餘年、蓋當時の實を記す事疑ふべからず、亦もつて徴とすべし、銘云、「維清見原宮敷宇天皇即」按、日本史卷之十一丁、「天武天皇位八年庚辰之歲」云々、紀云、本書不掲三年號、以壬申歲爲三元年、載レ獻白雉十二年、今從三本書不掲三年號、但以壬申歲屬三帝大友、以三癸酉歲天皇即位紀元、故與三本書差一年こと見えたり、而して不破關を置こと、元年癸酉秋七月の條に載、要記、編年の二書得失あるに似たり、唯古本盛衰記、元年癸酉に作るもの甚だ優れり、日本史註と符合す、扱てその編年以前已に元年癸酉と記すもの、其實を得たりとす、此一條參考盛衰記に

その是非をいはず、今聊記して其遺漏を補ふ、文政五年閏正月十日

三十七天地を袋に縫と云歌 狭衣物語に、「もち給へりける扇のおかれたるが、てならひせられたるは、手づからのしわざにやどゆかしうて、取見給へば、まだはかしくしうもつかぬもじごもの、いとおさなくあさましきさまなるは、なにと見とくべうもあらぬを、せちにまもれば、あめつちを袋にぬひとあるは、母代のならばし聞えたるいはひごとなめり、蜻蛉日記解環中之卷に、「あめつちを袋にぬひてと口なしいとをかしうなりて」云々とも見えたり、此等にいふ所、みな古歌を打誦したるなめり、女房私記「正月御かみのみもちひいふとき、よむべき歌、

天地を袋にぬひてさいはひをいれてもたれば思ふことなし」

この歌なる事著し、其外この歌をそよめる歌どもあり、玉藻草相撰に、

あめつちの神のひろめん幸をふくろにうけてかへりにしかな

一條大納言寺殿 歌合 題石名所右、

あめつちのふくろの數し多ければ思ふことなきけふにも有哉

三八諸葛弩の毒、烏頭 武備志第元 儀輯、卷一百三十一、軍資

乘戦八器械二弩部に云、「有諸葛弩、可置三十矢以次發、東南人喜用之、然力輕而不能傷人」云々、又同卷十三云、「此弩、即儒夫閨婦皆可執以環守其城、一弩連發十矢、鐵鏃塗以射虎毒藥、發矢一中三人馬、見血立斃、便捷輕巧、即付騎兵、亦可持之以衝突、但矢力輕、必藉藥耳」云々、おのれ今茲正文政月、ふと或骨董より、右の諸葛弩を得たり、武備志にその全式と分形との圖ありと雖も、其器を見るにあらざれば、その用ひ方を委しく辨ふべからず、烏頭の毒 清水正徳云、「利満弓等に用ゆる毒藥、諸書に載ると雖も、實は烏頭一味にて用ゆるに足れりと、その製法、生の烏頭を搗たらし、その汁を煎じつむる也といふ、又利満弓の極傳の書にある所の藥は、砒霜と丹礬なる由、又るぞ人常に用ゆる所のもの、敢て人に傳ふ事なし、その毒は、烏頭の煎汁に土蜘蛛、石灰を加へ用ゆる也、頭書、孔平仲談苑の十七、之、以刀刺其鼻下、以器盛其血、第一滴下用以毒人、立死故也、取第二三四者、每血一滴、以麪和作三四丸、中此毒者、先吐血、須臾五臟盡潰、謂類本草卷十云、烏頭云々、其汁煎之名、射罔殺禽獸」

三九鞘卷 同人云、鞘卷、伊勢家の説に、さや卷又左右巻ともいへり、下緒を巻ゆるなりといへる説あり

れど、誤なるべし、まくと云は、今の刻み鞘の事なるべし、職人盡に、さや巻切といへるあるをもて見るべし、刻みの左右あればなるべし」といへり、

四〇武徳大成記 武徳大成記三十卷、其書の奥書に曰はく、「台命に依て阿部豊後守正武を奉行とし、

林春常、人見友元、木村順菴をして、三河記、諸家の傳記、系圖等合せ選て、其實を取り疑を除き、誤を正し

繁を刪て、兩説にして決し難きは其に是を載せ、私意を加へず書記し奉り畢ぬ、貞享三年丙寅九月七日」と

見えたり、此書其家に傳ふる所のもの、題して三河記といへり、さるを水戸家にて烈祖成績編集の時借用ありしに、命ありて撰みし書、他に出すを憚り、松榮

紀事と題して贈りしと也、故に成績に松榮紀事と引用せり、美成按、瑞の和學講談所にある所のものも松榮紀事といへり、又此書一に武成餘談

といへり、世に流布のもの、大かた皆題して武徳大成記といふ、林家所藏のものも亦題して武徳大成記とあり、右林祭酒の話されし趣なりとて、南畝翁いへり、近世武家編年略云、「貞享元年二月公命儒臣作

東照宮實錄、阿部豊後守正武、堀田下總守正仲奉台命、司之、下台曰、祖宗有所賜于諸侯及大夫之先

祖之書、須書寫獻納之、且須錄呈其事、因茲自諸家録上、奉定服忌令、美成按に、これ此時撰み奉れるもの、今世に傳へたる武徳大成記なるべし、四一燈袋附問者 燈袋といへる物、古事記景行天皇の條書記に見えて、火うちの具を入る、袋なる事、誰もしれる事也、後世に錢、藥等をもこの物に入れて、いと便利なる物にぞしける、事は太平記北野通夜物語の條に、青砥左衛門の事をもも思ひ知べし、貝原が和事始にも、今の金着はこの遺製なるべしといへり、此外古書に見ゆるも、南留別志に、「其頃迄は烟草も烏銃もあるまじければ、燈を身に離さず持べきやうなしと思はる」といへるは、深く古を考へざるの説にはあれど、一わたりはさる事也、たごへ種々の物いる、物なればこそ名は負せしなれ、その詳なる由ものに見えず、美成按に、もと燈の用を考ふるに、軍用の具也、その由は、日本武尊の用ひ給へるを見るに、敵兵をやく爲也、源平盛衰記卷十六、に、圓満院の大輔の山門を焼かんと企たてし條に、「燈付茸、付茸は竹也、硫黄など用意して燈袋にしつらひ入」といへる

こそよき證なれ、これ専ら火をつくる具にて、敵兵をやくの用たる事著し、〔頭書、巾着は火打袋の遺製なる由、燈袋の事は見えねど、今昔物語卷廿五源頼義朝臣罰安部貞任等一語に、武則馬より下て岸の邊を廻り見て、久清と云兵を召て云く、兩岸に曲たる木有り、其の枝川の面に覆へり、汝身軽くして飛び超る事を好む、彼岸に傳り渡り、密に敵の方に超入て、其の楯の本に火を付よ、敵其の火を見て驚かん〕云々、此等を見ても、軍には専ら火を用ゆる事の見えたるをしるべし、且軍には間者を用ゆる事重要也、今は間を勤むる、至て輕きものの役なれど、間ほむづかしきものはあらじかし、故に昔は、畑六郎右衛門が劔獅子と云犬をつれゆきしなごを見て、間のたやすからぬをしるべし、〔事詳に太平記に見ゆ、さて間といへるもの、何の爲と云事を人々詳かにせず、大かた敵地の様子うかふものとのみ覺ゆるはさる事ながら、然にはあらず、これも早くより火を付に忍び入るの役なり、此等余がおしはかりもていへるにはあらず、孫子十三篇の中、その末に、火攻、用間の二篇を載るをもて徴とすべし、その間を用ひ火を用ゆる、兵家その來る事の久しき

をしるべし、〔頭書、太閤記卷四の十一、云、伊賀の忍び組云々、人なき所へ忍入焼立、〕○菊地佐々傳記卷二の廿八等に延元三年七月六日、尊氏八幡山を攻落す時に高師直に下知たりと見ゆ、右南山巡狩録、○室町殿日記三の九、一松下の旗下に浮島安右衛門と云もの、忍びの名人なりしが、擗め手の角なる一きは深き堀をこえ、築地をも越て、中間の長屋へさし入て見れば、四方の坊に出て一人もなかりけり、やがて是へ火をかけて、ついでをこえもりける、〕○立齋齋聞記上の十六、宗茂岩屋の城を攻ける條に、忍びを入火を付し事あり、○西國太平記卷三廿四、信長記三の廿三、夜るく方より忍びを入、端々の寺社多くやき亡らし云々、○孫子用間云、昔殷之興也、伊摯有夏、用之興也、呂牙在殷云々、○制度通卷十二の廿二、軍圖の事をいへる條に、凡兵士は一人毎に弓一張、弦袋一口云々ありて、五十人毎に火うち一具、熟艾一斤、手鏡一具を備ふ、いづれも自ら之を辨す、あり、可併考、○右軍圖の事は、令に見えたり、

四二家を里といふ事 今妻の親家を里といひ、又親里などいへり、家を里といへる事は、もと卑下してとなふる稱也、夫の家を尊みて、自ら謙りて然いへる也、今昔物語廿八卷第廿一語に、殿上人、藏人有る限り集り給へと云て、里へ出給にけり、これは大内にして、自らの家を里といはれし也、

四三意馬心猿諺第三 意馬心猿といへる事、昔より諺にいへど、來處詳ならず、今その出處をあぐ、〔意馬心猿傳卷九廿一、制三情猿之逸豫、控三意馬之奔馳、〕

西遊記は、この三藏傳の情猿をもとに作りしならん、

道言内外三の百五十一丁右、同丁左、○心地觀經八の三左、○根本一切有部戒經二右、○根本一切有部慈蕪尼毘奈耶一の七左、○都氏文集三左、〔頭書、呂純陽三字譯、〕時々降意馬、刻々鎖心猿、○心地觀經卷八、觀心品第十三、心如猿猴、遊五慾樹、不暫住、故に心馬と、ふ事、根本云々の二部に見えたり、○西遊記一の九、〔小姐呵則被、爾、元的、引了人意馬心猿、〕○傳習錄云、初學時、心猿意馬、控縛不定、○中峯和尚廣錄卷廿九、居十首七律前時云、識馬乍教、離三慾、情猿難使、去三壇、○五雜俎十五の卅五、云、小説野怪書神官所、不載者、雖三極幻妄無當、然亦有至理、存焉、如水滸傳、無論已、西遊記曼衍虛誕、而其縱橫變化、以猿爲心之神、以猪爲意之馳、其始之放縱、上天下地、莫能禁制、而歸於緊、猛一兇、能使下心猿馴伏、至死靡他、蓋亦求放心之喻、非浪作也、云々、

四四めりやす 歌舞妓事始卷之二廿五、云、上略、一部の内、毎事樂屋にして三味線をならす、是をめりやすといふ、甲陽軍鑑にも出たるめりやすきといふ事を下略して是を名付る、〔此下略の説信美成按るに、今端歌をめりやすといふ、その名目何の義たるを詳にせず、右の事始の文によれば、役者の藝をなす毎に、樂屋にて引ける三絃をいへるによりて、その三絃に合せ謳へる小歌故に、めりやすといへるならんかし、又一種、糸もて手掩ふべき物造れるをもメリヤスとい

へり、一名莫小と云、それは手の大小によら、亦何の義といふ事をしらす、或人の説とてきけるは、メリヤスといふ唄ひものは、俳優の所作によりて、長くも短くも心の儘に唄ふものなれば、然なづけたるなり、手おひより負せし名なりといへり、さもあるべき事にぞ思はる、メリヤスは蘭語なりといへり、

四五貞和版傳燈錄 貞和版景德傳燈錄あり、そのかみ火災に罹りてその半を失へり、さるを延文の頃、各一卷云々を補ひ刻して、全くなれる本あり、その卷の十三の一卷は楠正儀の補刻なり、その書跡を見し儘に、摹して左にのす、

延文戊戌重開
正儀一卷刊行

四六名文圖解 太田八郎ぬし〔福山侯之藩、壬午三月十四日來、〕始て訪はれたり、色々の話の中にいへるは、予嘗て名文圖解といへるものを著さんとして、草稿半ばこしらへ置ける由、その主意を尋ねければ、いへらく、文字のいできたれるにも必淵源なくんばあらず、それは象形も

あるべけれど、先数字の起原を按ずるに、

一七三 如レ此圖したるを見てしるべし、一

四六 三とにて五になり、二と三にて


三 七三 五になれり、それへつりをかくれ

ば、五の字藝文五、出来る也、又横に一と三とにて四

なり、上下と下の横又同じ、それを變じて四の所へ六

を置、三の所へ七を置、さすれば縦横左右ともに何れ

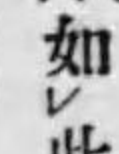
も十の數なれば、それへつりをかくれば、十字を生ず、

その圖  如レ此なる也、落書の趣と一般なり、

三/四 九 如レ此圖し見ると、己の字を生ず、己に

二五八 従ふ紀記ともに、ものを記す事也、その

六/七 圖  如レ此、


右の  如レ此ものへ雙鉤に圍めば、如レ此なる也、

即己の字也、この圍を象といふ、象

といへるものは、空虚をさしてい

へる稱呼なり、又右初めの己の字

へ雙鉤をかこめば、如レ此なる也、

自から  の形を生ず、疇とい

へるもの即是なり、これよりして

種々の文字もいで、又六十四卦も

たましくあへるものあり、強て附會せば悉くもあふ
べきなれど、自然に合ものならねば證し難しといへ
り、

四七曾根好忠の歌 百人一首の中に、曾補好忠の

歌に「ゆらの戸をわたる舟人梶をたえ行衛もしらぬ

戀のみち哉」といへる歌、拾穂抄、十五、改觀抄、四の

初學中の廿 などに、悉くみな梶をの字をてには

なりとしてあり、相庭長昭三月廿九日、いへらく、梶をのを

てにはにあらず、楫につくる緒なり、譬へば楫のみを

いへらんには、楫たえてともあるべきを、楫をといへ

るは緒なる事しるべし、その證歌あり、夫木集卷卅

に、舟の部

契りてぞ行へもしらぬゆらのさやわたるかぢをの又もむすばで

といへるぞあかしなりける、是説松屋が考へなる山、

四八費隱の書 本庄五百羅漢に藏せる費隱の書あ

り、その詩に、

此去廣南數千里 寥々禪旨向誰提

當年即今盧行者 頓悟圓明只有伊

經山容 剛剛

臨濟正宗
第二十世

四九旗の手井旗の圖

友人清水赤城宅にて、三月廿

八日◎文政五年より始めて、本朝軍器考の會讀を催せり、己

もその席に列りて討論せり、考に云、本朝の俗、旌旗

讀で波太と云ふ事、波とは長き義なり、太とは手也、

手の長くかゝりたれば波太と云へりと、萬葉集註に


は見えたり、按ふに、旗の訓をはたといへる、たは手

の義にはあるべからず、太平記卷廿九に、清水合戦

の條に、藥師寺次郎左衛門公義は、今度の軍如何様

古制旗圖卅二手長

依三軍陣開書說圖之、

大勢を待みて御方しそんじたりと思ければ、彌我大
事と氣を勵ましけるにや、自餘の勢に紛れじと、絹二
幅を長五尺に縫合て、兩方に赤き手を付たる旗をぞ
指たりける」と見えたるにて思へば、手といへるは旗
の横上の兩方へ付くるをいへる也、 如此左右
へつくる也、訓義の解猶後に尋ぬべし、扱右の話に付
て、赤城旗の古今の差別を圖して示さる、即左にのす
るを見てしるべし、

勝軍木を黒革にて包む、(開書)
長一丈二尺(開書)
縫外しと云、長さ三分一也、(開書)

神字
横上と云、(東鑑)
一、菊綴と云、黒革爲之、(開書)
藍革(隨兵次第)

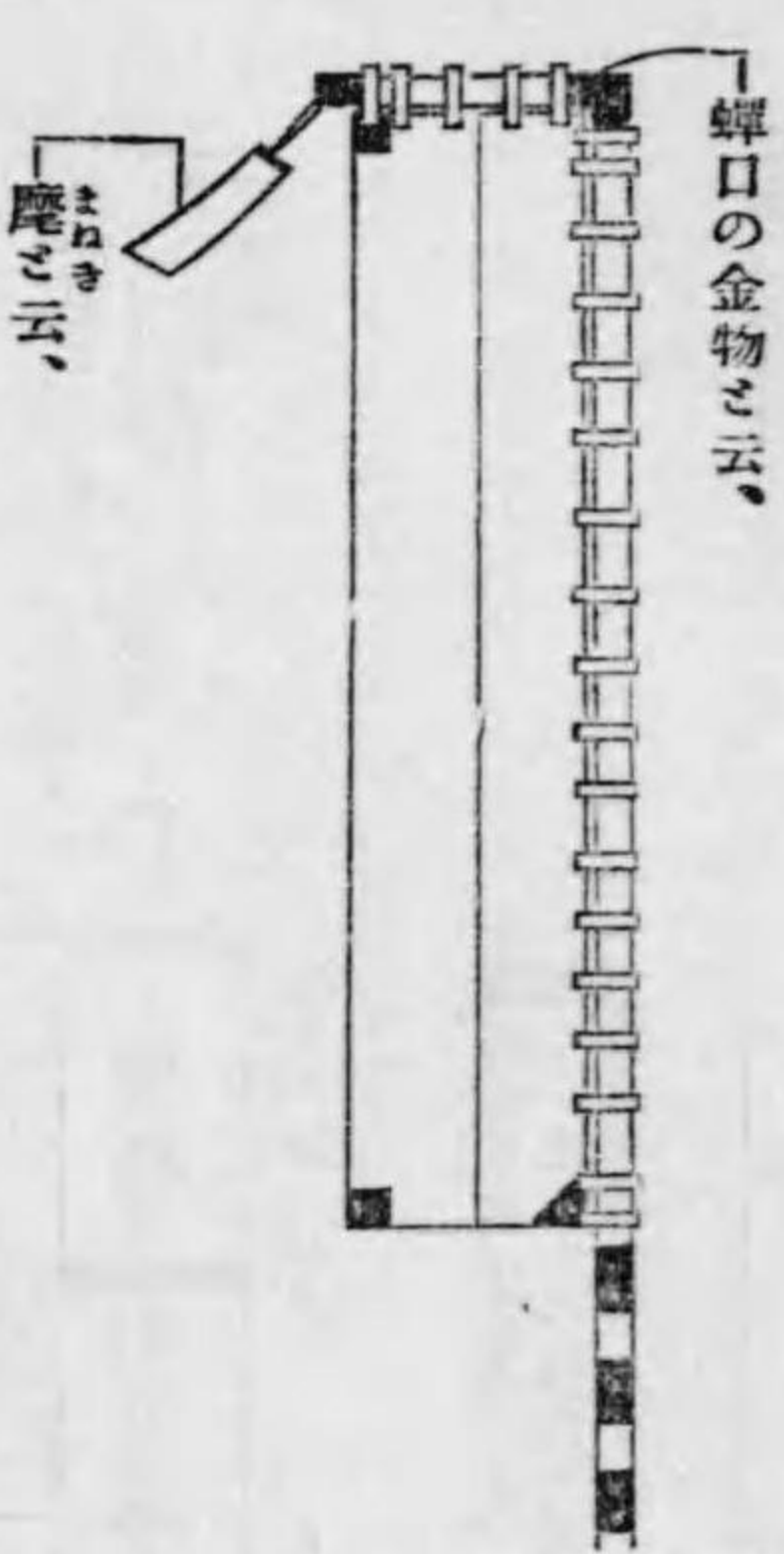
足と云、(開書)

一、疇結と云、黒革爲之、(開書)
紐を引出す穴を蟬穴と云、(隨兵次第)

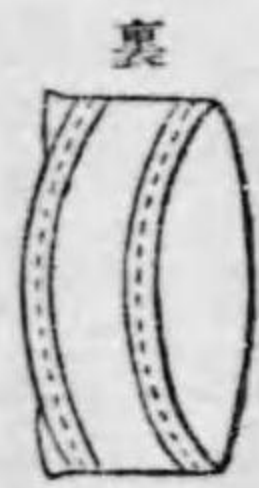
又旗付の緒共云、
一、竿の末一尺二寸、(開書)

一、一説には、爰を蟬口と云、
一、竿にて包む、(開書)

今制旗圖世に昇旗



背板圖



右赤城清水先
生所圖

五〇弓の尺 弓は日本より長きはなし、東夷の夷字、説文に笑筈といへり、その來れる事古し、おのれ弓の長さ今七尺三寸とするの甚だ長きを疑事久し、清水赤城に問ければ、云、弓の長さ古來より定なし、先軍器考圖に載する所のもの、神功皇后御弓長七尺餘、太子御長六尺餘など、一條ならざるをしるべし、その上弓は長さ方送りよろしといへり、因に云らく、

き、此論確當と覺ゆ、

五一平山子龍日蓮の贊 平山子龍日蓮大菩薩贊云、「英雄一發如雷霆、打破八宗開晦迷、揭三衆生眞面目、南無妙法蓮華經」と、子龍先生常にいへるは、本朝古來出家多しと雖も、彼が安國論の如く、國の爲にせしもの曾てなしとぞ、先生彼を稱するは、思ふにその意氣を憐するのみなるべし、

五二木牛 同吉日◎文政五年五月十一日に子龍先生云、「孔明の木牛、流馬は、實に木にて作れる牛の歩みたるに非ざるべし、明の俞龍徳が兵衛といへる書に、木牛は獨輪車の別名とみゆ、これは雙輪にては潤道通ひ難き故に、輪一つの車にて糧米を運送せし也、さて獨輪ゆゑに、牛を放ちぬれば倒るゝをもて、足四つありしならん、そのゆるに木牛の名は負せしなるべし」といへり、

五三古事記の誤字死由 古事記上卷古訓本二死由とある文字、甚だ義解し難し、ざるを尾張眞福寺本には、この二字を死田如此かきたり、同じ眞福寺本に留の字を然かけり、そのよしは、下の五十丁キにある淹留の留字を死田とかけり、されば死由の二字も、留の一字を訛て二字に分ちかける事著し、猶本居宣長

古來より丸木弓あり、されど今の竹弓には不及、古實者のしめて丸木の方よしといへるは、好古の癖のみといへり、又或日友人市川一學を訪し時、この一學はな、おのれ弓の事を問しに、さていへるには、騎射をのり試むるに、今の弓にては、馬の左右へとり廻し射る事自由ならずとなん、又かの候には、昔より弓の尺、常用のものには寸計も短かしと、今たけばかりをもて作るに稍ちかしといへり、又或日壬午五月十一日、竹溪ぬし大沼次右と醒齋同道にて、平子龍先生へ行たり、先生幸藏、予又弓の事をもて問ければ、云、弓の尺を考ふるに、元東夷の夷字、大弓に从ふをもて見るに、長ならん事は然なるべけれど、延喜式兵庫に弓長七尺六寸と見ゆ、これは唐の制度にて記されしなれば、道路も六町を一里とし、丈尺も開元錢徑り一寸の債なり、されば今の曲尺に比べたらんには、六尺餘なるべし、扱昔爲朝世にすぐれし大兵にて、今存所の弓長七尺也、されど今時の人、七尺三寸の弓引かんは自由ならざる事勿論なり、さて引やうは、徂徠など射學正宗をよしといへど、しからず、斜弓ならざれば、胃を着ながら引こと能はず、弦走の板の名考べしといはれたり

の傳と合せ考べし、（頭書、稿本令七の二）、「畫可、説、爲、ぜしならん、古事記、案、」此の留の字も替に作れり、古體を存と併せて考べし、

五四亡命の文字 字彙命字條云、「前漢張耳傳、嘗亡命遊外、黃師古曰、命者名也、脫其名稱而逃亡、史記、信命世之宏才、索隱曰、命者名也、言賢人有名於世也、○口令爲命令者使令也、口者出令也、天不令言、亦以祥妖孽禎令之也、五左、

五五造をミヤツコと訓む事 上世は日本百四十四國にて、國毎に國造一人ありて之を掌る、造はみやつこと訓ず、然れば國中の神祇祭祀の事を掌りて、かねて民事ををさむるなるべし、上世の風儀なり、制度通二の九右、

五六粟散偏地の國 日本のごとを粟散偏地の國と云は、何の故ぞや、吾按ふに、西南海中に無數の小國ありて、粟粒を散せるが如し、故にこれを粟散と云、佛書より出るなるべし、天地の間に、中國に對する國は日の本と韃靼となり、明人の書に、南倭北虜と云ことわり也、考あり、可見、（頭書、東方粟散國見、扶桑略記、）三の十三、）仁王經云、無量粟散國者、此五字本經無之、（中略）但彼經化品云、中下品、粟散王、又日域名、粟散國、始、自、北、連、卒、日羅、稱、歎、於、聖、德、太、子、太、子、傳、上、云、太、子、辭、讓、直、入、日、羅、地、而、合、掌、曰、敬、禮、救、世、觀、世、音、大、菩、薩、傳、燈、東、方、粟、散、王、（已上）所、言、粟

散者、天台疏及以圓測以衆多義釋三粟散、道液以三散粟養臣釋之、見三麗華群譜卷三の十三丁右、○類從事、南禪寺記曰、眞觀入宋、居十三年、自教入禪、曰思願、嗣北湖贈三日本國僧、侍者曰、粟散王都、莫知、星分基三布海中、云々、

五七笠懸の初 春草 第八十、云、笠掛始の事、室町殿の代に記したる笠懸の古傳書どもに、何れも笠懸は、頼朝の代に始る由見えなれども、中右記に、堀河寛治六年二月八日、加波多河原にて、義綱朝臣の家臣十騎笠懸射し事見えたり、頼朝征夷將軍の宣旨蒙りし年よりは、百年許り以前の事也、然れば頼朝の代に始るにあらず、頼朝の代に至て、新に笠懸の射式を改め定められしを、悞りて其時笠掛始りしと傳たる歟と見えたり、

五八木棒 同書第六、云、「きぼうの事、きぼうと云を、木にて作るを本と思ふは非也、予先年、紀州殿の家臣渡邊宗冬が家に傳へし古ききぼうを見しに、鍛へたる鐵にて打たる物也、其形如左、

形丸く長くして木の棒の如くなる故、木棒といふと宗冬が語りき、右のきぼうの先は尖らず、平にけたに切たる物也、北條五代記に、「うつ木、青木にて木棒を

けたに切たり、

護神とせりと、一華堂切臨の集註に見えたり、今の世の如くうぶすな神を氏神といふも、又近きならはしにもあらず、三國傳記三の十七、○天満宮一氏神、○年中行事歌合一の廿六、○舊事紀云、天慶瑞寶云々、以爲二氏神、崇禎、(古書記傳十八の五十六、引、)○遊行廿四祖御修行記廿九丁、○永正十七年の記、○續後紀、(承和四年二月甲午朔癸卯、云云、)○古事記傳廿一の廿八、○朝辭記下廿八、我氏神大井、

臥雲川件録廿二、紙右、云、「世人以三神明主于我所生之地、謂之氏神」と見えたり、氏人といふ事、走湯山縁起にも見え、祇部に、「仁安三年四月廿一日吉田祭にて有けるに、伊豫守信隆朝臣氏人ながら神事もせで云々、○吉田社は、藤原氏の氏神なり、又稻荷の氏子と云事も見えたり、○氏神の辨、伊勢の故實自備條細註二の卷八幡座の條にあり、(頭書、橘意自語四の七、平野は平家氏神にあらざるよし、)○三代格十二の三十九、寛平七年十二月三日の官符に、「諸人の氏神多在畿内云々、○江談抄上十三、藤原氏寺事、○源平盛衰記卷十八の六、云、「八幡の神松名を護給ひし處なれば、神護寺と名たり、故に此寺は和氣の氏神也、美成云、氏神は常にもいへど、氏寺の稱はめづらし、○東鑑十一の廿五、○平家之氏神とあり、是は平野社也、平野を平氏の氏神とする由、○古事記傳廿三の八十、○夏山雜談卷三にも見えたり、○和訓栞にも氏神の説あり、○氏神のつとめ、源氏行幸八、○今昔物語十一の第廿一語に、物部氏の大神に祈請してあり、此神式に見えたり、○氏子氏神、雍州府志三の廿、○難太平記下の五、○氏子、鷹峯文集卷四十九の二、に、氏神氏子の辨あり、可併考、○日本國風卷の一本居の條にも、氏神の事見えたり、○産神と云事、今昔物語卷卅第六語にみえたり、

六〇鈔并紙錢附、鳩目、諸國に銀札あり、金銀の替りに紙もて札を作

削り、いごまあらず」といへるは、堅き木にて鐵の木棒の代りに作れるを云なるべし、神保宗右衛門尉、安富民部が許へ、「今朝箭負の夫、河原より落失て着陣せず候間、木棒を少合力候へ」といひし事、應仁記に見えたり、是は城の木戸矢倉などを射碎かん爲に所望したるなるべし、木にて作りたるにはあらず、北條五代記に見えたる木にて削たる物は、雜兵を射らざらん爲に用る、射捨の用意にする成べし、

五九氏神附、氏子、

胡蝶菴隨筆十一、云、「氏神と云は、藤氏の春日明神を祭らる、如き氏とは云へ、其神の苗裔にあらざる人も、其所にある神を氏神と云て祭れる事は、いかなる由縁ありと云事をしらす、氏神社(山城名勝志十一の二十)

今の世、産土神、氏神などいひて齋ひ祭れる事あり、これはもと、藤氏なれば春日を氏神とする如く、その氏の先祖の神を氏神といふ本義なり、伊勢物語六段、に、「むかし二條の後の未だ春宮のみやすん所と申ける時、氏神にまうで給ひけるに」云々と見えたるは、大原野の神也、古今十七に、大原野にまうで給ふと書けり、藤氏の氏神春日なれ共、此京より程遠しとて、仁明天皇嘉祥三年に、閑院左府冬嗣公、初て平安城の西大原野に勸請ありて、藤氏并王城守

代、各その國々にてその定めも異り、之はもと唐土の鈔といふ物にて、中國にも古く紙錢とて通用せしものあり、農田餘話卷上六、云、「前元印造中統交鈔、以銀爲準、名曰銀鈔、一貫文省準錢一千文、直銀一兩、故五十貫爲一錠、蓋は銀五十兩也、得江南初、以一貫準宋朝里會三十五貫、時來佑一貫一石、後造至元鈔、魚行以一當五、名曰金鈔子母、相權、至是未値三十倍、於前以其中統言之、之十餘貫矣、至大中一行銅錢、印造至大鈔、一貫爲錢一千文、准銀一兩、當三十五貫、數太多、物價騰湧、期年乃能至正、庚寅中統已久廢、改造至正、印造中統交鈔、名曰新鈔、二貫准舊鈔十貫、爲鈔一千文、米石價舊鈔六十七貫、至是六十七倍於國初、爾後用兵率、印造、以買軍需、和糴米、民間貿易不復顧視、至三祥雄割據、遂無用矣、始世祖嘗問、國祚于丘真人曰、三樣紙錢、飛不起、至是驗矣、且昔時至元爲母、中統爲子、後子反居母上、亦下陵上之象、(頭書、紙錢の事、錢稱あるを見るべし、(頭書、從來紙錢といふ事は、口實を追福するに見えたり、此通鑒支宗紀、遺契五の卅九引、和名鈔、紙錢、新樂府云、神之來兮、風飄紙錢、動兮、錦織、俗云、加美勢、遺契五の卅九引、和名鈔、紙錢、新樂府云、神之來兮、風飄紙錢、動兮、錦織、俗云、加美勢、遺契五の卅九引、和名鈔、紙錢、新

加太明律國字解卷七云、「鈔はカミフダ也、鈔法はかみふだのさばき也、鈔の起は、漢の武帝の時、皮弊とて白鹿皮を以て作りしより、其きざしあれ共、其後はたえたりしを、唐の憲宗の時に券を錢に代て、是を飛錢と名づけ、宋の眞宗の時に張詠と云人蜀を治し時、始て交子と云ものを作る、此鈔の始也、され共民間の富戸是を主る、其後冠城蜀を治し時、始て民の私造を禁め、官にて是を作る、され共此時は蜀ばかりの事也、高宗の紹興年中より、東南の地にも是を行ふ、名を會子と改む、又錢子とも關子共關會共云、金朝に名を鈔と改む、宋までは紙に印をおし字をかきたるを、金元の世より別に鈔をすかせたり、明朝に至ては洪武八年に、中書省に於て鈔を造る、一貫と五百文と四百文と三百文と二百文と百文と六等なり、桑穰とて、桑の木にあまだにてすく也、形方にて、長一尺濶六寸許り、地色を青くし、外に龍文花欄をなす、中に一貫にあたるは、百錢之形を圖する事十すち也、五百文にあたるは五すち、四百文にあたるは四すち、三百文にあたるは三すち、二百文は二すち、百文は一すちの圖あり、上の方に、大明通行寶鈔の六字横に並べてあ

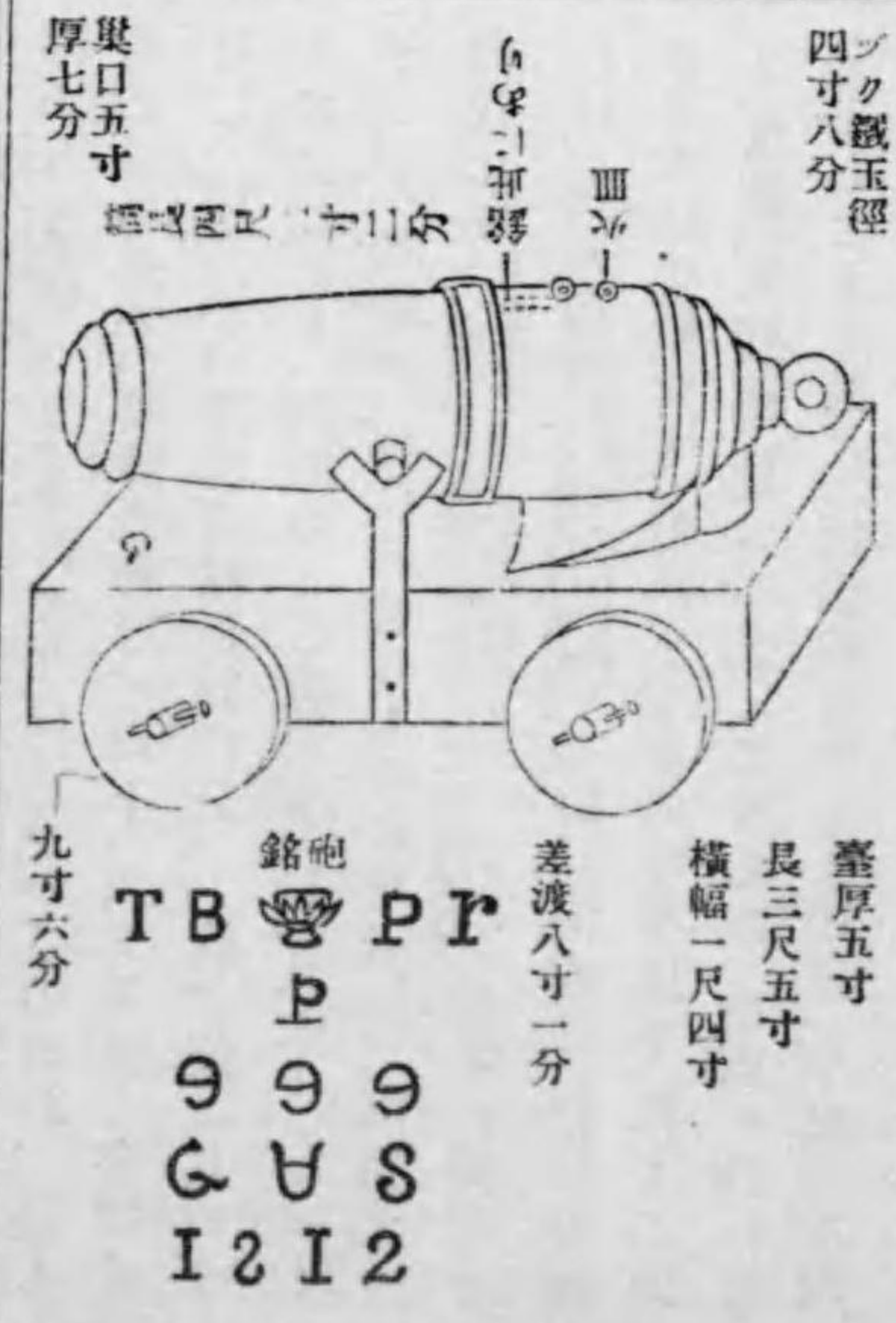
り、中の兩傍には、篆字にて大明寶鈔天下通行とあり、下の方には、戶部奏准卯造大明寶鈔與銅錢通行、使三用偽造者斬、告捕者賞銀二百五十兩、仍給犯人財產と云卅七字あり、鈔一貫は錢一千文にかゆる、又銀一兩にもかゆる、四貫を銅一兩にかゆる、民間にて金銀をつかひ、并にしろものにて物をかふ事制禁なりと云々、猶鈔の事、唐土の類書彼是みえたれど、この徂徠の説、その始め沿革をあらましみるに足れり、（頭書、鈔の事、制度通卷の十の十四、にもみえたり、朝鮮には諸寶といへり、攻事摘要にみえたり）、中國紙錢の事は、太平記卷十二の左、（安元二年、當作云々、大内裏作らるべしと、昔より今に至まで、我朝にはいまだ用ざる紙錢を作り、（按、是本朝用紙錢之濫觴也、これ中國銀札のきざしといふべし、後世にも太閤の切手錢といふ物あり、その物は見ざれども、今の切手と同じ如く用たる物なるべし、紙もて作り、銀錢等にかゆるれば、是も亦鈔の類なり、

るは、參宮の詩錢なる由記せり、その制の鉛なる事をも始めてしりぬ、俗間の稗史といへども、亦見聞を廣くするの一端なきにしもあらずかし、（頭書、古今沿革考下云、北條氏康關東にて七八箇國も領ける頃、下野の相馬にて、鐵のびたにて錢を鑄させける、是を鳩の目と名づく、日本にて鐵錢を鑄事の初めなるべし、美成云、この説にては、鳩目を鐵錢とす、未知孰是、鳩目錢の圖、錢彙十三の、にあり、鉛錢なり、沿革考の誤なるべし）

六一天皇御謀叛 太平記に天皇御謀叛と記せしを、人毎にその不文にして稱呼の杜撰なるを笑へり、ざるを駒谷芻言といふ書、（この書は、駒込に住める松村俊丈といふ人の作也、）に、太平記に後醍醐天皇御謀叛の事と云を評して云、「叛とは下の上に背くの辭也と笑、篠崎先生の博物なるも此説あり、然共左傳文公十四年に、王叛王孫蘇とあるを見れば、下の上に叛とばかりも定られず」云々と見えたり、

六二インギリス船并鐵砲圖 文政五年四月廿九日、浦賀湊へインギリス舶來れり、その時の書上左に記す、且船中の道具の圖を見しに、さまで珍しき物もなし、その中大筒の鐵砲に銘あり、その文字彼國の字にてよめ難し、

一昨廿九日未刻、房州洲之崎沖合より異國船一艘乘來候旨、小笠原彈正より申越候、猶又昨朔日浦賀湊へ引入候旨、同人より申越候に付、早速一之手人數差出候段、在所家來之者申越候、此段御届申上候、以上、
五月二日 大久保 加賀守
五月五日には、右異國船にも朱き旗を數多立たりといへり、かの俗にも端午幟などの事に似たる事あるかど、或人いへり、同月八日に、薪水及び種々の物賜はりて出帆せしと也、



六三今昔物語抄 今昔物語卷廿五

生掃部守と在上と云高名の繪師有り、美成云、この在上の傳にのせず、近來の名畫拾遺に、同書第三、宛が字をば田の源も漏したれば、今こゝに載す、同書第三、宛が字をば田の源二と云、良文が字をば村岳の五郎とぞ云ける、同書第五、亦此の論ひ由無き事也、美成云、論をあげつらひよむ語、同書廿八卷、第五、躰引の蛙の鹽辛氣なる、亦切て盛たり、同書第七、教圓座主、物可笑く云て、人咲はする説經教化をなし、美成云、後世の説教者といふ者、同書第四、遊敵にてなん有ける、意也、美成云、今のおそび相手といふも同じ仇也云々、廣約、一匹也、常也云々、或作適、一〇五雜俎十三の五云、閉門兀坐、與書爲仇、〇源氏物語卷三十七、遊びがたき見たり、夏山雜談五の巻にも見たり、〇善敵、同書第八、寶と云事、東屋巻に見たり、〇源氏物語下八、遊敵、同書第八、寶の山に入て、手を空して返たらむ心地ぞする、古事談二、以三朝光、濟時等、常爲三酒敵、〇續古事談上の、同書卷三十、第六、五十二、歌合云々、かたきの方難しければ、〇美成云、初午の日、稻荷實之家集に見えたり、〇頭書、きさらぎ初午は、稻荷詣のみならず、日本國風五の四十九、〇重目、

六四鷹を便に業を用る事 軍器考に、軍陣にザイを用ゆる事をいへる條に、鷹をつかふに業を用ゆる

事あり」といへり、されど今はさるわざのあれ、是も古くは見えず、新修鷹經など以下、天文前後の書曾てなし、伊勢家の軍器考補正評に云、「鷹を便ふ具のザイと云物あり、洞風抄と云鷹の書に見えたり」とあれど、この洞風抄、何れの世のものにや未詳、其書名も聞及ばず、(頭書、美成云、洞風抄は文明四年の作なり、鷹犬之辨、古書にはあらず、蓋、日、「業或旄に作、其據ごころは采幣なり、然れども業の字を用事、傳有と云り、箸鷹、兄鶴雀、旄は本毛にてする也、雨露の爲に毛を好しとする故に、近世然る物をも用也、小鷹の志餌なき時の爲に業を以喚付る事」と見えたり、おのれ按ふに、鷹の具の軍陣へうつり來れるはあるべからず、軍陣の采より來れるならんか、猶俟後考、

六五彌陀手絲 彌陀の手絲、法苑珠林百十四卷引西域祇洹寺圖、また法圓上人の歌に、「なむあみだ佛の御手にかくるいとこの終り亂ぬ心ともがな、見蓮門

和字正證要略三十四、佛の御手に、くるとの絲の歌を、新古今に出さへり、(頭書、長秋記卷六の廿六、元永二年十二月四日の條に云、「阿彌陀佛手付五色絲、引三付件佛、去年臨終、科、丁寧所奉作也」云云、〇盛衰記四十五の二十、又四十五の十、廿五にも見たり、佛の御手に奉三結付五色の絲、引かへ給へる心地にて、)

六六飛耳長目

荀子に、學問を飛耳長目の道といへり、耳を飛し目を長くすることよみて、坐しながら數千里の外をみき、數千年の古をも見るは、學文の道なり、太平寰宇に見えたり、(頭書、飛耳長目の語は、呂氏春秋出所、雅卷首の五左、飛耳長目、〇重目、累耳、抱朴子外篇一の四十六左)

六七者をテイレバと訓する事 者の字をテイレバとよむ事、東鑑等諸書に見えたり、さりながら、いごあがれる世にも斯くよめるや、多くも見えねど、たまに古事記をよむに、和銅五年安萬侶朝臣の序に、「撰録稗田阿禮所誦之勅語舊辭、以獻上、者謹隨詔旨、子細採摭」と見えたるぞ古きなるべし、是れもと古く異邦書にも、かく者字を用ゆる例あり、近聞雜錄云、「者の字、連下讀の字法多し、和訓にこれをテイレバと讀む、連上讀にならぬやうに讀しめたる也、孔左十五年疏、た上讀下讀と計あり、陸同、經傳の中に、連下讀の者の字、この心にて讀べし、左傳僖二十三年、所不與舅氏同心、者有白水と、これもていれればと訓てよし、後漢書蔡古也傳に、邕が董卓の召に應せざりしを忿りて、我力能族レ人、蔡邕修ニ假塞ニ者、不レ旋レ踵矣といひし、ていれればとよみてよく聞ゆる也」と見えたり、これらの

文法より來る事明かなり、又貝原氏の點例云、「者、からの勅制の書に、ていれればとよむ處多し、それも上の句に付たる字なり、本邦の書にも古書には、ていれればを上句につけてかけり、近代の和書に、下の句の頭におきて、者如レ件なごかけり、謬なり、者の字を用る法をしらざる也、この論、者をていれればと唐の勅書によむといへるは非也、ていれればの義に用ひたる所ありとは云べし、又者字必上句にのみ續けよむといふも、下讀の者字に心づかずやありけん、貝原氏の論委しからずと云べし、本居宣長が古事記傳に、序の者字を上句に續けてテヘリとよめる、亦非なり、(頭書、玉帶問「もろくの文書に、云々者云々といへる、こと多し、此の字を中るはひがことなり、この上の語につきて云々といふみならへり、はこいへりといふことなり、〇和字正證抄卷四の廿五に、者、てヘリと云條に説あり、長ければこれに略、可併考、) 〇乘烟譚卷四の三、者字の説みえたり、可併考、) 再按、齊車俗談四十八、云、「者、中華俗語、稱此箇爲三者箇、稱此裏爲三者裏、並皆さす所あるの辭なり、又改用這字、祖庭事苑曰、這、當レ作レ者、指レ事之辭也、倭俗者と云、もの事をさすの辭なるべし、美成云、者、テイレバと訓するは、トイヘレバと云の

約なり、トイの反テ也、上に何々といひて、トイへレバどうけたる詞也、

六八瑞溪周鳳傳 皇和真俗通卷之廿五五十九右、曰、後土天皇紀、文明五年之條、御門

相國寺釋周鳳寂、

瑞溪鳳公禪師、本貫泉州、大伴氏、以三明德二年生、學年之前投三相國寺無求和尚室、習三學禪觀、冠歲剃落、受三具足品及無求下世、南方遊三平城、從三戒檀院總圓玉公、曾入明國、太宗中、賜三普一法師號、留三心南涼之學、應永末年、依三靈巖春屋鹿苑、居三第一座、永享初、會膺三公選、開三法京北景德、嗣三承無求、爲三無胸孫、就移三等持、視三篆相國、康正年中在三丹苑、充三僧錄司、知三禪刹事、既罷、文安三年再補、又罷又補、始終三遷、應仁初年京城大亂、師避之隱三京北石藏山、永享上皇在三將軍第、室町在召見賜以三紫衣徽號、師辭不三受、今茲癸巳五月八日、示三滅石藏山菴、門人塔三于本山、春秋八十又三、上皇降三諡曰三興宗明教禪師、師司三僧錄一者始終三焉、文安三年後、解又補二也、

美成云、右所引皇和真俗通、全廿五卷、神武より後土御門に至、其體編年なり、何人の撰といふをしらず、

六九ゴラゼイニイル 紅毛にて猩々緋を染るに蟲を用ゆ、その蟲をゴラゼイニイルといふ由、今も盛岡のあたり鹿角などいへる所にては、しか蠻名はしらねど、かの蟲もて紅紫に染るとぞ、その國人のいひたりき、これは獸につくダニといへるものならんか或人はいへるとかきし、その由はダニは常に獸の血を吸て居るものなれば、毛類をそむるによき義にてあるべしとぞ、〔頭書、幾苑日港三の二十三、法苑珠林云々、五戒修護塞不得作三十一色染、多殺、蟲故也、如多雜、〕

七〇亂れ箱 亂れ箱といへる物、蓋もなく、今も上つがたにては鼻紙など入、文匣、手箱などの如く用ふる物あり、或はうちみだれともいふ、これは元來櫛笥のかけご也、其かけごを假に用ひたるが、其名をみだれといへるは、宮中の婦人の髪をすべらかしたるが、夜臥すおし枕の向へ置て、長き髪を其箱の中へたわめ入る故に、みだれ箱とも、打亂ともいふ也、御元服の時などにも、打亂の役などといひ、名目になりたり、

七一判事物團扇 判事物といへるは、昔のあし手書の稱なり、古くは判事物を、さとり繪ともいへり、

〔頭書、結睡録中十一、今の團扇などに畫く判事物の云々の事也〕○天神花といへる登付に、さりさては團扇はんじて魚は、七委しくは余が麓の花といへる書に記し置たり、借その判事物をうちわに繪ける事、昔の手ぶりにや、今も越前の國などには残り、畫も拙くていと古雅なるもの也、〔頭書、後は昔物語團扇條、菊庭の書入あり可考、〕○志道軒傳、一代女を引用せり、友人狂歌堂真顔の家の衝立にも、古きはんじ物の團扇のへがせしを押し、二見真砂といへる伊勢音頭を集めたる冊子あり、その唄ひもの今様にもあらず見ゆ、その中にはんじ團といふ音頭あり、

「すしははまだあきならぬみじまひに、つかふうちはもゑそら言、まつほのくご帆かけ舟、波にはしるはとほめにうさぎ、月のはがくれはづかしさうに、娘は口にそであて、窓にやのじとつえつきなのじ、戀するおいの小提灯、あしもとをみる辻駕籠は、うわきをのせる三味線に、たいこ女郎はてをひいて、とめるはいろの道しるべ、まよはぬいしにつなぎ馬、人待がほにまぢくご、ひるの梟は木まもりに、のこされたやうつくりと、あけの華表にさくらばな、年に一度のわかざかり、七夕ならぬ池水に、をしのつがひのぬれそめて、深い中なるさ

かづきに、くむともつきぬ狸々の、これはせうしやう雨のよも、かよへごおなじやくそくに、まいるとばかり結ぶみ、風の便りのいかのぼり、目印つけてみおぼえに、はんじおふせてわらひ草、桐に鳳凰よの中は、よい事ばかりエ、

此唱歌、何と判事たるものにやあらん、

七二「よござんしよ」と云ふ拍子詞 二見真砂に、又ゆかた模様といふ音頭あり、その中に、「娘模様は水にあやめか、よござんしよ、かのめせや、よござんしよ、さて、見事にしよ、こんこりきこ、まかりきしよかの、サアよござんしよ」といへる事見ゆ、これは其比の流行歌の囃言葉なり、

七三代待日待月待廿六夜待 月待、日待、代待といへる事、長唄のもどり駕といふ謳ひ物にあり、月待、日待は已に桂林漫録にも説ありて、待は祭也、ツリの反チ也といへり、〔頭書、二川分流記上の四云、「永正四年丁卯六月廿三日の夜御月待の御行水ありし、〕○真丈漫筆上云、「月待、日待の待は祭也、ツリの反チなるに明也、子待は子祭、巳待は巳祭なり、」○伯家部類下の卅五、○日次紀事一、正月三日の條云、「俗間三

代待の義詳ならず、池田勝躬三代待は、代神樂、代垢離などの類にて、代祭なるべしと

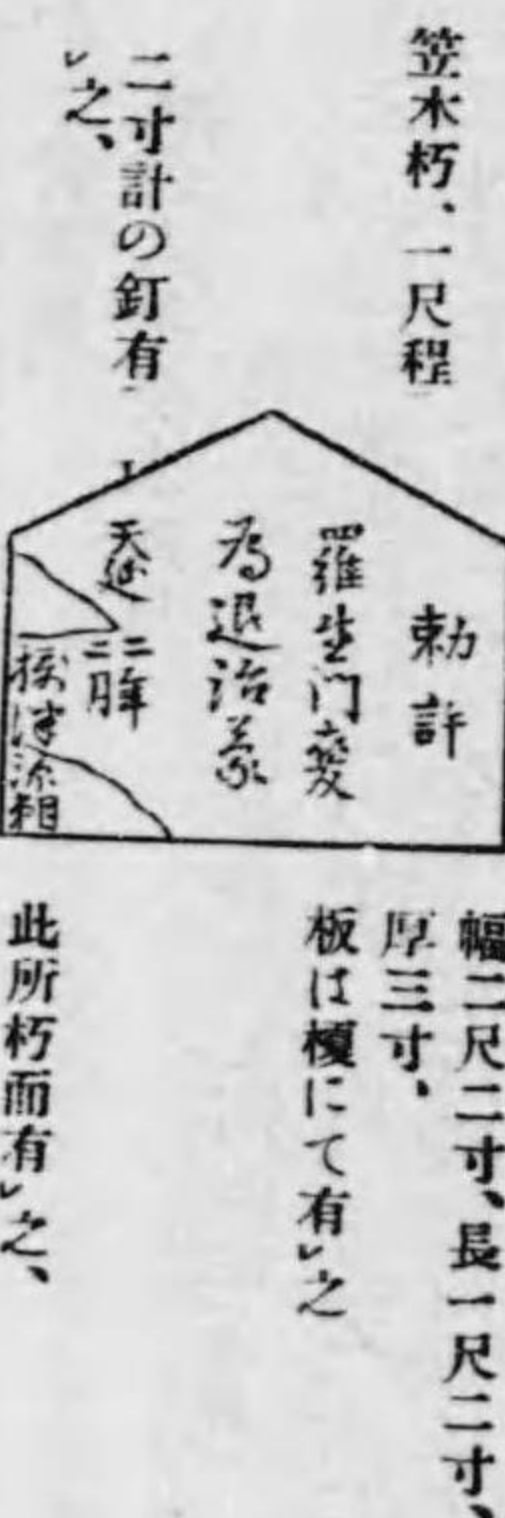
いへり、此説殊に的當と覺ゆ、〔頭書、代神樂、人倫訓蒙圖彙、花町細見圖、〇女夫草、佛書、二代自立志作〕一文の錢をも帳につけぬらんぞな心に月の代まち、支札、〔萬年草、寶曆十一年沙門行願作なり、同十二年の印本〕五十二、〔世には骨折損の者多し、願人の寒垢離、辻立の夜輿、毎も裸の代待なり、〕

二見真砂に代待といふ音頭あり、町々をすゝめて通る代待は、物いそがしさの身に替る、まづ三ヶ月の代待は、弓かまのなりかなな屑、多びすのまつるつりばりに、かけ奉る立願は、おのゝ士農工商の、末はん昌のさねんする」と見えたり、證すべし、〔紫一本上野の條、くじやうふつて、代價代参さよば三々、〇人倫訓蒙圖彙卷七の十、庚申代待の繪あり、衣を着ぬ法師の、あみ笠をかぶり、青面金剛の畫幅を持つて、〕

又世に廿六夜の月を待ことあり、是は江戸小石川の傳通院の開基の祖師西蓮社聖岡了譽上人を、世には三日月上人といへり、額に弦月の形ある故とぞ、この上人、應永七年庚辰九月廿七日八十歳にて入寂ありける故、今の世まで九月廿六日は待夜なれば、夜もすがら法事執行あり、之を世に了譽待ともいふとぞ、夫より毎月も廿六夜待とてする也とぞ、〔類聚名考〕七四時非無范蠡、時非無范蠡といへる語、人口に膾炙せり、これはもと備後三郎が詞也、太平記

卷之四、兒島三郎高德事の條云、「其比備前國に兒島備後三郎高德と云者あり、主上笠置に御座有し時、御方に參じて義兵を擧しが、事未だ成ざる先に、笠置も落され、楠も自害したりと聞えしかば云々、此所存を上聞に達せばやと思ひける間、微服潛行して時分を伺けれども、然るべき隙も無りければ、君の御座ある御宿の庭に、大なる櫻木有けるを押し割て、大文字に一句の詩をぞ書附たりける、天莫空勾踐、時非無范蠡、」右に載る詩句より、いひもて來にける也けり、七五大江山夷賊退治願書、卯花園漫録卷の二云、「攝州味原村の小橋村比賣許曾神社に、源頼光の願書あり、大江山に鬼の住居せしと思ふは誤也、其頃都鄙の人々、彼盜賊を恐怖して、おのづから鬼人變化の如く言傳へし事ならんか、願書の寫に、攝津守源朝臣丹後國大江山夷賊爲退治、蒙勅命發向訖、連可祈比賣語曾大神靈驗、可抽丹誠之狀、執達如件、寛仁元丁巳年正月十日、社、家、七六羅生門制札、同書卷の二云、「京都安井御門御

所藏、羅生門へ渡邊綱が持參せし制札といふ物あり、是人王六十四代圓融院の御宇の物なりと云傳ふ、



七七簞篋傳偽書の辨

簞篋内傳金鳥玉兔集といふ書二冊、安倍晴明撰なる由いひ傳へり、日本史卷二百廿七方伎傳、安倍晴明傳云、「所著有金鳥玉兔集、又名簞篋神裏傳」と見えたり、且續群書類從卷の九百六にも收めたり、殊に末書註解等多くこれあり、余此書疑ふ事久しけれども、證すべき事のなければやみぬ、群書一覽にも、眞偽詳ならずと見ゆ、されど古書なる事は必せり、おのれ偶百練抄をよむに、保元二年十二月廿三日の條云、「諸卿定申諸道勘申金神方忌可被棄哉否事、伴方角永長定俊真人依申出、三四代所忌來也」と見えたり、之によりて考るに、晴明の卒せるは一條天皇寛弘二年也、永長は堀河天皇の御宇にて、相運る、事九十年なり、卒後九十年にいひ

出たる事の書載あるをもて、斷乎として晴明にあらざるを知るべし、されどなか／＼近く作り設けしものにはあらざるべく思はる、

七八八百屋お七

世に八百屋お七とて、童謡にも謳ひ遊べる事のあるは、そのかみ天和の頃はひにありし事なりけり、その事を記せるもの、稗史野乘殊に多しと雖も、その實に近きもの江都著聞集のみ、〔頭八百屋お七からくり、ひ立一冊あり、〇松竹梅一の十六、四條涼の小唄に八百屋の娘お七こそ戀ぢのやみのくらがりに、よしなき事を仕出して、罪は死さう、その中に、湯島の天満宮へ松竹梅の額を、お七の書きて奉納せし事見えたり、その由は、谷中感應寺の祖師堂に、鶯常在靈鷲山華寂第一と云額を、八百やお七十一歳の筆跡にて、延寶四年辰春二月と書有之を、世に傳へ訛りし也、天和二戌年二月御仕置に成、正年十六歳なり、寺は小石川指谷町にて天台宗南縁山圓乘寺といふ、法名秋月妙榮、天和二戌三月塔あり、これをも世には駒込吉祥寺と誤り傳へたり、再按に、天和笑委集といふ書十三卷あり、天和の火災を委しく記せり、その書の末に、二三卷はお七の事を記せり、此書當時の記にして、且その記する事も亦詳なり、されど此書絶て世に少なり、余纔に一本を見た

り、四月廿九日、文政六年壽阿彌來りて話の序、懷中より一つのふくさを出し、七寸四方はかり、表緋縮緬、裏紅縮、尤色はりてあり示す、その端に白絹もて、そのふくさの所山を記せり、左に記す、近世歌舞妓にてする所の八百やお七が家は、三譽妙清御俗名御、御里河内屋半兵衛殿地借なり、此ふくさは、妙清様御殿へ御奉公に御上りの節、七縫候て御はなむけに差上候、其後妙清様當家へ御縁付の節、御持被成、わらは友達のかたみとて、御一生御所持なされ候品故、御信心の名號つゝみおき候、此名號は、妙清様祐天僧正より直に御うけ被成、深く御信心被成候よし故、末代もつたいたすまじき事、我よりはひも長かるましく覺え候故、後々しらざる者の爲にかき付置候、

文政六年癸未四月

眞志屋五郎作新發智壽阿彌佛(花押)

美成云、右壽阿彌花押は邦の字なる由、又云、右にいへる河内屋半兵衛といへるは、水戸殿御賄方にて三人扶持下さる、由、また三譽妙法清信尼といふは、五代目眞志屋五郎兵衛通石町に妻なり、眞志や五郎兵衛

は、高賣菓子やにて、是も水戸殿御賄方、高三百俵下さる也、

七九總追捕使 總追捕使と申は如何なる職と申に、我朝上古よりの作法には、日本六十餘州は皆天子の御領分にて、朝廷より國司と云者を諸國に下さる、或は受領とも中、某國の守と呼て、或は四年或は五年、六年を限りに交るゝ任じて、一國の政務を司り、天子へ萬の貢物を奉る役の頭也、其下に介と云者あり、其次を掾と云、掾の次を目といふ、目の次を史生と云、其次に使部、國掌、直下なんごといふ者あり、此等皆國司の下に付て各役目あり、然れども國の大下に依て、介を略して無き國もあり、掾の無き國もあり、右は一國の總司也、其外附る介、掾、目も一國の事に預る、又一郡々々を司る役を郡司といふ也、國司の下に附て、郡毎へ分りて支配する、是を大領といふ、此下役も國司の如くに小領、主政、主帳あり、又軍團といふ者ありて、此は追討征伐を司る軍役也、此を大敵と云、此にも小敵、主帳、校尉あり、扱天子へ奉る所の年貢は、國々に定りたる限りの數あり、譬は山城の國田租十五萬束は、正税として田年貢也、公廩十五萬

束といふは畠年貢也、田年貢十五萬束は正税として、一粒の不足なく御倉へ納め、國司諸役人の役料は、公廩の畠年貢の内より申請る也、右正税、公廩の外に調庸といふて、金銀絲綿絹の類ひ、諸色雜物國々の土産に依て差上る、皆定れる數あり、今時の浮所務といふ類也、扱國司の役料は、其國々に國司領といふものありて、其年貢を國司より下役に至るまで、それゝに配當する也、又其外に、公廩何千萬束の内にて、何程は國司諸役人の役料と定め、其役料の内を、長官六分、次官四分、判官三分半、主典二分、史生一分配分する也、但遙授の國司と云者有、是は都に居ながら其國の司となる、唐の關内侯の類也、此は國司料の米は所務して、公廩の配當無し、扱天子へ納る所の米は、譬は山城の國正税十五束として、一束に付て米五升の積り也、十五萬束の米は七千五百石也、公廩千五百石の内にて役料の米を引除けば、山城國一國にて、天子の御所務は一萬石計也、甚少きやうなれども、其國々に天子の御領の外に、公家、武家の家領として、一庄一村程づつ先祖より持來りし領有て、此分は天子へ年貢無し、又國々の寺社領夥きもの也、又は國々の某の郷

の住人として、其所生立の武士あり、或は一庄或は一村或は一郡を所持して、天子へ奉る所の正税は、廩の田畠の定りたるは年貢は終の事なれば、所知の田畠より天子へ定の年貢を出し、我手前にて相應に免をおろし、年貢を取り納め、面々に要害の館を構へ、武を專とする者也、又都におはします公卿の御役料と申は、太政大臣より五位には、位田、職田、封戸とて、一位には位田八十町、夫より段々下りて、正五位に十二町、從五位に八町也、職田は太政大臣に四十町、左右の大臣に三十町と云類也、然ば取集終の御役料なれば、此方にては大家の御所帯計ひ難き事なれば、御家附の家領を加へおはしませば、依之乏しき事なし、此は上代の作法也、中頃よりして次第々々に作法猥がはしく成て、紛はしき事のみ多く成れども、猶も大法は亂れざりしに、平清盛權柄を恣にしてより、受領任國の沙汰も朝廷の選みを不用、己が心任せにして、諸國國司大方一門家の子郎等を以守とし、或は介となし、公家、武家の家領をも押領せし所多かりければ、日本は半に過て皆清盛が有と成ぬ、然るに治承四年より諸國に合戦ありて武士天下に横行して、天子

の貢物を始め、諸國の領分名計にて、或は押領せられ或は遲滯して、甚困窮に及び給ふ、田舎は勿論戰國の慣ひ、敗取亂妨いはん方なく、混亂の世となりける所に、今年文治元年平家西海に滅亡して、天下再び平均成けれども、たゞ大水なんどの出たる跡をみる如くにて、何の綾目分ちもなく搔亂したるありさま也、然る所頼朝、追討すべき院宣を下されし事、よきねたり草にして、諸國の國司の代として、頼朝が方より守護を遣し、郡司の代りに地頭を置、躬らは總追捕使と成て日本國を支配し、天子の御領、諸家の家領并寺社領等の定りたる年貢の外に、田一段に付何程づつと年貢を定め、此を以守護地頭の所務として、御領、諸家領等の定れる年貢滞りなき様に計ひ申べきの由、頻りに奏聞しければ、此事いかゞあるべしとことりく、御沙汰ありけれども、ともかくも頼朝が機嫌よき様に、彼が願ひ黙し難く、又清盛以來は御領、諸家領共に定りたる事なく、名計にて年貢奉らず、皆困窮に及び給ふ故、頼朝が支配に任せ給ふならば、定り限りある年貢、浮所務も滞りなかるべければ、差當りては便宜成計ひ也とて、終に頼朝が望に任せ、總追

捕使の職を給はりけり、されども遺置所の地頭等、或は法を守らず、諸家并寺社領なんご一圓に押領し、百姓等本領主を蔑にして、年貢も遣はさざりけり、其外狼藉のふるまひ以の外成ければ、本領怒り歎き、此事を頻に都に訴ふる、依て院より頼朝方へ狼藉停止すべき由仰下さる、頼朝驚きたる體にて、彼狼藉の地頭を制し或は改易しけれ共、諸國に狼藉絶すして、争亂終に止ざりけりとなん、

海錄卷之五

一丸木弓 中國古代用ゆる所の弓、皆丸木弓也、神代に天梶弓ありてより後、梓弓、檀弓、楓弓、栢弓など見えたり、丸木弓は膠を用ひざるによりて、夏秋の濕深き時にも、弓に狂ひの出る事なし、又雨露に逢ても然なり、木弓を朝鮮などにも、今に角弓と雙べ用ゆる由、今も蝦夷、山丹のあたりには、木弓ばかりを用、おのれも山丹の弓は見たり、皮のつける儘にて、弦には木の皮を用、貞丈漫筆云、「今の世の人、木弓は引折べきかとおやぶみ思へり、射て試るに折る、事なし、木理の用方也、丸木を削に、木理を板目にすれば引折る、楛目に取べし、木を擇むに、木理の直なるを用べし、木理のねぢれたるを用べからず、長さは人々の手の寸にて七尺五寸にすべし、曲尺、竹尺を用ひず、たゞ春草に見えたり、再び按るに、弓材の事委しくは、冬草に弓材考一篇あり、

又云、「後漢書一百十五、東夷傳第七十五曰、倭在韓東南大海中、中略、其兵有矛、楯、木弓、竹弓、或以骨

爲鐵、魏志卷三十、倭人在三帶方東南大海中、中略、兵用三矛、楯、木弓、木弓短、下長、上、箭或鐵鐵、或骨、短、下長、上、略、これら我國に木弓を用ゆる事を、彼邦にもいへる也、

二鐵の立たるを抜く法 鐵の射立られてぬけざるを抜に、鐵の根の方を釘抜にてしかと嚙へ、鐵槌にて一つうちて抜けばぬくる也、これら兵家者流の傳也、承久兵亂記續群書類從卷五 百七十二にあり、卷之下、重忠さへ、戰ふ事といへる條云、「さうの三郎ひたひをいぬかれ、わか黨の肩にかゝりてあるく、道に休みて矢をぬくに、からばかりぬけて根はとまる、わづかに五分ばかりしりの見えたるを、右にて打ゆがめて、くはへてひきけれどもぬけず、かなばしにてひきどもぬけず、さういかにもしてはやくぬけとおめさけり、ゆみづるをまがりめにゆひつけて木の枝にかけて、はねきをもてはねたればぬけたり」と見えたり、此等釘抜などなき時は心得べき事にこそ、

三佛像に玉眼を入れる事 佛像に玉眼を入れる、事は、奥州の基衡が金堂を建る時、雲慶の始めし由、膾餘雜錄卷の四、丁左、遠碧軒記卷の下佛事部、百十四、鷹峯群譚

卷の五十七等に見えたり、是はもと吾妻鏡卷の九、
 七、文治五年九月十七日條云、「一毛越寺事、堂塔四十
 餘宇、禪房五百餘宇也、基衛建立之先金堂號圓隆寺、
 鏤金銀、繼紫檀赤木等、盡萬寶、交衆色、本佛安
 藥師丈六、同十二神將、註云、「雲慶作之佛菩薩像、以
 玉入眼事、此時始例」と見えたるによれる也、

四富突考 鹽尻云、「攝州箕尾山は辨財天を安する
 地、其所に福の富突とて、中頃より博奕の如きことを
 し侍る、(頭書、滑稽談卷二、正月下、箕尾山富の條に云、「毎年正
 月の七日、二月三日、秘密の偷伽に衆人の悉地を祈る、今の富
 三の次第ありて、突富る人ば、與福さて御札供物などを戴く由也、
 今に至りて天子より内侍宣などありて、及びふの會後あかりの富
 て札守を禁裏へ毎年奉る也、又百姓町人の得たる富は、賣買などに
 する事ぞかし、一説、富突山、八雲抄に近江の國といへり、夫木、君が
 よは富つきの山のさきく、に榮えどまざる萬代まで、兼隆、○箕尾の
 富、嘉長喜四の冊二、伊勢物語知願抄の三芳野のた、近年戲場な
 のものかりの歌の註に、たのもしの事をいひたり、) 近年戲場な
 ごとにて、扇、帛子やうの物を出して富突をし侍りし
 が、この頃は天狗頼母子なんぞ稱して、金銀をかけて
 富突す、(頭書、和訓栞十八の廿二云、「さみたまふは賑給也、五
 月に行る、政にて米鹽動文などいふ事あり、貧者を富し
 むる意なり、○近世神地佛場にて行る、さみまふ云事、是によりたる
 名なるべし、富つきといふ是也、) ○成形圖説十の廿八云、「俗に登
 美といふのもあり、こは昔賑給さて、國史に往々ある事なり、年
 の五月に行はる政にて、米鹽などの酌酌あり、貧きを富しむる意な

り、このこと絶てより、民その事に倣て各々より合て、賑云を企し
 にや」といへり、又云、「もあひはたのもしあひの資ける也、(第十二卷
 無盡蔵の條、去歲奈良、伏見等に殊にはやりて、大なる
 博奕となれり、(頭書、埋草卷五に、寛永十二年二月二日よりとい
 博奕となれり、(頭書、埋草卷五に、寛永十二年二月二日よりとい
 札、富と賑をばひ取らるる春といへる句あり、此賦のもの、富
 の札と付たるならんが、さらば寛永より富突といふ事ありしるべ
 し、埋草は寛文年間刻本也、○美成云、尤草紙上の十一、頼もしの
 札つきあてたる」といへる、可併考、○日次紀事正月の條(一の三十
 一)、今茲丁亥、(寶永四年、江州石山寺如意輪像、帳を開侍る
 に、寺僧と處の民と議して富を突かす、凡一番の富十
 勿の札を入ては金三十兩を取れり、斯りしかば四方
 より群聚して、一を突あてんとする程に、多く金銀を
 さられ侍る、處の民飛脚を立て諸方へ彼札をくばり、
 日を定てあなたにて富をつき、あたれば又使をして
 彼の金を贈ること、俳諧前句付とて此頃はやり侍る
 わざこ一般なり、嗚呼博奕は天下古今の大禁なれば、
 又かゝる事を巧にして、利潤を張り慾海を漁り侍る、
 ともかくにも世人利を先とする風俗なれば、口舌
 を以て言難し、嗚呼云々、太宰徳夫が刺牌記曰、「紫
 芝園之西北三里有護國寺焉、歲庚戌九月二十三日、
 余閒居讀書、聞門外人聲譁譁、問於家人曰、何居、
 家人曰、護國寺有刺牌戲、都人赴之也已、余曰、然、

吾固聞之、夫刺牌者、用木爲小牌二十餘萬、書戲
 者姓名居止、置大函五以藏之、欲戲者先納銅錢
 十二文於場主、而後得投入牌一枚於函中、函亦以
 木爲之、方數尺、高稱是、蓋之中央有孔、方數寸、
 掩以木版、版之中央又有小圓孔、可容錐柄、錐長
 三分、令可刺牌一枚而無餘、戲者咸集、投牌
 每函四萬餘、則納錢凡二百五十餘萬矣、於是蓋函、
 浮屠執錐、由木版圓孔直下刺函中、覺有所中
 而引上錐、錐柄帶木版、出所刺牌於蓋之方孔、一
 人從傍視其牌、審其題名、乃呼曰、某處某甲、是人
 乃得賞錢十萬、又刺一函如初、每函一刺五刺、所
 出賞錢共五十萬、所留二百餘萬、場主收之、此其大
 略也、平安有仁和寺、皇子某法親王所主官寺也、享
 保新政、凡海内神廟佛宇係官修造者、一切止其修
 造、於是仁和寺壞、而官不爲修之、寺僧因請開刺
 牌戲場於東都、收牌錢以葺本寺、朝廷聽其所請、
 寺僧乃奉毗沙門天王像於護國寺、以正五九月一祭
 之、因爲此戲焉、若請天王臨場云、太宰子曰、仁
 和寺者故宇多上皇之宮也、上皇爲僧故、其宮號仁和
 寺、後繼其席者皆皇子也、至今不改、且有田園、

其寺係官修造、尙矣、今而官不爲修之、則寺僧宜
 具其故實、以請於官、不得請則宜索其田園之入、
 以葺之、及其葺之也、當舍其厦屋而葺一堂、
 室、吾聞之、托鉢以乞食於城市、歸而坐禪於樹下石
 上、釋氏之道也、若然者、何堂宇之不修哉、又何必
 修耶、今乃開戲場、以小人之錢、以葺其華屋、豈能
 仁氏之道哉、夫刺牌者博之屬也、僥倖之事也、民之
 好僥倖、國之害也、彼其祭天王、使其神臨之、非
 黷即誣也、夫天王者果君子邪、則不宜勸民僥倖、
 即小人邪、則其鬼不靈、何能禍福人乎、且天王如
 能富人、則宜出其所有以予之、何爲取諸人、以
 予之乎、況少予勝者、而多留其餘、以自利乎、然則是
 天王因富人以自富也、君子而若此哉、然夫天王者
 木偶人何知、余故曰、非黷即誣也、今夫十萬雖富、然
 投牌者二十萬人、而中刺者止五人、則是不及萬一
 也、而人尙爲之甚矣、小人之好僥倖也、夫民生在
 勤、僥倖者民之病也、國多僥倖之徒、國之病也、故善
 治民者、察其勤惰、行之賞罰、闔觀之門、塞僥
 倖之路、
 私云、鞍馬山妙壽院、富根元之事、寶印と申候て毘

沙門守護之祕符にて、熊野山牛王寶印之類にて、毎年正月十一日禁中へ獻上、御城へ獻上之卷數の中にも封じ、往古は信心の輩へ關取にて施候由、是富突の始なりと云、

天明七年の御斷、下り留に委記し有之、以上富突の事、南畝翁所撰、美成云、昔は富突の事、江戸に洽ありしと聞けり、おのれ物心附ては、谷中感應寺にのみ月毎に興行ありし、其後今よりして四歳五歳が前に、湯島天神と目黒不動とに出來にけり、この二ヶ所、文化九年申歲に始る也、去る巳の歲文政四年の秋、所々にこの事御免あり、その時の町觸を左に載す、

町觸之寫

野州佐野春日岡境内奉勸請候御宮、修補難相成程之大破に罷成候に付、今般造立爲助成、月富興行御免被仰付候に付、當巳九月より來る申八月迄、中三年三ヶ年の間毎日一度づつ、上野廣小路於常樂院興行致し候に付、右の趣町中爲觸知度旨を、春日岡相願候處、願之通り相濟候に付、可觸知者也、
右之通從町御奉行所被仰渡候、
巳八月廿九日 町年寄役所

町年寄役所

中宮寺宮御使 村上集人

中宮寺宮御勝手向御用御困難に付、爲御助成、月富興行御免被仰付候に付、當巳十月より來る子九月迄中年七ヶ年の間毎月一度宛、新材木町杉森稻荷社内にて致興行候に付、右の趣町中爲觸知度旨相願候處、願之通り相濟候に付、可觸知者也、
芝神明本社其外爲造營、月富興行御免被仰付候に付、於社内當巳十月より來る子九月迄、中年七ヶ年の間毎月一度宛致興行候に付、右之趣町中爲觸知度旨、別當神主相願候處、願之通相濟候に付、可觸知者也、

右之通從御奉行所被仰渡候に付、町中裏々迄寄々可申開置候、以上、
九月廿三日 町年寄役所

下總國船橋意富日皇大神大宮司 富上總

右意富日皇大神宮境内に奉鎮座候御宮其外末社共大破に候、修覆爲助成、月富興行御免被仰付候に付、當巳十月より來る申年九月迄、中年三ヶ年の間毎月一度宛、淺草御藏前大護院に於て致興行候に

付、右之趣町中爲觸知度旨、大宮司富上總相願候處、願之通相濟候に付、可觸知もの也、
右の趣町御奉行所より被仰渡候、

町年寄役所

日光御門主御願濟、谷中感應寺にて興行有之候九ヶ月富、今度牛込寶泉寺富突場所、麴町平川天神社地に於て、繰替興行被仰出候に付、去寅年御願濟の年限中、正五九月相除、毎月是迄感應寺にて有之候振合之通り、當六月廿二日より致興行候に付、此旨町中可觸知者也、
右之通從町御奉行所被仰渡候、
午五月十日 町年寄役所

町年寄役所

美成云、江戸に始れるは右の如くなれど、京都あたりには公ならぬがいと多かるぞ、その外に越前の國の富こそ世にも偏くしれり、その札は木札の割符にて、その數三萬ありとぞ、かく行はれぬれば、人々ここかしこ打寄れば、富の事いひもてはやしぬ、己かの富突わざを見て一篇の紀事あり、左にのす、

富突を見るの記

富と貴とは人毎にほりするわざなれど、吾にありて

は浮べる雲も同じなど、孔子もの給へるを、あながちに求むること無下の心にはありけれ、その富といふ名を移しても、富突といへる事なるは、鞍馬の牛王に事起れるとぞき、其外みの尾、勝の尾などには出來にけり、江戸にも古くは數多ありけるが、殘ては谷中の御寺にのみありけり、近頃文化九年湯島、目黒のあたりにもいできにたり、今茲文政四年秋の末つかたよりして、此處彼處になんいできぬ、かく世に行はる、富といふもの見まく思ひて、霜月十かあまり三日の日、そらもはれ暖にて、小春ともいはん日なれば、湯島のみやしろさして到りぬるに、御前に富といふ文字かきたる箱をすゑたり、さて此處にも彼處にも、人のむれりて囁きあへり、そこ、さうかひ見るに、鉞うちよれるうばの、紙ひらに數かきたるを手にしていへらく、二分のこがねにあし三すじよりはひくべうもあらず、來る月は二分と半ばになりぬ、年の暮には、金に翼おひいでぬなどの、めきあへり、又側へには、さいふの中より南録さうで、札とかゆるもあり、或はこ、はかはり高し、杉森こそ二朱といふ銀にて、百の金にかゆめりなどいひありくをきくも、千五百計り

の札の中に、はやおのれ當りえたらん心にやと思ふもをかし、しばしして鼓の聲ひきければ、あたりさゝめきて、御社の御前へ人々つごひぬ、さて鼓の聲かすくきこゆ、御社の上には、上下きたるものの方此方走りめぐりなごして、稍ありて内の陣にて、法師のこゝらいできて轉讀の般若經あり、事畢りて、寺社與力さかいへる人のいかめしきが、從者あまた從へて御社の上くらにつきぬ、次に別當の喜見院向ひの右につく、その傍に法師よりいたり、袴のみ著たるもの二人をれり、さて石の御階の下に、名ぬしとよびて町の事司るものむれる、そのあたりに火の事の装ひしたる者、鐵棒うちつき立て守りゐたり、上下きたる者木札の箱どうでて打かぞへ、箕もて箱の中にいる、その箱を袴きたるものの、覆へしふり傾けてすゑたり、その時法師ひとり、錐もて箱の穴ある處よりつきいれ王ぐるを、又一人の法師恭しく雙手をかけて披どり、高らかに一の富五百三番とよべり、次も又同じく錐もてつくを、上下きたる者のとりて、一の富しかくと呼、夫より五十番まで事同じ、されど十番ごとに一たび、箱は覆へしふりかたむけてすゑ

ぬ、後一枚をつきごめといへり、これにて事はつ、社の人々も皆まかでぬ、打まもりたる人々もこゝかしこ立さり、もの賣あき人もみせだなごりをさめぬれば、あたりいとさうくしく、たゞおごなふものは松の梢の風のみになんありける、

五江州武佐墨 同じおり、◎文政五年六月廿四日、柳亭主人ある人の許より贈れるとて、江州武佐墨の古墨の纒に殘れるを見せらる、その質朴愛すべきもの也、今の墨の如く、型に入て拵へたる物にあらず、手にて捏ねて、江州云々の文字を押たるものと見えたり、それを石花墨もてすりたるを、左に載す、



好古小録卷の下にも、武佐墨の圖をのせたり、

六サンタマリヤの小歌 小歌松の葉卷の一、九々長崎といへる歌に、

「昔より今にわたりくるくろ船、えんのつくればふかのゑとなる、さんたまりや、このさんたまりやといへるは、天主教のヤンの母の名也、

七育の訓義

ハゴクムといへる詞には、育の字をあつれど、その訓の起れるは、羽舎の義也、〔頭書、源平盛衰記〕九々云、「鳥の雛をあたむるが如く字ける、」古本盛衰記十八卷曾卷の文覺頼朝勸進謀叛といへる條に、印本育とある所に羽舎と書たり、ソダテといふ詞も亦養育の義なり、これは巢立なり、〔頭書〕養をヒタンとよめるは自足の意なり、〔古事記〕十七の七十三、日本書紀神代下〔一〕に、「故皇祖高皇產靈尊特鍾憐愛以崇養焉」〔二〕とあり、美成云、今日本紀の刻には、崇美に作、ソダテをカタテに作るは非なり、元々集に引所の文を用ふ、〔元々集〕四の一、八行、此等の訓、皆鳥の雛を養育せる意より言ひ出たる訓なるべし、〔五體不具をたはさ云、空穂物語の歌に、あまたを雛養ふ云、唐土にも鳥を借ていふ事あり、清原元輔集に、宰相本介朝臣のうまごのばかま侍りしに、はぐくみて君すだてすばつるの子の雲の中になや千代をしまし、〕

八茶 我國茶の見えたる事、日本後紀を始めとす、然るを芝屋隨筆上廿二云、「季の御讀經の二日めに、行茶とて茶をひくことあり、年中行事歌合の左註に詳なり、天平の比よりありし趣なり、公事根元にもみゆ、伊勢の神庫の舊記にも、行茶の事ある由なり、大内裡の時は、方一町の茶園を置れし事、拾芥抄にみゆ、延暦年中の事なり、〔頭書、乘徳錄上の一、發揮拾遺編を引て、思渴之次、忽惠、珍茗、〕とあるを

もく、空海の師茶ある證とせり、○發揮拾遺編十六、思渴之次、忽惠、珍茗、香味俱美、每、噴除、疾、姚、荷、何、噉、〕建仁開山千光國師の喫茶養生記と云書もあり、旁以て茶を喫する事は古き事なり、〔頭書、性靈集卷三の廿一、茶湯一椀、道香、火不滅、〕同書十の三十二、〔設、茶湯之談會、醍醐之淳集、〕同書十の四十一、〔兼、茶、既、三、茶、喜、荷、無、地、〕夏山雜談三の卷にも見ゆ、輪池先生云、日吉社神道祕密記十七、云、茶木數多有之、石像佛體有之、傳教大師御建立所、茶實從大唐大師求持し給ひて有御歸朝、植此處、其後山城國宇治郡梅尾所々に植弘給云々、美成云、國史にいへるによれば弘仁六年也、さるを大内裡の茶園といひ、傳教大師の將來といへる、皆その上三十年計りも古く延暦年間の事なり、これらをもて茶いよゝそのかみよりあるをしるべし、

九狸をしりぞけし歌 横田袋翁の深谷政之助といへる人の家の庇に狸の來りて、馬を驚し、事夜毎なりければ、守護札などさまゝにすれども止す、とかくせん術のなかりければよめる、

心せよ谷のやはらだぬきはのみなれてこそは身も沈なれこの歌にて止みけると也、美成云、此歌は催馬樂の貫河に、「ぬき川のせいのやはら、たまくらやはらかに」

云々といへるをよめる也けりと、輪池先生の給ひし、〔頭書、物を伏するには、そのもの名をわづらふむといへり、〇北條氏康の城中にて、夏まつれの鳴ければ、氏康「夏はまつれに、なく蟬のから衣ものれ、か身のうへにきま」右狂歌咄三の三まに見えたり。〕

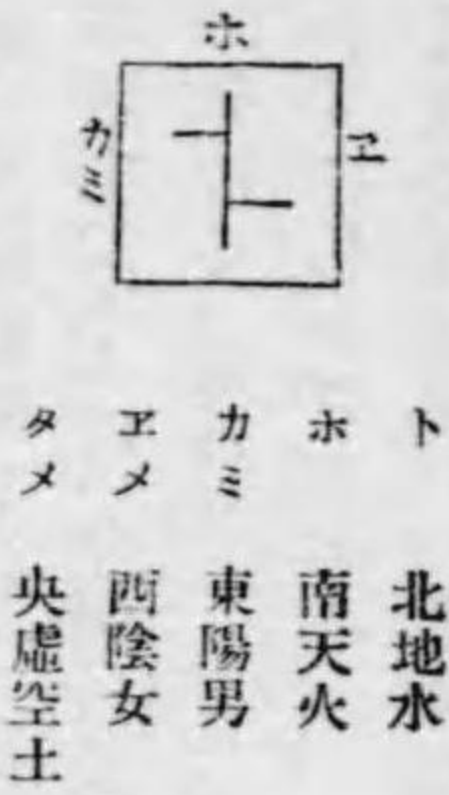
一〇男子の短髪 駒谷芻言云、「公家の髪を截しはいつ頃よりと云ことを、久しく人に間に、知る人なし、源平の頃までは、北面の武士さへ斷髪せざりしにや、遠藤武者盛遠が、源亘が妻袈裟といふ女に戀慕せし時、暗夜闇中に忍入、夫の首を斬れとたぶらかせし時、夫に髪を洩せておかん、髪を沾たるを證して斬給へと云へり、今の如く男子の髪短からんには、沾たるを證とするに及ばんや、〔頭書、美成云、駒谷の言其誤れり、思暗し、遂にはかやうの事あり、先源平盛衰記卷十九の五ま「我身は髪を濡し、たぶさに取て烏帽子を枕に置」こあり、たぶさに取こ云は、一にぎりに締切たる事なり、此時よ、りもいこ古く、男子は髪を切たり。〕

一一正風俳諧 俳諧といへるもの、古くは連歌師のいひ出たる事にて、滑稽を本とす、山崎宗鑑、荒木田守武などより出来にけり、今よりしては彼等の流を古流といへり、其後芭蕉といふ者ありて、俳諧一變す、世にこれを翁と稱す、この流を正風といへり、今絶て古流を唱ふる者なし、この正風を或は蕉風の蕉芭蕉

なりと心うる俳諧師などもまれにはあれど、それはいたく心得違ひ也、正風とて正しきといへる意なり、美成按ふに、この正風の字は、耳底記などに、幽齋の話をしるして、「正風體抄にまなこをつけてみるべき也、〔四十六〕といへる事あり、その頃和歌者流の斯くいへるをもて、俳諧にも正風といへる事を唱へそめけるにやあらん、

一二龜ト 龜トは唐土にも絶たり、史記の龜策傳にいへる説、信用し難し、さるを却て我國には、多く隋唐の制度傳はればにや、龜トも纔に傳へあり、延喜式神祇式曰、「トニ庭神祭二座、龜甲一枚、竹二十株云云、凡祭主取ト部堪事者一任之、其ト部取三州ト術優長者、〔伊豆五人、壹岐、と見え、又職員令義解曰、「ト灼レ龜也、兆者灼レ龜縱横文也、凡灼レ龜ト吉凶者、ト部之職」など見えたり、且釋日本紀に龜兆傳といへるものを引用せり、今も世に龜ト傳とて、ト部家傳、萩原家傳、龜ト秘訣、四宮傳、軒廊御トの五部あり、大概を見るにたれり、今も對馬州には殘れりと聞けり、その由白石先生の紳書、〔八丁、鳩巢の逸話、二の八、などに見えたり、〔頭書、閑意雜錄三の十三、逸話、二の八、日本國風三の四十二、對馬龜ト傳曰、

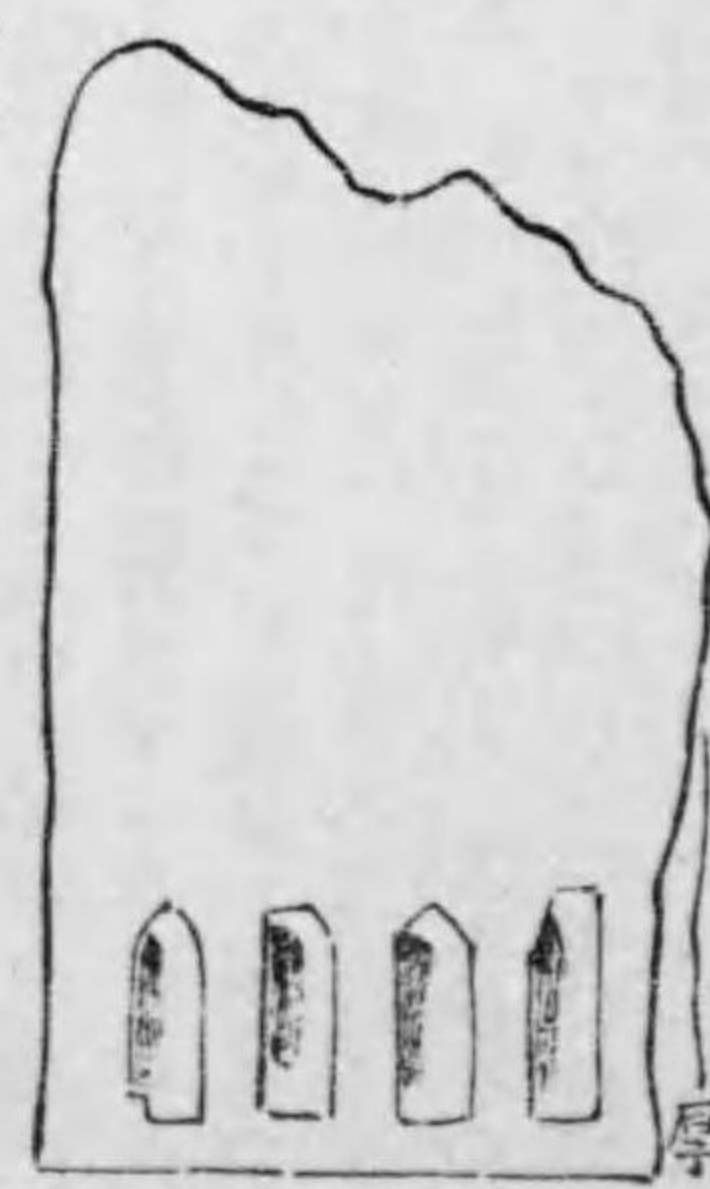
「龜甲は生たる龜の甲を放し用るに非ず、浮れ甲を用ふ、浮れ甲とは、海龜の甲のおのづから放れたる龜甲の、大き三四尺に及もの、浪に浮れて磯邊へ流れ寄を取、小斧にてあらけづりし、肉をも能すり二三分計にして、裏表より荒砥にて能すり平め、又青砥にてすり磨き、上を合せ砥にてすりうつくしくす、別して表の方を能磨くべし、磨あしければさけめ見えす、



一たびトするに五つさる、きりたる方よりあぶりて、表にて占ふ、今トする所、その形古へと異なるにや、左に載す、

- 龜ト判断
- 一番作物出来方
- ミトよろしくホ輕し、依て生立方はよろしく、實入不レ宜趣判断仕候由、
- 二番御船出帆日和

ミトよろしくホ輕し、依て六月十五日前出船無レ之由判断仕候、
三番漁獵
ミトよろしく、ホ不レ宜、少々づつならでは漁獵無レ之よし判断仕候、



一三酒を煖むること 今の世酒をのめるに、必ず煖むる事なり、これを燭といへり、冷と熱との間なる故に、間を音にてかんどいふ、世俗火扇に作りて文字を分つ、いさあがれる世にも煖むる事はあれど、四時ともに然するにはあらず、〔頭書、柳亭主人云、「徳元の初學抄書の中に、扇は四時ともに用ゆる物なれど、夏は永年間の撰へるも四時ともに煖め飲めど、あたため酒といふ事は冬の季也とあり」〕延喜式卷三十九内膳司、七、土熬塙、これ今の燭鍋なり、和漢朗詠集、〔註本卷三、林間煖酒燒紅葉〕といへ

る詩、人ごこにいへど、これは唐の白樂天の詩なり、
白氏文集卷十四に見えて、題「仙遊寺」の詩なり、此等
を見ても、酒を煖むるの古きをしるべし、温古日録卷
九、廿七「煖酒、重陽の宴よりあたゝめて用るよし、一條
冬良公の御説に見えたり」とあり、是にて四時ともに
今の如く酒を煖むることの、昔にあらざるを見るべ
くなん、

一四 兵家の要語 紀効新書曰、「鞅弓重箭、快馬輕
刀、非_レ老_レ於戰陣_一者_一不_レ能_レ知」と見えたる由、赤城ぬ
しの話也、按ふに、今強弓長劍の、身の力不相應なる
ものを持って、豪壯を一時に示す輩は、實に治世の俗を
驚かすにしかざるのみ、

一五 水破兵破考 源平盛衰記卷十六、十四曰、賴政卿
の鷁を射る條に、「水破兵破と云、鏑矢二つ差、雷上動
と云弓を持せたり」と見ゆ、ざるを南留別志卷一、二十
云、「らしいしやう籐といふは、賴政卿の弓の籐のやう
を傳へたるなり、らしいしやうは賴政といふこと也、深
き道理も異なる仔細もなき事なり」といへり、あやま
り也、南留別志はとかく斯る説いと多く、辨慶の武藏
坊と名のれるは、弁を片かなに分ちてムサとよめる

ならんなど見えたり、赤城曰、隋の時長孫晟が弓勢の
強きを、突厥の夷共が怖れて、聞_三其弓聲_一、謂爲_三霹靂_一、
と云こと見えたれば、古今名賴政の雷上動も、其弦音
の高きを賞美して、かく名づけたらんもしるべか
らず、されどもしかどしたる證據なければ、是亦杜撰
なるべし、

一六 萬葉集 夫木集 萬葉集昔は世人の徧くも讀
ざりしものとぞき、し、その故にや、世に萬葉集にあ
りしともしもいふ歌の、本集になきがいと多かる、先
つ二つをいはい、樂しみは夕顏棚の下す_一、み_一といふ
歌、なわしろ水のとちぐち_一などいふ歌なり、之につ
づきては夫木抄も然にやありけん、「秋なすびわさ_一、
のかすに漬ませて」といふ歌など、昔より夫木抄をの
み引て證すれど、かの抄になし、己これらの事に付て
思ふに、鬼貫元祿の頃のの獨言卷上廿、曰、「いにしへは
名所などに、物をもてつくる句は、古歌にても古事に
ても、慥ならん證據なき句は、附させ侍らず、某いま
だ甘にもみたざる頃、先師松江の翁と梅花翁と列座
の會に出で、
ちよき見には近きも遠し吉野山

といふ前句に、

腰にふくべのさげてぶらく

と付侍りければ、吉野山にふくべ其故ありてにやと、
師のどがめにあひけるに、當惑して先御前句といへ
ど、句前もどほく侍る間、付べきやうあらばその儘付
よと、ひたすら申されける程に、率爾の事をいひ出け
んと、一座の人の思へる所も面目なくて、

みよしのの花の盛をさねさひてひさこたづまへ道たどり行

と云古歌にすがりて付侍りきと、當座の作意をもて、
此歌をこしらへて答ければ、めづらしく候、これは何
にある歌にやと尋ねられける程に、たしか萬葉か夫
木にて見候といひければ、やがて執筆に書せられけ
る云々、これらも萬葉夫木には、世の人のしらぬ歌
多き故に、然云て座上を欺きしなるべし、

一七 糺汰みそ 徒然草一言芳談頭書、一言芳談卷一、
徒然草九十八段

の條に、「後世を思はんものは、糺汰瓶ひとつも持まじ
きことなり」といへり、この語砂石集頭書、砂石集卷四、
さいへに見えて、春乘坊の語なり、加州家にはサ、チと
て、糠をもて製せしみそありて、汗に立食する由開け
り、今俗にぬかみそといふ物也、今はこの物、野菜を

漬る計りの料とのみ思へど、己はぬかみそといへる
からは、もと汁に立食する料なるべく思へり、加州家
の習俗にも叶へばなり、諺にも、「女郎買のぬかみそ
汁」といふ事さへあるをもて見るべし、再按に、遂生雜
記卷上四十に、味噌ありて次に、奴加美會、或作_三糲_一、
未_レ詳_三本説_一、以_三米糲_一和_三入_三糲_一豆鹽_一、造成者也」と見え
たり、頭書、節用集、○運歩色葉集、○唐言字考、服食門奴部、○和語
燈錄、海篇詳略に「糲、以_三米和_一糲、淘汰也、○世談に、隣のち
んだみそ、明嘉傳記下、○新撰狂歌上の廿三、○糲糲集、○糲糲笑
下の廿九、○わがみそ汁」といへる事あり、○みそ、室町日記十七
十の、○古事談、○著聞集、みそに並べて穀類の部に出せる
を見て、ます、食料なる事疑べからず、

一八 定額の義 續日本紀に、定額寺といへる事見
ゆ、定額の義詳かならず、制度通六の十曰、「郷試より京
へ上る人數、是を解額と云、近思錄に、増_三國學解額_一、
至_三五百人_一と云り、小學にも又_三鑄_一解額_一、以_三去_三三利誘_一と
云、何れもこの事なり、會典には是を貢額と云、すべ
て額と云は公儀事にて、人物の員數の事なり、糧額、
定額の類にてみるべし」とあり、この文にて額字の義
明なり、頭書、四宮記目錄臨時の二に、定額、御佛名導師の名あり、
の三、○三代實錄四の四、にもみえたり、○徒然草下、(野槿下四
見たり、すべて數さだまりたる公人の通號に、○續記、一六

寶元年八月、皇親年滿者、不論官不、皆入賜祿之額、○本朝文粹五の卅六、請被下以施無畏寺爲定額寺上狀、○兵部式に「太宰府、定額兵馬二十疋之中、十疋牧馬、十疋並分置、鴻臚館備急連之儲、○十八史略七の四十二、永爲定額、○解額の義、詳々に見えたり。」
 定額 此は額府の者
 額 此は額府の者

五代史劉審交傳、晉高祖、拜審交三司使、議者請、
 檢天下民田、宜得益租、審交曰、租有定額、而
 天下比年無閑田、民之苦樂不可等也、遂止不
 檢、而民賴以不擾、
 元稹錢貨議、自國家置兩稅以來、天下之財、限
 爲三品、一曰上供、二曰留使、三曰留州、皆量出以
 爲入、定額以給資、

小學六の六、制、尊賢堂、以延天下道徳之士、總解額、陸運註云、
 解額、實也、額猶、數也、と見えたり、○會典曰、國初官民田、稅糧
 俱有定額、(制度通八の二九)、○古事記傳十七の五十九、に、國
 史大同三年の文を引て云、定額華人云々、○類聚國史云、以神額
 寺爲定額、今此地勢沙磧、不宜墾場、伏望、高尾寺、以爲定
 額、(山城名勝志九の五、引)、○弘法大師行狀記圖卷十三、一東
 寺定額僧祿實云し人、臨時祭式に無有定額と云々、(出雲神
 壽後釋三丁、引)、○類聚三代格太政官符に、去天平勝寶中、始建
 件寺、承和年預定額寺、(鹿島志下二の廿八、引)、小松天皇
 光孝天皇なり、仁和元、八、十三、神應寺預定額、扶桑略記廿二の
 八、○三代實錄卅三、一、以近江國坂田郡伊吹山護國寺、列定額、
 ○品字箋(丁集五十一)、真十九、額字註云、一定也、故成例謂之額
 規、實定數謂之解額、○成形圖說七十五、むかし物の定めある
 を定額といひ、額後に多加と訓めり、今田穀幾不定たる上にて

高云は、定額の意なり

一九父母ある者盆中食魚 明月記曰、「天福元年七月十四日丙辰、二代之御盆、存例送嵯峨、○俗習有父母者、今日魚食云々、於予不忌憚、適好念誦者、齋日葷食、極無其詮、訪世々父母事、不可依今生二親、禮儀類典百四十九卷引、盆中兩親ある者魚類を食すると云事も、古きこと也、

二〇五月生子を忌む 大鏡裏書七の「五月生子事、史記曰、孟嘗君名文、姓田氏、父曰靖郭君、田嬰有子、名文、文以五月五日一生子嬰云々、曰、五月生子者長與戸齊、將不利其父母、」今も世に五月生る、子をいむは、此等の事によるか、我國もいと古くよりの習俗なり、(頭書、五月生子を忌むよし、廣雅抄一の九、○攝保己一五月五日の生れ也、然るに家を興し子孫榮ゆるは、古來の俗説を破する也)

二一六月朔富士参り 鎌倉年中行事下二、曰、「六月朔日、御祝如常、富士御精進七日有之、御近邊飯盛山之富士へ参詣有之、按に、今江戸にても、年毎に六月朔日富士詣でて、駒込、淺草の富士へ人々詣づると也、その日麥藁にて造りたる蛇及び團扇、今に蛇の團扇は近、又五色に染たる網の袋を賣るなり、

二三天狗根性

源平盛衰記十八廿七、に、文覺が事をいひて、元來天狗根性なる上に慢心つよくとあり、

二三三島曆

豆州志稿卷七曰、「三島曆の名舊し、河合氏製す、當時は豆相二州に行ふ、其家傳云、光仁天皇寶龜中、三島宮神鎮内、曆門埋橋に、六百坪の敷地を構へ住す、宣明曆迄曆算を爲し、之れを天子に獻す、又世々將軍家へも獻すること至今、當時は公儀より寫本渡りて版本とす、宅中に曆宮を祀る、社宮司明神と云、室町日記に云、貞治七年三月一日改元、吉書施行武藏相摸伊豆、北條五代記云、關東曆、伊豆の三島と武藏の大宮にて作り出す、一年十二月に大小の違ひあり、其頃安藤豐前守博學の才智ある故、氏政此れに尋ね給へば、豐前云、觀喜我國觀喜の紀號なし、年中、龜算木を負て伊豆の三島に上る、里人奇異の思を爲せども、その謂れを知らず、乃宮寺に納む、其後新羅國より一人の老翁三島に來り、此算木を取出し、博く曆法を説く、今本朝に弘まる、安部氏道滿の二流ありと雖も、統て一也、尤三島曆正説なる故、氏政も御用なるべし、按に、三島曆の起り、今不可考、而川原谷村に道の經營せし宅地とあり、白山堂村と日向村の民家に、安部晴明村に晴明家あり、皆證據なし、

美成按に、日用工夫集空華、應安七年三月四日、浴于熱海、蓋三島曆、以是日爲上巳節、故作詩記之、と見えたり、志稿引ところ室町日記の方、七八年も古しと雖も、吉書とのみありて、三島曆の名は見え、さらば此書に見えたるをもて、その來れるの古き證とすべくやあらん、再按、類聚名物考卷九曆部曰、「今の世にも假名文などの甚だ細かなるを、三島曆のやうなるなど云へり、昔は伊豆の三島より曆を出せるとかや、今伊勢より多く出すが如し云々、近年久しく絶しを興して、又三島にても曆をいたすなり、竹齋物語卷上云、頭巾は三條唐物や甚吉殿のおかたより、赤き綿を百目ばかりのその内に、心を盡し縫立て、播磨杉原七枚つぎ、三島曆に大般若、春の日通る牛の尾に三間繼を結付て、長文をへてやられける、」とも見えたり、

二四田穀をタノミと云

古今和歌集戀五云、小まぢ、秋風にあふたのみ、そ悲しけれ我身むなしく成ぬと思へば、顯昭云、「私云、秋風にあふ田の實とそへたり、それを特によするかい、榮雅抄云、「田の實を頼にそへ、人の飽にあふ、たのみかなしとなり、今按に、八朔をたのむ

の説といへり、公事根源卷下、に、八朔風俗の條に、「はじめは田のみとて、米を打敷、かはらけなごに入て、人のもとへつかはしけるとかやいこの節は、後深草帝寶治元年の頃に始れり、詳かに、民間時、令卷の三にあり、田の實に頼を通はせいへる事、小町の歌に見えれば、いと古し、その稱呼これらにや基つきけん、又孟子卷の十一左云、「富歳子弟多賴、趙註云、富、さいへるも、年穀を頼みといへる事の縁あり、これらまでほり求むるは牽強なれど、思ひ出づる儘併せ記すにん、

二五某阿彌といふ號 貞丈漫筆曰、「遁世者の何阿彌と名付ること、黒谷上人傳に云、大佛の上人俊乗坊一の意樂をおこし、自南無阿彌陀佛と號けらる、是始也、美成云、俊乗坊より始ると云は誤なり、其説如左、源空上人傳又云、十六門記十一云、「東大寺の大勸進俊乗坊重源上人云々、我名を南無阿彌陀佛とぞ號せられける、我朝の阿彌陀佛名は此より始れり、繪詞傳第四段に、又此事をのせて、十六門記、丁左、繪詞傳、廿七卷第、文治三年十月の事とす、並云、「建曆二年正月廿五日寂、春秋八十に満たまふ」とあり、按に、源平盛衰記卷十九七左、文覺發心の條云、「遠藤武者も入道して、左俗の時の盛遠の盛をとり、盛

阿彌陀佛と云けり、この阿彌陀佛號、文治に先だつ事遠かるべく思はるれば、時代を考るに、日本史卷一百六十一本傳云、「正治元年頼朝薨、文覺陰圖不軌、事洩流于佐渡、中略、盛衰記、平家物語、作三條殿、竟不食而死、時年八十、八坂平家、今從三帝王編年記、百練抄、按百練抄卷十一三左云、「正治元年三月十九日、文覺上人配流佐渡國」とあり、思ふに、文覺の死源空の寂に先だつ事十年、その盛阿彌陀佛の號は、渡が妻袈裟を殺せし時の事にて、文覺十八歳の事なり、正治元年八十として逆算するに、其十八歳の時は保延三年に當れり、俊乗房阿彌陀佛號つけし、その五十年前にあるを見てしるべし、

二六阿伽の水重語に非ず 俗の言葉に、ひる日中よる夜中などいへる重語多くあり、されどこれらの詞、物語ぶみにも見ゆれば、いごあがれる世よりもいひ來にけんかし、佛書に阿伽の水といふ事あり、これも世には重語といへど、思ふに左にはあらず、梵語阿伽に三義あり、水を阿伽といへるは、よの人しる所也、猶空をも色をも阿伽といへり、俱舍論卷一二十云、「阿伽、謂積集色」、また「阿伽即空界色」と見えたり、さらば此等をわかつたが爲に、阿伽の水といへるなる

べし、その例をいは、謠曲程々に、「これはもろこしかね金山のふもと」といへる文あり、これは金山、經山いづれも唐音にてきん山なれば、それを分たんとて然よべるを、世にいひ習へる事なれば、謠曲にもその儘どりて作意せしにやあらん、

二七清原雄風の歌 清原雄風が歌集、この頃新刻せる中に、「花のさかりに、こがね井と云處の川づらにてよめる」と端作ありて、

たまこほりこがね井といふ里の名をみかくばかりの花盛かな
といへるが目とまれる、意にて覺たれば記す、

二八楊嶋曉筆作者考 楊嶋曉筆は、世に一條禪閣の御作の由云傳ふれど、左にはあらざるべく思ひ居たり、或時塙檢校保己に問ふに、深草元政の作なる由いへり、夫も又あまり近くて、信難くやあらん、この頃八月廿七日ふと聞したりしに、卷の十九鐵樹の條に、「予九州を俳諧せし時、薩摩邊にて見侍りし鐵樹といふ木侍り」と見えたり、この文にて按ふに、禪閣の御作の事はもとより謬なれど、元政にてもあらざる事疑ひなし、天正前後の諸國遍歴せし人の作にやあらん、

二九東坡詩 「東坡詩云、貧家淨掃地、貧女巧梳

レ頭、下士晚開道、聊以拙自脩、朱文公每借此句、作話頭接引、窮鄉晚學之士、玉露谷雲集續、篇の廿五又東坡洗兒の詩に云、「人皆養子望聰明、我被聰明誤一生、惟願孩兒愚且魯、無災無難到公卿」とあり、この詩人口に膾炙せり、實に坡子聰明に誤らるゝものといふべし、（頭書、慎子曰、諺云、不聰明不能爲王、不賢不能爲公、太平御覽四百九十六之四左諺下）清の查爲仁の蓮坡詩話に、「牧齋多遊戲、筆墨有友、東坡洗兒詩云、坡公養子怕聰明、我被癡誤一生、還願生兒猴且巧、鑽天鷄地到公卿」と見えたり、

三〇御註孝經跋人名 道遙院内府の眞跡御註孝經の跋、その中人名のしれざるあり、左にしるす、是は屋藏版なり、考も即先生書入なり

公忠公 三條、稱三法輪三條家、八條太政大臣十代、後小松院外祖、左大臣實量公、應仁禪

龜童公 大内左京大夫義隆卿幼名、武者物語上の九、龍翔院右大臣公敏

祥空 公出家、號祥空、三條西道遙院内府實隆公法名

堯空 三條西道遙院内府實隆公法名

三一閏月の閏を作潤 續紀卷廿九十一、潤六月とあり、書紀卷二十三、潤十二月ともあり、（頭書、古今六帖一巻の目錄

に潤月とあり

三二鳥摺 永仁六年八月五日竹林院記なり御幸始の條に、「右府生秦久康志々良練貫袴、押錦と見えたり、

三三文字の説

田澤宗伯云、「按ふに文字といふもの、いともく唐土のその古へ作りいでたらん時を考ふるに、紅毛などの如くや、横行にかきたりけんと思ゆる也、そのよしは、今篆文を按ずるに、横なる文字まゝあり、目の篆の也、目もと横に付てあるからには、横なる方正しきに似たり、車の篆也、是は形状横なる方まさり、これらの類をもて推すに、竹簡漆書の時は、今の懸物の如く、堅さまに見るやうにして、文字をば竹なりに、左より右へ横に記したるにやあらん、孔壁の古文も、壁にかけたる儘塗こめしにやありけん、それを浮世には、今の巻物の如くよみたるもの故に、讀めざるがいと多かるにや、再按ふに、文字を豎にし、上より下に讀下しに書けるは、李斯が小篆よりや初ならん」といへり、これも一説と思ふ也、魚作余、水作非、通雅卷首之一の十九云、正の巫樹、舟、舟、車、由、縱、而、橫、外、獨、美、犬、豕、龜、各、道、本、象、云、通、雅、に、右、の、如、く、あり、て、縱、横、の、説、なし、

三十四一人の子を餘一と云事

昔は人の名今と異

なる事は、已に先哲の説くさくあり、その中太郎次郎三郎と次第に名付し事世人しる所なり、さて十一人に當れるは十郎より上なれば、あまの義にて、餘一といへる也、那須餘市も十一人めに當れる子ゆゑなり、頭書、日本國風二の廿二云、或記云、平惟茂、餘一、爲三十二(十二オ)金子十郎家忠云、家忠が弟に金子の與一云、按、盛衰記四十二(十二オ)云、あり、十郎の弟與一、那須十郎の申條に、弟にて候與一冠者云云、なるは尤證すべし、

三五杭州音

字彙の音、玉篇などは異なり、これは杭州といふ處の音也、これを長崎などにては杭州音といへり、因に云、誹諧の誹、字彙に音ヒとあり、故にハイとよめるはひがご也といへる人もあれど、さにあらず、禮音履とあり、これはリイと杭州音にていへる也、それを相通にてレイといふなり、ヒも亦然り、ヒイを通音にてハイといふ也、

三六達生錄抄七條

達生錄上十四云、「快活無憂散、一味除煩惱、一味斷妄想、右二味等分、爲三極細末、用清淨湯調服、此方藥味雖少、奏功極大、〇和氣湯、先用忍字、後用忘字、此方專治一切客氣、怒氣、怨氣、抑鬱、不平之氣、勝於鞠越丸、平胃散、多矣、同書上廿一云、是月九月初十、以硃砂點小兒額上、謂之天灸、以厭

疾也、美成按するに、今この邦にいへる、京師御靈のいんの子に似たり、同書上廿七、詩云、皮包骨肉併尿糞、強作嬌嬌、誑惑人、千古英雄皆坐此、百年同作一坑塵、按ふにこの詩は、古歌に「骨かくす皮には誰も迷ふらん」などいへるに、趣似たりと云べし、同書上廿八、呂純陽云、生我之門、死我戸、幾個惺々、幾個悟、夜來鐵漢自思量、長生不死由人做、同書下二、飲食玄訓云、「司馬溫公在洛、文潞公、范忠宣公約爲眞率會、脫粟一飯、酒數行、詩云、隨家所有自可樂、爲具更微誰笑貧、惜福養財、有補風化、不レ小、同下三、云、飲食須用煖、蓋脾胃喜温、不レ以冷熱犯之、同下八、菜豆作枕、治頭風、目明、三七妙藥 矢筈草、俗に現の證、この草をとり、みそ汁にて食する時は、痢病に甚だ妙なり、又瘡病にもよし、都て蒸氣を立る功あり、〇靈妙三神香、これも瘡病及び疫病等に甚だ功あり、且又雷の時、燒時だけがあつた事なしといへり、〇巴豆、斑猫等の毒、ふぐなどはいふに及ばず、その外咽喉に蕃椒等つまりたるにも、油を飲時は忽その病を免がる、といへり、〇薺、菴、むら立草と鼠尾草と大に和、白朮是は少し、と陳皮を中

に入用ゆれば、溜飲に妙なり、胸のやくる時は、櫻茄これは梅の花と梅花を加へ用ゆべし、〇胸のやくる計りの妙薬は、鹿角霜、大沒藥、中芒消、中、この三味にて忽ち癒る也、これは内科選要の法也、〇蘭名のアンチモニイといへる物を、吉田長叔が鱗礦と翻譯せり、これは金山銀山などよりいづる石也、梵語にアンゼンナといへり、それを不空絹索眞言經に、銀礦と譯せし由、〇硝石のやきかへしたるを、蘭名にサルポレイケレットといへり、是へ辰砂を加へたるをアンテスバスマツケモウツウケといへり、右は十月九日文政五年都景一來話、三八コハと云詞 此は、そはと云詞は、文にはかくまじき詞也、その由は、歌は文字數定りてあれば、こは、そは、こやなど約めていへり、文にはこは、そは、はといふべきと或人いへり、されど大鏡第五に、帝をさなくおはしまして、人々に遊びものまらせよと仰られし條に、「こは何ぞと問せ給ひければ、しかじかどなん申」と見えたり、こはの詞、一定にもいひ難くやあらん、三九鳥銃 鳥銃の朝鮮へ始めて渡りし事を、懲誌

錄三の記して、天正十八年の春、對馬守平義智其王にまいらせし由見えたり、されど朝鮮陣法の下八々に、弓銃槍筒彭排といへる事あり、この書は景泰二年の序あり、されば天正よりは百年餘も前、已に朝鮮に鳥銃ありし證なり、（頭書、鳥銃の名義は、職方外記にあり、○鳥銃鮮傳十ヶ、高皇帝時、嘗賜火藥火礮、一化成十二年の條なり、按ずるに、朝鮮陣法にいへるものと符合せり、懸懸録に云我國之有鳥銃始此と云もの、其し誤なり）

四〇那須文書の寫

如來意眞璧芳賀問の儀、事切

不レ及ニ是非候、就レ之雙方爲ニ媒介ニ使差越候條、此上〇之行先以不レ可レ有レ之由存候、然ば兼て如ニ申談、勝頼爲ニ手合、昨日、當地迄出馬、明日十三、祖母井へ進馬、十五六兩日間に敵領へ可レ被レ越ニ逼塞候、其時分同日野陣へ御出張、萬可レ被レ仰合、事任入候、委細猶於ニ先陣ニ可ニ申談候、恐々謹言、

卯月十二日

那 須 殿

御 名 判

態申届候柳晴朝以ニ媒介、白河當方遂ニ和睦候、如レ此之上自ニ御當方ニも白河に被レ仰合、可レ然候、依之及ニ使者候、如レ斯之意趣自ニ晴朝ニ可レ有ニ訊談候條不レ能レ具、恐々謹言、

霜月十三日

那 須 殿

御 名 判

急度令レ啓、仍兼て如ニ申合ニ南口爲レ調儀、今日十九、野口迄令ニ出馬候、廿五六日可レ及レ動ニ逼塞候、一勢御合力候は、外聞見所レ可レ爲ニ本望候、餘事令レ期ニ後音、恐々謹言、

卯月十九日

那 須 殿

御 名 判

態令レ啓候、仍當口之儀付而、昨日以レ使條々承候、本望候、存分及ニ御廻答候、猶爰元爲レ可ニ申談、重而兩人差越候、於ニ委細ニは後口上可レ有レ之候、恐々謹言、

七月廿一日

那 須 殿

御 名 判

右古文書は、下野國黒羽根寺子彌右衛門と申人持示レ之由、右に名判と有レ之候處には、左の通に有レ之、

義重

四一無冤錄鈔

「無冤錄」卷上云、「權且粘連入レ卷、

用レ印關防、權且也、關閉也、防御也、謂「落水身死、安埋了當、安埋猶ニ安葬ニ了當」或稱「與ニ毒藥ニ身死、杜撰詞因、杜撰也、撰集也、」如有ニ雕青、雕青、刻而深青也、江南人多雕青、墮胎ニ者准レ律、未レ成ニ形像ニ杖一百、墮胎者徒二年、謂「已成ニ形像ニ者徒二年、中ニ金蠶蠱毒ニ死屍、金蠶南方有之、食年（卷の下二十一ヶ）、能毒レ人、（下）虎咬死の條云、「一云、月初咬ニ頭頂、月中咬ニ腹背、月盡咬ニ兩脚、咬レ鼠亦然、（下八十

四二錢をオアシと云こと

錢を俗におあしといへる事を、俗説くさく、あれども、皆妄説にして取べきものなし、これは中古、錢の事を要脚といへり、それを女言葉に脚をおあしといへる也、（日本國風五の卅二ヶ、本節用に、要脚錢也、用途同ニみえたり、（頭書、和訓栞に、留運録に用脚と書り、或要脚と物に見えたり、按、白玉蟾詩、腰下有錢三百疋、要は腰の本字なれば、腰脚、○錢をあしと言は、物をあかなふ料の時の名なり、その委しき事、友人靜庵子の梅園日記に説り、）

四三筆製

老圃堂集卷上、制筆之詩序云、「吾邦之筆工不レ知レ用レ漆、惟以ニ海藻ニ束之耳、故軟弱無力、其鋒泥滯、字乏ニ筋骨、嗚乎宜哉、吾邦之名善書者、未ニ嘗免ニ鈍漫之病、良有レ以也、余嘗恨レ之、惟歲待ニ大明商

舶ニ而購レ之、前レ此道ニ筆工ニ用レ漆者凡三、而遂不レ成、余手擇レ毫以ニ狸毛剛者ニ爲レ柱、鹿毛柔者爲レ副、澤レ之以ニ海藻、牢レ之以ニ漆、已成而試レ之、雖レ未レ若ニ大明、比ニ諸倭製者ニ不レ惟ニ霄壤ニ焉、適勤之迹、庶幾其可レ企、若夫博推ニ之天下、使ニ筆工知ニ漆之不レ可レ弗レ用、學レ書者知ニ筆之有レ所レ資、不ニ亦樂ニ乎、丙戌八月、（頭書、春風堂筆所ニ載筆製之法、大同小異、併考以可レ知、明人製筆之法、癸未五念記、○春風堂隨筆の文は、全く章詒が筆經の文なり、）美成云、壬午、十一月七日病にかゝり、老圃堂集三卷人をして購はせ、燈下に於て枕邊に閱するに、右一條をみいでたり、いとおもしろければ抄寫しぬ、他日東文齋をして製造し、試みん事を思ふのみ、

四四州を國にかへ用る事

吾邦の俗、國といふべきを州といへり、山城を城州、大和を和州といふの類是なり、これ近時の俗にもあらず、いと古くより言もて來にける事になんありける、元慶二年日本紀竟宴歌序に、伊豫介善淵朝臣愛成を豫州別駕と云、承平六年竟宴歌序に、令ニ阿州別駕累遷ニ美州紀州と云、和名類聚抄順自序に、山州員外刺史田公望といふあり、又本朝文粹、「豫州楠本道場、參州藥師寺」などといへり、又州字古くは文華秀麗に用ひたり、猶委しくは日本國

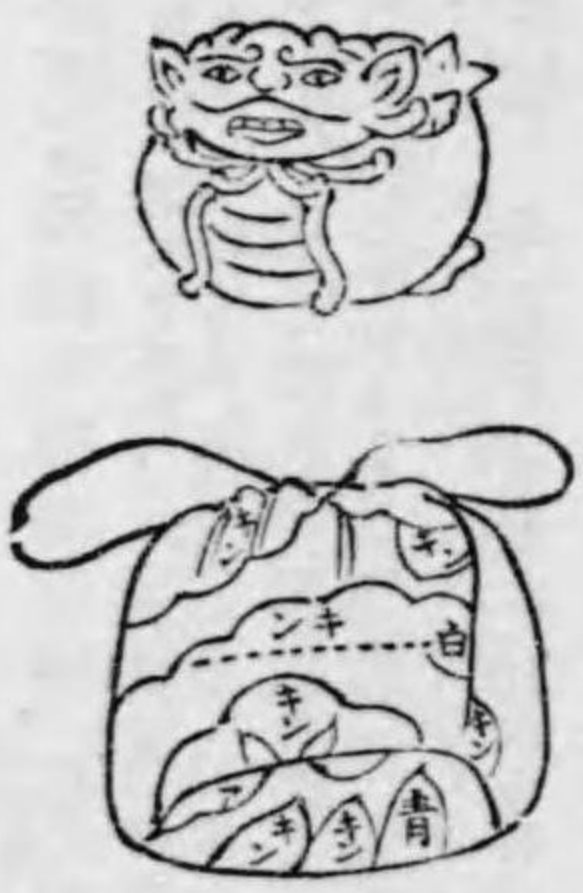
この事、又辛酉隨筆上の二紙のウ、も見えたり、可三併考、夏山雅談二、群書

四五井の考

「井」といふは、田にまかす料の水の事なり、さるは山田は山の尾さきとくの間を築めて、其山のたり水雨水などをためて池として、山の口より水を通はして、其下なる田に灌ぐ事なり、之を池ともいひ沼ともいへり、打まかせては池沼といふものなれど、田に沃す料の水なる故、井とも井ごとも山のとも田のともいふ也、さて又平なる地にては、大井河などやうの河をせきわけて、おせきといふは、川の底に杭を水のよむむやうにして、其遊より水をせきわくる也、田にまかす水をせきわくる故おせきといふ、細き渠をほりて、その流の末よりまかす也、その堤を井手といふ、今尾張美濃などにて井桁といふ、山城の井手もさる堤のありし故、所の名にもおひし也、玉川やがてその流なるべし、飛鳥井もせかゝるも数々の某井も、皆此渠と池との事なるを、近き世の先達は、井を掘井戸のみの事と心えたるにや、以下略之、辛酉隨筆、(頭書、古事記の天上卷海宮の段、玉器もて井の水を汲みたるを合考べし、水をもる器もて直にくみたるをもも、深くほりたるにあらざるをさるべし、懷橋談下軒築の條に、「社中に三井あり、二曰真名井、龜山の麓にあり、天照大神の素盞鳴尊之帯給る三鏡を、天の真名井に振濯、餘然阻

田舎の義、略言といふをもて解するに及ばずといふべし、

四六大石良雄の遺物 さいつ比或人の許にて、大石良雄の遺物といふ文鎮をみたり、其記に云、「赤穂義士大石大夫良雄遺物、宜寶之勿失、文化甲戌晚秋既望、竹雨逸史題、應山田氏之囑」とあり、その時、その文鎮及その袋を寫し置ぬるを、左に帖す、



四七題名 さて及第に擧られて進士となる者は、慈恩寺の塔にその姓名を書付く、是を題名と云、所謂雁塔題名と云是なり、慈恩寺は、太宗の母后の爲に建られたる寺也、制度通六

四八大中通寶 明の太祖の始め、未だ國號を立られざる先、吳王と稱す、是時に大中通寶を鑄る、是は錢の銘にて年號にあらず、今の世にも偶この錢あり

囀給ふも此井なるべしとあり、これは今の井戸の井と思ふよりの辭言なり、思ひ感ふべからず、○釋名二の四左云、「周制九夫爲井、其制似三井字也」この釋名の説は、井の字を本にて、其字に似たるより云へる云ふなれど、予は井田の象形字なるべしと思へり、美成思ふに、この考もさる事にてはあれど、井といふものは、田にまかす料のみ意得て、井といふものの本義までは意付すやありけんと思はる、也、その由は、孟子に「方里而井、井九百畝」とあり、これは古へ方一里を井の字の如くに溝をほり、其間一さまく、に百歩づつなりといへる事也、これにて井の本義明かなり、(頭書、考工記曰、「九夫爲井、井間廣四尺、深四尺、謂之溝、」度考云、「井間之溝廣、當今參尺許、賢島詩云、林賦、疏是深邊石、井底泉通、竹下池、彌珠詩格一の三、「井中龍、」また「井蛙不知大海」などの類、今の掘井戸にては解せず、眼花落、井水底眠、僧祇律の鵝、井中の月をさるを井の字もと象形にて、井字の如くに溝をほれば也けり、今の井戸を井と意得れど、これは掘井戸といふ事ぞ、正しき稱呼にはありけりと思はる、又田舎をわなかといへり、これを魚彥の古言梯に、わなかは田居中の略言といへど、居の字は井の借字なり、田畝を田といへる事、和歌にも數多あり、(頭書、萬葉見居中は田居中の略語なりといへり、さらば田と云語の略し難く思ゆ、猶可考、○愚管抄卷一、仁實の條に、「井中におはしまして民の愁をよく知しめして」とあり、素より然りけるにや否は、されば田居中にてもわなかにてもいふべし、なかは井中にて、即ち

り、訛りて唐の大中年中の錢といへり、制度通十三

四九燃犀の故事

雲州消息上の二云、「情思、龍尾之儀式、可レ依犀角之照輝」といふ文あり、書名にも燃犀、(服部天、立原、海篇犀照などいへるあり、燃犀の義、人その出處を詳にせず、尙友錄云、「温嶠初都督江州軍事、過三牛渚、深不可測、世傳三下多怪、燭燃犀照之、奇形異狀、赤衣乘馬者、須臾水族覆レ火、夜夢告曰、幽明自別、何意相照如此矣、」(頭書、天中九右江戶、燃犀、温嶠至三牛渚、傳言水深不可測、乃燃犀照之、須臾見水族、奇怪或乘三車馬、至夜夢人謂曰、與君幽冥隔、何苦相照、燭甚惡之、未幾而卒、晉書、七)

五〇道祖神

道祖神とて、二神立並びたる像を石にあり、通衢に立あり、江戶にも小日向にあり、田舎には大かたあり、金剛神、六地藏などと同じ所にある物なり、又之を幸の神といへり、上毛國あたりは、必ず岐路に此石を立と云、その圖如左、(頭書、道祖神の事、あり、可三合考、○運歩色葉集、道祖神、○道路衛神、鹿島志上の廿五、)



その手ゆびさす所即ち徑路なり、〔頭書、扶桑略記卷廿五の丙午、近日東西兩京大小路衢、刻木作神、相對安置、凡厥像、鬚丈夫、頭上加冠、髮垂垂、以丹塗、身成彩色、起居不、同、各異、或所作女形、對丈夫而立之、下、腰底刻繪陰陽、構、几案於其前、置三杯器於其上、兒童環雜拜禮、整勸捧幣帛、或供香華、號曰岐神、又稱御靈、未知何祥、時人奇之、〕美成云、今上毛相摸の邊にござうく神とて石もて作れるは、この岐神の遣れるには非ずや、猿田彦に御女〔云云は附會なるべし〕

五一禁裡萬歳の儀式

禁裡萬歳の御式、此時所司代

役無御座候、又諸人の拜見も不成候、故に於彼地も存じ不申候、珍敷物にて御座候、尤此書面にてあらましに御座候、

京都住 萬歲 小泉 豊 後

每正月四日、紫宸殿御庭にて舞申候、裝束は三位鳥帽子、此鳥帽子古へ上より、大紋萌黄色の薄き襦袢なる給はりし由申候、大紋着、ものよし、紋所丸の内に符輪頭

をつくる、但下は半袴の如く裾短なり、服は紅の両面の小袖、下に白無垢を着、小刀を帶す、舞時は兩人ともに脱劔なり、歳若は萬歲鳥帽子、素襖着、〔頭書、素襖花色、肩にもやうあり、紋所緞、熨斗目、紋は丸の内に符輪頭を附、を着、刀脇指を帶す、扱羯鼓、中啓を持、但豊後羯鼓を手に持、手にて打之、唄ひ物は委敷は存不申候、三番叟の舞の翁の舞に似よりしが、始めには、トウ〜タラリ〜ラフ、其次に、一本の柱より十二本の柱と申神々の御名を申終て、〕徳若に御代萬歳と、枝も榮へ益します愛敬ありけるに、新玉の年立開日の朝より、水も若やぎ木も芽も咲榮へけるは、誠に目出度ふ候ひける、

北面の武士、大紋長袴にて御階の左りに有て、〔附小刀、用、〕勇みませいと大音にて申、其後のうたひ候は、空穂猿の猿の舞にうたひ申候に似よりし様に存候、又太子御誕生の事などあり、其跡は年々替り候ことに承り候、舞終候と、五位殿上人中啓を持參にて、御階〔頭書、御階十二段目にて北面へ御渡し、北面より豊後へ被下候、弓場殿あり、此所土間故、座敷を敷、〕にて休息仕、御料理、御酒、御鏡餅頂戴仕、勸解由使青銅十二貫文、米一石持參にて、中啓と取替に相成申候、

中宮様の參り候節、御庭にて舞始り候と、女孺と見え、白小袖に緋の袴を着、檜扇にて顔をかくし、御階の上に立て、いさみませいと大音にて申候と、御翠簾の内大勢の女中の聲にて笑ひ候事、御庭迄聞え、女孺も早くかけこみ申候、

頂戴物は、御翠簾の内より、段々に紙に包し鳥目、其外色々の物なげ出し頂戴仕候、其内に金一分五つ、五色の糸にて能々からみ候が、一つ御座候、是は中宮様より賜はり候也、其外院の御所方、右之通に御座候、宮方、公家方は、御召御座候得ば參り申候、御召これなきは參り不申候、〔附、素足にて草履はき候事、〕

抑萬歳の濫觴は、神武帝の御宇、大和國橿原郡において音頭を取し者の由なり、數代の後絶家す、其後同州小泉村の者へ勅有てより以來、其事を勤む、元來名もなき者故に、唯千秋萬歳と申す名に稱し來り候、然ばいつの頃よりと云ことをしらす、小泉豊後と申ことも古き事なり、清明は同所の生れにして、豊後方にては血筋のやうに申せども、安家〔今の土御門家なり〕にては、別家の様に被仰候、今に出入は仕候、右は或人の、覺し趣きを書付侍りしとておこせたる

を、爰にしるす、又豊後かたには、いろ〜六ヶ敷譯も有之候也、

因に云、萬歳の唄ふ節は、幸若の唄ひ候ふしにより候者の由なり、又能の狂言の空穂猿の猿の舞候時、うたひ候歌のふしにも似よりしもの由なり、尤時代は萬歳の方古く、幸若はその後のものなりとぞ、〔文政十年十一月十四日於二話一言之中抄出、〕

五二黃鶴樓 唐詩選崔顥が詩に、「昔人已乘白雲去、此地空餘黃鶴樓」と云ふ詩あり、又玄集に此詩を載て、題の下に黃鶴乃人名也と有、

五三葦代考 文政元十月十日〔薄やう二枚重ね、此服はむらさき、〕

山科前大納言どのへ 廣橋大納言どのへ 此たび一橋入道大納言、きう袋着用ゆるされ候事、將ぐん家よりよろしく御さた申せとて、このよしおはしまし候やうに心得候て、御心兼候てつたへ

右葦代の事、〔葦代、宮體、宮帶同、〕海人藻屑、「僧俗裝束相當之事、法服は、俗の束帶也、裘袋は、俗の直衣也、鈍色は俗の狩衣也、衣は俗の直

垂也、俗人直衣狩衣時、下令着二用指貫、僧中裘代鈍色、下令着二用指貫之處、慈鎮和尚申三公家被止之云々、當時坊官以下三綱、世間法師鈍色等之下用指貫也、法服裘袋鈍色の時は持三楡扇、衣の時は不持也、一向中古以來、山門、南都、園城三綱用三楡扇、頗比與之事也、詹々言云、「或人云、裘袋を宮體又宮帶と書く、借字也、裘代のこと、三光院の記にも見ゆ、古へは裘と云ものあり、源氏末摘花にも裘を着たることあり、中頃其製失せり、因て裘代の名あるに似たり、袍地に作て袷にするなり、色は紫や白や黒やあり、是を疎絹と云、今僧家の素絹と云ものと別なり、春湊浪話云、「きうたいといふ衣服、靜憲法印、辨入道眞觀など着用の事、平家物語、東鑑にみえたり、裝束拾要抄には、大納言より參議まで、法體の人は着用あるものとおれども、應永十五年北山行幸の時、あるじの鹿園院准后着給ひ、伏見の入道親王、梅尾の法親王も、きうたいを着給ひし事、行幸記にみえたり、又建久二年、後白川法皇の法住寺殿へ御移徙の時の記にも、鈍色の裘代を御塗籠に置れしともあれば、法皇、法親皇なども召るゝものにてこそ、是を宮體と書れた

れども、裘代と東鑑に書しや然るべからん、
五四鑽 鑽、説文云、「兩刃刀名三木柄、可三以刈草、韓愈曹成王碑、鑽廣濟、今もろは鎌といふ兵器あり、それは右の鑽なるよし、田澤云、
五五十日惠比須 攝陽群談十一の云、「蛭兒社、西成郡今宮村にあり云々、每歲正月十日、貴賤群を成し、商家の輩福徳を祈り、世俗十日惠比須と號祭の據なり、この日多びすに鬻ぐ所の品あり、鬘斗、枡、丁銀、帳、鉦等十餘種あり、〔頭書、十日祭とて、十日を祭日とせば、泉州大島郡石津神社に蛭兒を孝昭天皇七壬申年八月十日、始て社を建つるより起り、縁起の文、泉州志二に引用したり。〕
五六手遊 米俵、子供の翫びに萬度あり、その表に一萬度と書、うらにかし九ども書、目出度かしこなどもかきたるあり、その原は、裏にかしまと書しと也、かしまのまの字九の字と見ゆるをもて、目出度の字をそへたりと也、同じ遊びの具に、米俵とて中に土の丸を入れたるあり、それを江戸二色といふ繪本に、いもむしに作るは、芋蟲の俵に移りしにやと思ひしに、正徳頃の俳諧に、「あ、しんき手のひらにたつ米だはら」と云句あり、その古きしるべし、
五七龜鑑 世にももの法則となるべき事を龜鑑と

いへり、その文字の來處は、顔氏家訓卷之上四、云、「上略、可レ爲三靈龜明鑑」也、これより後のものには、北史孫紹遠傳、六の十、大唐創業起居註、五の六、慈恩傳等にも見たり、吾邦の書にも、古今著聞集卷三七、に、「凡恆例臨時の大小事、西宮記、北山抄をもて其龜鏡にそなへたり」ともあり、又十六夜日記に、かめのかみもともかきたり、龜鑑といへる註解、諺草六の三に、祖庭事苑〔頭書、事苑は、宋徽宗の時の僧、十一の二に、祖庭事苑、睡養也、大觀二年の跋あり。〕を引て云、「龜所三以決疑、鏡所三以辨物、禪林實訓註卷下一十七、云、「龜鑑、龜知三未來之禍福、鑑照三現在之妍媸」とあり、これぞ明解といふべし、〔頭書、祖庭事苑卷二の十二、龜所三以決疑、鏡所三以辨物、以決三猶豫、物、○齊東俗談二の四、○祖庭事苑卷七の一、龜所三所三以辨、妍媸。〕
五八干祿字書抄 今俗字と稱するも、却て隋唐の俗を今に傳ふるあり、その一つをいはは、干祿字書、九經字樣、五經文字等を檢してしるべし、今左にその一二を載す、
 虫 蟲並上俗 干祿字書、
 今は上の虫字を専ら用るを、儒家者流の人々は、虫音キにて蟲と異なりといへど、さにあらず、
 帀 紙並上通 菓 果並上俗

この菓字なども、東海談に「菓子、元菓は俗字なり、説文にも見えず」などいへるは、干祿字書を見ざるの誤なり、又按に、五經文字に、加草者於義無據と見えたり、〔頭書、菓を菓に作る、智永千字文の果珍の果、草を加へて書けり、唐に先だつて古といふべし。〕
 菟 兔並上通 吾邦の古書、兔を菟に作る事常なり、古きを傳ふといふべし、又狗字にも卯冠を書けるあり、舊本、袋 袋並上通 耀 耀並上通 近 近並上通 此の近の字も今に用ゆ、古き文書などにはいと多かり、
 煞 煞並上俗中 殺並上俗中 鶴 鶴並上俗 この鶴といふ文字なども、今に俗間通用の字とす、兒童などは、鶴字は雨冠なりと心得るも猶多かり、
五九杜撰 禪林實訓音義卷下一廿二、云、「杜撰、上塞也、下造也、述也、言不通古法而自造也、如下杜光庭假佛經而作道經也、杜撰之義、猶前條無冤錄抄の中にも見えたり、可三併考なり、もと杜撰の義は野客叢書に見えたる、人口に膾炙せり、燕石錄に事文類聚を引條に抄す、〔頭書、該叢考四十三の十八張、杜撰の說あり、第十七卷燕石錄抄の考の中、杜撰のこと委しく辨あり、堂軒近藤見へり、可三併考、杜撰也、撰集也、○此卷四一條參看。〕

六〇五經文字抄 五經文字、九經字樣の中より抄

出するもの、左に載す、

桃 桃上説文、下石經、凡字 本上説文、從木一在其下、 樓上説文、 摻上説文、 搜上説文、

果相承、加草者於義無據、 摻上説文、 摻上説文、 摻上説文、

軍古者以車戰、故軍字從車、 目目部、象瞳、 罰上説文、

尾形、説文作、今依石經作、

六一九經字樣抄

萬丁反、草 荅上説文、下石經、此荅、本小豆之一名、對荅之

竹部冬生草、裏説、 祭從祭、 井音入、

卅先答反、今以 貓萌交反、 卿上説文、從二節、 辭上説文、

善上説文、下石經、 卿上説文、從二節、 辭上説文、

養從羊、 媯音母、今禮記並用二字、 界從介、 驛上説文、

弦上説文、 亦用此字、 作絃者非、 叡音二同、 反上見、 易右五

經文字、

歌 詩二同、 詠 詠 夜休舍也、從夕從亦、

右九經字樣、

六二威の訓義 甲組類鑑云、「凡そ甲の札を綴るべき料なる物を、古へは懸緒とこそ謂き、延喜式主稅寮に、革短甲冑一具を造る、懸緒の料鹿韋五張とみえしものなり、又兵庫寮式には懸緒とはあらねど、挂甲一領を修理するに、洗革四張半とも、壁拘并に革を裁のこと四日とも見えしは、懸緒の料の革と、これを裁べき日數とを録されし也、星移りては物の名も變れる世の習にて、博士保胤の匡衡の文を評せし言に、緋威と云ることを聞えしは、今鏡に見えき、其頃はや甲の札を綴り屬くることをおどすと云るにや、おどすとは緒通すと云るを略さし也、威の字を借り用ることは、東鏡にもみゆるぞ著き、軍器考に、凡鏡を造ること、我丈夫の武き借をなし給ふ時、緋威の高柄を買ひ給ふと云より始め、緋威とは、餘所に畏るべき故なるぞと、卜部家の説には見えしと云るを、軍器考補正にこれを受けて、神代卷、緋威の字を取て用ておどすと云る來れり云り、此等みな威の字に泥みて説けるなり、義貞記には鬼の字を用ひ、庭訓往來には緋の字を用ひ、鬼の字も緋威の意にて借り用ひしにや、緋は字義を取、こ正し、其綴るべき料なるものを威毛と言傳ふ、これも東鑑文治五年八月

の下に、甲の毛は紅なりと見ゆ、平家物語には、星あかりに鎧の毛定かならずと、源平盛衰記には、鎧の毛をも探り給へかしたとも、太平記には、草摺と横縫みな實切て、威毛ばかり續たることも、色々の絲毛の鎧とも曾我物語には、絲毛の腹巻とも見えき、又其等の書共に、同じ毛の冑と記せしは多かりけり、此緒になすべきものは、洗革をも色革をも組絲をも錦綾練緯をも用ひて、それが各々の色して様々に緒穿なすより、其品々は出来にけり、

異朝の稱は、詩の魯頌に具冑朱綬とあるを、朱氏の傳に朱綬は綴る所以なりとみゆ、書の費誓の孔穎達疏に、甲繩斷絶あればこれを毀理穿治せしむとも、左傳襄公三年の註には、組甲とは、漆甲に組文を成すと云るを、疏には、組を以て甲を綴るなりとも云へり、明の會典には、縹穿とも繩穿とも書けり、

六三開元通寶 杜氏通典に云く、「大唐武德四年、廢五銖錢、鑄開元通寶錢、每十錢一重一兩計、一千重六斤四兩、輕重大小最折衷、遠近便之、又唐會要に云く、「唐高祖武德四年、行開元通寶錢、徑り八分、

〔頭書〕唐書食貨志曰、「武德四年、鑄開元通寶錢、徑八分、」此錢を開元と云は、年號にあらず、歐陽詢が作りて書たる錢の銘なり、回旋にも縦横にも讀る、やうにしたるによりて、開元通寶とも開元通寶とも云なり、又今の世に開元錢最多し、其形正しくして物にすれざるを以て驗れば、皆其徑り大尺の八分三厘餘にして、其重さも唐秤の一錢に合ふ、是分明の證跡なり、今俗に一錢を一文目といひ、千錢を一貫めと云も、皆此錢の重さより云事也、以上、樂六四和蘭字書ハルマ 和蘭字書にハルマといふ書あり、大部のもの由きけり、去る年宇田川氏活字にして百部印行して、門人へ分ちぬといへり、其比水戸侯にて御買入なりしは、十二兩金なりと云、〔頭書〕活字は、チールテンブツクと云ふ、ハルマにはあらず、フランソイスハルマといふ撰者の名なり、

六五二代目高尾 二代目萬壽高尾 享保元丙申年 淨林院妙讚日晴大姉 十一月廿五日

逆修 梶原常之助源範清義母 行年七十七 于時正徳五年二月廿九日 右は、仙臺荒町法龍山佛眼寺に有之由、當時梶原進

太夫、高六百石、

六六鳥籠物語

予が所藏に、鳥籠物語といへる草紙一冊あり、柳亭主人この書を見ていへらく、「鳥籠といへる題號を考ふるに、鳥を籠に入たらんは眺めなきものなれば、面白き事のなきといへる心にて名付しものか、一字幽蘭集元祿十六年、沾徳の戀部に、蚊やにひこり鳥を籠の夕かなの戀部に、

あり、右の句意は、獨り蚊やに居は、いかに面白くない事に譬へしもの也といはれたり、おのれ美成文政十二、寺町の骨董にて、其碩の答話鑑といふものを得て、思はず右の一證を得たり、卷の下に云、「十月比の東山の景氣と、こゑのあしき素人上るりと、錢のない談合とおもしろからぬもの、鳥を籠に入れて見るにたぐふべきか」と見えたり、斯る譬への古くいひ傳ふれば、鳥籠物語としも題名せしにやあらん、再按に、油かすに、「にぎり細めてつつぞ入けり」と云、こは飯や籠の鳥に飼ぬらん、甲申三月十日追記

海録卷之六

一南留別志評

物徂徠の隨筆になるべしといへる書あり、その中杜撰の説いと多し、「頭書、龍珠君云、「なる日は、薬師のやど十二神なるべしといへるは、非なり、薬師の八日十二なりといへり、又大迫物に、左右の射たあり云も妄説なり、吾邦の古實になき事なる」安齋翁のあるまじ、大神眞潮のざるべし、又非南留別志二卷浪花人の撰なれど、なごありて、各なるべしの謬誤を辨せり、「頭書、豐子筆談の巻尾になる徂徠の書を難しし」己右の三種の書をよみて、その書中にはざるものを左に辨す、

一の論語を圓珠經といへるは、五山の僧のみ習はしたるにやと思ひしに、曾我物語に見え云々、

曾我物語の中、論語を圓珠經といへる事曾て見えす、一の辻は遠の草書なるべし、

此説も非なり、辻は和字にて誤字にはあらず、堂上方にも四辻等の姓あり、閑田耕筆に、この字の事をいひて、十之の二字合したるものかといへるは、面白き考なり、
一の十つは月の形なり、へは部の略字云々、

つは川なり、へは皿の草書なり、委しくは予別に考あり、文教證古附録にいへり、

一の二、らしいしやう籐といふは、頼政卿の弓のやうを傳へたる也、らしいしやうは頼政といふこと也云々、これは誤なり、赤城ぬしの考あり、辰集第五卷水破に

己にいへり、可併考、
一の二十、曾我物語、義經記は云々、太平記より以前の物なり云々、

予曾て曾我物語考を著して委しくいへり、曾我は天文年間の作なる事疑なし、義經記は未だ詳にその時代を考へず、

二金雞 「北齊の時に、大赦の日には、武庫令金にて作りたる雞并に鼓を闔闔門の右に設けて、囚徒を闕の前にあつめ、鼓をうつこと千聲、枷鎖をはずしてこれをゆるす、李白が詩にいはいゆる何日金雞下夜郎と云、此ことなり、廿四、十三の

三赦の義 「赦のこと、古へ書經周禮等に載するは、一人の上にて、罪の疑はしくあはれむべきを宥め赦して、一國天下罪囚を一同にゆるす事なし、秦漢このかた世々に赦分行はれて、罪ある者を一同になだめ

赦し、後世になりても故事となりてあらため得ず、然れども管仲このかた、後漢の吳漢、王符、蜀の孔明、孟光、宋の胡致堂、馬端臨等、いづれも赦のよろしからざる事をいへり、是は大亂の後など寇敗あまたおこり、逐一にせんざし、法禁もなしがたきやうなる時分には、一同に赦せらるゝこともあるべし、治平の世に罪人を一同にゆるすことは、却て善人の害をなし、或はあらかじめ赦をあてにして惡をなすもの出來て、國家の害をなす故なり、吳漢が光武にすゝめて勿れ赦と云、王符が述赦篇に「赦、贖數則、惡人昌而善人傷矣」と云、大司農孟光が費禱を責て、赦者偏枯之物と云、いづれもこのわけ也、その事、通鑑、通考等の書に具さにあらはる、偏枯之物といふは、惡人福を得て善人なやみ煩ひ、恩のかたいきなることをいへり、たとへば中風をやむものの氣血かなはざるがごとし、廿六、十三の

四道家名目 曲籍槩見云、「凡そ道書「頭書、道書は、佛のにて、佛書の趣を道家の名目にて記したる云々、此頃見たれど、書名を忘れたり、他日記すべし、乙酉五月十日記」の中に、金丹と云ことあり、科儀と云ことあり、醮儀と云ことあり、先づ金丹とは服藥の事なり、養生のことな

り、外丹とは外の薬を用ひて養生するを云、内丹とは内身の上にてさまざま養生するを云、外丹の薬の製法を外丹をねると云ひ、内丹の身の運轉を内丹をねると云也、甚女は佛家の姪慾即是道の様なることをとりまじへて、内丹をねるには尤も妄意多し、次に科儀とは、仙人どもの出世する作法なり、儒家の及第出身の作法の様なることなり、仙人どもの出世立身する科さだめの儀式なれば、科儀と云なり、次に醮儀とは、これは佛家の祈禱祈願のとき、鈴をふり香火を獻じていろ／＼儀式をする様に、仙人どもの天下安全無病安産の祈禱をする時に、行する儀式なり、是を醮儀と云なり、次に胎息とは佛家の座禪なり、仙人ども氣を丹田に下し氣海にをさめて、或は悟りを開き或は神を出す術をなす也、されば達磨の座禪をも、仙人どもは達磨胎息とは云なり、故に佛家には座禪三昧經あり、道家には胎息經と云ものある也、右典籍概見の敬下首なり、此人東武の生、其號を隨緣子と云居を瑠璃菴と云、亦真如書院といへり、

百六十六 痘瘡の守護

百六十六 殿

右は、有徳院様御時、痘瘡世上に殊の外はやりければ、その頃上様にも御痘瘡のありければ、攝津の西宮の神職、痘瘡には宜しき神號これあり、それを記し押おけばよき由申上るにより、即書て奉れど命の下りけるに、神職申上けるは、是は時の能書に仰付られ然るべき由なりければ、乃ち廣澤知慎に書しめ給へり、その時廣澤一枚控へに認め置しあり、それを後土浦常陸にしれる人あり、その人子あまたありければ、かの神號を譲る、その人石摺にして、三百枚を限りて印施す、故に今世に残り傳ふる事いと稀なり、さるる皆川森之介様に、一枚表具になりてありしを、今茲冬痘瘡殊の外行はれけるに、尾代輪池翁をして臨寫せしめ、版行して徧く施し給へり也、

六捺拾捺拾 世にけが除の符字とて、捺拾捺拾の四字を書し持てば、災難なきよし傳ふ、出羽國の仙人堂といふよりいづる也、そこにては、この文字をサンバサンバとよめる也、○此事の異説、また彌尻及蓬蒿筆露などにも見たり、友人柳菴談なりき、○親見家にては、この符に、それに異説まち／＼あれど、先正しと思ふは、江城年録寛永二年三月、云、「公方様台徳、葛西へ御成、其日無雙之大雁一羽、御鷹取候、右之雁之胸に文字形四つあり、其文字は稗稔稔稔、如

レ斯之文字有、誠に不思議成事也」と見えたるは、時代と云ひ、傳説にあらぬ當時の日記なれば疑ふべからず、又一説に乘穂録卷下十云、「筑前福岡の封内にて鶴を捕りしに、其翅に小牌あり、捺拾捺拾の四字あり、これ長命の符字なるべしとて、人々寫して佩びたり、又淡路の何がしとやらん云寺に、齋藤實盛の位牌ありて、其背にも此四字あり、いかなる故といふ事をしらすと、其國の人語れり、近きころ江戸にて、此符を佩びたる人、馬より落て堀のうちへまろび入りしに、少しも毀傷せず、それより此符を佩ぶる事世にはやりし也、また扁額軌範卷下十云、「一説に、淡路の一梵刹に齋藤實盛が牌を安ず、牌陰に捺拾捺拾の四字あり、何といふことを知らず、或年筑前福岡の封内にて鶴をとる、其翅に小牌あり、勒して此四字を記す、傳へ云、頼朝卿の放されし所の鶴かと、頼朝公日記に、正しきものに見えず、東鑑、盛衰記等、つてなし、頼朝公日記に、足らざるものなれば論なし、唯余が目撃する所の書は、○必大の本朝食鑑の中、鶴の條に見えたるのみ也、是長壽の符也と、又一説に、此符を佩ぶるものはころびたふるの難なしと、近世専ら此符を記しおぶると云い、美成云、按るに、初の年祿の字と、次の乘穂録、扁額軌範の

字は異同あり、己は初の方正しとす、さて次の二説大同小異なり、淡路の國にありといふ實盛の位牌、何といふ寺にや、山號寺號等詳かならざれば信じ難く、且淡路常磐草全八とて、かの國の地誌あり、其國人の撰述なればいと委しきが、其中にも、實盛堂卷の四鳥飼の事は見ゆれども、この位牌の事はなし、猶その國人に尋ねて後信偽を定むべし、頼朝卿の放されし鶴にやといふは、辯を待すしてその妄なるを知るべし、過し年、文政三年十月、虎吉といふ童子、暫しの間留守居せる事あり、この虎吉が事、天狗にさそはれ行て、その天狗杉山僧正の弟子なり、さなりしもの也、委しくは予の著す平兒代答二冊あり、此者にかの符字を示しければ、見ていへらく、此は仙人の常にうたふ符の如きものあり、その中にある文字なりと、その唱ふる符は長命の符の由、何とよむやといへば、音は捺拾捺拾といへることいひし也、これ夢中夢を説くの如き事なれど、記して以て異聞の一つに備ふもの也、天明二年寅の春、御小姓勤仕の新見愛之助、登城の折柄九段の上にて落馬致し、數十丈深き御堀の牛ヶ淵へまろび落ぬ、されど人馬共に怪我もなく、其儘衣服を改め登城ありし由、餘り不思議の事故、何ぞ守護にてもあるやと尋ねければ、外に守